

全 経 済 活 動 に 関 す る
国 際 標 準 産 業 分 類
第 4 次 改 定 版
(仮 訳)

International Standard Industrial Classification
of All Economic Activities (ISIC) Revision 4

平成 21 年 6 月

総務省政策統括官（統計基準担当）

は し が き

この資料は、国際連合統計部が2008年（平成20年）に改定した“International Standard Industrial Classification of All Economic Activities (ISIC) Revision 4”を、業務の参考資料として翻訳したものである。

なお、原文は、高度に専門的・技術的な内容となっており、その訳文は、依然、不完全な箇所が多く残っていると思われることから、表題には、「(仮訳)」と付したところである。この点、関係諸賢の御教示を賜れば幸いである。

平成21年6月

総務省政策統括官付
統計基準担当統計審査官室

序文

全経済活動に関する国際標準産業分類（I S I C）は、生産に係る経済活動に関する国際的な典拠分類である。その主要な目的は、このような経済活動に沿って統計を作成するために用いることができる活動カテゴリー一式を提供することである。

1948年のI S I C初版の採択以来、世界中の大多数の国々は自国の活動分類にI S I Cを用いるか、あるいはI S I Cに由来した自国の分類を開発してきた。したがって、I S I Cは、各国が自国の活動分類を開発するための指針として機能し、また、経済活動に係る統計データを国際的なレベルで比較する上での重要なツールとして利用されてきた。I S I Cは、国民経済計算、企業統計、雇用統計をはじめとする様々な経済統計及び社会統計において、経済活動の種類別にデータを分類する手段として、各国で、また国際的にも幅広く利用されてきた。加えて、統計以外の目的でI S I Cが利用されるケースも徐々に増加している。

このI S I C第4版（I S I C, Rev4）は、世界中の数多くの産業分類の専門家及びユーザーの協力を得て、数年にわたり行ってきた検証作業の成果として生まれたものである。この検証作業を経て、I S I Cは、過去の版より詳細な構造を持つものに生まれ変わり、特にサービス業種に顕著な傾向である、新興の多くの産業を別々に識別しなければならないというニーズに対応できるものとなった。さらに、現在の経済活動の状況をよりよく反映できるように上位レベルの新カテゴリーを導入したことで、I S I Cの適切性がさらに高まった。“情報通信”と名づけられた新しい大分類（第3部の大分類Jを参照のこと）は、第4版における改革のひとつである。その他の多くの地域活動分類を参考としたことで、比較可能性も強化された。したがって、このI S I C第4版は、国際的なデータ比較のツールとして非常に質の高いツールであるといえる。

I S I Cの現行版には、多くの補助分類（alternative aggregation）が含まれている。これらは、概念上の理由から、既存のI S I C構造にもとづく分類では対応することのできない場合の分析ツールである。このI S I Cの現行版に含まれている補助分類は、情報通信、インフォーマル・セクター、非営利機関のための分類と、国民経済計算の2つの分類、すなわち、最上位の分類と中位レベルの分類に関するものである。

I S I C第4版の構造は、2006年3月¹に開催された国連統計委員会第37回会議において、国際的に認められる基準として検討され、承認された。ここに、この第4版を、1989年から使われてきたI S I C第3版²及び2002年から利用されてきた最新の改定版である第3.1版³に代わるものとする。

¹ 2002年経済社会理事会オフィシャル・レコードのサプリメント No.4 (E/2006/24)、第I章パラグラフ3項目37・105(a)を参照のこと。

² スタティスティカル・ペーパー、第3版（国際連合発行、販売 No.E.90.XVII.11）

³ スタティスティカル・ペーパー、No.4 第3.1版（国連発行、販売 No.E.03.XVII.4.）

目次

	ページ
序文	ii
歴史的背景.....	vii
謝辞	xi
I S I C利用者への支援.....	xii
頭字語と略語.....	xiii

第1部

序論

章	パラグラフ	ページ
I章 概要	1-21	2
II章 分類の基本原則	22-54	6
A. 分類の目的と性格	22-37	6
1. 一般的考察.....	22-27	6
2. 分類の範囲.....	28-29	7
3. 他の種類の分類との差異.....	30-37	8
B. 分類を構築する上での基本原則	38-45	9
C. 分類の構造及びコード化システム.....	46-54	10
III章 分類の適用	55-157	13
A. 主たる活動、副次的活動、補助的活動.....	55-63	13
B. 統計単位.....	64-102	14
1. 全般的所見.....	64-75	14
(a) 法的主体.....	71-72	15
(b) 制度単位.....	73-75	15
2. 国民経済計算体系の統計単位	76-83	16
(a) 企業	77-79	16
(b) 事業所	80-83	16
3. その他の統計単位	84-89	17
(a) 活動種類別単位.....	85	17
(b) 地域単位.....	86-87	17
(c) 同質生産単位	88-89	18
4. 統計単位の範囲確定	90-99	18
5. 選択する統計単位の国による違い	100-102	19
C. 統計単位の分類	103-154	20
1. 全般的指針.....	103-112	20
(a) 付加価値の代替.....	107-109	20
(b) アウトプットの代替に伴う問題.....	110-111	21
(c) インプットの代替に伴う問題.....	112	21
2. 混合活動の処理.....	113-131	22
(a) 複数の独立した活動の処理	115-116	22
(b) 垂直的統合の処理	117-119	22

(c)	水平的統合の処理.....	120-122	23
(d)	トップダウン方式.....	123-131	24
	第1欄 例：トップダウン方式を利用した単位の主たる活動の特定.....		25
	第2欄 例：トップダウン方式を利用した卸売業及び小売業の単位の主たる活動の特定.....		28
3.	電子商取引.....	132-134	29
4.	修理及び保守.....	135	30
5.	アウトソーシング/手数料または請負ベースの活動.....	136-145	30
	(a) 請負者の分類.....	139	31
	(b) 注文者の分類.....	140-145	31
6.	政府の活動.....	146-147	32
7.	企業の分類.....	148-149	32
8.	世帯の分類.....	150-151	32
9.	単位分類上の変更点.....	152-154	33
D.	単位の活動に関する情報の捕捉と I S I C コード付与.....	155-157	33
章			
IV章	その他のテーマ.....	158-198	35
	A. 関連の国内分類作成にあたっての I S I C の利用.....	158-169	35
	1. I S I C の統合と分割.....	162-167	35
	2. 国際的な比較可能レベル.....	168-169	37
	B. 統計公表のための異なるレベルの分類の利用.....	170-171	37
	C. その他の分類との関係.....	172-192	38
	1. 概要.....	172	38
	2. 生産物分類：C P C、H S、S I T C との関係.....	173-175	38
	3. その他の派生及び関連の活動分類.....	176-184	39
	(a) 派生分類.....	179-181	39
	(b) 関連分類.....	182-184	40
	4. その他の国際分類と I S I C の関係.....	185-192	40
	D. 分類の索引.....	193-194	42
	E. 対応表.....	195-197	42
	F. I S I C のための補助分類.....	198	43

第2部

基本構造と詳細構造

章

	パラグラフ	ページ
I 章 基本構造		45
II 章 詳細構造		46

第3部

詳細構造と説明

大分類

A. 農林漁業		67
B. 鉱業及び採石業		81
C. 製造業		87
D. 電気、ガス、蒸気及び空調供給業		164
E. 水供給業、下水処理並びに廃棄物管理及び浄化活動		166
F. 建設業		171
G. 卸売・小売業；自動車・オートバイの修理業		178
H. 運輸・保管業		193
I. 宿泊・飲食業		201
J. 情報通信業		205
K. 金融・保険業		215
L. 不動産業		221
M. 専門、科学及び技術サービス業		222
N. 管理・支援サービス業		231
O. 公務及び国防、強制社会保障事業		243
P. 教育		246
Q. 保健衛生及び社会事業		251
R. 芸術、娯楽、レクリエーション業		256
S. その他のサービス業		261
T. 雇い主としての世帯活動、並びに世帯による自家利用のための分別不能な 財及びサービス生産活動		268
U. 治外法権機関及び団体の活動		269

第4部

補助分類

概要	199-202	271
A. SNAデータ報告のための2つの補助分類	203-216	272
1. ハイレベルSNA/ISIC分類	204-208	272
2. 中間レベルSNA/ISIC分類	209-216	273
B. 情報経済のための補助分類	217-222	275
1. ICT（情報通信技術）部門の定義	218-220	276
2. コンテンツ及びメディア部門の定義	221-222	277
C. インフォーマル・セクターに関するデータ報告のための補助分類	223-232	277

D. 非営利組織セクターに関するデータ報告のための補助分類.....	233-237	280
------------------------------------	---------	-----

第5部

ISIC第4版における変更

I. 方法論に関する変更.....	238-243	289
II. 構造上の変更.....	244-260	289

歴史的背景

全経済活動に関する国際標準産業分類（I S I C）の初版は、1948年に採択された。経済社会理事会は、これに関連して、1948年8月27日付け決議第149A（VII）号を承認した。同決議の内容は次の通りである。

“経済社会理事会は、
経済統計の国際比較性の必要に関する統計委員会の勧告に注目し、また、
統計委員会が、加盟国政府の助言と助力を得て開発した全経済活動に関する国際標準産業分類に注目し、
すべての加盟国政府が、
（a）この分類体系を自国の標準として採用することにより、または、
（b）国際比較性のために、各国の統計データを本分類に合わせて再構成することにより、
全経済活動に関する国際標準産業分類を使用するように、此処に勧告するものである。”

国内生産あるいは国民所得、雇用、人口及びその他の統計のように、経済統計の分野において経済活動の種類に応じてデータを分類する上で、I S I Cは、国内的、国際的に広く使用されてきた。多くの国が、I S I Cを自国の産業分類開発の基礎として利用してきた。また、各国の詳細分類レベルにおける複数のカテゴリーとI S I Cの一つのカテゴリーを合致させるという基本を、可能な限り実現させることによって、多くの国の産業分類とI S I Cの間にかかなりの比較可能性が達成された。自国の活動分類をI S I Cに合わせたり、I S I Cに沿った統計シリーズを提供できる国も増加している。国際連合、国際連合工業開発機関（UNIDO）、国際労働機関（ILO）、国際連合食糧農業機関（FAO）、国際連合教育科学文化機関（UNESCO）及びその他の国際機関が、統計データの公表及び分析においてI S I Cを使用している。

I S I Cを使用した経験から、分類カテゴリーの構成及び定義、さらに分類の根幹をなす諸原則を定期的に検討する必要があることが明らかになった。経済活動の構造に変化が生じ、新しい種類の経済活動が重要となってきた。一方で、分析のために、経済活動の種類別に分類されたデータに対する新たな需要が生まれている。数十年に渡り、I S I C及びI S I C対応の各国の分類体系の継続的な使用の経験によって、様々な方法で拡大、明確化あるいは改良すべき面が明らかになってきた。したがって、これらの理由から国連統計委員会は、1956年、1965年、1979年そして2000年にI S I Cの再検討と改定を開始した。継続性、すなわち、I S I Cの改定版と旧版の間の比較可能性を確保することは、常に最重要課題のひとつであると委員会は表明してきた。一方で、世界において経済構造や生産パターンがめまぐるしい変化を重ねており、過去のI S I Cと現行I S I Cの継続性の問題が統計委員会の大きな関心事であり、I S I Cの適切性及びその他の既存産業分類との比較可能性確保のバランスという問題に、慎重に対応することが求められている。

I S I Cの改定第1版（I S I C, Rev1）は、国連統計委員会第10回会議において検討され

4 スタティスティカル・ペーパー、No.4 Lake Success、ニューヨーク、1949年10月31日

た後、1958年に刊行された。⁵ 改定第2版（I S I C, Rev2）は、1968年の委員会第15回会議において改定案について検討、承認された後、1968年に刊行された。⁶ 改定第3版（I S I C, Rev.3）は、1989年の第25回会議において検討、承認され、1990年に刊行された。⁷ さらにこの第3版の改定版（I S I C, Rev.3.1）は、2002年の第33回会議において検討、承認され、2004年に刊行された。⁸

第3版と第4版では、その他の活動分類や生産物分類との調和を高めることに、より力点が置かれたために、I S I Cのそれまでの改定版では見られなかった複雑性や制約が加わった。I S I Cは、様々な分野の統計の国際的な比較や分析という点で中心的な役割を果たしているため、I S I Cが、経済構造や統計慣行に適ったものであると同時に、世界の様々な国々のニーズにも適応しているかどうか大きな注目が集まった。第3版と第4版の両方の改定版では、さらに詳細度が強化された。特に、世界のほとんどの国の経済における成長部門であるサービス業の実状を反映するように、この部門の詳細度が高められた。加えて、中央生産物分類（C P C）におけるサービス業の詳細分類の導入などの状況に応じるために、他の分類との調和を高めることで、分析目的でも解説目的でも多くの場面でI S I Cの有用性が改善された。

I S I C第4版

I S I C第3版刊行以後の数年間で、世界の多くの国々における経済構造は予期せぬスピードで変化した。新技術の登場と組織間の新たな分業体制は、新しい種類の活動や新しい産業形態を作り上げた。これは、統計データの提供者やそのユーザーに、課題を課すことになった。提供者やユーザーからの要求の高まりに応じて、国際経済社会分類に関する専門家グループが、1999年の第4回会合において、経済構造の変化と新しい分析ニーズをよりよく反映するためにI S I Cを改定すべきかどうかについて検討した。完全改定版の完成には多くの時間を要することから、専門家グループは、I S I C第3版のアップデートを勧告し、その結果、分類に関して早急に改定が必要な小規模な問題に対応した第3.1版が2002年に刊行された。同時に、2006年の完成を目指して、I S I C第4版の作成をスタートさせることが決まった。

I S I C第4版の目的は、I S I Cの適切性及び他の分類との比較可能性を改善、強化するとともに、その継続性に配慮するという観点から策定された。適切性という点では、新しい経済生産構造及び活動をI S I Cに組み入れる必要があり、一方、比較可能性という点では、オーストラリア及びニュージーランド標準産業分類（ANZSIC）、欧州共同体標準産業分類（NACE）、北米産業分類システム（NAICS）及び世界各国で使用されているその他の活動分類との収斂が必要であるとした。これは、比較可能性の実現が、I S I C第4版にとっての最重要ファクターのひとつであるべきだという認識に裏付けられたものである。継続性は、I S I Cの過去の版を改

⁵ 全経済活動のための国際標準産業分類、スタティスティカル・ペーパー、シリーズM、No.4、Rev.1、国連発行、販売 No.E.58XVII

⁶ 全経済活動のための国際標準産業分類、スタティスティカル・ペーパー、シリーズM、No.4、Rev.2、国連発行、販売 No.E.68XVII.8

⁷ 全経済活動のための国際標準産業分類、スタティスティカル・ペーパー、シリーズM、No.4、Rev.3、国連発行、販売 No.E.90XVII.1

⁸ 全経済活動のための国際標準産業分類、スタティスティカル・ペーパー、シリーズM、No.4、Rev.3.1、国連発行、販売 No.E.03XVII.4

定することにより適切性あるいは比較可能性が向上するという利益が、そのために必要なコストを上回る場合にのみ改定を行うべきであるという重大な制約を反映したものである。改定プロセスの後半において、多くの国にとって継続性の確保が極めて重要な要素であることが、より鮮明になった。

I S I Cのこれまでの版、第4版のドラフト、質問票ならびに関連材料の作成作業は、国際連合統計部が、国際経済社会分類に関する専門家グループの技術サブグループの協力を得て実施した。このプロセスは、2001年から2005年までの期間に3回に渡り開催された会議で国連統計委員会及び専門家グループが示した指針にもとづき実施された。これらの会議において、統計委員会と専門家グループは、採用されているプロセス及び改定作業の進捗状況について検証し、また、次の改定プロセスのための新たな指針の設定あるいは確認を行った。

技術サブグループは、合計10回の会議（各回通常は一週間）を開催し、I S I Cの詳細についての検討を行った。このプロセスでは、国際連合統計部が実施あるいは主導して7箇所で行われた地域別ワークショップならびに特定のテーマに関して国際連合食料農業機関（FAO）、情報社会の指標に関するワーキング・パーティー、東南アジア諸国連合（ASEAN）、アフリカ・サブサハラ経済・統計観測所（AFRISTAT）と行った会議、及び国際連合統計部が出席したNAICS－NACE収斂プロジェクトのための数回の会議で取り上げられた問題を新たな課題として検討した。これらの会議やワークショップの開催により、各国及び特別機関は、新たな課題を提起することができ、また、I S I Cの改定プロセスの進捗状況ならびに抱える問題についてこれらの機関に情報を提供する場として役立った。

専門家グループからの提言に従い、国連統計委員会は、改定プロセスにおいて全加盟国と協議することが最優先課題であることを確認した。この協議は、上記のワークショップや会議の招集のみならず、改定プロセスの様々な段階で全加盟国を対象にして質問票を送付し、検討作業で検討すべき問題を明らかにする作業が含まれていた。一方、これらの協議により、主要な利害関係者全員が、特に、産業分類の収斂に関する調査に参加している関係機関が検討作業に直接関与することが可能となった。また他方、これらの協議によって、国際的な典拠分類としての適切性をI S I C第4版が確保するために検討が必要な、種々の経済状況から生じる様々な問題を知り、それらについて熟考することが可能となった。

3回に渡り各国との協議が行われ、各回に向け詳細な質問票が作成された。これらの質問票は、より細かい問題を網羅したものであり、その対象は、考え方や全体的な構造に係る問題から、境界線上の問題、詳細な分類構造、解説部分に関する問題まで様々な範囲にわたった。

I S I C第4版適用のためのルールの一部は変更され、また、分類の構成と解説部分の作成のための基準が見直されたが、I S I Cの全体としての特徴はそのまま引き継がれた。I S I Cの詳細度は大幅に高まった。サービス産業にとっては、この変化は、トップレベルをはじめ、あらゆるレベルで見られた。一方、農業などのその他の産業の場合には、詳細度が高まったことの影響が現れたのは、ほとんどが下位レベルの分類においてであった。

このI S I C第4版では、既存の国際分類や多国間分類との収斂の必要性に対応するために大

きな努力が行われた。世界各国ですでに利用されている分類及び開発中の分類から得た経験が、I S I C第4版の開発に非常に役立った。解説部分が拡大され、さらに詳細度が高まったことで、個々の細分類の内容及び境界について、より正確な解釈を提供することが可能となり、I S I C第4版の適用に関して曖昧な部分を減らすことができた。

I S I C第4版の構造を確定した際の理論的根拠及び分類の解釈についての事例については、今後刊行される予定の“I S I CとC P Cのコンパニオン・ガイド”で取り上げる予定である。

謝辞

改定プロセスを実施する上で、国連統計委員会、国際経済社会分類に関する専門家グループ及びその技術サブグループの積極的参加を得ることは、開発作業にとってあらゆる意味で不可欠なものであった。

これらに加え、国際連合食料農業機関（FAO）、情報社会指標に関するワーキング・パーティー、東南アジア諸国連合（ASEAN）、アフリカ・サブサハラ経済・統計観測所（AFRISTAT）などの国際機関や地域連合、ならびに NAICS-NACE 収斂プロジェクトと合同で開催された地域のワークショップや会議からも、改定作業に有益な意見が寄せられた。

I S I C の仕上げを行う重要な期間においては、技術サブグループの委員長であるカナダ統計局の Paul Johanis ならびに以下に挙げる同グループメンバーからの協力と支援を得て、作業が順調に進んだ。すなわち、Mara Riestra（アルゼンチン）、Carlos Rossi（アルゼンチン）、Maike McGrath（オーストラリア）、Gillina Nicoll（オーストラリア）、Branco Vitas（オーストラリア）、Norbert Rainer（オーストリア）、Alice Born（カナダ）、Emile Bruneau（フランス）、V. Arora（インド）、Vijay Goel（インド）、A.C. Kulshreshtha（インド）、Rajeev Lochan（インド）、Ajay Mehra（インド）、Swaraj K. Nath（インド）、Akira Genba（日本）、Kazuhiko Matsuo（日本）、Koki Toida（日本）、Kenichi Takenaga（日本）、Hans van Hooff（オランダ）、Albert Jacques（オランダ）、Khalid Al Mudhafar（オマーン）、John Murphy（米国）、Niels Langkjaer（Eurostat）、Alice Zoppe（Eurostat）、Xiaoning Gong（FAO）、Robert Mayo（FAO）、Margaret Fitzgibbon（IMF）、Nataliya Ivanik（IMF）、William Cave（OECD）、Shaila Nijhowne（UNWTO）の各氏である。

I S I C の最終調整は、I S I C の構成、解説部分の文書の作成、会議及び協議の準備と開催などを含め、今回の改定プロセスの様々な段階の直接の責任者であった国際連合統計部の Ralf Becker の熱意ある協力を得て、国際連合統計部の Ivo Havinga が実施した。Ralf Becker に対しては、国際連合統計部職員、すなわち、Karen Cassamajor、Jurgen Schwarzler、Gulab Singh、Adriana Skenderi、Herman Smith などから支援が提供された。

I S I C利用者への支援

国際連合統計部はI S I C第4版の開発及び維持の責任を有する。国内活動分類の開発に携わる人々やI S I Cを利用しているその他の機関にとっては、統計部と連絡を密にすることが有益であると思われる。そうすれば、I S I C利用者は、更新または改定の計画に関する通知、解釈及び決定に関する情報、そして分類適用に関する一般的な技術支援を受けることができる。利用者に対しては、I S I Cの利用において遭遇した問題点について統計部の注意を喚起し、その適切性に関する経験と意見を寄せ、説明を求め、I S I Cの有用性向上のためのアイデアや提案を提供することが奨励される。

“I S I CとCPCのコンパニオン・ガイド”は、I S I C第4版の補足資料として刊行される予定である。このコンパニオン・ガイドでは、I S I Cの対象範囲及びI S I Cの構造を決定した際の理論的根拠を解説し、また、可能な限り、I S I Cのルールと構造の適用についての実例を示す予定である。またこのガイドでは、I S I Cに新たに導入された新分野あるいは新しく定義された分野の中で注目度の高い分野をいくつか取り上げて詳細に説明するとともに、関係する活動及び生産や取引の対象となる生産物についての概要を示して、I S I CとCPCの細かい関係にまで踏み込んでいく予定である。“I S I CとCPCのコンパニオン・ガイド”は、各国の統計局及び分類を利用するその他のユーザーにとって有用なツールとなると期待される。

I S I Cに関する最新情報、索引、改定案、改定過程に関する情報は、国際連合国際経済社会分類ウェブサイトの分類レジストリーより得られる。<http://unstats.un.org/unsd/class>

国際連合統計部長に対する文書は、経済統計及び分類課宛に以下に従い送付のこと。

郵送の場合

2 United Nations Plaza

Room DC2-1670

New York, NY 10017

United States of America

ファクスの場合

1-212-963-1374

eメールの場合

Classifications Hotline

chl@un.org

頭字語と略語

AFRISTAT	アフリカ・サブサハラ経済・統計観測所
ANZSIC	オーストラリア及びニュージーランド標準産業分類
ASEAN	東南アジア諸国連合
COFOG	政府機能分類
CPC	中央生産物分類
EBOPS	拡大国際収支サービス分類
FAO	国際連合食糧農業機関
GDP	国内総生産
HS	商品の名称及び分類についての統一システム
ICNPO	国際非営利機関分類
ILO	国際労働機関
ISCED	国際標準教育分類
ISCO	国際標準職業分類
ISIC	全経済活動に関する国際標準産業分類
NACE	欧州共同体標準産業分類
NAICS	北米産業分類システム
SINAP	生産物別活動分類統合体系
SITC	標準国際貿易分類
SNA93	国民経済計算 1993
TSA	観光サテライト勘定
UNESCO	国際連合教育科学文化機関
UNIDO	国際連合工業開発機関
UNWTO	世界観光機関

第 1 部
序 論

第 I 章 概要

1. 全経済活動に関する国際標準産業分類（I S I C）は、国際的に認められている概念、定義、原則及び分類ルールにもとづき経済活動を分類するための一貫性と整合性を兼ね備えた構造を持っている。I S I Cは、包括的な枠組みを提供するものであり、その枠組みの中で、経済分析、意思決定、政策決定の目的別に設計されたフォーマットで経済データを収集し報告することができるようになっている。この分類構造は、経済の基本及び認識にもとづき経済状況についての詳細な情報を構成するための標準的なフォーマットであると考えることができる。
2. 実際に、I S I Cは、長期にわたり、ある国の経済の動向を監視、分析、評価するために欠かすことのできない時系列の情報を提供するために使われている。統計作成やその後の経済分析という主要な用途に加え、狭い範囲の経済活動（“業界”とも言われる）に関する情報が必要な場合や、例えば、徴税や事業免許交付などの場合のような行政的目的にI S I Cが利用される場面が増加している。
3. このI S I C第4版は、世界経済の実際の構造をよりよく反映し、過去20年間に出現した新しい産業を認知し、各地域で利用されている現行分類との比較可能性を高めることで国際的な比較が容易にできるようにすることによって、その適切性を強化している。

I S I Cの主要な特徴

4. I S I Cは一般的には生産活動、すなわち、国民経済計算（SNA）⁹の対象となる国民生産に含まれる経済活動をその対象としている。SNAの対象外の活動を分類するためのわずかな例外が含まれているが、これは、SNA以外の種々の統計にとって極めて重要度の高い活動である。¹⁰
5. これらの経済活動は、4段階の階層構造に分割されており、それぞれの段階は相互に独立した構造をなしており、国際的に比較可能な標準化された方法で、経済の詳細レベルでの情報収集、提示、分析がやりやすい構造になっている。最上位のカテゴリーは大分類と呼ばれる。このカテゴリーは、経済分析がやりやすいように、アルファベットを使ってコード化されている。大分類は、生産活動全体を大まかにグループ分けするものであり、例えば、農林漁業（大分類 A）、製造業（大分類 C）、情報通信業（大分類 J）などである。さらに、この構造は、より詳細なカテゴリーで構成されており、これらは数字を使ってコード化されている。すなわち、数字二桁の中分類、数字三桁の小分類、そして最も細かいレベルである数字四桁の細分類である。
6. I S I Cは、事業所や企業などの統計単位を、それらが主に従事している経済活動に応じて分類するために利用されている。I S I Cはレベルごとに、各統計単位に、後述するI S I Cコー

⁹ 1993 SNAは、2008年に改定された。改定後のSNAで導入されている新しい概念は、I S I C第4版作成中に組み込まれた。SNAに関する記述がある場合には、すべて、2008年のSNA改定版を指している。ただし、SNA改定版（2008 SNA）として最終的に刊行された印刷物は、I S I C第4版作成時点では入手できなかったため、2008年SNAの特定のパラグラフあるいは章への言及はできなかった。

¹⁰ 下記パラグラフ29参照のこと

ドの中のただひとつのコードを割り当てている。同じ I S I C カテゴリーとして分類された統計単位の集合は、したがって、ひとつの産業名で呼ばれることがある。すなわち、I S I C 中分類 31 (家具製造業) として分類される単位の集合は、“家具製造業” と呼ばれ、あるいは I S I C 大分類 F (建設業) として分類される単位の集合は“建設業” と呼ばれることもある。このような、ある経済における生産単位の集合を、基準にもとづき分類あるいは分割する I S I C は、経済の生産システムに応じてアレンジする必要のある社会経済統計のための重要なツールとなっている。

原則、定義、分類ルール

7. 分類の各レベルに設けられているカテゴリーはすべて相互に独立した存在である。I S I C の初版から第 4 版まで、これらのカテゴリーを定義し、その範囲を決めるために採用された原則や基準は変わっておらず、財、サービス及び生産要素に関するインプット；生産プロセスと技術；アウトプットの特徴；アウトプットの用途にもとづいている。これらの基準に関して類似している経済活動は、I S I C のカテゴリーの中で同一グループに分類されてきた。I S I C の最も細かいレベルの分類では、特にサービス関連の細分類に関して、個々の細分類を定義する場合に、生産プロセスや技術が重要視されてきた。より上位レベルでは、アウトプットの特徴及びその用途が、分析に役立つカテゴリーを形成するために重要だと考えられている。多様な分析目的に応えるためには、また長期にわたる継続性を確保するためには、これらの基準を厳格に適用することが有用であるとは証明されていない。分類作業において、これらの基準のそれぞれに適用されるウェイトは、今後、変化しつづけると考えられる。さらに、大部分の国での経済生産組織や分類の安定性確保の必要性など、実用面で考慮すべき問題が、I S I C の各レベルのカテゴリーの定義方法に影響を与えてきたファクターである。
8. I S I C の各カテゴリーの内容と対象範囲は、詳細な解説によって定義されており、同じように見える可能性があるが I S I C の他のカテゴリーに分類される事例を挙げることによって、境界線上の問題への対応方法を示している。
9. 特定の統計単位に I S I C を適用するためには、その単位が従事している活動についての情報を入手しなければならない。このように入手した情報を利用して、解説部分に示されている定義にもとづき、当該活動に該当する I S I C のカテゴリーを見つける。
10. 実際には、(どんなに狭く定義しても) ある統計単位が複数の活動に、これらの活動は相互につながりがある場合もあれば、完全に独立している場合もあるが、従事しているケースが多いと考えられる。これらの統計単位に対して、ただひとつの I S I C コードを決定するために、I S I C は、所与の単位を分類するプロセスで適用すべきルール一式を定めている。以下の第 II.C 項は、これらのルールの概要を紹介し、具体的な適用事例を紹介している。

他の統計分類システムとの調和

11. I S I C は、既存の経済活動分類の中でも、生産物のための経済分類などその他の分類の中でも、中心的なものである。I S I C は、ある経済の中での生産単位をカテゴリー別に分類するための国際的に承認された基準として利用されており、国内及び国際的なデータ比較が可能となっている。I S I C 第 4 版の改定プロセスにおいては、将来の国際データ比較の改善を目指

して、既存の活動分類、特に地域レベルで利用されている活動分類との整合性を高めることが特に重要視された。改定作業の過程で、他の活動分類についての検討が行われ、これらの既存分類と I S I C を調和させるために I S I C に変更が加えられた。このような調整は、他の活動分類で開発され試験的に採用されている新しい概念の I S I C への導入や、これらの活動分類と I S I C の比較可能性を高めるために、(I S I C と他の活動分類における) 個々のカテゴリーの定義の再検証を導く結果となった。

12. 経済構造の一部あるいは全部に関して、概念上のつながりのあるその他の分類と I S I C の調和を図ることは、I S I C 第4版の開発プロセスにおいても検討された。これは、特に、生産物分類に対して適用されている。

I S I C の上位分類

13. I S I C は、経済を、より細かい産業レベルや産業グループに細分化するものであり、同時に、中分類や大分類という上位レベルでの集合に分けるものでもある。I S I C は、ある経済を細かいレベルに細分化することで、特定の産業あるいは産業グループを調査したり、経済全体を分析するために利用される。分析目的では、異なる活動間の経済的な相互作用を観察し分析することができるように、下位レベルで I S I C を使用することが必要であり、これによって、経済生産に関する相互関係を理解することが可能となる。
14. I S I C のカテゴリー（特に上位レベルのカテゴリー）は、経済全体を、幅広く認知されており経済分析に利用されている有用で一貫性のある産業に分類する方法として承認されており、また、経済活動の指標として利用されるデータの分類方法としても承認されている。
15. I S I C は、経済活動をグループ別に分類する標準的な方法を提供している一方で、I S I C の既存の上位レベルのカテゴリーの境界を越えて、統計官、エコノミスト、政策立案者にとって関心の高いその他の経済活動についてのデータを提供する必要が生じることもある。その実態を明らかにすることに関心が高まっている情報経済を、その一例としてあげることができる。情報経済は、大分類 C（製造業）、大分類 J（情報通信業）及びその他を含む、様々な I S I C 大分類に属する活動を行っている。情報経済として既存の I S I C 構造に組み入れることは不可能なことから、これらの特別なデータ・ニーズに対応し、これらのデータを提供するための標準的な方法を提供するために、新たな補助分類が導入された。今回の第4版は、I S I C 第4版用に定義され、国際的に認められている補助分類一式を定めている。

I S I C の国際的承認

16. I S I C は、すべての関係者、すなわち、各国統計局、国際機関、学術機関及びその他との間で徹底的に協議し協力を得て開発された。今回の改定プロセスを通して、世界の大多数の国にとって I S I C を有用かつ魅力的なものにすることができる特徴を組み入れることが可能となった。I S I C は、各国に対し、その国内活動分類の開発及び/もしくは採用において、国際的な基準及びモデルとして推奨されてきた。
17. I S I C は、国民経済計算及びその他の経済分析目的で経済活動を分類するという観点で開発されたものであるが、一方で、その用途は、国内及び国際レベルでの経済、教育、医療及び

環境分野との関係のように、多種多様な社会及び環境問題に関するデータ収集、表作成、データ発表などにまで広がっている。さらに、国内レベルでは、I S I Cとその国内版が、収支の内訳分類など、行政や企業によって使用される場面が増加している。

18. I S I Cの過去の版は、直接あるいは互換性のある国内分類の採用という方法により、世界の大多数の国々が利用してきた。I S I C第4版もまた、国際的に完全に承認された活動分類としての役割を今後も果たしていくものと思われる。I S I Cに沿った国内活動分類を採用していたり、I S I Cに沿った統計シリーズを提供することが可能な国の数が増加しているだけでなく、経済活動別の統計データの発表及び分析にI S I Cを利用している国際機関は数多い。これらの国際機関には、国際連合及び国際連合特別機関、国際労働機関 (ILO)、国際連合食料農業機関 (FAO)、国際連合教育科学文化機関 (UNESCO)、国際連合工業開発機関 (UNIDO)、国際通貨基金 (IMF)、世界銀行及びその他の国際機関がある。

19. 経済活動のための国際的に認められた典拠分類としての機能を果たし、他の活動分類との間の整合性が高まっていることを考えれば、I S I Cは、経済統計調和のための効果的なツールとみなすことができる。

第4版の構造

20. I S I C第4版は、5つのパートで構成されている。すなわち、

第1部は、I S I Cを構築する上で採用された基本原則を解説している。基本原則は、現在の分類構造についての理解を高めるのに必要なだけでなく、I S I Cと整合性のある基準を採用して国内分類を開発する上で役立つと考えられる。第1部は、また、I S I Cにおける所与の生産単位を正確かつ一貫性を確保して分類するための適用ルールについて解説する。最後に、I S I Cと他の分類との関係を解説している。

第2部では、I S I Cが経済活動を分類するフォーマットについての理解を進めるために、I S I Cのすべての構造を簡潔に示している。

第3部は、I S I Cについて詳細に解説し、I S I Cの各カテゴリーの内容についての完全な説明を提供している。

第4部は、I S I C構造で対応できない具体的なテーマについて、そのデータを提供する標準的方法である、国際的に承認された多数の補助分類を示している。

第5部は、方法論及び主要な構造上の変化を含め、前版 (I S I C第3.1版) とI S I C第4版の主な違いについてその概要を述べている。

21. この第4版の第3部の詳細な定義を即座に使用するためには直感に頼らざるをえないことになる可能性がある。したがって、まず、第4版を正しく理解し利用するために、第1部に示されている適用規則をよく知ることをユーザーに対して強く勧める。

第Ⅱ章 分類の基本原則

A. 分類の目的と性格

1. 一般的考察

22. 経済現象の研究においては、あらゆる要素を同時に考慮に入れることは必ずしも可能ではない。分析のためには、いくつかの要素を選択し、個々の特性に応じてまとめる必要がある。したがって、統計の形で記述されるすべての経済現象は、体系的な分類を必要とする。分類は、いわば関連の現象についての情報伝達に使われる言語の体系であり、また、その統計的処理のための体系である。それは、統計データの全体を、問題となっている統計の対象である特徴の観点からできるだけ同質的なカテゴリーに分割するものである。
23. I S I Cは、生産活動の標準的分類となることをその目的としている。I S I Cの主たる目的は、これらの活動に従い統計データを収集し公表するために使用することのできる活動カテゴリー一式を提供することである。したがってI S I Cは、実施されている経済活動に応じて主体を分類できるように、この活動カテゴリー一式を提供することをその目的としている。I S I Cのカテゴリーの定義に関しては、単位の中で経済プロセスがどのように構成されているかということと、このプロセスが経済統計の中でどのように説明されているかということが、できる限りつながりのあるものになることを目指している。
24. I S I Cは、これらの単位が実施する活動にもとづいて単位を分類するためのカテゴリーを提供するものであるが、特定の種類の単位に対して、I S I C自身がカテゴリーを提供することはない。この基本概念は、I S I C第4版においても2つの理由から維持されている。まず、同じタイトルあるいは名称が国によって異なる使われ方をしている場合には、実際の単位の名称を決めても曖昧なものになる可能性がある。たとえば、“教育委員会”は、国によってその機能が全く異なり、実施している活動も全く異なる。もうひとつの例は、“インターネット・カフェ”という言葉の使用である。この言葉は、アメニティー（便利な設備や機能）のひとつとして客に（有線あるいは無線の）インターネット・アクセスを提供するレストランのことを言う場合があり、また、インターネット・アクセス及び関連サービス込みで時間制のパソコン利用を提供するビジネス・サービス・センターのことを言う場合もある。さらに、この言葉は、インターネット上でのプレイが可能なゲームを提供することのできる娯楽施設のことを言う場合もある。このような言葉は、国によって、また地域によって意味が異なる可能性がある。したがって、“教育委員会”とか“インターネット・カフェ”のためのカテゴリーを創設することは、比較すべきでない単位が同一細分類として分類される結果を招く可能性がある。次に、ある単位のタイトルあるいは名称がその単位が行っている活動を反映していない可能性がある。たとえば、造船所は、一般的には、造船を行っている。しかし、同じ施設が船舶の解体に利用されていることもある。造船所が主に行っているのが船舶の解体である場合には、造船を行っている他の単位と同じ細分類に含めるべきではない。したがって、“造船所”であるというその特徴にもとづく（たとえば、既存の資本設備にもとづいた）単位の分類では、曖昧さが生じると考えられる。もうひとつの例が、コンビニエンス・ストアも経営しているガソリンスタンドの例である。“コンビニエンス・ストア併設ガソリンスタンド”という細分類を設ければ、これらの単位をそのあり様にもとづいて簡単に分類することができるが、実施されている実際の活動が反映されなくなると考えられる。I S

I Cにおいては、このような単位は、主たる活動（下記第Ⅲ.C 項参照のこと）に応じて分類されることになり、“自動車用燃料の小売”または“食料品、飲料またはたばこが主な非専門店における小売”のいずれかに分類されることになる。どちらのやり方にもメリットがあるが、I S I Cでは、実施されている活動に応じて分類するというこれまでのやり方を踏襲している。上記にかかわらず、一部のケースでは、従来の分類の範囲を超える新たな細分類を創設する場合などに、単位の種類についての解説を加えるという手法が採用されている。

25. このような背景においては、考えられる限りの活動とできるだけ同じ数のカテゴリーがあることが望ましい。あるいは、各生産単位が実施している活動が1種類のみであって、その単位を特定のカテゴリーに間違いなく分類することが可能であることが望ましいのである。しかし、実際には、I S I Cのカテゴリーの数は限られている。あるひとつの活動のみを行っているとはみなすことは、複数の活動を行っている組織の実態や帳簿上の記載と相反することになることが多い。さらに、複数の経済活動を行っている単位にとっては、財務データなどの種類のデータは、単位全体としてのデータしかないことが多く、したがって、経済活動に関して同質性が確保されないという結果を招く。同質性に関して発生するもうひとつの問題は、地理的な地域の内訳であり、これは、地域統計にとって特に重要な問題である。地域に関する問題は、基本的には活動分類にほとんど関係ないとはいうものの、この問題は、統計単位の形成に影響を与える問題である。したがって、単位の同質性は、活動と地域の両方に関係している。

26. 単位が小規模であればあるほど、あるいは同質性が高ければ高いほど、必要なデータの入手が困難である可能性が高いことから、同質性の確保とデータの入手可能性の要件は衝突しあうことがある。この問題は、それぞれの大規模単位は、数多くの完全な小規模単位で構成されていると定義して、統計が異なれば単位も違うものを使用することにより解決することが望ましいのではないかとされている（下記第Ⅲ.B 項参照）。結果的には、異なる単位を利用しているとしても、種々の統計間で比較することは可能である。

27. 経済活動の種類別にデータを分類する上で必要な詳細データは、国によって異なる。地理的及び歴史的環境や産業発展の度合いや経済構造などの違いにより、経済活動の種類に応じて分類するためにどの程度の詳細度のデータが必要か、あるいは現実的かという点で国による違いが生じる。国際的な比較目的の場合に比べ、国内での分析目的の場合の方が、詳細度の高いデータを必要とすることが多い。下記第Ⅳ項で、国内利用目的でI S I Cをどのように利用あるいは採用することが望ましいかを解説する。

2. 分類の範囲

28. I S I Cは、経済活動の種類による分類であり、したがって、その対象範囲は、従来から、SNAが定義する経済生産に従事する単位の分類に限定されてきた。すなわち、“経済生産とは、制度単位の責任、支配、管理の下に実施され、財及びサービスをアウトプットして生産するために、労働力、資本ならびに財及びサービスをインプットとして使用する活動である。”¹¹

¹¹ SNAは、財とサービスのみ言及しており、その分類の中で財及びサービスの厳格な定義からはずれている生産物の存在を認知していない。しかし、CPC改定版は、これらの生産物を認知しており、これらについて詳細の議論を示している。われわれが、I S I Cにおける生産物あるいは経済生産に言及する場合には、“財及びサービス”に関してこの拡大解釈を採用する。

29. I S I Cの現行版の対象範囲は、ただひとつの例外を除き、国民経済計算（SNA）の生産境界によって定義されている。この例外は、I S I C細分類 9820 の活動（個人世帯による自家利用のための分別不能なサービス生産活動）である。細分類 9810（個人世帯による自家利用のための分別不能な財生産活動）と関係する細分類 9820 の活動は、I S I Cの中で他の分類によって把握することのできない世帯内の実質的な活動を測定するために使用されている。しかし、明確に特定可能な経済活動を（市場向けあるいは自家用のいかんを問わず）行っている世帯は、I S I Cのほかの部分に分類されるので、これらのカテゴリーは、全世帯の中の限られた一部のみを対象としているにすぎない。これらの2つのカテゴリーは、これらのカテゴリーがなければ、I S I Cの中の単独のカテゴリーに配分することが難しいまたは不可能な世帯活動あるいは複雑な世帯活動をカバーするために労働力調査などの特別な目的のために設置された。これらの2つのカテゴリーは、企業調査では一般的に使用されていない。

3. 他の種類の分類との差異

30. I S I Cは、経済活動の種類による分類であり、財及びサービスについての分類ではない。単位によって行われる活動とは、その単位が従事する生産の種類である。特徴の同じ単位は同じグループに入れられ、産業が形成される。産業とは、主として同一または同種の実生産活動に従事する単位をすべてまとめた総合体と定義される。

31. I S I Cは、財及びサービスの分類、所有形態の分類、制度単位の分類、あるいはその他の種類の分類とは、その性格も目的も全く異なる分類である。

32. 一般的には、ある活動からは必ずある生産物が生まれるという1対1の対応を設けることは不可能であるから、I S I Cは、どんな詳細レベルであれ、生産物データを測定するために設計された分類ではない。この目的のためには、別の分類、すなわち、中央生産物分類（CPC）が開発された。CPCにおける各カテゴリーには、その財またはサービスが主として生産されるI S I Cの細分類（産業源泉基準）が参考として併記されているが、これは、これらの財あるいはサービスを生産しているすべての単位がここに分類されているという意味ではない。対照的に、生産物の分類は、財の固有の特質または提供されるサービスの性格に基づいており（下記の第IV.C項参照のこと）、その結果、I S I Cの構造とこれらの構造は異なるものとなっている。

33. 上記の事実にもかかわらず、ある単位の主たる活動を特定するために、CPCのアウトプットの分類を使用することが可能であることが多い。“I S I CとCPCのコンパニオン・ガイド”には、I S I CとCPCの関係についてのより詳細の議論が示される予定である。¹²

34. I S I Cは、生産単位の所有形態、法的組織形態、事業形態による区別はしていない。なぜなら、こうした基準は活動自体の性質には何ら関係がないからである。同じ種類の経済活動をしている単位は、法人以外の企業か、法人（またはその一部）か、政府であるか否かを問わず、あるいは外国資本の企業か、親会社が2つ以上の事業所によって形成されているか否かを問わない。

¹² I S I CとCPCのコンパニオン・ガイド、スタティスティカル・ペーパー、シリーズF、No.101（国連により刊行予定）

したがって、厳密に言えば、I S I CとSNAの制度部門分類はリンクしていない。

35. 同じように、製造単位は、動力機械で作業をしているか、手作業かを問わず、また工場で行われるか家内工業かを問わず、従事している主たる経済活動の種類によって分類される。現代的なものであるか伝統的なものであるかの区別は、いくつかの統計では有益かもしれないが、I S I Cの基準ではない。単位が、自社ブランド名で生産物を販売しているが、実際の生産（全生産あるいは一部の生産）は他の単位に外注している場合には、特別の注意が必要である。これらのケースの取扱についてのガイドラインは、下記第III.C.5項に示されている。
36. また、I S I Cは、正規生産と非正規生産、合法的な生産と非合法的な生産の区別を行わない。法的所有形態、組織形態または事業形態による分類は、経済活動による分類とは別個に行われる。I S I Cと組み合わせた分類によって有益な追加的情報を得ることができる。
37. 一般にI S I Cは、市場及び非市場活動を区別していない。しかし、国民経済計算体系ではこの区別が依然重要な特徴であることが強調されるべきである。この原則にもとづいて経済活動の内訳を示すことは、市場及び非市場の両方の活動から発生する付加価値についてのデータを収集する場合に有益である。この基準はその後、I S I Cの諸カテゴリーと組み合わせて分類されるべきである。非市場サービスは、政府機関または教育、保健、社会事業などの分野の世帯を対象として活動している非営利団体によって提供されることが多い。

B. 分類を構築する上での基本原則

38. いかなるレベルのものであれ、分類カテゴリーを定義しその輪郭を示すために使用される原則及び基準は、その分類の将来の用途やデータの入手可能性など、多くの要素に左右される。これらの基準は、検討対象の分類レベルに応じて変化する。活動分類においては、詳細レベルの分類の基準として、実際の生産プロセスにおける類似性を考慮することが不可避であるが、一方、上位レベルの分類の場合には、生産プロセスの類似性はほとんど問題とならない。
39. I S I Cは、経済活動における類似性にもとづき、生産単位を詳細な産業分類にグループ分けするための、生産中心あるいは供給ベースの概念上の枠組みであり、インプット、生産の過程と技術、アウトプットの特徴、そのアウトプットの用途が考慮される。これらの種類の基準に対して割り当てられるウェイトは、カテゴリーによっても、分類のレベルによっても異なることが多い。基準は、事業所の産業分類のためにI S I Cの細分類を利用することが実態に即したものとなることを、また、各細分類に分類されている単位が、その従事する活動の種類に関してできる限り類似したものとなることを担保するために設けられたものである。
40. 一般的に、I S I Cの第4版では、首尾一貫性を高めることができるアプローチの採用を試みた。すなわち、最も詳細レベルでのカテゴリーを定義するために生産プロセスを利用するというアプローチである。こうすることで、財あるいはサービスの生産において共通のプロセスを有し、類似の技術を利用している活動を、同じグループに含めることができる。しかし、その他の多くのケースにおいては、継続性を確保する必要性、すなわち、I S I Cのこれまでの版との比較可能性を確保する必要性が極めて高いので、この種のルール的首尾一貫した適用という視点に立って望ましいと判断される分類上の変更よりも比較可能性の確保が優先されている可能性が高い。

41. さらに、食品製造、機械及び機器の製造、あるいはサービス産業など多くの事例においては、複数の活動の様々な面が相互に複雑に関係し合っているために、基準にウェイトを割り当てる必要性や、生産技術にウェイトを限定する必要性が発生しない。
42. 活動とそのアウトプットの関連付けは重要な問題であるので、I S I Cの細分類は、できるだけ次の2つの条件が満たされるように定義されている。すなわち、
- (a) ある細分類を特徴づける財及びサービスのカテゴリーの生産が、その細分類に分類された単位のアウトプットの大半を占めること。
 - (b) 細分類には、その細分類を特徴づける財及びサービスのカテゴリーの大半を生産している単位が含まれていること。

これらの条件は、事業所または同様な単位が、経済活動の種類によって唯一かつ容易に分類できるように、また、特定の細分類に含まれている単位が互いに極力類似なものになるように要請されたものである。

43. この2つの条件を満たそうとすると、I S I Cの細分類によって達成することが可能な詳細度の高い分類の実現の障害となる。これらの細分類は、世界のいろいろな国において事業所が通常従事する活動という見地から定義されなければならない。実際には、事業所は、数多くの様々な活動を行っており、これらの活動の範囲は、たとえ一般的な意味では同じ種類の経済活動に従事している単位でも、その単位によって異なる。これらの違いは一国内の事業所間でも存在するし、国が違えば、その違いはもっと鮮明なものになるであろう。生産組織は国によってさまざまであり、このため、I S I Cの細分類は、各国の構造を反映したしたものとはなりにくいということが強調されるべきである。
44. I S I Cカテゴリーを設定する場合に検討すべきもうひとつの大きな問題は、そのカテゴリーに含める活動間の相対的重要度であった。一般的に、大半の国において行われている種類の活動、あるいは世界経済にとってまたは地域レベルで特に重要な活動については、個別の細分類が設けられている。
45. 実際に採用されている生産プロセスや技術は、I S I Cの細分類にとっては重要であるが、上位の分類レベルになるほど、活動のグループ分けの基準としての重要性が薄らぐ。大分類、中分類、小分類のレベルにおいては、生産される財及びサービスの一般的特徴のみならず、統計の将来の用途、たとえばSNAにおける用途の重要性が高まる。また、同一の所有権あるいは支配下で行われることの多い活動種類の幅、ならびに、企業間に存在する、活動の規模や構成に関する潜在的な相違や必要な資本や財政の違いについて注意が払われた。最後に、国内分類の様々なレベルのカテゴリーの現行パターンを、I S I Cの中分類及び小分類を設定する際の追加的基準として採用した。

C. 分類の構成及びコード化システム

46. I S I C第4版は、従来のI S I Cに比べて、あらゆるレベルで詳細度が大幅に高まっている。このように詳細度を高めたのは、統計作成者とユーザーの両方からの要請に応えるためである。

しかし、I S I Cの基本的なコード化システムには変更は加えられていない。

47. 第4版の改定中に新たなニーズが出現したことで、特にサービス活動に関して、最上位レベルー大分類レベルのカテゴリーの増加に拍車がかかった。従来のI S I Cでは、大分類の数は10を超えていたので、I S I Cのコード化構造を5段階構造に変更しなければならない事態を回避するために、大分類のコードとして大文字を使用する方法が継続して採用された。
48. より上位レベルのカテゴリーを増やすニーズが顕著になった一方で、一部の特定用途のためには、上位レベルが10前後の少数カテゴリーの構成が必要であった。I S I Cに関しては、この問題に対して追加的な対策が講じられたが（第4部を参照のこと）、一方で、このような上位レベルの構造はI S I Cコード化構造とは切り離し、従来の4桁のコード化構造を維持することが決まった。
49. I S I C第4版の各レベルのカテゴリーにつけられた名称は、従来の版のものに変更がない。文字によって特定されるカテゴリーを“大分類”といい、2桁のカテゴリーを“中分類”といい、3桁のカテゴリーを“小分類”といい、4桁のカテゴリーを“細分類”という。I S I Cの従来版のように、大分類レベルを表すために文字を使い、中分類（2桁）、小分類（3桁）、細分類（4桁）は数字のみを使って表わしている。¹³
50. I S I Cのカテゴリーについては、従来版に対して変更が加えられていないカテゴリーもある一方で、新しい活動にしかるべきウェイトを付与するために分割されたカテゴリーもあり、これらのカテゴリーの多くについては、分類レベルが上がる結果となった。
51. I S I Cの最上位レベルにおいては、いくつかの大分類は、従来版のI S I Cと簡単に比較することが可能である。残念なことに、I S I Cの大分類レベルで多くの新しい概念が導入されたために（たとえば、大分類J“情報通信業”）、I S I C第4版と従来版との間で簡単に全体を比較することが不可能になっている。このプロセスに関する参考として対応表が、個々に示されている。
52. 2桁のカテゴリーの数が増加したことにより、中分類は連続的にコード化されている。しかし、各国が、I S I Cコードを完全に変更することなく、中分類レベルのカテゴリーを導入することができるように、ある程度の“ギャップ”（猶予）が提供されている。これらのギャップは、各国レベルで中分類を新設する必要性が発生する可能性が高い大分類に導入された。このために、以下の中分類コードのナンバーは使用せずに残されている。すなわち、04、34、40、44、48、54、57、67、76、83、89である。

¹³ 大分類と、もう一方の中分類、小分類、細分類の間のつながりは極めて直観的とはいえないが、しかし、それがあるからこそ、4桁のI S I C構造が可能となることは認識されている。現行システムは、上位レベルの大分類にのみ文字を使用しており、一方、コード化とデータ入力、完全に数字を使って実施されている。純粋に数字のみのコード化システムや、大分類と細分類のコードを結びつけるシステム（たとえば、A0111）など、検討対象となったその他の方法は、いずれも、コード化システムの対象となるレベルを増やし、5桁のコードに拡大するか、あるいはアルファベットと数字を組み合わせたコードを創設することになり、基本データ入力でのコードの使用が難しくなる可能性がある。

53. 大分類には大文字が割り当てられており、一方、I S I Cの所与のカテゴリーに割り当てられているアラビア数字は、次のように解釈することができる。すなわち、1桁目と2桁目は両方でそのカテゴリーが含まれている中分類を表している。3桁目までで小分類を表し、4桁すべてで細分類を表している。現在、I S I Cは、21の大分類で構成されており、これら的大分類が合計で88の中分類、238の小分類、419の細分類に分かれている。I S I C改定版3.1に比べ、詳細度が高まったために、これらのカテゴリーの数は大幅に増加した。
54. ある分類レベルが、次の詳細レベルのカテゴリーに分類されない場合には、次の詳細レベルを示すコード番号には”0”が使用されている。たとえば、“その他の個人向けサービス活動”という小分類のコード番号は960であるが、これは、“その他の個人向けサービス活動”という中分類（コード番号96）が小分類に分けられていないためである。また、“家具製造業”という細分類のコード番号は3100であるが、これは、“家具製造業”という中分類（コード番号31）は、小分類にも細分類にも分けられていないからである。“パルプ、紙、板紙製造業”という細分類のコード番号は1701である。これは、中分類（コード番号17）は小分類に分けられていないが、“紙及び紙製品製造業”の小分類（コード番号170）は細分類に分けられているからである。¹⁴

¹⁴ コンピューターを使用した場合には、“0”は、より詳細なすべてのカテゴリー全体が使用されていることを示す場合がある。したがって、コード番号2810は、2811から2819までの合計を表すために使われ、2000は、2011から2030の合計を表している。これは、もちろん、次の上位レベルの分類を使うことによって達成されるが、場合によっては、すべてのコード番号のために同一フォーマット（すなわち、桁数）を利用することが適切である場合がある。

第Ⅲ章 分類の適用

A. 主たる活動、副次的活動、補助的活動

55. I S I Cでは、“活動”という表現は生産活動を特定するために使われている。これらの活動は、インプット（たとえば、資本、労働、エネルギー、材料など）をアウトプットの生産のために使用することと定義される。活動の実施の結果として生じるアウトプットは、（市場取引あるいは市場以外の取引により）他の単位に譲渡あるいは販売されたり、在庫となったり、または、自家用として生産単位自身によって使用されると考えられる。
56. I S I Cの中で独立した活動として特定されている活動の中には、織物の染色などのように、インプットをアウトプットに変換する単一のプロセスであるものもあり、一方で、自動車製造やコンピュータ・システム・インテグレーションのように複雑なステップが高度に組み合わせられているものもある。
57. 経済主体の主たる活動とは、その主体の生む付加価値の大部分に貢献している活動であり、これはトップダウン方式によって決定される（下記の第Ⅲ. C 項参照のこと）。トップダウン方式の結果として、主たる活動が、必ずしも、その主体の生む付加価値全体の 50%以上を占めている必要なく、あるいは、主たる活動により発生する付加価値が、その単位が実施するその他の活動全体によって生まれる付加価値を上回る必要はない。ただし、実際には、大部分のケースにおいては、主たる活動が付加価値全体の 50%以上を占めている。主たる活動によってもたらされる生産物は、主たる生産物か、副産物かのいずれかである。副産物は、主たる生産物とともに必ず生産される生産物である（たとえば、とさつ場において肉を生産する際の皮）。下記の第Ⅲ.C 項では、実際に、I S I Cに従い分類する際に、統計単位の主たる活動をどのように決定すべきかについて解説している。
58. 副次的活動は、最終的に第三者のために生産物を産出する独立の活動で、その主体の主たる活動ではない活動である。副次的活動の産出物は、必ずしも副次的生産物とは限らない。大部分の経済主体は、少なくともいくつかの副次的生産物を生産する。
59. 主たる活動及び副次的活動は、簿記、輸送、貯蔵、仕入、販売促進、清掃、修理、整備、保安などの多くの補助的活動の支援なしには実施することができない。少なくともこれらの活動のいくつかは、すべての経済主体においてみられる。このように、補助的活動は、ある主体の主たる生産活動を、もっぱら、または主として、その主体の利用に供するために財またはサービスを供給することによって支援目的で実施される活動である。
60. 主たる活動は、副次的活動と区別しなければならないのと同時に、補助的活動とも区別しなければならない。主たる活動と副次的活動のアウトプットは、すなわち、これらは、結果的には主たる生産物と副産物であるが、市場販売を目的として、あるいは事前に確定していないその他の用途のために生産される。たとえば、これらの生産物は、将来の販売あるいは加工のために貯蔵されるかもしれない。補助的活動は、その主体の主たる活動あるいは副次的活動をやりやすくするために実施される。

61. 補助的なものとして識別するのに役立つような、そして一般に実際に観察し得る補助的活動の特徴が多くある。そのアウトプットは、常に同一主体内における中間消費となることが意図され、したがって、通常は独立して記録されない。ほとんどの補助的活動はサービスを生産する活動であるが、例外的に、補助的活動とみなされる財生産活動もある。しかし、このようにして生産される財は、主たる活動のアウトプットの物理的な一部とはならないかもしれない。(たとえば、工具、足場など) 補助的活動は通常、その支援対象である主たる活動に比較してかなり小規模である。
62. 補助的活動を実施している事業所が、統計上、観測可能である場合、すなわち、その事業所が実施する生産について勘定を独立して入手可能である場合には、または、サービス提供先の事業所とは地理的に異なる場所にある場合には、補助的活動を実施している事業所を、独立の単位とし、その事業所の主たる活動に応じた産業カテゴリーに分類することが望ましく有用であると考えられる。しかし、適当な基本データが入手できない場合に、これらの補助的活動を行っている事業所を独立の事業所とするために統計官が大変な労力を費やすことは望ましいことではないと思われる。
63. 上記の Paragraph 59 の定義にもとづき、次の活動は補助的活動とみなすべきではない。
- (a) 固定資本形成の一環としての財あるいはサービスの生産。最も影響を受ける単位の種類は、親単位の勘定で建設作業を行っている単位である。このアプローチは、I S I C分類で、建設業に分類するためのデータが入手可能な自己勘定の建設会社(単位)の取り扱い方に準じたものである。
 - (b) 主たる活動あるいは副次的活動による中間消費としても使用されるが、大部分が市場で販売されるアウトプットの生産。
 - (c) 主たる活動あるいは副次的活動のアウトプットの物理的部分となる財の生産(たとえば、自社製品の包装用に企業の1部門によって行われる箱、缶あるいは類似物の生産)
 - (d) SNAにおいて固定資本形成の一環とみなされる、研究開発活動

B. 統計単位

1. 全般的所見

64. 経済統計は、経済取引を行う者の活動と取引者の間で行われる取引活動を記述する。現実世界では、財及びサービスの生産に従事する経済主体の法的構造、会計上の構造、組織構造、事業構造はそれぞれ異なる。主体間に一貫性が確保されており、国際的に比較可能な統計を作り上げるには、データ編纂と分類に適した(観察対象主体あるいは分析対象主体のいずれかとしての)標準的統計主体を定義し、範囲を確定する必要がある。統計の対象となる単位の定義及び分類に類似性が確保されていれば、統計の比較可能性は飛躍的に高まる。
65. 経済主体の特徴は様々であり、多くの方法で分類することが可能であるためには、多様なデータが必要となる。分類の中で最も重要なのは、(a)制度部門、(b)活動、(c)場所別の分類である。これらの特徴によって統計単位を分類する必要から、制度部門、経済活動あるいは場所が、できるだけ同質であることが求められる。そして、この同質性は、その定義において重要な役割を果たす。

66. 統計単位は、それについての情報が求められており、それについての統計が最終的に編纂される主体として定義することができる。これらは、法的あるいは物理的の主体または統計的の構造物として識別可能なものである。
67. 統計単位は多くの基準にもとづいて定義することができる。すなわち、法律上の基準、会計上あるいは組織上の基準；地理的基準；経済的基準である。これらの基準の中での重要度は、対象となる単位の種類によって決まる。法的あるいは制度的基準は、経済の中で認識及び識別可能な単位かどうかを判断するのに役立つ。ケースによっては、法的には別々の単位であるが、組織の中で十分な独立性を確保していないという理由で、他の単位とまとめて分類する必要が生じることがある。単位の種類によっては、その定義のために、会計基準あるいは財務基準も適用しなければならない。会計基準が利用可能であるためには、制度単位が完全な会計報告書を維持していることが必要である。企業に組織基準を適用する場合には、その組織単位がしかるべき独立性を確保しているということが、定義に必要な特徴となる。
68. 地理的な点も、単位を識別する基準となる。観察対象単位及び分析対象単位は、地方、地域、国内の経済データを編纂するために役立つように定義される。地理的基準に関するルールは、複数の単位の統合の処理を可能とし、単位の脱落あるいは重複を回避するために有効である。
69. 活動基準は、類似の経済活動に従事している主体を同じカテゴリーに分類するためのものであり、この基準により、同質の生産技術を使って経済の中で生産される財及びサービスを分析することが容易になる。
70. 様々なユーザーが多様な種類の分析のために経済統計を必要としている。国民経済計算（SNA）は、主たるユーザーであり、そのための特定の要件が存在するが、SNAの他にも、政策アナリスト、ビジネス・アナリスト、企業などのユーザーが、産業実績、生産性、市場占有率、その他の事項を調べるために経済データを利用している。異なる種類のデータを作成するためには、経済主体内の異なる単位のデータを利用する必要があるため、必要なデータの種類もまた、統計単位の定義及び範囲確定に影響を及ぼすひとつの要素である。
- (a) 法的主体
71. たいていの社会では、経済主体自身を法的主体として定義し登録することができる法律にもとづき、経済主体の法的認知のための仕組みが備わっている。法的主体は、それを所有する人物あるいは組織とは関係なく、法律あるいは社会によって認知される。法的主体の特徴は、財または資産を保有し、債務を負担し、契約を締結するという点である。法的単位は、常に、自分自身で、あるいは他の法的主体と連結して、統計単位のための法的根拠を形成する。
72. 法的主体のひとつの例が、組織の財産を所有あるいは管理し、契約を締結し、収入を受け取り、処分し、損益計算書及び貸借対照表を含む会計報告一式を維持する法人である。
- (b) 制度単位
73. 制度単位は、SNAの中核となる単位である。以下の定義はすべて、SNAの中核単位という

基本単位の定義を具体的に表現したものである。制度単位は、SNAにおいて取引者であり、したがって、自身の権利で、また自身のために、あらゆる範囲の取引に従事することが可能でなければならない。

74. 制度単位は、資産を保有し、債務を引き受け、経済活動及び他の主体との取引に従事することができる経済主体である。制度単位は、財及び資産を保有及び交換し、自らの行う経済取引に法的責任を持ち、法に基づく契約を行うことができる。制度単位として認められるための重要な属性は、その単位に関して経済会計記録一式が存在するか、あるいはその単位のために経済会計記録一式を作成することができる点である。この一式の記録には、連結財務勘定及びもしくは資産と債務の貸借対照表が含まれる。
75. 制度単位には、世帯及び法的主体あるいは社会的主体という形で人物あるいは人物の集団が含まれる。これらの存在は、彼らを所有するもしくは支配する可能性のある人物あるいはその他の主体とは異なるものとして、法律あるいは社会によって認識されている。

2. 国民経済計算体系の統計単位

76. 国民経済計算体系によって代表されるような経済の体系的な説明は、相互に関係のある二種類の取引者と取引を分析するものであり、これには2つのレベルの統計単位が必要とされる。I S I CとC P Cと組み合わせた、財及びサービスの取引の分析、及び、生産勘定の作成には、事業所が用いられる。所得勘定、蓄積勘定及び貸借対照表作成のための統計単位としては、また経済主体の制度部門別分類においても、企業が用いられる。

(a) 企業

77. 企業とは、財及びサービスの生産者としての能力を持つ制度単位とされる。企業は、財務及び投資に関して自主的に判断する能力ならびに財及びサービスの生産のためにリソースを割り当てる権限と能力を持つ経済的取引者である。企業は、ひとつあるいは複数の生産活動に従事している。

78. 企業は、法人（または準法人）、非営利組織、あるいは非法人企業のいずれかである。法人企業及び非営利組織は、完全な制度単位である。一方、「非法人企業」という言葉は、財及びサービスの生産者としての機能においてのみの制度単位—世帯あるいは政府単位—を言う。

79. 企業は、財務勘定及び貸借対照表を含め、その取引に関する全情報が維持され、国際取引、国際投資ポジション（該当する場合）、連結財務ポジション及び正味財産が派生する統計単位レベルである。

(b) 事業所

80. SNAでは、産業統計あるいは生産統計の定義及び範囲確定の対象となる統計単位を事業所としている。事業所は、同一の場所に所在し、(補助的でない) 単一の生産活動を実施している、あるいは主たる生産活動が付加価値の大半を占める企業あるいは企業の一部と定義される。

81. I S I Cは、生産分析ならびに生産統計作成のために、類似の活動に従事する単位をひとつの

集団に求めるために設計されている。I S I Cを使ってその主たる活動に応じて企業を分類し、これらを産業別に分類することは可能であるが、企業が、その主たる活動と極めて異なる副次的活動を行っている場合には、分類後にできあがる産業の中に均質でないものが生じる可能性がある。したがって、大規模で複雑な企業を均質な単位に区分して、生産データを作成する必要が生じる。これは、特に、特定の産業あるいは経済全体の付加価値において大きな割合を占めている企業に関して重要な問題である。

82. 事業所の定義は、事業所がひとつあるいは複数の副次的活動を実施する可能性を否定するものではないが、副次的活動は、主たる活動と比較して、その規模において小規模でなければならない。事業所が行っている副次的活動が、主たる活動と同じく、またはほぼ同じく重要である場合には、その単位は後述の地域単位とみなされる方が妥当である（パラグラフ 86 及び 87 参照のこと）。この場合には、副次的活動が、主たる活動がおこなわれている事業所とは別の事業所で行われているように扱われるよう、再分割する必要がある。

83. 大部分の中小企業の場合、企業と事業所は同じものとする。I S I Cの異なる産業に属する数々の活動に従事する大規模で複雑な企業は、複数の事業所で構成されていると考える。ただし、規模が小さく、均質性の高い生産単位が特定可能で、その生産単位についての生産データの作成が可能な場合とする。

3. その他の統計単位

84. 事業所という概念は、活動の種類という次元と地域性という次元の両方と関係している。この概念は、統計事業の目的が、活動及び地理的区域別に分類されたデータを作成することであるという前提に立った概念である。地理的次元と活動次元のいずれかに精度が求められない状況においては、生産あるいは生産関係統計の作成のための統計単位として、上記以外にも採用可能な単位がある。

(a)活動種類単位

85. 活動種類単位は、単一の生産活動に従事している企業あるいは企業の部分、もしくは主たる生産活動が付加価値の大部分を占めている企業あるいは企業の部分である。この単位は、事業所と比較した場合に、その活動が実施されている地理的区域に関する制限がないが、活動が同質であるという特徴をもつ単位である。

(b)地域単位

86. 企業は、複数の場所で、複数の目的で生産活動に従事していることが多く、その場合には、これらを区別することが有益である場合がある。したがって、地域単位は、ある特定の場所で、または場所から生産活動に従事している企業あるいは企業の一部（たとえば、作業場、工場、倉庫、事務所、鉱山、集積所など）として定義される。地域単位の定義で問題になるのはひとつの次元のみであり、その単位が実施している活動の種類については言及しない。

87. 活動種類単位及び地域単位の基準に関連性を持たせると、事業所の概念は、その営業に関する定義に対応したものとなる。

(c) 同質生産単位

88. 特定の種類の分析にとって最適であると定義される単位は、分析単位と呼ばれる。事業所は、生産分析により適切な単位となるように設計され、この場合、生産技術が重要な役割を果たす。しかし、インプットとアウトプットの分析に適した分析単位は、同質生産単位であり、これは、単一の（補助的でない）生産活動が実施されている生産単位と定義される。同質生産単位は、活動の場所を問題としない。
89. 地域別の生産勘定及びインプットとアウトプットの取引表の作成が必要な場合には、異なる場所に存在する同質生産単位について、たとえこれらが同じ活動に従事しており、同じ制度単位に属している可能性がある場合でも、別個の単位としてみなす必要がある。

4. 統計単位の範囲確定

90. 経済主体の世界は、多数の地理的拠点であるいは多数の地理的拠点から実施される垂直的または水平的に統合された多くの異なる活動に従事する大規模で複雑な企業と、単一の地理的拠点で、あるいは単一の地理的拠点から実施されるひとつまたは極めて少数の種類の活動に従事する小企業によって構成されている。
91. 企業は、財及びサービスの生産という経済活動を行っている生産単位を有する。生産は、たとえば、鉱山、工場または農場で、またはサービス生産の場合には特定の場所から実施が可能である。たとえば、輸送サービスでは、農場あるいは工場のゲートから購入者まで商品を配送し、あるいは商品は幅広い地域を対象として営なまれているネットワークを使って配送されるが、いずれの方法でも、サービスは特定の場所から生じるものと仮定される。同様に、エンジニアリング・コンサルタントなどのその他のサービスも、特定の場所で発生し、利用者のいる場所まで届けられると考えられる。
92. I S I Cの様々な細分類に該当する複数の活動を行っていたり、あるいはその複数の地理的区域に生産単位が分散している大規模かつ複雑な経済主体に関しては、統計単位の範囲を確定する必要が生じる。
93. 大規模で複雑な主体の場合、生産がおこなわれている単位を、経営、管理、意志決定目的で分類し階層構造を構成することができる。上位の組織単位は、下位の生産単位を所有、統制、または管理する。企業の財務に関する管理は、通常は、生産事業の管理よりも上位の組織レベルで行われる。企業の会計システムは、通常は、事業運営の管理責任の階層を写し出し、この管理構造を反映する。管理及び意思決定機能の支援に必要な会計記録は、通常、それに対応する経営責任レベルで維持される。
94. 企業はまた事業の法的基盤を形成する単位あるいは単位の集団で構成される法的構造を有している。企業に関しては、登記されている法的単位の数に関わりなく、リソースを共有し共通の支配下に置くことによって、ひとつの企業としての独立性が発生する。
95. 小規模の企業の場合には、管理構造と法的構造がしばしば一致し、企業が単一の単位とみなされることさえある。大規模企業の場合には、管理構造と法的構造は別物であり、企業の上位レベ

ルでのみこれらの構造が一致している。このような場合には、企業の管理構造の中の組織単位及び生産単位が、法的構造の単位と異なる可能性がある。

96. 大規模で複雑な制度単位の統計単位は、プロファイリングと呼ばれるプロセスを通じてその範囲を確定することができる。プロファイリングとは、統計単位を派生させるために利用する、企業、その法的構造と管理構造ならびに生産及び組織単位を特定することである。特定後、企業及びその企業を構成する事業所が、統計構造における統計単位を構成する。統計構造の範囲確定においては、組織構造の中で機能あるいはその他の要素別に分けられた集団は考慮の対象外とし、構成単位を再分類して統計構造の単位を決定する。複数の事業所を有する企業の場合には、資産の所有権が登記されている法的構造と統計構造が一致しない場合がある。
97. 生産統計及び所得統計のための情報源は、企業の管理及び費用会計記録であることが多い。これらの会計記録は、財及びサービスの販売から得られた営業収入と関連費用、賃金給与、減価償却、営業利潤を記録したものである。活動の地理的場所よりも、単位の意思決定の自律性についての上位レベルに関心のある国の場合は、活動の種類別単位の範囲を確定し、この単位を採用する方が望ましい場合がある。一方、地理的に詳細な国内の小地域レベルの生産統計が必要な場合には、(a) 活動及び地理的区分の点でできるだけ同質な最小の単位、及び(b)財及びサービスの販売から得られた収入、関連費用、付加価値のデータの作成または推計が可能な最小の単位を確定する方が望ましい場合もある。これが、事業所（地域活動種類単位）について、統計単位としての範囲を確定する場合のレベルである。
98. 法的構造と、生産単位に基づく統計構造が一致しない場合、統計局は、調査の助けを借りて、統計構造を明確にし、統計データを作成する必要がある。法的構造は、純粋に課税目的のために形成された単位で構成されている可能性があり、その場合には、企業の生産単位とするには全く不向きである。しかし、必要なデータを得るために租税記録に依存する必要がある場合、あるいは調査データを租税記録で補足する必要がある場合には、統計局は、(a)企業の法的構造と統計構造を正確に把握する方法があるかどうか、あるいは(b)統計構造の代用品として法的構造を利用することを優先するかどうかを判断しなければならない。
99. 統計構造は、それについてデータを作成する単位の範囲を確定し、単位を特定する。しかし、より上位レベルの単位から、あるいはより下位レベルの単位からデータを収集する必要がある場合がある。この場合には、これらを収集主体と呼ぶ。グローバル化の進展に伴い、多国籍グローバル企業の中には、地球規模または地域レベルで統合した会計記録のみを保管しているところがある。したがって、国内経済で発生しているあらゆる活動についての完全な記録が、これらのグローバル企業の本社または地域本社からしか得られない場合には、これらの記録を切り離し抽出することがますます困難になってきていると思われる。

5. 選択する統計単位の国による違い

100. 事業所は、特定の場所であるいは特定の場所から活動を実施する。したがって、事業所という概念は、2つの次元、すなわち、活動という次元と所在地という次元を結びつけたものである。この概念は、統計事業の目的が、活動別及び所在地別、たとえば、地理的区域別に分類されたデータを作成することであるという前提にもとづいたものである。しかし、I S I Cは、生産や産

業実績を分析するために必要なその他の多くの変数を分類するために使用することができる。企業の会計及び営業構造の調査から、活動及び地理的精度の点で同質性のレベルが様々に異なる生産単位がみつき、これらが、被雇用者数などの特定変数に関するデータ作成に適している可能性がある。それどころか、有意な営業利益に関して必要なすべての情報が得られる場合には、生産統計の作成にさえ適している可能性がある。

101. 事業組織規則を含む一国の法制度の構造、関係する産業の特定の構造、関係するデータ収集の種類、データ収集の目的と目標レベルなど、所与のデータ収集形態のために最も適した統計単位を特定する際に考慮すべき要素は数多い。本項で議論した統計単位は、モデルとしての利用を目的として提示されたものであるが、各国がどのような種類の統計単位の利用を実際に選択するかどうかは、各国の特殊事情及び関連するデータ収集の種類と目的により異なる。

102. 最後に、統計単位の範囲確定において、データの信頼性と比較可能性を確保するために、これらの統計単位が一貫性のある方法で定義されなければならないことを指摘しておく必要がある。これらの単位の定義に一貫性が確保されることは、正確な分類を行うことと同様に重要である。

C. 統計単位の分類

1. 全般的指針

103. 以下のパラグラフでは、より複雑な統計単位の分類において準じるべき解釈上の一般的ルールが数多く示されている。I S I Cの一部の大分類と中分類の解説(以下の第3部を参照のこと)にもこのようなケースを扱う方法が示されていることに留意されたい。

104. ひとつの単位は、I S I C第4版の定めるひとつまたは複数のカテゴリーに該当するひとつまたは複数の経済活動を行っている。単位は、その主たる活動に応じて分類される。実際には、生産単位の大部分は、さまざまな活動を組み合わせて実施している。ひとつの単位をI S I C第4版の特定カテゴリーに配置するためには、主たる活動を特定する必要がある。

105. 各単位を活動別に分類する場合には、その単位の主たる活動—または主たる活動範囲—を含んでいるI S I C細分類を決定する。主たる活動を決定する場合には、すべての活動を検討するが、単位を分類する場合には主たる活動のみを採用する。一般的に、ある単位の主たる活動は、その単位が販売したり出荷している商品または他の単位や消費者に提供しているサービスにもとづいて決定される。しかし、I S I Cのカテゴリーという観点から実施されている活動を決定する場合には、I S I Cの個々の細分類に付された解説及び注記(下記第3部参照のこと)を利用し、アウトプットの構造だけでなく、インプットの構造や最も重要な生産プロセスを検討対象とななければならない。

106. 単位の主たる活動を、生産される財及びサービスの付加価値にもとづいて決定することが理想である。この場合の付加価値の概念は、基本的価格でのアウトプットの価値から購入者価格での中間消費の価値を差し引いた金額であると定義する、基本価格での総付加価値である。

(a) 付加価値の代替

107. ある単位の主たる活動を決定するために、その単位が生み出す付加価値の、I S I C第4版に定めるカテゴリー別内訳を知る必要がある。しかし、実際には、実施している活動別の付加価値についての情報を入手することは難しいことが多く、活動分類は、次のような代替基準を使って決定しなければならない。

(a) 次のようなアウトプットに基づく代替

- (i) 単位の中で、各活動に関連する財あるいはサービスに帰属可能なグロスのアウトプット
- (ii) 各活動カテゴリーに該当する生産物集団の販売あるいは出荷価値

(b) 次のようなインプットに基づく代替

- (i) 活動別の賃金と給与
- (ii) 活動別の労働時間
- (iii) 単位における被雇用者の活動別割合

108. 付加価値データが不明な場合にこのような代替基準を用いると、実際に付加価値データがあるとして得られるデータと比較して可能な限り最善の代替データとして使用することができる。代替基準の使用は、主たる活動を決定するために使用する方法やトップダウン方式のルールを変更するものではない。代替データは、付加価値の実用上の近似値にすぎない。

109. 上記の代替基準のみを使用すると、誤った結果を導く可能性がある。しかし、これは、代替基準の構成が、(不明の)付加価値に正確に対応していない場合に常に発生する。

(b) アウトプットの代替に伴う問題

110. 付加価値の代用として販売高(売上高)あるいは出荷高を使用する場合を考えると、特定のケースに関して、売上高と付加価値が釣り合わないことがすぐに判明する。たとえば、商品の売上高が全体に占めるシェアは、製造活動のシェアよりもはるかに低い。また、運送業者や一般の請負業者の売上高も別の例として挙げることができる。製造活動だけを取り上げてみても、売上高と発生した付加価値の関係は、活動によっても、また同じ活動の中でも、まちまちである。生産物の大部分が在庫となり、同じ報告期間内に販売されない場合には、売上高は、付加価値を下回る。さらに、ケースによっては、売上高の数字が何の意味ももたない場合や、存在しない場合もある。たとえば、金融仲介業や保険業などの場合である。代替基準としてグロスのアウトプットデータを利用する場合には、このような点に留意しなければならない。

111. 多くの単位は、商取引とその他の活動を実施している。このような場合には、商取引による売上高の数字は、商取引活動による付加価値が全体の付加価値に占めるシェアを知るための指標としては不適切である。グロス・マージン(商取引による売上高から在庫変化による調整済み再販用商品購入額を差し引いた額)の方が、かかる指標としてはるかに適切である。商取引によるマージンは、単一の卸売あるいは小売活動内でも、商取引活動間でもばらつきが生じる可能性がある。さらに、以下に定める小売を対象とした特別分類ルールについて検討を加えなければならない。

(c) インプットの代替に伴う問題

112. インプットにもとづく代替基準を適用する場合にも同様の注意が必要である。各活動の資本

集約度が違う場合には、賃金や給与あるいは雇用の内訳と、付加価値の内訳が比例的であるとは言えない。資本集約度が高いということは、一般的には、減価償却率が高く、全体の賃金及び給与に占めるシェアは、付加価値のシェアよりも低いことを意味している。資本集約度は、経済活動によって大きな違いがあり、同時に、I S I C第4版の同じ細分類の活動間でも違いがある。たとえば、手作り品を生産する活動は、工場と同じ製品を大量生産する場合に比べ資本集約度が低い。しかし、どちらの活動もI S I C第4版の同一細分類に入る。

2. 混合活動の処理

113. ある単位が行っている活動のほとんどの部分が複数のI S I C細分類に振り分けられることがある。このような状況は、活動が垂直的に統合されている場合（たとえば、木工業と結合した伐採業や繊維製造とその後のアパレル製造など）、活動が水平的に統合されている場合（たとえば、とさつ場での皮革製造など）、または統計単位のレベルで分離不能な活動が結合されている場合に生じる。このような状況では、統計単位の分類は、以下に定めるルールに従って行われなければならない。

114. 以下に定めるルールは、細分類レベルで適用されることが一般的であるが、コード化体系のいかなるレベルの分類にも適用することができる。

(a) 複数の独立した活動の処理

115. 統計単位が、複数の種類の独立した活動に従事しているが、統計単位自身を別々の統計単位として切り離すことができない場合（たとえば、パンの製造がチョコレート菓子の製造と結合している場合など）、その単位は、単位全体が生み出す付加価値の大部分を占める活動（すなわち、主たる活動）に応じて分類されなければならない。この方法が、以下のパラグラフ 123-131 に説明する“トップダウン”方式である。

116. この“トップダウン”方式は、ある単位が単一の活動を実施している場合、あるいはひとつの活動の付加価値が単位全体の付加価値の50%以上を占める場合にも常に適用される方法である。しかし、これらのケースでは、単位の分類はかなり直線的であり、段階的な“トップダウン”方式の適用は必要ない。このような場合には、単位は、実施している活動を代表する単一のI S I Cカテゴリーに分類されるか、あるいは後者の場合には、付加価値の50%以上を占める活動を代表する単一のI S I Cカテゴリーに分類される。

(b) 垂直的統合の処理

117. 活動の垂直的統合は、別々の生産段階が同じ単位によって連続して実行され、ひとつの過程のアウトプットが次の段階のインプットに用いられる場合に、発生する。一般的な垂直的統合の例としては、樹木の伐採とその後の製材、陶土採掘とれんがの製造、織物工場における合成繊維の製造などを挙げることができる。

118. I S I C第4版においては、垂直的統合は、その他の形態の複数の活動と同じように処理すべきだとしており、したがって、活動が垂直統合的に連鎖している単位は、この連鎖の中の主たる活動に応じた細分類に分類されるべきだとしている。すなわち、トップダウン方式で定めるように、付加価値のシェアが最大の活動に応じた細分類である。この処理がI S I C前回バージョン

ンとの違いである。この場合の“活動”という言葉は、その段階のアウトプットが必ずしも販売目的でなくても、独立の I S I C 細分類の中で定義されている生産プロセスの各段階を指すものであることに留意しなければならない。

119. 垂直的に統合されているプロセスの個々の段階の付加価値データあるいはその代替値データを、単位自身が保管している会計記録から直接入手することができない場合には、他の単位との比較（たとえば、中間財や最終製品の市場価格にもとづいた比較）を用いることができる。上記に示したような代替データを利用する場合に必要な注意が、この場合も必要である。それでも、生産活動の連鎖における各段階についての付加価値（あるいはその代替）のシェアを決定することが不可能な場合には、垂直統合の代表的な形態のためのデフォルト指定（default assignment）という方法を適用することができる。“I S I C と C P C のコンパニオン・ガイド”では、これらのケースの事例をまとめて取り上げている。¹⁵

(c) 水平的統合の処理

120. 水平的統合は、ひとつの活動から複数の異なる特徴をもった最終製品が発生する場合に生じる。これは、理論的には、同じ生産要素を使って同時に実施された複数の活動として理解されるが、このようなケースでは、統計上、これらの活動を複数の別のプロセスに分離し、別々の単位として分割したり、あるいは一般的にこれらの活動に関する独立のデータを入手することが困難なことが多い。また、付加価値の配分に関するルールあるいはその他の方法も適用できないことが多い。グロス・アウトプットなどの代替的指標が適用可能なこともあるが、しかし、この水平的統合に含まれている複数の活動を最もよく代表する単一の活動を特定することができる共通のルールはない。水平的統合のパターンは、I S I C の準備段階から検討されてきたので、水平的に統合されやすい活動は、かなり異なる特徴をもつ複数のアウトプットを産出する場合でも、I S I C の同一細分類に含まれていることが多い。

121. たとえば、天然のグリセリン製造は、I S I C 細分類 2023（石鹼、洗剤、クリーニング・つや出し剤、香水及び化粧品の製造）に分類される。一方、合成グリセリンの製造は、細分類 2011（基礎化学品の製造）に分類される。天然グリセリンは、石鹼の製造過程で発生する副産物であり、したがって、天然グリセリンの製造過程を石鹼の製造過程から切り離すことはできない。したがって、物理的なアウトプットはかなり違うが、この2つの製造活動は両方とも同じ I S I C 細分類に分類されなければならない。一方、合成グリセリンの製造は、天然グリセリンの製造とはかなり異なっており、この2つの活動から生じるアウトプットの物理的な特徴は極めて似ているにもかかわらず、この2つの活動は別々に分類される。もうひとつの例は、廃棄物焼却過程による発電である。この廃棄物処理の活動と発電の活動は、切り離すことができず、I S I C は、慣例的に、両方の活動を細分類 3821 に分類している。

122. ケースによっては、同じ生産要素を使って複数の活動が実施されるが、活動が独立して存在している場合、すなわち、ひとつの活動がもうひとつの活動のインプットを提供するわけでもなく、もうひとつの活動の副産物を生産するわけでもないことがある。その事例としては、旅客輸

¹⁵ I S I C と C P C のコンパニオン・ガイド、スタティスティカル・ペーパー、シリーズ F、No.101（国連により刊行予定）

送と貨物輸送が結合している場合である。この2つの活動は、それぞれが、ほとんどの経済においてかなり規模の大きな活動であり、分析目的では別々に取り扱いたい活動であるので、I S I Cでは単一の細分類としてこの2つの活動をまとめて扱う方法を採用していない。このケースでは、この2つの活動が同時に実施されている場合には、問題となる統計単位の主たる活動は、付加価値を代替するデータを使って決定されなければならない。

(d) トップダウン方式

123. トップダウン方式は、階層構造にもとづいたものである。すなわち、ある単位を分類する場合に、その単位の属する最下位レベルと最上位レベルは一貫性が確保されていなければならない。この条件を満たすためには、まず、最上位レベルでの適切なカテゴリーを特定し、次のように、段階的にレベルを下げて分類していかなければならない。すなわち、

- 第1段階 付加価値シェアが最大の大分類を特定する。
- 第2段階 この大分類の中で、付加価値シェアが最大の中分類を特定する。
- 第3段階 この中分類の中で、付加価値シェアが最大の小分類を特定する。(卸売と小売活動のケースにおける以下の例外を参照のこと)
- 第4段階 この小分類の中で、付加価値シェアが最大の細分類を特定する。

第1欄

例：トップダウン方式を利用した単位の主たる活動の特定

報告単位が、以下の活動を実施しているとする。

大分類	中分類	小分類	細分類	細分類の内容	付加価値シェア (パーセンテージ)
C	25	251	2512	金属製タンク、貯槽及び容器製造業	7
		281	2816	つり上げ及びハンドリング装置製造業	8
	28		2821	農業及び林業用機械製造業	3
		282	2822	金属成形機械及び工作機械製造業	21
			2824	鉱業、採石業及び建設業用機械製造業	8
29	293	2930	自動車部品及び付属品製造業	5	
G	46	461	4610	手数料制または契約制による卸売業	7
		465	4659	その他機械器具卸売業	28
M	71	711	7110	建築・エンジニアリング業及び関連技術コンサルタント業	13

そこで主たる活動は次のように決定される。

第1段階 大分類の確定

大分類 C	製造業	52
大分類 G	卸売及び小売業；自動車及びオートバイの修理業	35
大分類 M	専門・科学・技術サービス業	13

第2段階 (大分類 C の中の) 中分類の確定

中分類 25	金属製品製造 (機械及び機器を除く)	7
中分類 28	他に分類されない機械器具製造業	40
中分類 29	自動車、トレーラ及びセミトレーラ製造業	5

第3段階 (中分類 28 の中の) 小分類の確定

小分類 281	一般機械製造業	8
小分類 282	特殊目的の機械製造業	32

第4段階 (小分類 282 の中の) 細分類の確定

細分類 2821	農業及び林業用機械製造業	3
細分類 2822	金属成形機械及び工作機械製造業	21
細分類 2824	鉱業、採石業及び建設業用機械製造業	8

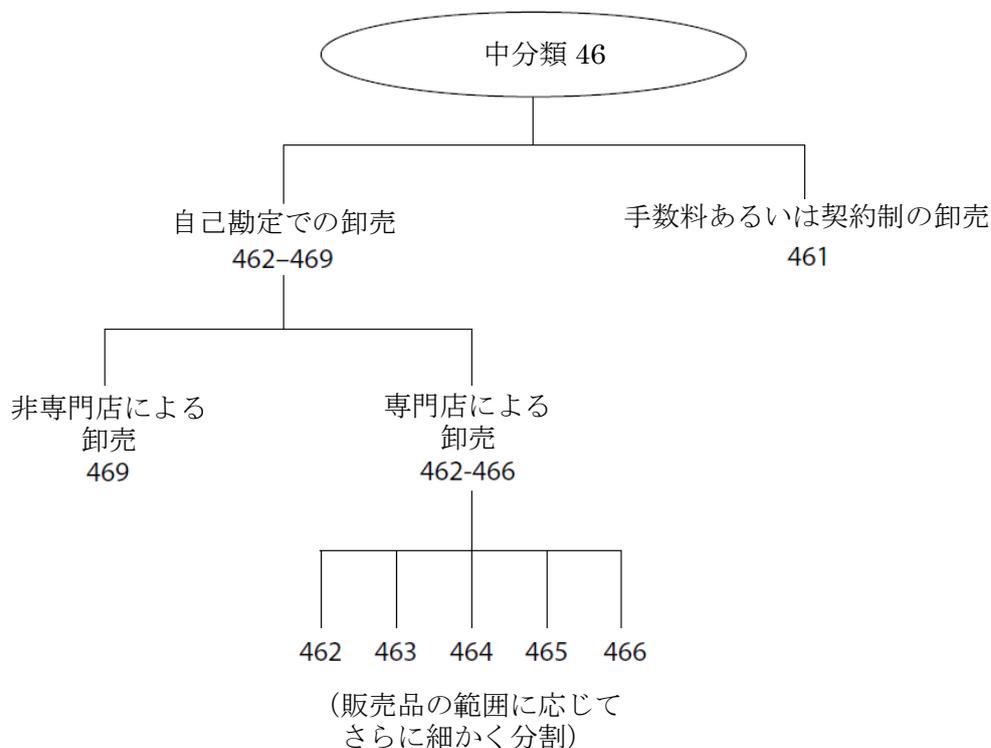
したがって、付加価値シェアが最大の活動は、細分類 4659 (その他機械器具卸売業) であるにもかかわらず、この単位の主たる活動は、2822 (金属成形機械及び工作機械製造業) になる。

もしボトムアップ方式が採用されれば、この報告単位は、細分類レベルで付加価値シェアが最大であるという理由にもとづき、細分類 4659 (その他機械器具卸売業) に分類されることになる。その結果、製造業の付加価値が 52% を占める報告単位が、製造業以外に分類されることになる。

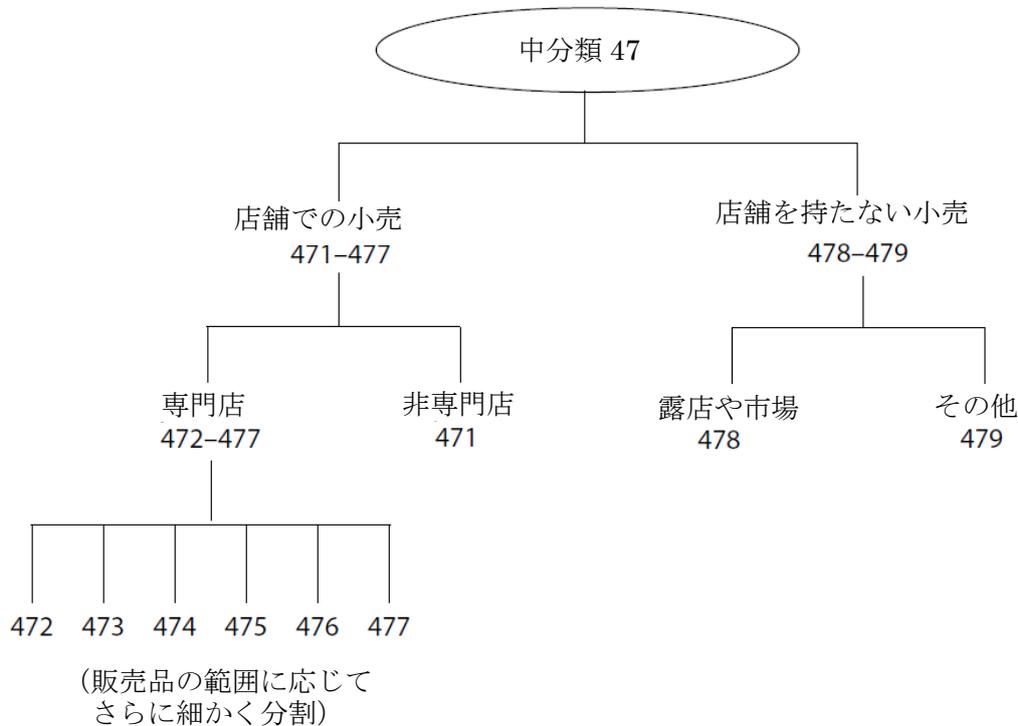
トップダウン方式は、統計単位を選択によっては、統計全体のわずかな部分にしか適用できない場合がある。これは、特に、統計単位の定義を単一の活動しか行っていない単位として定義している場合に顕著である。

124. 卸売及び小売活動のケースで、I S I C細分類のいずれも付加価値シェアが50%に達しない場合には、上記の第3段階において、もうひとつの作業が加わる。これは、I S I Cに追加されるレベルと考えることができる。実用上の理由から、このレベルは、I S I C構造自体においては独立のレベルとして存在するものではなく、I S I C第4版の小分類の一部を構成するものとみなされる。卸売活動については、これらの追加的な作業は、(a)手数料勘定による取引か、自己勘定による取引かの違い、(b)専門店による商売か非専門店による商売かの違い、に関する検討作業である。小売活動の場合には、(a)店舗での小売か、店舗を持たない小売かの違い、(b)専門店による商売か、非専門店による商売かの違い（店舗での小売の場合）、(c)露店や市場での商売か、その他の商売かの違い（店舗を持たない小売の場合）に関する検討作業である。これらの違いは、（第3段階の中の）追加的レベルとして検討しなければならない、トップダウン方式を用いる場合には必ず適用しなければならない。第3段階において正しい小分類を確定後、上記の第4段階に従い、主たる活動を代表する細分類の確定作業を行う。

125. 以下の図は、上記のパラグラフ124に示した追加基準に従い、I S I Cの中分類46（自動車及びオートバイを除く卸売）の中で、どのように単位を割り振るかを決定する場合に使用する樹形図である。



126. 以下の図は、上記の paragraph 124 に示した追加基準に従い、I S I C の中分類 47（自動車及びオートバイを除く小売）の中で、どのように単位を割り振るかを決定する場合に使用する樹形図である。



127. サービスの種類（たとえば、従来型のサービスかセルフサービスか）、ボランティアあるいは購買組合により運営されているサービスかなどのその他の小売の特徴の反映や、協同組合とその他の小売の区別はここではされていない。付加価値という点からその主たる活動が店舗による小売であることが明らかな単位は、細分類 4711 から 4774 に割り振られなければならない。

128. I S I C 小分類 472-477 に該当する専門店による小売業と、I S I C 小分類 471 に該当する非専門店による小売業のどちらであるかの選択する場合には、小分類レベルの重要度にかかわらずなく、関係する細分類の数によって結果が異なる。この決定を行う場合には次のルールを適用する。（同様に、専門店による卸売業と非専門店による卸売業の選択にもこのルールが適用される。）

(a) 販売されている商品の種類が、I S I C 第 4 版小分類 472 から 477 までに該当する細分類 4 つ以下で構成されており、そのいずれも付加価値という点で 50%以上を占めていないが、いずれも付加価値の 5%以上は占めている場合には、専門店による小売業に分類しなければならない。したがって、付加価値にもとづき中心となる活動を決定することのみが必要となる。最初に主たる小分類を、その後、その小分類の中の細分類を選択することによって、主たる活動を決定し、その単位がどこに割り振られるかが決定される。

(b) 関係している商品が、I S I C 第 4 版小分類 472 から 477 までに該当する細分類 5 つ以上で構成されており、そのいずれもの付加価値という点で 5%以上を占めているが、50%以上を占

めていない場合には、当該単位は、非専門店による店舗であり、小分類 471 に割り振られる。この中で、食料、飲料及びたばこが付加価値の 35%以上を占めている場合には、I S I C 第 4 版の細分類 4711 に分類される。その他のケースはすべて、細分類 4719 に分類される。

- (c) 上記の分類ルールは、常に、その単位の小売活動の実態にもとづいたものである。その小売業に加え、サービスを提供したり、あるいは財を生産する副次的活動をその単位が行っている場合でも、同単位を中分類 47 の中の細分類に割り振るかどうかは、専ら、小売活動の構成によって決まる。言い換えれば、上記の付加価値 5%ルールは、小売活動の付加価値全体の 5%を指すのであり、その単位の全活動の付加価値全体の 5%を指すのではない、ということである。

第 2 欄

例：トップダウン方式を利用した卸売業及び小売業の単位の主たる活動の特定

報告単位が、以下の活動を実施しているとする。

大分類	中分類	小分類	細分類	細分類の内容	付加価値シェア (パーセンテージ)	
G	46	465	4651	コンピュータ、コンピュータ周辺装置及びソフトウェア卸売業	10	
			4741	専門店によるコンピュータ、周辺装置、ソフトウェア及び電気通信機器小売業	8	
		474	4742	専門店による A V 機器小売業	15	
	47	475	4759	専門店による家庭用電気製品、家具、照明器具及びその他の家庭用品小売業	4	
			476	4761	専門店による書籍、新聞及び文房具小売業	3
				4762	専門店による音楽録音・映像録画物小売業	12
			479	4791	通信販売またはインターネットによる小売業	35
			N	77	772	7722

そこで主たる活動は次のように決定される。

第 1 段階 大分類の確定

大分類 G	卸売及び小売業；自動車及びオートバイの修理業	87
大分類 N	管理・支援サービス業	13

第 2 段階 (大分類 G の中の) 中分類の確定

中分類 46	卸売業、ただし、自動車及びオートバイを除く	10
中分類 47	小売業、ただし、自動車及びオートバイを除く	77

第 3 段階 (中分類 47 の中の) 小分類の確定

第 3a 段階 (中分類 47 の中の) 店舗での小売あるいは店舗を持たない小売

小分類 471-477	店舗での小売	8
小分類 478-479	店舗を持たない小売	32

第 3b 段階 (小分類 471-477 の中の) 専門店あるいは非専門店の確定		
小売全体の付加価値に対するシェアを再計算		
細分類 4741	=8% / 77%	10
細分類 4742	=15% / 77%	19
細分類 4759	=4% / 77%	5
細分類 4761	=3% / 77%	4
細分類 4762	=12% / 77%	16
全体の付加価値に占める割合が 5%以上のものは 4 細分類のみ。したがって、この単位は専門店による小売に分類される。		
第 3c 段階 (専門店による小売の中の) 小分類の確定		
小分類 474	専門店による情報通信機器小売業	23
小分類 475	専門店によるその他の家庭用機器小売業	4
小分類 476	専門店による文化・娯楽用品小売業	15
注:最大のシェアを確定する場合には、付加価値の数値がオリジナルの数値か、再計算後の数値かは問題としない。		
第 4 段階 (小分類 474 の中の) 細分類の確定		
細分類 4741	専門店によるコンピュータ、周辺装置、ソフトウェア及び電気通信機器小売業	8
細分類 4742	専門店によるAV機器小売業	15
以上により、主たる活動は 4742 (専門店による店舗におけるオーディオ及びビデオ機器の小売) となる。		

129. 対象となる活動の付加価値が決定できない場合には、前述した近似値を適用することができる。ただし、どの活動にも一貫して適用しなければならない。

130. このトップダウン方式は、上位レベルから主たる活動を判断していけば、下位レベルで齟齬が生じることはない、という原則を満たすものである。分類の下位レベルでは、トップダウン方式を使って確定した I S I C 第 4 版カテゴリーの付加価値のシェアがその単位の付加価値全体の 50%以上を占めるとは限らない。I S I C 第 4 版の階層構造の上位レベルから下位レベルに進めば進むほど、この傾向は強まる。理論的には、I S I C 第 4 版の階層の最高レベルである大分類の中に、その単位の付加価値に占める割合が 50%以上のものが全くないという可能性もある。

131. 原則的にいえば、このトップダウン方式は、分類の階層構造を上位から最下位まで下ることによって、その単位の主たる活動を決定するものである。しかし、実際には、トップダウン方式の具体的適用に関するそれぞれのルールに応じて、中分類あるいは小分類など、同方式の具体的な適用のために実際に利用する最下位レベルにトップダウン方式を適用すればよいのである。

3. 電子商取引

132. 生産単位は、生産された財及びサービスの受注及び取引を、電話、ファクス、テレビ、インターネットなど様々な方法で行う。インターネットまたはその他の電子的手段を通じて財または

サービスの所有権を移転する事業取引を電子商取引とすることを選択した国も多い。

133. 財またはサービスの所有権移転には、(a)発注、(b)支払、(c)財あるいはサービスの引き渡し、という3つの段階がある。電子商取引とは、第1段階のみ、第1及び第2段階、あるいは3段階すべてが、インターネットその他の電子的手段を用いて行われた取引を含むものと定義できる。
134. 多くの生産単位にとって、電子商取引は、販売のための取引に利用する多様な手段のひとつに過ぎない。I S I Cにおいて、このような単位の分類に関するルールは変わっておらず、これらはその主たる活動が該当する産業に分類される。しかし、インターネットだけを通じて商品を販売し、サービスを提供する事業単位がますます多くなってきている。これらの単位もまた、その主たる活動が該当する産業に分類されるべきである。したがって、電子商取引に従事する生産単位は、I S I Cのあらゆる産業で見られるだろう。このルールには次のような、唯一の例外がある。すなわち、小売においては、専ら、または主としてインターネットを通じて販売を行う単位は、I S I C第4版細分類 4791（通信販売あるいはインターネットによる小売）に分類される。

4. 修理及び保守

135. I S I C第4版では、あらゆる種類の財の修理に対しては、別のカテゴリーを設けている。しかし、上位レベルでは、すべての修理活動をカバーする単一のカテゴリーは存在しない。修理対象の財の種類にもとづき、活動は次のように分類される。
- ・自動車及びオートバイの修理は、細分類 4520 と 4540 にそれぞれ分類される。
 - ・コンピュータ及び通信機器の修理は、小分類 951 に分類される。
 - ・個人・家庭用品の修理は、小分類 952 に分類される。
 - ・その他の機械及び機器の修理は、小分類 331 に分類される。
 - ・建物及びその他の構造物の修理は、中分類 43 に分類される。

5. アウトソーシング/手数料または請負ベースの活動

136. 一部のケースでは、単位が、自社名で財あるいはサービスを販売しているが、製造業の場合の物理的な加工プロセスなどのような実際の生産の全部あるいは一部が、請負契約によって実施されている。本項では、これらの契約を締結している単位を、どのようにI S I Cに分類すべきかについて述べる。
137. 本項で使用する語句は次の意味を有する。
- (a) 注文者 (principal)¹⁶は、相手方単位（本項では“請負者”と呼ぶ）との間で、生産プロセスの一部（あるいは全部）を実施するための契約関係を結ぶ単位をいう。
 - (b) 請負者 (contractor)¹⁷は、注文者との契約関係にもとづき特定の生産プロセスを実施する単位を言う。請負者により実施される活動は、“手数料あるいは請負ベース”の活動と呼ばれる。
 - (c) アウトソーシングは、注文者が、請負者に対し、特定の生産プロセスの実施を求める契約に

¹⁶ “コントラクター” (contractor) あるいは“コンバーター” (converter) と呼ばれることもある。

¹⁷ “サブコントラクター (subcontractor)” と呼ばれることもある。

もとづく協約を言う。“サブコントラクト”という言葉も同じように使われる¹⁸。ここでは、生産プロセスには支援活動が含まれる。

138. 注文者と請負者は、その所在地が、同じ経済領域内のこともあれば、異なる経済領域に所在している場合もある。実際の所在地は、これらの単位の分類に影響しない。

(a) 請負者の分類

139. 請負者、すなわち、手数料あるいは契約ベースでの活動を行う単位は、自己勘定で同じ財あるいはサービスを生産する単位と同じカテゴリーに分類されるのが一般的である。このルールの例外は、商業活動の場合であり、この場合には、アウトソーシングによる活動のために独立のカテゴリーが存在する。

(b) 注文者の分類

生産プロセスの一部のアウトソーシング

140. 生産プロセスの一部のみがアウトソーシングされている場合には、注文者は、生産プロセス全体を代表する活動が該当する細分類に分類される。すなわち、請負対象業務を含め、その単位が完全なプロセスを実施しているものとして分類される。

141. このルールは、会計やコンピュータ処理などの生産プロセスにおけるサポート機能のアウトソーシングだけでなく、製造プロセスの一部などの中核的な生産プロセスの一部のアウトソーシングにも適用される。

生産プロセス全部のアウトソーシング

142. 一般的に言って、注文者が財あるいはサービスの生産プロセス全部をアウトソーシングする場合でも、その単位が生産プロセスを自身で実施しているものとして分類される。このルールは、特に、建設業などのサービス生産活動に適用される。しかし、製造業の場合には、以下の特別ルールが適用される。

143. 製造業においては、注文者は、請負者に対し、投入材料にもとづき実施する製造活動の技術仕様を提供する。投入材料（原材料あるいは中間財）については、注文者が提供（所有）する場合もしない場合もありうる。

144. 加工プロセス全部をアウトソーシングする注文者は、同人が、生産プロセスのための投入材料を所有しており、したがって、最終的なアウトプットを所有する場合に限り、製造業に分類されなければならない。

145. 加工プロセス全部をアウトソーシングしているが、投入材料を所有していない注文者は、実際には、再販目的で請負者から完成品を購入しているということになる。この種の活動は、大分類 G（卸売及び小売）に分類される。この場合は、販売の種類及び販売される商品の種類に応じ

¹⁸（対象単位間の関係に関する）“インソーシング”と“アウトソーシング”あるいは（経済領域間の取引に関する）“オフショアリング”という語句も使われることがある。これらの語句の違いは、本項に示すガイドラインには全く関係がなく、これらの語句は本項では使用されない。

て分類される。¹⁹

6. 政府の活動

146. I S I Cは、統計単位が所属する制度部門に関する区別は一切行わない。たとえば、政府が実施する全ての活動を具体的に記述するカテゴリーはない。I S I Cの他の分野に帰属可能な政府単位によって行われる活動は、I S I Cの中で該当する適切な細分類に分類されるべきであり、中分類 84（公務及び国防、強制社会保障事業）に分類されてはならない。たとえば、公立病院は、細分類 8610 に分類される。

147. I S I C中分類 84 には、一般的に行政機関が実施する政府業務としての性格をもつ活動が含まれている。すなわち、法律及びその付則の制定及びその司法上の解釈；それらにもとづく事業の運営管理；立法活動；徴税；国防；治安；入国管理；外交；政府事業の運営管理などである。しかし、法的あるいは制度上の地位は、それ自身では、中分類 84 に属すべき活動かどうかを決定する要素とはならない。

7. 企業の種類

148. 企業の活動は、I S I Cのさまざまな小分類あるいは細分類の多岐にわたることがあるので、統計の種類によっては、企業を中分類レベルのみで分類することが適切であることがある。いかなるケースにおいても、このような単位を更に下位レベルで分類しなければならない場合には、上記のパラグラフ 123-131 に定めたトップダウン方式を用いるべきである。

149. 多角的に活動する企業の種類は、その構成単位により生じる付加価値によって決定されるべきである。言い換えれば、I S I Cカテゴリーは、トップダウン方式に従い、付加価値のシェアが最大の構成単位の活動の種類に応じて選択すべきである。

8. 世帯の種類

150. I S I Cには、世帯が家事要員の使用者である場合に、この世帯を分類するカテゴリーが設けられている。これには、メイド、庭師、コックなどを雇用する世帯が含まれる。雇用が創出されるので、これらの単位に関するデータは、通常は、一般的な企業統計以外の様々な統計、すなわち、企業ではなく世帯を収集単位とするサンプル・フレームを利用する統計のために収集されてきた。

151. 労働力調査などのデータ収集において、この既存カテゴリーの他に、自家用の世帯活動を明らかにする必要性が生じてきた。市場活動は一般的に、ある活動に対して正しいI S I Cコードを確定するための現行ルールに従って分類されるべきであるが、これらのルールを、自家用の財及びサービスを生産している活動に適用することは困難なことが証明されている。これらの活動は、しばしば、農業、建設、織物製造、修理、その他の活動などのように、世帯という企業によって実施されている複数の活動が組み合わさっている。一般的に、これらの活動別の付加価値比率を出し、合理的に主たる活動を特定することは不可能である。これらの混合活動のための場所を設

¹⁹ 注文者が最終的にどこに分類されるかは、また、同一単位ないで実施されているその他の活動に左右される場合もある。

けるために、中分類 98（個人世帯による自家用の区別されない財及びサービス生産活動）の中に2つの小分類が設けられた。この中分類は、普通、企業統計には関係がないが、世帯及び自給自足に関するデータ収集の際に適用される。

9. 単位分類上の変更点

152. 単位の主たる活動は、一度に、あるいは徐々に、変化する可能性がある。主たる活動は、季節要因やアウトプットのパターンを多様化させるための経営判断のいずれかの理由から、同じ年でも統計対象期間の違いによって変化する場合もある。このような場合は常に、単位の活動のバランスにかなり突然の変化が生じると考えられる。あるいは、数年かけて、アウトプットまたは販売パターンの変化が生じることがある。これらのケースの場合には、常に、単位の分類を変更する必要があるが、一方、変更が度重なると、統計をゆがめ、その解釈が極めて困難になる結果を招く場合もある。

153. 頻繁な変更を回避するためには、安定性確保ルールを定める必要がある。この種のルールがなければ、企業で構成される母集団の経済人口に明らかな変化が生じることになり、人為的な統計にすぎなくなるだろう。このような安定性確保ルールは、実施している複数の活動間のバランスが大体同じであり、活動別比率がわずかに変化しただけで主たる活動が変化するというリスクが高い単位を対象として作られている。これらのケースでは、単位の主たる活動を決定する場合には、過去2年から3年の活動別比率を考慮しなければならない。

154. 統計のための質問票のための単位分類の変更は、年に1回を限度とし、指定日に変更が行われるか、あるいは情報を入手した場合に変更するかのいずれかとする。年1回以上の変更は、(月次や四半期の)短期統計と長期統計間の整合性を損なう結果をもたらすことになる。

D. 単位の活動に関する情報の捕捉と I S I Cコード付与

155. I S I Cにもとづいて作成された統計の質と比較可能性は、統計単位に付与されたコードの正確さに大きく左右される。さらに、コードの正確性は、コード決定のために入手可能な情報と採用するツールと手続きのいかに左右される。

156. 情報の質はある程度、統計ソースの種類に左右される。行政登録用に収集される情報の質は、その登録を必要とする行政手続きにおいてその情報がどのような機能を持っているかに左右される。また、租税規則、社会保障規制、投資信用規則、職業安定機関が提供するサービスが、実施されている活動の種類について正確な登録を必要している場合などは、その機能を果たすためにどのような種類の区別が必要かに左右される。したがって、統計局は、統計局の統計調査の基礎として使用される登録簿を、ひとつまたは複数の行政機関から入手したり、これらと共同で開発する場合でも、単位の活動コードを決定する場合に必要な情報は、単位から直接収集する必要があると考えられる。

157. I S I Cの性格を考えると、登録簿及び調査のためにコード化が必要な情報は、その単位の生産活動の主たるインプット、プロセス及びアウトプットを明らかにすることができるものでなければならない。生産物の種類が多岐にわたる単位の場合には、それらの生産物についての情報もまた、その単位の主たる活動を決定するために、各生産物が、付加価値あるいはその他の要素

にどの程度貢献しているかを知るために必要となる。この情報は、単位から入手しなければならず、その単位を代表して情報を提供する個人がどのような種類の情報が必要とされているかを確実に理解し、単位の持つ記録や自分自身の知識が的確な情報を提供しているかどうかを確認する必要がある。したがって、事業所の調査でも、世帯の調査でも、設問のチェックは非常に重要である。登録簿作成の場合も、事業所調査や世帯調査の場合も、生産物情報にもとづき正確なコードを割り当てられるかどうかは、体系的で総合的なコード・インデックスがあるかどうかにより大きく左右される。

第IV章 その他のテーマ

A. 関連の国内分類作成にあたっての I S I C の利用

158. 国際的な標準分類として、I S I Cは、国際的に比較可能な経済活動別統計のデータ収集ならびに公表のための主要ツールとして機能している。したがって、国内レベルで収集されるデータ、つまりは、国内レベルで使用される分類が、I S I Cと調和のとれたものであることが極めて重要である。
159. しかしながら、国際的に比較可能でなければならないからといって、各国がI S I Cを修正せずにそのまま採用しなければならない、ということではない。むしろ、これは、各国が、自国の分類を国際標準に適合させる場合の指針としてI S I Cを利用すべきだというのが趣旨である。各国は、国内でI S I Cをそのまま使用することもできるし、自国の分類を開発することもできる。自国の活動分類の開発と維持に必要なインフラがない場合には、無修正で、あるいはわずかな修正を加えただけで、その国内活動の分類としてI S I Cを採用することができる。この場合には、I S I Cの全体的な構造はそのままに、詳細度を高めたり、低めたりして自国の分類として採用されることが多い。一方、国内の特有のニーズに適した分類を昔から開発してきた国もある。これらの国々は、大幅な情報ロスを生じることなくI S I Cに従ってデータの提供ができるような方法で、自国分類を採用する努力を行うべきである。
160. 国際的な比較可能性を実現するためには、個々の要件が許す限りにおいて、すべての国が、その産業分類スキームにおいて、共通の一般原則と定義を採用することが望ましい（このために開発され、I S I Cで組み込まれている原則と定義については、上記の第II項を参照のこと）。したがって、国内分類のカテゴリーが、I S I Cのひとつあるいは複数のカテゴリーに対応するように、国内分類のすべてのカテゴリーを再編成し結合させることが可能でなければならない。しかし、I S I Cの最も詳細レベルのカテゴリーの中には、国によっては産業分類の中で区別することができないものもあるので、完全な再編成と結合は常に可能であるとは限らない。
161. 国際的な比較可能性を維持しつつ、国内経済の特殊事情にI S I Cを適合させるためには、以下に定める多くのルールに従う必要がある。

1. I S I Cの統合と分割

162. I S I Cを国内事情に合わせる場合に、国内経済の構造をよりよく反映させるために、I S I Cのカテゴリーを統合する、あるいは、さらに詳細に分割することができる。特定の経済部門が経済的に大きな重要性を持つ場合、あるいはI S I Cでは独立したカテゴリーとなっていない特化分野が重要な分野として国内で育っている場合、I S I Cの中でそれに関係する部分を、さらに分割する必要性が生じる可能性がある。国内経済の中で存在しない部門がある場合、あるいは経済全体にとって重要性が極めて低かったり、未開発な部門がある場合には、I S I Cでは、それに関係する部分を、もっと上位レベルで処理することが望ましい。これは、カテゴリー別のデータ収集が望ましいといたいわけではない。カテゴリー別のデータ収集には、既存の統計単位

を人為的あるいは恣意的に分割することが必要となる。²⁰

163. 国内の活動分類を I S I C と互換可能な分類とするためには、国内スキームにおける最も詳細レベルの各カテゴリーが、そのまま、I S I C の小分類または細分類のカテゴリーと一致しているべきである。言い換えれば、国内分類の最も詳細なカテゴリーは、I S I C の複数の細分類にまたがる分野をカバーするものであってはならないということである。国内のカテゴリーが、I S I C の複数の細分類をそのまま結合したものである場合には、これらの細分類は同一小分類に属していなければならない。このようにすれば、国内分類と I S I C の互換性が、国内スキームの中の詳細レベルのカテゴリーが置かれているポジションや分類方法により影響を受けることはないと思われる。
164. 国内的な目的に沿うために、I S I C 構造のカテゴリーに関して、関係する細分類を細々分類に分割することによって細分化することができる。これは、I S I C の各細分類を特定している 4 桁のコードに小数点以下を加えることによって実施することができる。あるいは、I S I C の小分類を分割して細分類を増やすことによって、より詳細なカテゴリーの数を増加させることができる。I S I C の各細分類との比較可能性を守るために、(国内分類における) より詳細な細分類についてはその範囲を明確にし、細分類として統合することができるようにしておく必要がある。
165. 国内の要件を満たすために分割された細分類が、同一小分類に分類される場合には、I S I C の 4 桁コードを拡大する必要はないかもしれない。I S I C のこれらの細分類には、識別のために、“0” で終わる 4 桁コードを割り当て、4 桁コードで識別される 9 種類の細分類に置き換えることができるようにすることができる。
166. I S I C カテゴリーは、例えば、特定の細分類に含まれる細分類を結合させて細分類の詳細度を低下させ、細分類の数を減らすことによって、あるいは、細分類を完全に小分類にまとめることによって、統合することができる。場合によっては、I S I C の細分類を結合させたカテゴリーを、国内分類の最も詳細レベルのカテゴリーとすることが望ましい場合や必要な場合がある。I S I C の複数の細分類に分割されている活動が、ある国では重要度が低い場合に、この状況が生まれる。あるいは国内スキームで I S I C の特定の細分類を使用することが必要なほどに、国内の統計単位の活動が十分特化していない場合にもこの状況が生まれる。例えば、一部の国では、細分類 X の活動に従事する事業所の大多数が細分類 Y の活動を行っており、またその逆も事実である場合などのように、国内分類において、この 2 つの活動を切り離すことが現実的でないというように、中分類 26 から 28 (機械製造) の中の個々のカテゴリーに類似したカテゴリーを国内分類の中に設ける必要がない場合がある。これらの国では、国内分類において、I S I C の小分類あるいは細分類の一部あるいは全部を、最も詳細レベルのカテゴリーとして統合することが必要な場合もある。
167. 細分類を結合して小分類レベルあるいはその他の上位レベルを設ける場合には、そのレベル

²⁰ 同質性比率に関する詳しい議論については、I S I C と CPC のコンパニオン・ガイド (国連により刊行予定) を参照のこと。

あるいはさらに上位レベルに該当する国際レベルでのデータの比較可能性が低下することに留意しなければならない。ある国が、例えば、小分類 281 の中の 4 桁の細分類のいくつかを統合することを決定した場合に、この状況が生じる可能性がある。2 カ国が、小分類 281 の中の複数の細分類を統合している場合に、これらの国のデータは、統合後のすべてのレベルで比較可能なわけではなく、小分類 281 以上の上位レベルでのみ可能である。したがって、細分類を統合する場合には、新しいカテゴリーに基づいて作成されたデータの比較可能性に対する影響を注意深く見極めるべきである。

2. 国際的な比較可能レベル

168. 国際的な比較可能性を確保する目的で、分類のあらゆるレベルで I S I C に沿ったデータを各国が提供できることが理想である。しかし、上記から明らかなように、I S I C の詳細カテゴリーのすべてが、すべての国に適したものであるわけではなく、また、国によっては、国内の優先順位にもとづいた国内分類の開発を望む国もある。いまなお、国際的な比較可能性という問題は解決しておらず、各国は、I S I C とできる限り調和し、データの収集と報告が可能な分類を使用するように努力すべきである。

169. 国際連合統計委員会は、その第 37 回会議において、各国が、情報ロスを伴わずに、少なくとも I S I C 第 4 版の 2 桁レベルでデータを報告することができるような方法で、国内分類を採用するように勧告した。²¹特に特定の研究分野に関しては、もっと詳細レベルで国際的に比較可能な情報を求める声が依然として存在することは確かである。

B. 統計公表のための異なるレベルの分類の利用

170. 統計の種類によっては、他の種類の統計よりも、経済活動の種類を分類するためのカテゴリーがそれほど詳細でない方が望ましいものもある。そして、信頼できる統計を公表するために必要なカテゴリーの数や規模は、その出典と秘密保持義務の両方に左右される。例えば、世帯調査で収集した雇用に関するデータを、事業所調査で得た雇用に関するデータと同じように詳細に公表することが不可能である場合もある。あるいは、国民経済計算においては、産業統計におけるほど詳細に、経済活動の種類に従ってデータを公表する必要がない場合もある。(大分類、中分類、小分類、細分類の) 4 段階の分類構造を備えていることによって、I S I C は、様々な詳細レベルで比較可能なデータ分類の枠組みを提供している。しかしながら、I S I C の細分類レベルで、あるカテゴリーが定義されているという事実があっても、ある国の経済においては、小分類レベルあるいは中分類や大分類レベルで定義されているカテゴリーよりもそのカテゴリーの規模が大きくなるというわけではないことに留意することが重要である。これは、細分類 8521 (普通中等教育) と中分類 03 (水産業) に関して多くの国で見られる状況である。

171. 同様に、限定的な数の産業についての専門的な調査の場合には、I S I C が提供している詳細度は、その最も詳細レベルであっても、必要な分析にとって不十分であることが多い。このようなケースでは、必要に応じて、特定の目的のために、I S I C の細分類をさらに細分化することが望ましい。しかし、こうして誕生した新しい詳細カテゴリーは、比較可能性を確保するため

²¹ 2002 年経済社会理事会公式記録、サプPLEMENT No.4 (E/2006/24) 第 I 章パラグラフ 3、37/105(b)項を参照のこと

に、現行の I S I C の細分類に統合することも可能であることが望ましいといえる。

C. その他の分類との関係

1. 概要

172. 第 19 回会議において、国連統計委員会は、全体として活動、財及びサービスを分類するための統一システムを形成し、様々な種類の経済統計に利用することができる分類を集めてまとめるように、事務局に指示した。その基礎として、活動及び生産物の統一分類システム (SINAP) を使用して作業が進められ、I S I C と S I T C の改定ならびに C P C が開発された。これらの 3 つの分類は、相互に強く関連している。I S I C は、このシステムの中の活動分野を担っており、C P C は、財及びサービスの分類ツールとして中心的な存在であり、S I T C は、分析目的の国際貿易統計のための輸送可能な財の分類である。C P C と S I T C は両方とも、そのカテゴリーを構築する際の基礎として、商品の名称及び分類についての統一システム (HS) を使用している。その後、I S I C とのある程度の比較可能性が要求されるその他の分類との関係も、この検討課題に加えられた。

2. 生産物分類：C P C、HS、S I T C との関係

173. I S I C と、生産物分類である HS、C P C、S I T C との関係は、生産物分類が、原則として、I S I C で定義されている産業の中の同じ産業で通常は生産される財あるいはサービスのカテゴリーと結合しているという事実にもとづいている。HS に関しては、その開発時点ではできる限りこの最初の原則が尊重された。一部のケースにおいては、たとえば、税関の担当官が区別をつけることが不可能なように思われる場合には、この基準が適用されなかった。現在も依然として、HS の見出し及び準見出しのほとんどは、同一の I S I C カテゴリーでのみ一般的に生産される財で構成されている。しかし、国際貿易を目的としたアウトプットが少ないケースにおいては、しばしば例外的な状況が見られる。例えば、生鮮農産物及び非加工農産物の国際貿易は極めて少ないので、生鮮農産物及び加工農産物は HS の中では統合することが可能である。いまなお、生鮮生産物と加工生産物は、I S I C では異なる産業のアウトプットであり、したがって、この 2 つの分類を密接にリンクさせることは I S I C では不可能である。さらに、HS の見出し及び準見出しは、財を生み出す産業や C P C または S I T C の構造とはかなり違う基準に従って決定されている。

174. C P C と HS と S I T C の違いは、これらの用途が異なることから生じている。HS は、輸送可能な財の国際貿易のための詳細な分類が目的である。一方、S I T C は、分析を目的としたものであり、HS ほどの詳細度を必要としない。ただし、S I T C と HS は、その対象範囲が同じである。C P C の対象範囲は、S I T C や HS の対象範囲より広く、すべての財及びサービスの生産、取引、消費をカバーすることを目的としている。C P C と S I T C 第 3 版は、両方とも、HS のカテゴリーを再編成したものである。ただしその方法は異なっている。S I T C は、材料の使用、加工段階、最終利用を主に考慮する従来型の順序に従って分類する。C P C は、I S I C のカテゴリーに類似したグループ別にカテゴリーをアレンジしている。しかし、このことは、すべての財が、それを生産している産業にもとづいて分類されている、ということの意味するものではない。

175. C P C を開発する時点で、その原型は、ひとつの重要な基準ではあったが、C P C は、独自

の分類として、すなわち、財の物理的特徴と本来的な性格にもとづいた分類あるいは提供されるサービスの性格にもとづいた分類として、開発された。例えば、肉と皮革は、どちらも、と殺場のアウトプット（I S I Cの細分類 1010 “肉の加工と保存”）であるが、C P Cでは異なる大分類に分けられている。しかし、C P Cで区別されている財あるいはサービスはそれぞれ、I S I Cで定義されている活動の中の同一の活動によって生産されているものとして定義されている。実際に可能な限り、C P Cの各カテゴリーには、財あるいはサービスを主として生産している I S I Cの細分類が付記されており、C P Cと I S I Cという 2 つの分類の間で行き来が可能なように配慮されている。

3. その他の派生及び関連の活動分類

176. I S I C 第 4 版に関する作業は、世界の様々な活動分類間の比較可能性を高めてほしいという強い要望に後押しされて行われた。その過程で、各国の分類や地域分類の改定作業で得られた経験が生かされた。しかし、特に分類の下位レベルにおいて、どのような詳細度や構造が必要かは、国により、地域によりまちまちである。国際経済社会分類に関する専門家グループでは、経済社会分類ファミリーに関する作業の中でこれらを調和させる努力が続けられてきた。国連統計委員会は、既存の活動分類を収斂する必要性を再度、強調した。そして、この問題が、これらの分類に関する今後の作業において中心的要素のひとつになると思われる。

177. 活動分類の収斂というニーズがあるからといって、各地域独自の分類のニーズがなくなるわけではない。国際標準としての典拠分類にもとづき地域の実情に合わせて活動分類を改良する作業は、I S I Cの適用を進める上で重要である。これらの地域分類は、I S I Cから派生し、その地域を構成する国々の特性に適したものとなるように調整するべきである。そのようにして出来上がった活動分類であれば、地域内のデータ比較を可能とし、さらに、国内分類の開発にとって、I S I Cよりも国内事情に合った指針として役立つであろう。

178. 国際経済社会分類ファミリーの前文は、（経済活動に関する I S I Cなどの）典拠分類、派生分類、関連分類の関係の基礎について述べている。

(a) 派生分類

179. 欧州共同体標準産業分類（NACE）改定版は、I S I C 第 4 版にもとづいて開発された分類であり、この 2 つの分類の間には強い結びつきが維持されている。NACEのあらゆるレベルのカテゴリーは、単一の I S I Cカテゴリーに対応しているか、あるいは I S I Cカテゴリーのサブセットに対応しているかのいずれかであるように、定義されている。

180. さらに、国際連合の分類に使われているコードシステムも欧州共同体の分類に使われているコードシステムも、できる限り、I S I Cと同一のものが使われている。その結果、2つの政府間組織のデータは広範囲で比較が可能である。I S I CとNACEは、分類の 2 桁レベル（中分類）まで一致している。それより下位レベルでは、NACEの方が、欧州内の分類利用者に合わせて詳細度が高い。しかし、NACEと I S I Cの構造は一致しており、NACEにおいて新たに加えられた詳細カテゴリーはすべて、統合すれば I S I Cの 3 桁レベルあるいは 4 桁レベルのカテゴリーに対応するものとなっている。

181. 同様の派生分類の開発作業が、その他の地域で進行中である。

(b) 関連分類

182. 北米産業分類システム（NAICS）は、1990年代半ばに開発され、その後、この分類の管理者である3国間のデータの比較可能性を向上させるためにいくつかの変更が加えられた。NAICS開発中に実施された調査は、ISIC改定プロセスにとって重要な参考資料となった。その他の国々もNAICSの構造及び概念を検証し、その結果、ISICの中の“情報”のように、NAICSの最上位レベルのカテゴリーの一部を分類に反映させようとする動きが生まれただけでなく、ISICの基本原則を見直し、既存のカテゴリー間の境界を決定するための基準についての詳細な議論が活発化した。

183. NAICSとISICの2つの分類に共通する最上位レベルの構造を開発しようとする試みは、各国でニーズが異なることから、限界があることが明らかになった。すなわち、すべての分類において継続性を維持したいという望みと関連分類の完全な変更に関する費用/効果分析である。その結果、ISICとNAICSは、かなり異なるものであるように見える。しかし、個々のカテゴリーの定義が、NAICSに従い収集された統計データは、ISIC第4版の2桁の中分類に分類しなおすことを可能にするように設計されており、上記のパラグラフ168に示すようにデータの比較可能性が確保されている。多くのケースでは、さらに詳細な結びつきが可能である。

184. オーストラリア及びニュージーランド標準産業分類（ANZSIC）は、2006年に改定され、詳細レベルにおいて大体、ISICに沿っている。ISICの改定作業において、ANZSICの概念について再評価が行われた。改定されたANZSICは、オーストラリアとニュージーランドの経済単位の活動を対象とした分類である。ANZSICの構造はISICの構造にほぼ準じており、したがって、中分類及びそれ以下の詳細レベルのカテゴリーは、ISICの2桁のカテゴリーに集計することができる。

4. その他の国際分類とISICの関係

185. 国際連合またはその補助機関によって開発された以下の分類は、ISICとなんらかの関係を持っているか、あるいはその対象範囲またはカテゴリーを定義する上でISICの一部を使用している。これらは、職業、雇用、支出、教育、観光あるいは環境に関する統計のために開発されたものである。すなわち、政府機能分類（COFOG）、国際標準教育分類（ISCED）²²、国際標準職業分類（ISCO）²³、観光サテライト勘定（TSA）²⁴、国際非営利組織分類（ICNPO）²⁵である。

186. COFOGは、主として国民経済計算体系に使用するために、前の国際連合事務局統計部によって作成され、1980年に初めて刊行され、2000年に改定された。COFOGの場合は機能、

²² 国際標準教育分類（ISCED1997）（パリ、UNESCO、1997年11月）

²³ 国際標準職業分類（ISCO—1998）（ジュネーブ、ILO、1988）

²⁴ 欧州共同体委員会、経済協力開発機関、国連、世界観光機関、“観光サテライト勘定：推奨される方法論的枠組み、スタティスティカル・ペーパー、シリーズF、No.80（国連刊行物、セールスNo.E.01、XVII.9）

²⁵ 国民経済計算ハンドブック付属文書A1：国民経済計算体系における非営利組織に関するハンドブック、スタティスティカル・ペーパー、シリーズF、No.91（国連刊行物、セールスNo.E.03.XVII.9）

I S I C の場合は活動であるが、この 2 つの分類の分類基準の概念はかなり似ている。しかし、C O F O G の機能リストは、I S I C の活動リストより詳しく、政府活動が対象とする範囲及びその多様性を特に考慮するために作成されたものであることから、C O F O G の方が、政府支出の分類に適している。この 2 つの分類には複数の類似点があるが、I S I C にもとづき収集されたデータと C O F O G にもとづき収集されたデータを比較する場合には問題が生じる可能性がある。例えば、C O F O G は、公立学校の直接支出だけでなく、私立学校の助成金及び学生の通学費、給食費、宿泊費など教育に対する助成事業支出も対象にしている。

187. I S C E D は、各国内及び国際間の教育統計を収集、編集、発表するためのツールとして U N E S C O が開発したもので、1997 年に最後に更新された。これは、学生・生徒の入学、教育に投入される人的資源または資金、及び人口センサスまたは労働力調査などによって得られる人口の教育達成度統計に使用される教育プログラムのための多目的分類である。I S C E D において最下位レベルに分類される統計単位は、プログラムあるいはプログラムグループである。

188. 教育機関は、提供するプログラムの種類にもとづき、I S C E D に従い分類される。原則的には、これらの機関は、I S I C によって基本単位として分類されるものと同じであると考えることができる。I S I C の教育事業に関するカテゴリーの定義は、I S C E D の最新の改定で実施された変更に合わせてされている。

189. 国際標準職業分類 (I S C O) は、国際労働機関 (I L O) が開発した分類である。この分類は、各国の職業統計を比較するための基礎となり、また、外国人労働者の求人または受け入れといったその他の職業情報伝達の基礎資料となる。I S C O は、また、各国が、国の職業分類を開発する場合、あるいは既存の分類を見直す場合のモデル分類としても機能している。

190. I S C O の分類対象の主たる単位は仕事である。I S C O では、仕事は、遂行される仕事の種類にもとづき、すなわち、実施される業務と任務にもとづき分類される。I S I C の機能と I S C O の機能は全く異なるものであり、言い換えれば、基本概念も異なっているので、この 2 つの分類は、経済の別々の側面を測定するものであり、これらの構造を調和させるニーズは存在しない。しかし、I S C O の特定グループ同士の類似点及び相違点が I S I C に反映されている区分の種類にもとづいている場合 (すなわち、生産または販売される財及びサービスなどの生産物の種類) にもとづいている場合には、I S C O の集団は、I S I C と C P C におけるこれらの財及びサービスの定義に一般的に一致するように定義されている。

191. 世界観光機関 (World Tourism Organization) は、観光統計に関して、相互に関係のある 2 つの国際勧告を発表した。すなわち、2008 年観光統計のための新国際勧告 (I R T S 2 0 0 8) ²⁶—1993 年の観光統計に関する勧告の改定版であり、2008 年の国連統計委員会第 39 回会議において承認—と、最新観光サテライト勘定：推奨される方法論的枠組み 2008 年 (T S A : R M F 2 0 0 8) ²⁷である。T S A : R M F 2 0 0 0 の最新版は、国連統計委員会の同会議に提出された ²⁸。基本的な観光統計に使用されるべき概念、定義及び分類は、T S A : R M F 2 0 0

²⁶ スタティスティカル・ペーパー、シリーズ M、No.83/改定版 1 (国連により刊行予定)

²⁷ スタティスティカル・ペーパー、シリーズ F、No.80/改定版 1 (国連により刊行予定)

²⁸ 2008 年経済社会理事会公式記録、サプリメント No.4 (E/2008/24) を参照のこと

8に沿ったものであり、これはIRTS2008の中で解説されている。訪問者によって購入される観光に特徴的な生産物及びこれらを生産する活動という概念は、TSA:RMF2000において初めて導入された。観光に特徴的な活動とは、その活動を特徴づける生産プロセスの代表的アウトプットとして、ひとつあるいは複数の観光に特徴的な生産物を生産する活動と定義されている。CPCとISICの用語の中で観光に特徴的な生産物及び活動と定義されている生産物及び活動の最新リストは、観光基本統計及びTSAの編集に必要であるIRTS2008の付属文書2及び3に示されている。これらのリストは、ISIC第3版第2部の付属文書IIに記載されている観光関連活動のリストに代わるものである。

192. ICNPOは、国民経済計算体系における非営利組織に関するハンドブックの中の非営利制度部門の範囲を確定するために利用することが望ましい分類である。ICNPO初版は、ISIC第3版の詳細度が、非営利組織の種類を区別し、非営利組織部門を扱う上で共通の分類構造に再分類するためには十分でないという理由で、非営利組織の国際専門家チームにより開発された。その後、ICNPOは、ジョーンズ・ホプキンス比較非営利部門プロジェクトの一環として、世界40カ国の非営利組織部門に関するデータの体系化の作業において適用され、さらに、11の統計局が同ハンドブックのパイロット・テストにおいてその有効性を確認し、現在、データ収集ならびに同ハンドブック実施の両面で、各国統計局によって引き続き使用されている。

D. 分類の索引

193. アルファベットと数字の索引は、分類カテゴリーの詳細度を高める上で、非常に有用な手段であり、簡単に詳細度を高めることができる。索引は、個々の国の分類要件にISICを合わせ、国内分類をISICと比較し、ISICに従ってデータを分類する上で役立つように作成されている。索引は、また、統計単位を正しく分類する上での指針として機能しなければならない。

194. 通常は新しい活動に関連して分類上の新しい解釈が必要になるが、このような新解釈は索引の中に簡単に反映させることができ、一方、分類自身あるいは解説部分に手を加える必要がない。ISIC第4版の索引は、機械による読み取りが可能なフォームでのみ入手可能なものとなる予定で、国際連合統計部のウェブサイト <http://unstats.un.org/unsd/class> の分類レジストリーの中で公表されている。

E. 対応表

195. 対応表は、異なる分類を使って収集され公表された統計データを比較するために重要なツールである。これらは、時間の経過とともに分類が変更された場合、あるいは基礎となる枠組みが異なるために、分類を密接に関連付けることができない場合に必要になる。同じ分類の異なる版同士の対応表は、改定プロセスで実施された詳細な変更を明らかにするために利用される。ISIC第4版とISIC第3.1版の完全で詳細な対応表は電子的に入手可能であるが、本書には含まれていない。

196. ISICは多くの分野における統計の収集と公表に用いられてきたため、ISICと他の分類の間の対応表を求める声が強くなってきた。ISIC第4版及びCPC第2版のドラフト作成が平行して進められ、その中で、この2つの分類間に強い結びつきが生じた。元となる産業に応じてCPCのカテゴリーを再編成し、CPC、SITC、HSの3分類間のリンクを利用するこ

とによって、HS、SITC、CPCとISIC間の詳細な対応表が誕生した。

197. これらの対応表及びその他の対応表は、電子フォーマットでのみ入手可能であり、国際連合統計部のウェブサイト <http://unstats.un.org/unsd/class>においてアクセス可能である。

F. ISICのための補助分類

198. 特定のテーマに関する統計の経済分析及び公表の場合には、しばしば、ISICに従って収集されたデータを、ISICの構造により提供される分類とは別の分類方法で分類する必要がある。このように用途が特別の場合に関して、本書第4部に示されているような、これらの需要を満たすための標準分類が作成された。これらの補助分類では、ISICのすべての細分類を使用する場合と、ISICの細分類の一部しか使用しない場合（分類の基本概念が、ISICの基本概念と比較不能である場合）、あるいは、ISICを特定用途に適用させやすくするために既存のISIC細分類を分割してさらに詳細な標準カテゴリーを設定する場合（詳細については、第4部を参照のこと）がある。

第2部

基本構造と詳細構造

第I章 基本構造

I S I Cの個々のカテゴリーは、次の21の大分類に分類される。

大分類	中分類	項目名
A	01-03	農林漁業
B	05-09	鉱業及び採石業
C	10-33	製造業
D	35	電気、ガス、蒸気及び空調供給業
E	36-39	水供給業、下水処理並びに廃棄物管理及び浄化活動
F	41-43	建設業
G	45-47	卸売・小売業；自動車・オートバイ修理業
H	49-53	運輸・保管業
I	55-56	宿泊・飲食業
J	58-63	情報通信業
K	64-66	金融・保険業
L	68	不動産業
M	69-75	専門、科学及び技術サービス業
N	77-82	管理・支援サービス業
O	84	公務及び国防、強制社会保障事業
P	85	教育
Q	86-88	保健衛生及び社会事業
R	90-93	芸術、娯楽、レクリエーション業
S	94-96	その他のサービス業
T	97-98	雇い主としての世帯活動、並びに世帯による自家利用のための分別不能な財及びサービス生産活動
U	99	治外法権機関及び団体の活動

第Ⅱ章
詳細構造

大分類A
農林漁業

中分類	小分類	細分類	項目名
中分類 01			作物・動物生産、狩猟業及び関連サービス活動
	011		非多年生作物の栽培
		0111	穀物（米を除く。）、豆類及び採油用の種の栽培
		0112	米の栽培
		0113	野菜及びメロン、根菜及び塊茎の栽培
		0114	さとうきびの栽培
		0115	たばこの栽培
		0116	繊維性作物の栽培
		0119	その他の非多年生作物の栽培
	012		多年生作物の栽培
		0121	ぶどうの栽培
		0122	熱帯産及び亜熱帯産果実の栽培
		0123	柑橘類果実の栽培
		0124	梨果及び核果の栽培
		0125	樹木及び灌木に実るその他の果実及びナッツの栽培
		0126	採油用の果実の栽培
		0127	飲料用作物の栽培
		0128	香辛料作物、芳香作物、薬草、薬用作物の栽培
		0129	その他の多年生作物の栽培
	013	0130	植物増殖
	014		動物生産
		0141	畜牛及び水牛の飼育
		0142	馬その他のウマ科の動物の飼育
		0143	らくだ及びラクダ科の動物の飼育
		0144	羊及び山羊の飼育
		0145	豚の飼育
		0146	家禽類の飼育
		0149	その他の動物の飼育
	015	0150	混合農業
	016		農業支援サービス業及び収穫作物関連活動
		0161	作物生産支援活動

中分類	小分類	細分類	項目名
		0162	動物生産支援活動
		0163	収穫作物関連活動
		0164	増殖用種子加工業
	017	0170	狩猟業、わなかけ業及び関連サービス業
中分類 02			林業及び伐採業
	021	0210	造林その他の林業活動
	022	0220	伐採業
	023	0230	非木材林産物採集業
	024	0240	林業支援サービス業
中分類 03			漁業及び養殖業
	031		漁業
		0311	海洋漁業
		0312	淡水漁業
	032		養殖業
		0321	海洋養殖業
		0322	淡水養殖業

大分類B

鉱業及び採石業

中分類	小分類	細分類	項目名
中分類 05			石炭・亜炭鉱業
	051	0510	無煙炭鉱業
	052	0520	亜炭鉱業
中分類 06			原油及び天然ガス採取業
	061	0610	原油採取業
	062	0620	天然ガス採取業
中分類 07			金属鉱業
	071	0710	鉄鉱業
	072		非鉄金属鉱業
		0721	ウラニウム・トリウム鉱業
		0729	その他の非鉄金属鉱業
中分類 08			その他の鉱業及び採石業
	081	0810	石、砂及び粘土採取業
	089		他に分類されない鉱業及び採石業
		0891	化学及び肥料用鉱物鉱業

中分類	小分類	細分類	項目名
		0892	泥炭採掘業
		0893	採塩業
		0899	他に分類されないその他の鉱業及び採石業
中分類 09			鉱業支援サービス活動
	091	0910	石油及び天然ガス採取支援活動
	099	0990	その他の鉱業及び採石業支援活動

大分類 C

製造業

中分類	小分類	細分類	項目名
中分類 10			食料品製造業
	101	1010	肉の加工・保存業
	102	1020	魚類、甲殻類及び軟体動物の加工・保存業
	103	1030	果実及び野菜加工・保存業
	104	1040	植物・動物油脂製造業
	105	1050	酪農製品製造業
	106		精穀・製粉業、澱粉・澱粉製品製造業
		1061	精穀・製粉業
		1062	澱粉・澱粉製品製造業
	107		その他の食料品製造業
		1071	パン製品製造業
		1072	砂糖製造業
		1073	ココア、チョコレート及び砂糖菓子製造業
		1074	マカロニ、麺類、クスクス及び類似の穀粉製品製造業
		1075	調理食品製造業
		1079	他に分類されないその他の食料品製造業
	108	1080	加工飼料製造業
中分類 11			飲料製造業
		1101	酒類の蒸留、精留及び混合業
		1102	ワイン製造業
		1103	麦芽酒及び麦芽製造業
		1104	清涼飲料製造業；ミネラルウォーターその他の瓶詰め水生産業
中分類 12			たばこ製造業
	120	1200	たばこ製造業
中分類 13			織物製造業

中分類	小分類	細分類	項目名
	131		紡績業、織物業及び整理仕上げ業
		1311	織物繊維準備業及び紡績業
		1312	織物業
		1313	織物整理仕上げ業
	139		その他の織物製造業
		1391	ニット及びクロセ編生地製造業
		1392	繊維仕立て製品製造業、(衣服を除く。)
		1393	じゅうたん及び敷物製造業
		1394	ひも類、ロープ、より糸及び網製造業
		1399	他に分類されないその他の織物製造業
中分類 14			衣服製造業
	141	1410	衣服製造業、(毛皮製衣服を除く。)
	142	1420	毛皮製品製造業
	143	1430	ニット及びクロセ編衣服製造業
中分類 15			皮革及び関連製品製造業
	151		皮なめし及び仕上げ業並びに旅行かばん、ハンドバック及び馬具類製造業、毛皮仕上げ及び染色業
		1511	皮なめし及び仕上げ業、毛皮仕上げ及び染色業
		1512	旅行かばん、ハンドバック、同種の製品及び馬具類製造業
	152	1520	履物製造業
中分類 16			材木、木製品及びコルク製品製造業(家具を除く。) わら及び編み物素材製品製造業
	161	1610	製材業及び木材平削り業
	162		木製品、コルク、わら及び編み物素材製品製造業
		1621	単板(ベニア)シート及び木材を主たる材料とする板製造業
		1622	建築用木材及び建具製造業
		1623	木製容器製造業
		1629	その他の木製品、コルク、わら及び編み物素材製品製造業
中分類 17			紙及び紙製品製造業
		1701	パルプ、紙及び板紙製造業
		1702	段ボール及び板紙並びに紙製・板紙製容器製造業
		1709	その他の紙及び板紙製品製造業
中分類 18			印刷業及び記録媒体複製業
	181		印刷業及び印刷関連サービス業
		1811	印刷業

中分類	小分類	細分類	項目名
		1812	印刷関連サービス業
	182	1820	記録媒体複製業
中分類 19			コークス及び精製石油製品製造業
	191	1910	コークス炉製品製造業
	192	1920	精製石油製品製造業
中分類 20			化学品及び化学製品製造業
	201		基礎化学品、肥料及び窒素化合物、プラスチック及び合成ゴム素材製造業
		2011	基礎化学品製造業
		2012	肥料及び窒素化合物製造業
		2013	プラスチック及び合成ゴム素材製造業
	202		その他の化学製品製造業
		2021	殺虫剤その他の農業化学製品製造業
		2022	ペイント、ワニス及びこれらに類する塗料、印刷用インク、マスティック製造業
		2023	石けん、洗剤、クリーニング・つや出し剤、香水及び化粧品類製造業
		2029	他に分類されないその他の化学製品製造業
	203	2030	人造繊維製造業
中分類 21			基礎医薬品及び医薬調合品製造業
	210	2100	医薬品、薬用化学品及び植物性薬品製造業
中分類 22			ゴム及びプラスチック製品製造業
	221		ゴム製品製造業
		2211	ゴムタイヤ及びチューブ製造業並びにゴムタイヤ再生業
		2219	その他のゴム製品製造業
	222	2220	プラスチック製品製造業
中分類 23			その他の非金属鉱物製品製造業
	231	2310	ガラス及びガラス製品製造業
	239		他に分類されない非金属鉱物製品製造業
		2391	耐火性製品製造業
		2392	建築用粘土材料製造業
		2393	その他の磁器及びセラミック製品製造業
		2394	セメント、石灰及び石膏製造業
		2395	コンクリート製品、セメント製品及び石膏製品製造業
		2396	石材切り出し・形削り・仕上げ業
		2399	他に分類されないその他の非金属鉱物製品製造業

中分類	小分類	細分類	項目名
中分類 24			第一次金属製造業
	241	2410	第一次鉄鋼製造業
	242	2420	第一次貴金属・その他非鉄金属製造業
	243		金属鑄造業
		2431	鉄鋼鑄造業
		2432	非鉄金属鑄造業
中分類 25			金属製品製造業（機械器具を除く。）
	251		構造用金属製品、タンク、貯槽及び蒸気発生装置製造業
		2511	構造用金属製品製造業
		2512	金属製タンク、貯槽及び容器製造業
		2513	蒸気発生装置製造業（セントラルヒーティング温水ボイラーを除く。）
	252	2520	武器及び弾薬製造業
	259		その他の金属製品製造業、金属加工サービス活動
		2591	金属の鍛造、プレス、打ち抜き及び圧延成形業並びに粉末冶金業
		2592	金属の処理・塗装・機械加工業
		2593	刃物、手道具及び一般金物類製造業
		2599	他に分類されないその他の金属製品製造業
中分類 26			コンピュータ、電子製品、光学製品製造業
	261	2610	電子部品及び基板製造業
	262	2620	コンピュータ及び周辺装置製造業
	263	2630	通信装置製造業
	264	2640	家庭用電子機器製造業
	265		測定、試験、操縦及び制御装置製造業；時計製造業
		2651	測定、試験、操縦及び制御装置製造業
		2652	時計製造業
	266	2660	照射、電気医療及び電気療法装置製造業
	267	2670	光学機器及び写真用装置製造業
	268	2680	磁気及び光媒体製造業
中分類 27			電気機器製造業
	271	2710	電動機、発電機、変圧器、配電及び制御装置製造業
	272	2720	電池及び蓄電池製造業
	273		配線及び配線装置製造業
		2731	光ファイバーケーブル製造業
		2732	その他の電子・電気の線・ケーブル製造業
		2733	配線装置製造業

中分類	小分類	細分類	項目名
	274	2740	電気照明器具製造業
	275	2750	民生用機械器具製造業
	279	2790	その他の電気機器製造業
中分類 28			他に分類されない機械器具製造業
	281		一般機械製造業
		2811	エンジン及びタービン製造業（航空機用、自動車用及びオートバイ用エンジンを除く。）
		2812	流体動力装置製造業
		2813	その他のポンプ、圧縮機、タップ及び弁製造業
		2814	軸受け、ギア及び伝導・駆動装置製造
		2815	かま、炉及び炉バーナ製造業
		2816	つり上げ及びハンドリング装置製造業
		2817	事務機器製造業（コンピュータ及び周辺装置を除く。）
		2818	動力式手道具製造業
		2819	その他の一般機械製造業
	282		特殊産業用機械製造業
		2821	農業及び林業用機械製造業
		2822	金属成形機械及び工作機械製造業
		2823	冶金用機械製造業
		2824	鉱業、採石業及び建設業用機械製造業
		2825	食料品、飲料及びたばこ加工機械製造業
		2826	繊維、衣服及び皮革製造機械製造業
		2829	その他の特殊産業用機械製造業
中分類 29			自動車、トレーラ及びセミトレーラ製造業
	291	2910	自動車製造業
	292	2920	自動車車体製造（設計）業、トレーラ及びセミトレーラ製造業
	293	2930	自動車部品及び付属品製造業
中分類 30			その他の輸送用機械器具製造業
	301		船舶製造業
		3011	船舶及び浮遊建造物製造業
		3012	レジャー及びスポーツ用ボート製造業
	302	3020	鉄道機関車及び車両製造業
	303	3030	航空機及び宇宙船並びに関連機械製造業
	304	3040	軍用戦闘車両製造業
	309		他に分類されない輸送用機械器具製造業

中分類	小分類	細分類	項目名
		3091	オートバイ製造業
		3092	自転車及び車椅子製造業
		3099	他に分類されないその他の輸送用機械器具製造業
中分類 31			家具製造業
	310	3100	家具製造業
中分類 32			その他製造業
	321		宝石、装身具及び関連製品製造業
		3211	宝石及び関連製品製造業
		3212	模造宝石及び関連製品製造業
	322	3220	楽器製造業
	323	3230	スポーツ用品製造業
	324	3240	ゲーム及び玩具製造業
	325	3250	医療及び歯科用機器・備品製造業
	329	3290	他に分類されないその他の製造業
中分類 33			機械器具修理・設置業
	331		金属製品・機械器具修理業
		3311	金属製品修理業
		3312	機械修理業
		3313	電子及び光学機器修理業
		3314	電気機器修理業
		3315	輸送用機械器具修理業（自動車を除く。）
		3319	その他の機械器具修理業
	332	3320	産業用機械器具設置業

大分類 D

電気、ガス、蒸気及び空調供給業

中分類	小分類	細分類	項目名
中分類 35			電気、ガス、蒸気及び空調供給業
	351	3510	発電・送電・配電業
	352	3520	ガス製造業、導管によるガス燃料配給業
	353	3530	蒸気及び空調供給業

大分類 E

水供給業、下水処理並びに廃棄物管理及び浄化活動

中分類	小分類	細分類	項目名
-----	-----	-----	-----

中分類	小分類	細分類	項目名
中分類 36			水収集・処理・供給業
	360	3600	水収集・処理・供給業
中分類 37			下水処理
	370	3700	下水処理
中分類 38			廃棄物収集・処理・処分活動、材料再生業
	381		廃棄物収集業
		3811	非有害廃棄物収集業
		3812	有害廃棄物収集業
	382		廃棄物処理・処分業
		3821	非有害廃棄物処理・処分業
		3822	有害廃棄物処理・処分業
	383	3830	材料再生業
中分類 39			浄化活動及びその他の廃棄物管理業務
	390	3900	浄化活動及びその他の廃棄物管理業務

大分類F

建設業

中分類	小分類	細分類	項目名
中分類 41			建築工事業
	410	4100	建築工事業
中分類 42			土木工事業
	421	4210	道路・鉄道建設業
	422	4220	公益工事業
	429	4290	その他の土木工事業
中分類 43			専門工事業
	431		解体・用地整備
		4311	解体業
		4312	用地整備業
	432		電気設備・配管・その他の建造物設備設置工事業
		4321	電気設備工事業
		4322	配管・暖房・空調設備工事業
		4329	その他の建造物設備設置工事業
	433	4330	建築物仕上げ・完成業
	439	4390	その他の専門工事業

大分類 G

卸売・小売業；自動車・オートバイ修理業

中分類	小分類	細分類	項目名
中分類 45			自動車・オートバイ卸売・小売業及び修理業
	451	4510	自動車販売業
	452	4520	自動車整備・修理業
	453	4530	自動車部品・付属品販売業
	454	4540	オートバイ及び関連部品・付属品販売・整備・修理業
中分類 46			卸売業（自動車及びオートバイを除く。）
	461	4610	手数料制または契約制による卸売業
	462	4620	農産品原料及び生き物卸売業
	463	4630	食料品、飲料及びたばこ卸売業
	464		家庭用品卸売業
		4641	織物、衣料及び履物卸売業
		4649	その他の家庭用品卸売業
	465		機械器具・備品卸売業
		4651	コンピュータ、コンピュータ周辺装置及びソフトウェア卸売業
		4652	電子・電気通信機器及び部品卸売業
		4653	農業機械器具・備品卸売業
		4659	その他機械器具卸売業
	466		その他の専門卸売業
		4661	固形・液体・ガス燃料及び関連製品卸売業
		4662	金属及び金属鉱石卸売業
		4663	建築材料、金物類及び配管・暖房設備器具卸売業
		4669	廃棄物・スクラップ及び他に分類されないその他の製品の卸売業
	469	4690	非専門卸売業
中分類 47			小売業（自動車及びオートバイを除く。）
	471		非専門店小売業
		4711	食料品、飲料またはたばこが主な非専門店小売業
		4719	その他の非専門店小売業
	472		専門店による食料品、飲料及びたばこ小売業
		4721	専門店による食料品小売業
		4722	専門店による飲料小売業
		4723	専門店によるたばこ小売業
	473	4730	専門店による自動車燃料小売業
	474		専門店による情報通信機器小売業

中分類	小分類	細分類	項目名
		4741	専門店によるコンピュータ、周辺装置、ソフトウェア及び電気通信機器小売業
		4742	専門店によるAV機器小売業
	475		専門店によるその他の家庭用機器小売業
		4751	専門店による織物小売業
		4752	専門店による金物類、塗料及びガラス小売業
		4753	専門店によるじゅうたん、敷物、壁及び床被覆材小売業
		4759	専門店による家庭用電気製品、家具、照明器具及びその他の家庭用品小売業
	476		専門店による文化・娯楽用品小売業
		4761	専門店による書籍、新聞及び文房具小売業
		4762	専門店による音楽録音・映像録画物小売業
		4763	専門店によるスポーツ用品小売業
		4764	専門店によるゲーム及び玩具小売業
	477		専門店によるその他商品小売業
		4771	専門店による衣料、履物及び皮革製品小売業
		4772	専門店による医薬品、医療品及び化粧品・洗面用品小売業
		4773	専門店によるその他新品小売業
		4774	中古品小売業
	478		露店及び市場による小売業
		4781	露店及び市場による食料品、飲料及びたばこ小売業
		4782	露店及び市場による織物、衣料及び履物小売業
		4789	露店及び市場によるその他商品小売業
	479		店舗、露店または市場によらない小売業
		4791	通信販売またはインターネットによる小売業
		4799	店舗、露店または市場によらないその他小売業

大分類 H

運輸・保管業

中分類	小分類	細分類	項目名
中分類 49			陸運業及びパイプライン輸送業
	491		鉄道運送業
		4911	都市間旅客鉄道運送業
		4912	貨物鉄道運送業
	492		その他陸運業
		4921	都市または郊外の旅客陸運業

中分類	小分類	細分類	項目名
		4922	その他の旅客陸運業
		4923	道路貨物運送業
	493	4930	パイプライン輸送業
中分類 50			水運業
	501		海洋・沿海海運業
		5011	海洋・沿海旅客海運業
		5012	海洋・沿海貨物海運業
	502		内陸水運業
		5021	内陸旅客水運業
		5022	内陸貨物水運業
中分類 51			航空運送業
	511	5110	航空旅客運送業
	512	5120	航空貨物運送業
中分類 52			倉庫業及び運輸支援活動
	521	5210	倉庫・保管業
	522		運輸支援活動
		5221	陸運に附帯するサービス活動
		5222	水運に附帯するサービス活動
		5223	航空運送に附帯するサービス活動
		5224	貨物運送取扱業
		5229	その他の運輸支援活動
中分類 53			郵便・急送宅配業
	531	5310	郵便業
	532	5320	急送宅配業

大分類 I

宿泊・飲食業

中分類	小分類	細分類	項目名
中分類 55			宿泊業
	551	5510	短期宿泊業
	552	5520	キャンプ場、RVパーク及びハウストレーラ用キャンプ場
	559	5590	その他の宿泊業
中分類 56			飲食業
	561	5610	レストラン及び移動式飲食業
	562		催し場内における仕出し及びその他の飲食業

中分類	小分類	細分類	項目名
		5621	催し場内における仕出し業
		5629	その他の飲食業
	563	5630	飲料提供サービス業

大分類 J
情報通信業

中分類	小分類	細分類	項目名
中分類 58			出版業
	581		書籍、定期刊行物及びその他の出版業
		5811	書籍出版業
		5812	住所・人名録及びメーリングリスト出版業
		5813	新聞、雑誌及び定期刊行物出版業
		5819	その他の出版活動
	582	5820	ソフトウェア製作業
中分類 59			映画、ビデオ及びテレビ番組制作、音声録音及び音楽出版業
	591		映画、ビデオ及びテレビ番組業
		5911	映画、ビデオ及びテレビ番組制作業
		5912	映画、ビデオ及びテレビ番組ポストプロダクション業
		5913	映画、ビデオ及びテレビ番組配給業
		5914	映写業
	592	5920	音声録音・音楽出版業
中分類 60			番組編成・放送業
	601	6010	ラジオ放送業
	602	6020	テレビ番組編成・放送業
中分類 61			通信業
	611	6110	有線通信業
	612	6120	無線通信業
	613	6130	衛星通信業
	619	6190	その他の通信業
中分類 62			コンピュータ・プログラミング、コンサルタント及び関連業
		6201	コンピュータ・プログラミング業
		6202	コンピュータ・コンサルタント及びコンピュータ設備管理業
		6209	その他の情報技術及びコンピュータ・サービス業
中分類 63			情報サービス業
	631		データ処理、ホスティング及び関連業；ウェブ・ポータル

中分類	小分類	細分類	項目名
		6311	データ処理、ホスティング及び関連業
		6312	ウェブ・ポータル
	639		その他の情報サービス業
		6391	通信社
		6399	他に分類されないその他の情報サービス業

大分類 K

金融・保険業

中分類	小分類	細分類	項目名
中分類 64			金融サービス業（保険・年金基金業を除く。）
	641		預金取扱機関
		6411	中央銀行
		6419	その他の預金取扱機関
	642	6420	持株会社
	643	6430	信託、基金及び類似の金融機関
	649		その他の金融サービス業（保険・年金基金業を除く。）
		6491	金融リース業
		6492	その他の信用供与機関
		6499	他に分類されないその他の金融サービス業（保険・年金基金業を除く。）
中分類 65			保険・再保険・年金基金業（強制社会保障を除く。）
	651		保険業
		6511	生命保険業
		6512	損害保険業
	652	6520	再保険業
	653	6530	年金基金業
中分類 66			補助的金融サービス業及び保険業
	661		補助的金融サービス業（保険・年金基金業を除く。）
		6611	金融市場管理業
		6612	証券・商品契約仲買業
		6619	その他の補助的金融サービス業
	662		補助的保険・年金基金業
		6621	危険・損害評価業
		6622	保険代理・仲買業
		6629	その他の補助的保険・年金基金業
	663	6630	基金管理運営業

大分類 L

不動産業

中分類	小分類	細分類	項目名
中分類 68			不動産業
	681	6810	自己所有物件または賃借物件による不動産業
	682	6820	料金制または契約制による不動産業

大分類 M

専門、科学及び技術サービス業

中分類	小分類	細分類	項目名
中分類 69			法律及び会計サービス業
	691	6910	法律サービス業
	692	6920	会計、簿記及び監査サービス業並びに税務相談業
中分類 70			本社；経営コンサルタント業
	701	7010	本社
	702	7020	経営コンサルタント業
中分類 71			建築・エンジニアリング業及び技術試験・分析業
	711	7110	建築・エンジニアリング業及び関連技術コンサルタント業
	712	7120	技術試験・分析業
中分類 72			科学研究・開発業
	721	7210	自然科学・エンジニアリング研究・実験開発業
	722	7220	社会・人文科学研究・実験開発業
中分類 73			広告・市場調査業
	731	7310	広告業
	732	7320	市場調査・世論調査業
中分類 74			その他の専門、科学及び技術サービス業
	741	7410	専門デザイン業
	742	7420	写真業
	749	7490	他に分類されないその他の専門、科学及び技術サービス業
中分類 75			獣医業
	750	7500	獣医業

大分類 N

管理・支援サービス業

中分類	小分類	細分類	項目名
中分類 77			物品賃貸・リース業

中分類	小分類	細分類	項目名
	771	7710	自動車賃貸・リース業
	772		個人・家庭用品賃貸・リース業
		7721	娯楽・スポーツ用品賃貸・リース業
		7722	ビデオテープ・ディスク賃貸業
		7729	その他の個人・家庭用品賃貸・リース業
	773	7730	その他の機械器具・有形財賃貸・リース業
	774	7740	著作権のある作品を除く知的財産及び類似商品のリース業
中分類 78			職業紹介業
	781	7810	職業斡旋所
	782	7820	臨時労働者派遣業
	783	7830	その他の人的資源供給業
中分類 79			旅行代理店業、旅行業、予約サービス業及び関連活動
	791		旅行代理店業及び旅行業
		7911	旅行代理店業
		7912	旅行業
	799	7990	その他の予約サービス業及び関連業務
中分類 80			警備・調査業
	801	8010	個人警備業
	802	8020	警備システム・サービス業
	803	8030	調査業
中分類 81			建物・景観サービス業
	811	8110	総合施設支援サービス業
	812		清掃業
		8121	建物一般清掃業
		8129	その他の建物及び産業清掃業
	813	8130	景観手入れ・維持サービス業
中分類 82			事務管理、事務支援及びその他の事業支援サービス業
	821		事務管理・支援業
		8211	総合事務管理サービス業
		8219	コピー、文書作成、その他の専門事務支援業
	822	8220	コールセンター
	823	8230	会議・見本市運営業
	829		他に分類されない事業支援サービス業
		8291	債権回収及び信用調査業
		8292	包装業

中分類	小分類	細分類	項目名
		8299	他に分類されないその他の事業支援サービス業

大分類 O

公務及び国防、強制社会保障事業

中分類	小分類	細分類	項目名
中分類 84			公務及び国防、強制社会保障事業
	841		国家公務及び地域共同体の経済・社会政策業務
		8411	一般公務
		8412	保健・教育・文化サービス及び社会保障を除くその他の社会サービス提供活動の規制
		8413	企業の効率的運営に関する規制及び助成
	842		社会全体に対するサービスの提供
		8421	外務
		8422	国防
		8423	公共の秩序及び安全に関する事業
	843	8430	強制社会保障事業

大分類 P

教育

中分類	小分類	細分類	項目名
中分類 85			教育
	851	8510	初等前教育及び初等教育
	852		中等教育
		8521	一般中等教育
		8522	技術・職業中等教育
	853	8530	高等教育
	854		その他の教育
		8541	スポーツ・レクリエーション教育
		8542	教養教育
		8549	他に分類されないその他の教育
	855	8550	教育支援サービス業

大分類 Q

保健衛生及び社会事業

中分類	小分類	細分類	項目名
中分類 86			保健衛生事業

中分類	小分類	細分類	項目名
	861	8610	病院事業
	862	8620	医療業及び歯科医療業
	869	8690	その他の保健衛生事業
中分類 87			居住ケアサービス業
	871	8710	居住介護施設
	872	8720	知的障害、精神衛生及び物質乱用者用居住ケアサービス業
	873	8730	高齢者・障害者用居住ケアサービス業
	879	8790	その他の居住ケアサービス業
中分類 88			宿泊施設のない社会事業
	881	8810	宿泊施設のない高齢者・障害者向け社会事業
	889	8890	宿泊施設のないその他の社会事業

大分類 R

芸術、娯楽、レクリエーション業

中分類	小分類	細分類	項目名
中分類 90			創造的活動、芸術・娯楽活動
	900	9000	創造的活動、芸術・娯楽活動
中分類 91			図書館、公文書館、博物館及びその他の文化活動
		9101	図書館及び公文書館
		9102	博物館及び史跡・歴史的建築物の運営
		9103	植物園・動物園及び自然保護活動
中分類 92			ギャンブル及び賭け事事業
	920	9200	ギャンブル及び賭け事事業
中分類 93			スポーツ及び娯楽・レクリエーション活動
	931		スポーツサービス業
		9311	スポーツ施設運営業
		9312	スポーツクラブ
		9319	その他のスポーツサービス業
	932		その他の娯楽・レクリエーション活動
		9321	遊園地・テーマパーク
		9329	他に分類されないその他の娯楽・レクリエーション活動

大分類 S

その他のサービス業

中分類	小分類	細分類	項目名
-----	-----	-----	-----

中分類	小分類	細分類	項目名
中分類 94			会員制団体
	941		会員制企業・雇用主・職業団体
		9411	会員制企業・雇用主団体
		9412	会員制職業団体
	942	9420	労働団体
	949		その他の会員制団体
		9491	宗教団体
		9492	政治団体
		9499	他に分類されないその他の会員制団体
中分類 95			コンピュータ及び個人・家庭用品修理業
	951		コンピュータ及び通信装置修理業
		9511	コンピュータ及び周辺装置修理業
		9512	通信装置修理業
	952		個人・家庭用品修理業
		9521	家庭用電子機器修理業
		9522	家庭用電気製品、住宅・園芸用機械器具修理業
		9523	履物及び皮革製品修理業
		9524	家具及び家庭用調度品修理業
		9529	その他の個人・家庭用品修理業
中分類 96			その他の個人向けサービス業
		9601	織物及び毛皮製品洗濯・(ドライ) クリーニング業
		9602	理容及びその他の美容サービス業
		9603	葬儀業及び関連サービス業
		9609	他に分類されないその他の個人向けサービス業

大分類 T

雇い主としての世帯活動、並びに世帯による自家利用のための分別不能な財及びサービス生産活動

中分類	小分類	細分類	項目名
中分類 97			家事要員の雇い主としての世帯活動
	970	9700	家事要員の雇い主としての世帯活動
中分類 98			個人世帯による自家利用のための分別不能な財及びサービス生産活動
	981	9810	個人世帯による自家利用のための分別不能な財生産活動
	982	9820	個人世帯による自家利用のための分別不能なサービス生産活動

大分類 U

治外法権機関及び団体の活動

中分類	小分類	細分類	項目名
中分類 99			治外法権機関及び団体の活動
	990	9900	治外法権機関及び団体の活動

第3部

詳細構造と説明

A 農林漁業

この大分類は、植物性及び動物性の天然資源の利用を含み、作物栽培、動物の飼育及び繁殖、農場またはその自然生息地からの木材その他の植物、動物または動物性生産物の採取といった活動から構成される。

01 作物・動物生産、狩猟業及び関連サービス活動

この中分類は、作物製品の生産と動物製品の生産という 2 つの基本的な活動が含まれる。この中分類には、また有機農業形態、遺伝子組み換え作物の栽培、遺伝子組み換え動物の飼育が含まれる。

農業に附帯するサービス活動並びに狩猟業、わなかけ業及び関連活動も含まれる。

小分類 015（混合農業）は、主たる活動を確定するための通常原則が適用できない。多くの農地が、作物と動物生産をバランス良く配しており、これらを一方のカテゴリーに分類することは恣意的であると認められる。

農業活動は、第一次市場向けに準備する必要があるもの以外、すなわち、農業製品のそれ以上の加工が除外される（中分類 10 及び 11（食料品及び飲料製造業）並びに中分類 12（たばこ製造業）に分類）。しかしながら、第一次市場向け製品の準備はここに含まれる。

この中分類には、大分類 F（建設業）に分類される用地建設（例えば、台地構造農地の形成、灌漑、田圃準備など）と、大分類 G に分類される農場製品のマーケティングに従事する仕入れ業者及び協同組合組織は含まれない。

011 非多年生作物の栽培

この小分類は、非多年生作物、つまり 2 生育季節を超えて生存しない植物の栽培を含む。こうした植物の種子生産目的の栽培も含まれる。

0111 穀物（米を除く。）、豆類及び採油用の種の栽培

この細分類は、有機農業とみなされるもの及び遺伝子組み換え作物栽培を含む、穀物、豆類及び採油用の種のあらゆる形態の露地栽培を含む。これらの作物の栽培は農業事業単位内で組み合わせて行われることが多い。

この細分類には以下が含まれる。

— 以下のような穀物の栽培

- ・小麦
- ・穀類用トウモロコシ
- ・ソルガム
- ・大麦
- ・ライ麦
- ・オート麦
- ・粟
- ・他に分類されないその他の穀物

— 以下のような豆類の栽培

- ・インゲン豆
- ・そら豆
- ・ひよこ豆

- ・ささげ豆
- ・ひら豆
- ・ルピナス
- ・えんどう豆
- ・木豆
- ・その他の豆類
- －以下のような採油用の種の栽培
 - ・大豆
 - ・落花生
 - ・ヒマの実
 - ・亜麻の種子
 - ・カラシナの種子
 - ・ニガーの種子
 - ・セイヨウアブラナの種子
 - ・ベニバナの種子
 - ・ゴマの種子
 - ・ヒマワリの種子
 - ・その他の採油用の種

この細分類は以下を除く。

- －飼料用トウモロコシの栽培（0119 参照）

0112 米の栽培

この細分類には以下が含まれる。

- －（有機農業によるもの及び遺伝子組み換え米の栽培を含む）米の栽培

0113 野菜及びメロン、根菜及び塊茎の栽培

この細分類には以下が含まれる。

- －以下のような葉または茎を食する野菜の栽培
 - ・アーティチョーク
 - ・アスパラガス
 - ・キャベツ
 - ・カリフラワー及びブロッコリー
 - ・レタス及びチコリー
 - ・ほうれん草
 - ・葉または茎を食するその他の野菜
- －以下のような果実をつける野菜の栽培
 - ・きゅうり及び小きゅうり
 - ・なす
 - ・トマト
 - ・すいか
 - ・カンタループ
 - ・その他のメロン及び果実をつける野菜
- －以下のような根菜、球根または塊茎を食する野菜の栽培
 - ・にんじん
 - ・かぶ
 - ・にんにく
 - ・たまねぎ（シャロットを含む）
 - ・リーキその他のネギ属の野菜
 - ・その他の根菜、球根または塊茎を食する野菜

- きのこと及びトリュフの栽培
- 野菜の種子（ビートの種子を除く。）の栽培
- てんさいの栽培
- その他の植物の栽培
- 以下のような根菜及び塊茎の栽培
 - ・ジャガイモ
 - ・さつまいも
 - ・カッサバいも
 - ・ヤムいも
 - ・その他の根菜及び塊茎

この細分類は以下を除く。

- きこの菌糸の栽培（0130 参照）
- とうがらし及びからし（トウガラシ属のもの）並びにその他の香辛料作物及び芳香作物の栽培（0128 参照）

0114 さとうきびの栽培

この細分類には以下が含まれる。

- さとうきびの栽培

この細分類は以下を除く。

- てんさいの栽培（0113 参照）

0115 たばこの栽培

この細分類には以下が含まれる。

- 未加工たばこの栽培

0116 繊維性作物の栽培

この細分類には以下が含まれる。

- 綿栽培
- 黄麻、ケナフ、その他の紡織用靱皮繊維の栽培
- 亜麻及び大麻の栽培
- サイザル麻その他のリュウゼツラン属の紡織用繊維の栽培
- マニラ麻、ラミー、その他の植物性紡織用繊維の栽培
- その他の繊維性作物の栽培

0119 その他の非多年生作物の栽培

この細分類には、他に分類されない非多年生作物の栽培が含まれる。

この細分類は以下を含む

- カブカンラン、飼料トウチシャ、飼料根菜、クローバー、むらさきうまごやし、イガマメ、トウモロコシ及びその他の牧草、飼料ケール及び類似の飼料生産物の栽培
- ビートの種子（てんさいの種子を除く。）及び飼料用植物の種子の栽培
- 切り花及び花のつぼみの生産を含む花栽培
- 花の種の栽培

この細分類は以下を除く。

－ひまわりの種子の栽培（0111 参照）

－非多年生の香辛料作物、芳香作物、薬草、薬用作物の栽培（0128 参照）

012 多年生作物の栽培

この小分類は、多年生作物、つまり、季節ごとに枯れるが再び生える、または継続的に生えている形で2生育季節を超えて生存する植物の栽培を含む。こういった植物の種子生産目的の栽培も含まれる。

0121 ぶどうの栽培

この細分類には以下が含まれる。

－ぶどう園におけるワイン用ぶどう及び食用ぶどうの栽培

この細分類は以下を除く。

－ワイン製造（1102 参照）

0122 熱帯産及び亜熱帯産果実の栽培

この細分類には以下が含まれる。

－熱帯産及び亜熱帯産果実の栽培

- ・アボカド
- ・バナナ及びプランテイン（料理用バナナ）
- ・ナツメヤシ
- ・イチジク
- ・マンゴー
- ・パパイヤ
- ・パイナップル
- ・その他の熱帯産及び亜熱帯産果実

0123 柑橘類果実の栽培

この細分類には以下が含まれる。

－柑橘類果実の栽培

- ・グレープフルーツ及びザボン
- ・レモン及びライム
- ・オレンジ
- ・タンジェリン、マンダリン及びクレメンタイン
- ・その他の柑橘類果実

0124 梨果及び核果の栽培

この細分類には以下が含まれる。

－梨果及び核果の栽培

- ・りんご
- ・アプリコット
- ・さくらんぼ及び西洋サクランボ
- ・桃及びネクタリン
- ・なし及びマルメロ

- ・プラム及びスロー
- ・その他の梨果及び核果

0125 樹木及び灌木に実るその他の果実及びナッツの栽培

この細分類には以下が含まれる。

－ベリー類の栽培

- ・ブルーベリー
- ・カーラント
- ・スグリ
- ・キウイフルーツ
- ・ラズベリー
- ・いちご
- ・その他のベリー類

－果実の種の栽培

－食用ナッツの栽培

- ・アーモンド
- ・カシューナッツ
- ・栗
- ・ヘーゼルナッツ
- ・ピスタチオ
- ・くるみ
- ・その他のナッツ

－樹木及び灌木に実るその他の果実の栽培

- ・イナゴマメ

この細分類は以下を除く。

－ココナツの栽培（0126 参照）

0126 採油用の果実の栽培

この細分類には以下が含まれる。

－採油用の果実の栽培

- ・ココナツ
- ・オリーブ
- ・アブラヤシ
- ・その他の採油用の果実

この細分類は以下を除く。

－大豆、落花生及びその他の採油用の種の栽培（0111 参照）

0127 飲料用作物の栽培

この細分類には以下が含まれる。

－飲料用作物の栽培

- ・コーヒー
- ・茶
- ・マテ茶
- ・カカオ
- ・その他の飲料用作物

0128 香辛料作物、芳香作物、薬草、薬用作物の栽培

この細分類には以下が含まれる。

- －多年生及び非多年生の香辛料作物及び芳香作物の栽培
 - ・胡椒（コショウ属のもの）
 - ・とうがらし及びからし（トウガラシ属のもの）
 - ・ナツメグ、ニクズク花及びカルダモン
 - ・アニス、大ういきょう及びういきょう
 - ・シナモン（白肉桂）
 - ・丁子
 - ・しょうが
 - ・バニラ
 - ・ホップ
 - ・その他の香辛料作物及び芳香作物
- －薬草及び麻薬作物の栽培
- －主として香料、製薬に、または殺虫、殺菌もしくは類似の目的に使用される植物の栽培

0129 その他の多年生作物の栽培

この細分類には以下が含まれる。

- －ゴムの木の栽培
- －クリスマスツリーの栽培
- －樹液採取用樹木の栽培
- －主に編み細工のために使われる種類の植物材料の栽培

この細分類は以下を除く。

- －樹液またはゴムに類似した野生の滲出物の採取（0230 参照）

013 植物増殖

細分類 0130 参照。

0130 植物増殖

この細分類は、植物の直接増殖に向けた切り枝、株分け、苗木を含むあらゆる生長能力のある植樹材料の生産、または選択した接ぎ穂を後に植えて作物を生産させる接ぎ木用植物の親株の生産を含む。

この細分類には以下が含まれる。

- －植樹目的での植物栽培
- －移植用芝生を含む観賞目的用植物の栽培
- －球根、塊茎及び根、切り枝及び接ぎ穂、きのこの菌糸を得るための生きた植物の栽培
- －林業用の苗床を除く苗床の運営

この細分類は以下を除く。

- －種子の生産目的での植物の栽培（小分類 011 及び 012 参照）
- －林業用の苗床の運営（0210 参照）

014 動物生産

この小分類は、水棲動物を除くあらゆる動物の飼育（養畜）と繁殖を含む。

この小分類は以下を除く。

- －種馬飼育などの繁殖支援サービス（0162 参照）
- －家畜のボーディング及び世話（0162 参照）
- －屠殺場による獣皮・生皮の生産（1010 参照）

0141 畜牛及び水牛の飼育

この細分類には以下が含まれる。

- －畜牛及び水牛の飼育及び繁殖
- －畜牛または水牛の生牛乳の生産
- －牛の精液の生産

この細分類は以下を除く。

- －牛乳加工（1050 参照）

0142 馬その他のウマ科の動物の飼育

この細分類には以下が含まれる。

- －馬（競走馬を含む）、ろば、らば、けっていの飼育及び繁殖

この細分類は以下を除く。

- －競走馬厩舎及び乗馬厩舎の運営（9319 参照）

0143 らくだ及びラクダ科の動物の飼育

この細分類には以下が含まれる。

- －ラクダ（ヒトコブラクダ）及びラクダ科の動物の飼育及び繁殖

0144 羊及び山羊の飼育

この細分類には以下が含まれる。

- －羊及び山羊の飼育及び繁殖
- －羊または山羊の生乳の生産
- －原毛の生産

この細分類は以下を除く。

- －料金制または請負制によって行われる羊の剪毛（0162 参照）
- －プルドール（むしり取られた羊毛）の生産（1010 参照）
- －乳加工（1050 参照）

0145 豚の飼育

この細分類には以下が含まれる。

- －豚の飼育及び繁殖

0146 家禽類の飼育

この細分類には以下が含まれる。

－家禽類の飼育及び繁殖

- ・ニワトリ（*Gallus domesticus*）種の鳥類（鶏及び去勢した食用雄鶏）、アヒル、ガチョウ、七面鳥及びホロホロチョウ

－卵の生産

－養鶏場の経営

この細分類は以下を除く。

－羽毛または綿毛の生産（1010 参照）

0149 その他の動物の飼育

この細分類には以下が含まれる。

－準家畜またはその他の生きた動物の飼育及び繁殖

- ・ダチョウ及びエミュー
- ・その他の鳥類（家禽類を除く。）
- ・昆虫
- ・うさぎ及びその他の毛皮動物

－飼育による毛皮並びに爬虫類または鳥類の生皮の生産

－蠕虫の飼養場、陸上軟体動物の飼養場、カタツムリの飼養場などの経営

－蚕の飼養、繭の生産

－養蜂並びに蜂蜜及び蜜蝋の生産

－愛玩用動物（魚を除く。）の飼育及び繁殖

- ・猫及び犬
- ・インコなどのような鳥
- ・ハムスターなど

－様々な動物の飼育

この細分類は以下を除く。

－狩猟及びわなかけによる獣皮・生皮の生産（0170 参照）

－カエル飼育場、ワニ飼育場、海洋蠕虫飼育場の経営（0321、0322 参照）

－養魚場の経営（0321、0322 参照）

－愛玩用動物の訓練（9609 参照）

015 混合農業

細分類 0150 参照。

0150 混合農業

この細分類は、作物または動物の生産に特化せず、作物と動物を組み合わせた生産活動を含む。農業活動全体の規模は決定要因ではない。所定の事業単位における作物生産または動物生産のいずれかが標準粗利潤の 66% を上回る場合、その複合活動はここに含まず、作物栽培または動物飼育のいずれかに割り振るものとする。

この細分類は以下を除く。

－混合耕種（小分類 011 及び 012 参照）

－混合養畜（小分類 014 参照）

016 農業支援サービス業及び収穫作物関連活動

この小分類は、農業生産に附帯する活動及び、料金制または請負制で実施される生産目的で行われていない（農産物収穫の点で）農業に類似の活動を含む。農産物を第一次市場向けに準備することを目的とした収穫作物関連活動も含まれる。

0161 作物生産支援活動

この細分類には以下が含まれる。

- －料金制または請負制によって行われる農作業
 - ・耕地の整地
 - ・作物の土地定着
 - ・作物の処理
 - ・飛行機による散布を含む作物への噴霧
 - ・果樹及びぶどうの木の剪定
 - ・稲の田植え、ビートの間引き
 - ・収穫
 - ・農業関連の害虫管理（うさぎを含む。）
- －農業用灌漑設備の運転

この細分類には以下も含まれる。

- －オペレーター及びクレー付の農業機械の提供
- －農業利用に良好な状態を維持することを目的とした土地の維持

この細分類は以下を除く。

- －収穫作物関連活動（0163 参照）
- －農学者及び農業経済学者によって行われる活動（7490 参照）
- －景観設計（7110 参照）
- －造園、植樹（8130 参照）
- －良い環境状態を維持することを目的とした土地の維持（8130 参照）
- －農業共進会及び品評会の運営（8230 参照）

0162 動物生産支援活動

この細分類には以下が含まれる。

- －料金制または請負制によって行われる農作業
 - ・動物の繁殖、成長及び産出を促す活動
 - ・家畜群の検査業務、ドローピング業務（家畜群を市場へ追って行くこと）、預かった家畜の有償での飼育業務、雄鶏の去勢、養鶏場の清掃など
 - ・人工授精関連活動
 - ・種馬繁殖サービス
 - ・羊の剪毛
 - ・家畜のボーディング及び世話

この細分類には以下も含まれる。

- －蹄鉄工の活動

この細分類は以下を除く。

- －動物のボーディング専用場所の提供（6810 参照）
- －獣医業（7500 参照）
- －動物の予防接種（7500 参照）

- －動物（家畜など）の賃貸（7730 参照）
- －商業的に行われる狩猟及びわなかけを促進するサービス業務（9499 参照）
- －ペットのボーディング（9609 参照）

0163 収穫作物関連活動

この細分類には以下が含まれる。

- －不純物の除去、余分なものの切り取り、等級付け、消毒といった第一次市場向けの作物の出荷準備
- －繰綿（ジニング）
- －たばこの葉の準備
- －カカオ豆の準備
- －果物のワックスがけ
- －果物及び野菜の天日干し

この細分類は以下を除く。

- －生産者による農産物の準備（小分類 011 または 012 参照）
- －人工的方法による脱水乾燥処理を含む、果物と野菜の保存（1030 参照）
- －葉たばこの茎の除去及び再乾燥（1200 参照）
- －委託販売人及び協同組合のマーケティング活動（中分類 46 参照）
- －農産品原料卸売業（4620 参照）

0164 増殖用種子加工業

この細分類は、種以外の物質、サイズが小さい種、機械や昆虫によって破損した種、未発達な種の除去による、種の増殖品質の向上と、種の保管に安全な水準までの水分除去を目的とする、全ての収穫後の作業を含む。この作業には種が販売されるまでに行われる乾燥、不純物除去、等級付け、処理が含まれる。遺伝子組み換え種子の処理はここに含まれる。

この細分類は以下を除く。

- －種子栽培（小分類 011 及び 012 参照）
- －採油目的の種子加工（1040 参照）
- －新形態の種子の開発または組み替えのための調査研究（7210 参照）

017 狩猟業、わなかけ業及び関連サービス業

細分類 0170 参照。

0170 狩猟業、わなかけ業及び関連サービス業

この細分類には以下が含まれる。

- －商業ベースでの狩猟及びわなかけ
- －食料、毛皮、生皮を得るための動物（死んだものまたは生きたもの）、または研究用、動物園用あるいは愛玩用としての動物の捕獲
- －狩猟またはわなかけによつての毛皮や、爬虫類または鳥類の生皮の生産

この細分類には以下も含まれる。

- －せいうち及びあざらしといった海洋哺乳動物の陸上拠点での捕獲

この細分類は以下を除く。

- －飼育によつての毛皮、爬虫類または鳥類の生皮の生産（小分類 014 参照）
- －飼育による猟鳥・猟獣の飼養（0149 参照）
- －捕鯨（0311 参照）
- －屠殺場から出される獣皮・生皮の生産（1010 参照）
- －スポーツまたはレクリエーションのために行われる狩猟及びその関連サービス業（9319 参照）
- －狩猟及びわなかけを促進するためのサービス業（9499 参照）

02 林業及び伐採業

この中分類は、森林を拠点とする製造業（I S I C 中分類 16 及び 17）向けの丸材の生産及び木材以外の野生の森林資源の採集を含む。材木生産を除き、林業は薪、炭、木材チップ、未加工形態で利用される丸材（例えば、坑道支柱、パルプ材など）のようなほとんど処理を経していない産物を産する。これらの活動は、自然林で行われても植樹林で行われてもよい。

021 造林その他の林業活動

細分類 0210 参照。

0210 造林その他の林業活動

この細分類には以下が含まれる。

- －植林、再植、移植、間引き、そして森林と森林地域の保護といった材木用立木の栽培
 - －雑木林、パルプ材及び薪の栽培
 - －林業用の苗床の運営
- これらの活動は、自然林で行われても植樹林で行われてもよい。

この細分類は以下を除く。

- －クリスマスツリーの栽培（0129 参照）
- －苗床の運営（0130 参照）
- －木材以外の野生の林産物の採集（0230 参照）
- －伐木業と関係のない木材チップ及びパーティクルの生産（1610 参照）

022 伐採業

細分類 0220 参照。

0220 伐採業

この細分類には以下が含まれる。

- －森林を拠点とする製造業向けの丸材の生産
- －坑道支柱、柵の杭、電柱といったような未加工形態で利用される丸材の生産
- －薪の採集及び生産
- －森林における炭の生産（伝統的な方式を用いるもの）

この活動の産物は丸太、チップまたは薪のいずれの形態をとってもよい。

この細分類は以下を除く。

- －クリスマスツリーの栽培（0129 参照）

- －植林、再植、移植、間引き、そして森林と森林地域の保護といった材木用立木の栽培（0210 参照）
- －木材以外の野生の林産物の採集（0230 参照）
- －木材チップ及びパーティクルの生産（1610 参照）
- －木材の蒸留分離による炭の生産（2011 参照）

023 非木材林産物採集業

細分類 0230 参照。

0230 非木材林産物採集業

この細分類は、木材以外の林産物及びその他の野生の植物の採集を含む。

この細分類には以下が含まれる。

- －野生資源の採集
 - ・きのこ、トリュフ
 - ・ベリー類
 - ・ナッツ類
 - ・バラタゴム及びゴムに類似したその他の滲出物
 - ・コルク
 - ・ラック及び樹脂
 - ・バルサム
 - ・ベジタブルヘア
 - ・あまも
 - ・どんぐり、せいようとの実
 - ・こけ類及び地衣類

この分類は以下を除く。

- －上記のいずれかの生産物の管理された生産（コルクの木の栽培を除く。）（中分類 01 参照）
- －きのこまたはトリュフの栽培（0113 参照）
- －ベリー類またはナッツ類の栽培（0125 参照）
- －薪の採集（0220 参照）

024 林業支援サービス業

細分類 0240 参照。

0240 林業支援サービス業

この細分類は、料金制又は請負制で林業作業の一部を行うことを含む。

この細分類には以下が含まれる。

- －林業サービス業
 - ・森林目録作成
 - ・森林管理コンサルタント・サービス
 - ・立木の評価
 - ・山火事消防及び防火
 - ・森林害虫管理
- －伐採サービス業

- ・森林内の丸太輸送

この細分類は以下を除く。

- －林業用の苗床の運営（0210 参照）

03 漁業及び養殖業

この中分類は、採捕漁業と養殖業を含み、魚類、甲殻類、軟体動物並びにその他の海洋生物及び海産物（例えば、水生植物、真珠、海綿など）の捕獲または採集を目的とした海水、汽水または淡水環境における魚類資源の利用から構成される。

通常は自分のための生産の過程に組み込まれている活動も含まれる（例えば、真珠生産に向けたカキの播種など）。

この中分類は、船舶及びボートの建造及び修理（3011、3315）、スポーツまたはレクリエーションとしての釣り活動（9319）は含まない。陸上の工場におけるものまたは工船上におけるものを問わず、魚類、甲殻類、軟体動物の加工は除外される（1020）。

031 漁業

この小分類は、採捕漁業、つまり、人間の消費及びその他の目的のために、海洋、沿岸または内水から、素手またはより一般的に網、釣り糸及び定置網などの様々な種類の漁具を用いて、植物を含む野生の生きた水生生物（主として、魚類、軟体動物及び甲殻類）を除去または捕獲することを目指した狩猟、採集、採取活動を含む。このような活動は、干潮位と高潮位間の海岸線（例えば、イガイ及びカキなどの軟体動物の採集）または海岸からの投網、もしくは自家製の丸木船またはより一般的に商業的に製造された船を用いて、沿岸、沿岸水域または沖合で行うことができる。養殖業（小分類 032）と異なり、捕獲される水生資源は通常、この資源からの採取が利用権を伴って行われるか、伴わずに行われるかに関わりなく、共有財産資源である。このような活動には、漁獲物を再補充した水域における漁業も含まれる。

0311 海洋漁業

この細分類には以下が含まれる。

- －海洋及び沿岸水域において商業ベースで行われる漁業
- －海洋甲殻類や軟体動物の採取
- －捕鯨
- －かめ、ほや、被囊のある動物、うになどの海洋水生動物の採取

この細分類には以下も含まれる。

- －漁獲及び魚の加工・保存のどちらにも従事する船舶の活動
- －天然真珠、海綿、さんご、藻類などのその他の海洋生物及び海洋資源の採集

この細分類は以下を除く。

- －鯨を除く海洋哺乳動物、例えば、せいうち、あざらしの捕獲（0170 参照）
- －工船または陸上の工場で行われる魚類、甲殻類及び軟体動物の加工（1020 参照）
- －海洋及び沿岸輸送用のレジャーボート（例えば、遊漁用）の乗組員付きでのレンタル（5011 参照）
- －漁業の点検、保護及び巡視業務（8423 参照）
- －スポーツまたはレクリエーションとして行われる釣り及びその関連サービス業（9319 参照）
- －スポーツ用禁漁区の運営（9319 参照）

0312 淡水漁業

この細分類には以下が含まれる。

- －内水において商業ベースで行われる漁業
- －淡水甲殻類や軟体動物の採取
- －淡水水生動物の採取

この細分類には以下も含まれる。

- －淡水資源の採集

この細分類は以下を除く。

- －魚類、甲殻類及び軟体動物の加工（1020 参照）
- －漁業の点検、保護及び巡視業務（8423 参照）
- －スポーツまたはレクリエーションとして行われる釣り及びその関連サービス業（9319 参照）
- －スポーツ用禁漁区の運営（9319 参照）

032 養殖業

この小分類は、養殖業、つまり環境の自然な能力を越えて水生生物（魚類、軟体動物、甲殻類、植物、クロコダイル、アリゲーター及び両生類）の生産を増すことを目的とした技術（例えば、定期補充、給餌、捕食者からの保護）を利用した当該生物の養殖または飼育（採取を含む。）を伴う生産過程を含む。

養殖または飼育とは、上記生物を捕獲状態のもとで、幼生段階または成体段階、あるいはこの両者の段階まで育て上げることを指す。加えて、養殖業はまた、採取段階までの飼育または養殖段階全体を通じた個々の生物の個人、法人または国家による所有権も含む。

0321 海洋養殖業

この細分類には以下が含まれる。

- －海洋観賞魚の飼育を含む海水における魚の飼育
- －二枚貝の卵（かき、いがいなど）、いせえびの幼態、子えびの幼態、稚魚及び小魚の生産
- －食用のり及びその他の食用海草の栽培
- －甲殻類、二枚貝、その他軟体動物、及びその他水生動物の海水での養殖

この細分類には以下も含まれる。

- －汽水における養殖活動
- －塩水を満たした水槽または貯水池における養殖活動
- －魚の人口孵化場（海洋）の経営
- －海洋蠕虫の飼育場の経営

この細分類は以下を除く。

- －カエルの飼養（0322 参照）
- －スポーツ用禁漁区の運営（9319 参照）

0322 淡水養殖業

この細分類には以下が含まれる。

- －淡水観賞魚の飼育を含む淡水における魚の飼育
- －淡水の甲殻類、二枚貝、その他軟体動物、及びその他水生動物の養殖
- －魚の人口孵化場（淡水）の経営

－カエルの飼養

この細分類は以下を除く。

－塩水を満たした水槽及び貯水池における養殖活動（0321 参照）

－スポーツ用禁漁区の運営（9319 参照）

B 鉱業及び採石業

鉱業及び採石業は、天然に固体（石炭及び鉱石）、液体（石油）または気体（天然ガス）の形で得られる各種鉱物の採取を含む。採取は、地下または地表での採鉱、鉱井作業、海底採掘など様々な異なった方法で達成される。

この大分類は、また、例えば、粉砕、摩砕、不純物除去、乾燥、選別、精鉱、天然ガスの液化、固形燃料製造など、未加工原料の市場販売準備のために行われる補助的業務を含む。これらの作業はしばしば資源を採取した事業単位、近くに位置するその他の事業単位、またはその両者によって行われる。

鉱業は、生産される主要な鉱物が何であるかによって各中分類、小分類及び細分類に分類される。中分類 05、06 は化石燃料（石炭、亜炭、石油、ガス）の鉱業及び採石業に関わるもので、中分類 07、08 は金属鉱、各種鉱物及び採石産品に関するものである。

この大分類の専門作業のいくつか、特に炭化水素採取に関連するものは、工業サービスとして専門事業単位が第三者のために実施してもよく、これは中分類 09 に反映されている。

この大分類は、採取原材料の加工を含まない（大分類 C－製造業参照）また、泉や井戸から採取した天然の湧水及びミネラルウォーターの瓶詰め（細分類 1104 参照）あるいは採鉱・採石と一緒に行われるのではないある種の土、岩石及び鉱物の破砕、摩砕またはその他の処置（細分類 2399 参照）も、大分類 C に含まれるため、大分類 B には含まれない。この大分類はまた、採取原材料のさらなる変化を伴わない建設目的使用（大分類 F-建設業参照）、水収集、浄化及び配給（細分類 3600 参照）、鉱業用地整備（細分類 4312）、及び地球物理調査、地質調査及び地震調査（細分類 7110 参照）を含まない。

05 石炭・亜炭鉱業

この中分類は、固体鉱物燃料の採取を含む。固体鉱物燃料の採取には、地下での採掘または露天掘りを含み、市場向け製品を導く作業（例えば、等級分類、不純物除去、凝縮及び輸送に必要なその他の処置など）が含まれる。

この中分類は、コークス製造（1910 参照）、石炭・亜炭鉱業に附帯するサービス業（0990 参照）または練炭製造（1920 参照）は含まない。

051 無煙炭鉱業

細分類 0510 参照。

0510 無煙炭鉱業

この細分類には以下が含まれる。

－液化方式の採掘を含む、無煙炭の地下または地表での掘採

－分類、品質向上、輸送、貯蔵の便宜のために行われる石炭の不純物除去、粒度分類、等級分

類、粉碎、凝縮など

この細分類には以下も含まれる。
－粉炭坑口からの無煙炭の回収

この細分類は以下を除く。
－亜炭の採掘（0520 参照）
－泥炭の採掘及び泥炭固形燃料の製造（0892 参照）
－石炭掘採用の試掘（0990 参照）
－無煙炭鉱業支援活動（0990 参照）
－固形燃料を生産するコークス炉（1910 参照）
－無煙炭練炭の製造（1920 参照）
－炭鉱用地の開発あるいは整備のために行われる工事（4312 参照）

052 亜炭鉱業

細分類 0520 参照。

0520 亜炭鉱業

この細分類には以下が含まれる。
－液化方式の採掘を含む、亜炭（褐炭）の地下または地表での掘採
－品質向上、輸送や貯蔵の便宜のために行われる亜炭の洗浄、乾燥、粉碎、凝縮

この細分類は以下を除く。
－無煙炭の採掘（0510 参照）
－泥炭の採掘（0892 参照）
－石炭掘採用の試掘（0990 参照）
－亜炭鉱業支援活動（0990 参照）
－亜炭燃料練炭の製造（1920 参照）
－炭鉱用地の開発または整備のために行われる工事（4312 参照）

06 原油及び天然ガス採取業

この中分類は、原油生産、オイルシェール及びオイルサンドの採掘及びそれらからの石油採取、天然ガスの生産及び液化炭化水素の回収を含む。油田及びガス田施設の経営、開発の全活動も含む。このような活動は、試掘、油井の完成及び整備；原油のセパレータ、エマルジョン破砕機、浚渫装置、集油管の運転；生産現場から出荷地点までのその他全ての石油及びガスの準備活動を含む。

この中分類は、料金制または請負制で実行される油田及びガス田サービス業、油井及びガス井の炭鉱ならびに試掘及び試錐などの、石油及び天然ガス採取のための支援活動を除く。（細分類 0910 参照）また、この中分類は、石油製品の精製（細分類 1920 参照）ならびに地球物理調査、地質調査及び地震調査（細分類 7110）を除く。

061 原油採取業

細分類 0610 参照。

0610 原油採取業

この細分類には以下が含まれる。

－原油採取

この細分類には以下も含まれる。

－瀝青質頁岩またはオイルシェール、及びタールサンドの採取

－瀝青質の頁岩及び砂からの原油生産

－デカンテーション、脱塩、脱水、安定処理などの原油を得るための処理

この細分類は以下を除く。

－石油及びガス採取支援活動（0910 参照）

－石油及びガスの探鉱（0910 参照）

－精製石油製品の製造（1920 参照）

－石油精製の過程での液化石油ガスの回収（1920 参照）

－パイプラインの運転（4930 参照）

062 天然ガス採取業

細分類 0620 参照。

0620 天然ガス採取業

この細分類には以下が含まれる。

－未加工気体炭化水素（天然ガス）の生産

－凝縮物の採取

－液体炭化水素分留の水分除去及び分離

－ガスの脱硫

この細分類には以下も含まれる。

－液化または熱分解を通じて得られた液体炭化水素の採掘

この細分類は以下を除く。

－石油及びガス採取支援活動（0910 参照）

－石油及びガスの探鉱（0910 参照）

－石油精製の過程での液化石油ガスの回収（1920 参照）

－工業用ガスの製造（2011 参照）

－パイプラインの運転（4930 参照）

07 金属鉱業

この中分類は、地下採掘または露天掘り、海底掘採などによって行われる金属鉱物（鉱石）
鉱業を含む。鉱石の粉碎、摩砕、洗浄、乾燥、焼結、か焼または濾過、重力選鉱または浮遊
作業といった選鉱・選鉱処理も含まれる。

この中分類は、黄鉄鉱の焙焼（細分類 2011 参照）、酸化アルミニウムの生産（細分
類 2420 参照）、高炉の運転（細分類 2410 と 2420 を参照）の製造を含まない。

071 鉄鉱業

細分類 0710 参照。

0710 鉄鉱業

この細分類には以下が含まれる。

- －含有鉄分に主たる価値の置かれる鉱石の採掘
- －鉄鉱石の選鉱処理及び固形燃料製造

この細分類は以下を除く。

- －硫化鉄及び磁硫鉄鉱の採取及び事前処理（焙焼を除く。）（0891 参照）

072 非鉄金属鉱業

この小分類は、非鉄金属鉱業を含む。

0721 ウラニウム・トリウム鉱業

この細分類には以下が含まれる。

- －ウラニウム及びトリウムの含有に主たる価値の置かれた鉱石（瀝青ウラン鉱など）の掘採
- －こうした鉱石の選鉱
- －イエローケーキの製造

この細分類は以下を除く。

- －ウラニウム及びトリウム鉱石の濃縮（2011 参照）
- －瀝青ウラン鉱またはその他の鉱石からのウラニウム金属生産（2420 参照）
- －ウラニウムの製錬・精製（2420 参照）

0729 その他の非鉄金属鉱業

この細分類には以下が含まれる。

- －含有された非鉄金属に主たる価値が置かれる各種鉱石の掘採及び事前処理
 - ・アルミニウム（ボーキサイト）、銅、鉛、亜鉛、すず、マンガン、クロム、ニッケル、コバルト、モリブデン、タンタル、バナジウムなど
 - ・金、銀、白金といった貴金属

この細分類は以下を除く。

- －ウラニウム鉱及びトリウム鉱の掘採及び事前処理（0721 参照）
- －酸化アルミニウムやニッケルまたは銅のマットの生産（2420 参照）

08 その他の鉱業及び採石業

この中分類は、鉱山または採石場からの採取に加え、砂鉱床の浚渫、岩石粉碎及び塩沢の利用も含む。生産物の利用が最も顕著なのは、建設業（例えば、砂、石など）、原料製造業（例えば、粘土、石膏、カルシウムなど）、化学物質製造業などである。

この中分類は、採取原料の加工（粉碎、摩砕、切断、不純物除去、乾燥、選別、混合を除く。）は含まない。

081 石、砂及び粘土採取業

細分類 0810 参照。

0810 石、砂及び粘土採取業

この細分類には以下が含まれる。

- －大理石、花崗岩、砂岩などの碑石または建築用石材の採石、大ざっぱな整形及びのこによる切断
- －石灰石の採石及び破碎
- －石膏及び無水石膏の採掘
- －白亜及び非焼成ドロマイトの採掘
- －工業用砂、建設用砂及び砂利の採取及び浚渫
- －石及び砂利の破碎
- －砂の採取
- －粘土、耐火性粘土及びカオリンの採掘

この細分類は以下を除く。

- －瀝青質の砂の採取（0610 参照）
- －化学及び肥料用鉱物の採掘（0891 参照）
- －焼成ドロマイトの生産（2394 参照）
- －採石場外での石材の切り出し、形削り及び仕上げ加工（2396 参照）

089 他に分類されない鉱業及び採石業

0891 化学及び肥料用鉱物鉱業

この細分類には以下が含まれる。

- －天然リン酸塩及び天然カリウム塩の採掘
- －天然硫黄の採掘
- －硫化鉱及び磁硫鉄鉱の採掘及び焙焼を除く事前処理
- －天然硫化バリウム及び炭酸塩（重晶石及び毒重石）、天然ホウ酸塩、天然硫化マグネシウム（キーゼル石）の採掘
- －土性顔料、ほたる石及び化学品の原料として主たる価値を有するその他の鉱物の採掘

この細分類には以下も含まれる。

- －グアノの採掘

この細分類は以下を除く。

- －塩の採取（0893 参照）
- －黄鉄鉱の焙焼（2011 参照）
- －合成肥料及び窒素化合物の製造（2012 参照）

0892 泥炭採掘業

この細分類には以下が含まれる。

- －泥炭の掘採
- －泥炭固形燃料の製造
- －品質向上あるいは輸送または保存に適することを目的とした泥炭の事前処理

この細分類は以下を除く。

- －泥炭鉱業に附帯するサービス活動（0990 参照）
- －泥炭製品の製造（2399 参照）

0893 採塩業

この細分類には以下が含まれる。

- －溶解及びポンプ汲み上げを含む地下からの塩の採取
- －海水その他の塩水を蒸発させて行われる塩の生産
- －生産者による塩の粉碎、浄化及び精製

この細分類は以下を除く。

- －ヨード塩などの食品級の塩への加工（1079 参照）
- －塩水を蒸発させて行われる飲料水の生産（3600 参照）

0899 他に分類されないその他の鉱業及び採石業

この細分類には以下が含まれる。

- －各種の鉱物及び原材料の採掘及び採石
 - ・研磨材、アスベスト、シリカを含む化石質粉末、天然グラファイト、ステアタイト（タルク）、長石など
 - ・天然アスファルト、アスファルタイト及びアスファルト質の岩石、天然固形瀝青
 - ・宝石用原石、石英、雲母など

09 鉱業支援サービス活動

この中分類は、料金制または請負制で提供される鉱業に附帯する専門支援サービス業を含む。コアサンプルの採取や地質観測などの伝統的な探鉱方法、並びに油井、金属質鉱物及び非金属質鉱物の掘削、試掘、再掘削を通じた探査業務が含まれる。その他の典型的なサービス業務には、油井・ガス井の基礎構築、油井・ガス井の鑄物の接合、油井・ガス井の清掃・汲み上げ・吸い取り、ポンプによる鉱山の水分除去・汲み上げ、鉱床を覆う表土の除去作業などが含まれる。

091 石油及び天然ガス採取支援活動

細分類 0910 参照。

0910 石油及び天然ガス採取支援活動

この細分類には以下が含まれる。

- －料金制または請負制によって行われる石油及びガスの採取サービス業
 - ・例えば、見込みのある用地における地質観測などの伝統的探査方式といった石油またはガスの採取に関連した探査サービス
 - ・一定の方向性よっての試掘と再試掘；開坑；現場における油井やぐらの建立、修理及び解体；油井及びガス井の鑄物の接合；ポンプによる鉱井の汲み上げ；鉱井を閉め、放棄することなど
 - ・採掘現場で実施される輸送目的での天然ガスの液化及び再ガス化
 - ・料金制または請負制による水分除去及びポンプ汲み上げ作業
 - ・石油またはガスの採取に関わる試掘

この細分類には以下も含まれる。
－ガス田及び油田における消防作業

この細分類は以下を除く。
－油田またはガス田の経営者によって行われるサービス業務（0610、0620 参照）
－鉱業用機械の専門修理（3312 参照）
－採掘現場以外で実施される輸送目的での天然ガスの液化及び再ガス化（5221 参照）
－地球物理調査、地質調査及び地震調査（7110 参照）

099 その他の鉱業及び採石業支援活動

細分類 0990 参照。

0990 その他の鉱業及び採石業支援活動

この細分類には以下が含まれる。
－料金制または請負制による、中分類 05、07 及び 08 の鉱業活動に必要な支援サービス
・例えば、見込みのある用地におけるコアサンプルの採取、地質観測などの伝統的探査方式といった探鉱サービス
・料金制または請負制による水分除去及びポンプ汲み上げ作業
・試掘及び試錘

この細分類は以下を除く。
－請負制または料金制による鉱山または採石場の経営（中分類 05、07 または 08 参照）
－鉱業用機械の専門修理（3312 参照）
－請負制または料金制による地球物理調査サービス（7110 参照）

C 製造業

この大分類は、原材料、物質または部品に物理的または化学的变化を加えて新しい製品とすることを含むが、これを製造業を定義する唯一の普遍的な規準として用いることはできない（後述の廃棄物処理に関する備考参照）。変化が加えられる原材料、物質または部品は農業、林業、漁業、鉱業または採石業の生産物である原材料の場合もあれば、他の製造活動の製品である場合もある。物品の実質的な変更、更新または改造は、一般に製造業とみなされる。

製造に従事する事業単位は、しばしばプラント、工場、製作所と表現され、動力を使った機械と原材料を処理する設備の利用を特徴とする。ただし、手を用いて、あるいは作業者の家内で原材料または物質を変化させて新しい製品を作り出す事業単位も、パン屋や注文で仕立てる洋服屋といった、製品が販売されているのと同じ構内で作られた製品の一般向け販売に従事している事業単位もこの大分類に含まれる。製造事業単位は原材料を加工しても、他の事業単位と契約して他の事業単位の原材料加工を請け負ってもよい。どちらの種類の事業単位も製造業に含まれる。

製造工程の産出物は、利用または消費の用意が整ったという点で完成品の場合もあるし、更なる製造への投入品となるという点で半加工品の場合もある。例えば、アルミナ精錬の産出物はアルミニウムの第一次生産に用いられる投入物であり、第一次アルミニウムはアルミニウム線製造作業への投入物であり、アルミニウム線は加工線製品製造の際の投入物となる。

特定の機械器具専用の構成物、部品、部分品、付属品の製造は、原則として、その部品及び付属品が使用される機械器具の製造業と同じ細分類に分類される。汎用性のある機械器具の

構成物及び部品、例えば、エンジン、ピストン、電気モーター、電気組立部品、バルブ、ギア、玉軸受けなどの製造は、これらの部品が使われるであろう機械器具に関係なく、製造業中の適当な細分類に分類される。しかし、プラスチック原料の成型または押し出しによる特定の部品及び付属品の製造は、細分類 2220 に分類される。

工業製品の部品組立は製造業とみなされる。これは自ら生産した工業製品の組立も購入部品の組立も含む。

廃棄物の再生、つまり、廃棄物の二次的原材料への加工は細分類 3830（材料再生業）に含まれる。これは物理的または化学的变化を加えることを伴う場合があるものの製造業に含まれるとは見なされない。この活動の主たる目的は廃棄物の処理または加工と見なされており、したがって大分類 E（水供給業、下水処理並びに廃棄物管理及び浄化活動）に分類される。しかしながら、（二次的原材料に対比する）新しい最終製品の製造は、その工程で廃棄物が投入物として用いられている場合でも製造業に分類される。例えば、フィルム廃棄物からの銀の生産は製造過程と見なされる。

産業用、営業用及び類似の機械器具に特化した整備及び修理は、一般的に、中分類 33（機械器具修理、整備及び設置業）に分類される。しかし、コンピュータ及び個人・家庭用品修理業は中分類 95（コンピュータ及び個人・家庭用品修理業）、自動車修理業は中分類 45（自動車・オートバイ卸売・小売業及び修理業）に分類される。

機械器具の設置が専門の活動として行われる場合には 3320 に分類される。

備考：製造業と分類体系中の他の大分類との境界は幾分不分明になる場合がある。一般原則として、製造業大分類における活動は原材料を変化させて新しい製品を生産することを伴う。その産出物は新しい製品である。しかし、何が新しい製品を構成するかは定義は幾分主観的になる場合がある。説明までに、I S I Cでは以下の活動は製造業と見なされている。

- －生乳の低温殺菌及び瓶詰め（1050 参照）
- －漁船上で行われるのではない生鮮魚類加工（かきの殻の除去、魚の切り身加工）（1020 参照）
- －印刷業及び関連活動（1811、1812 参照）
- －レディーミックスのコンクリート生産（2395 参照）
- －皮革変形（1511 参照）
- －木材保存（1610 参照）
- －電気めっき、めっき、金属熱処理、磨き出し（2592 参照）
- －機械の分解修理または再製（例えば、自動車エンジン、2910 参照）
- －タイヤの再生（2211 参照）

反対に、時々変化させる過程を伴いながら、I S I Cの他の大分類に分類される活動がある。つまり、言い換えると、製造業に分類されていない活動である。これには以下が含まれる。

- －伐採業は大分類 A（農林漁業）に分類される。
- －農産物の選別処理は大分類 A（農林漁業）に分類される。
- －鉱石及びその他の鉱物の選鉱は大分類 B（鉱業及び採石業）に分類される。
- －建設現場で実施される構造物の建設及び組立作業は大分類 F（建設業）に分類される。
- －包装、再包装を含むばら荷の分割及びより小さなロットへの再分類、あるいは酒類または化学物質といった製品の瓶詰め；スクラップの分類；顧客の注文に添った塗料調合；顧客の注文に沿って金属を切断し、同じ製品の変種を生産する活動は大分類 G（卸売・小売業；自動車・オートバイ修理業）に分類される。

10 食料品製造業

この中分類は、農業、林業及び漁業の生産物を人間または動物用の食料に加工することを含み、直接は食料品ではない各種中間製品の生産も含む。この活動はしばしば関連製品を産出

するが、これは価値がより高いものもより低いものもある（例えば、屠殺から得られた獣皮、または油生産から得られた油かす）。

この中分類は、扱っている製品の種類の活動に分類される。すなわち、肉、魚、果実及び野菜、油脂、乳製品、精穀・製粉、動物用飼料、その他の食料品である。生産は自分のために行っても、注文を受けての屠殺の場合のように第三者のために行ってもよい。

生産者自身の店舗における製品の小売り販売がある場合でも、幾つかの活動は製造業と見なされる（例えば、パン屋、菓子屋、下ごしらえをした肉を販売する店舗などのように、自分自身の製品を販売する生産者の行う活動）。ただし、加工が最低限であり、実質的な変化につながらない場合にはこの事業単位は卸売・小売業（大分類 G）に分類される。

屠殺の際の廃物または副産物からの動物飼料の生産は 1080 に分類されるが、食料品及び飲料の廃物を加工した二次的原材料の生産は 3830 に分類され、食料品及び飲料廃物の処分は 3821 に分類される。

101 肉の加工・保存業

細分類 1010 参照。

1010 肉の加工・保存業

この細分類には以下が含まれる。

－牛、豚、鶏、子羊、兎、羊、ラクダなどの屠殺、その肉の市場出荷準備、包装に従事する屠殺場の経営

－胴体丸ごとの生鮮肉、冷蔵肉または冷凍肉の生産

－切り分けた生鮮肉、冷蔵肉または冷凍肉の生産

－個別部位別の生鮮肉、冷蔵肉または冷凍肉の生産

－乾燥肉、塩蔵肉または燻製肉の生産

－食肉製品の生産

- ・ソーセージ、サラミソーセージ、プディング、アンドウエット、サビロイ、ポローニャンソーセージ、パテ、リエット、ボイルドハム

この細分類には以下も含まれる。

－鯨の屠殺及び、陸上またはそうした作業を専門に行う船舶上における加工

－毛皮商を含む、屠殺場から出される獣皮及び生皮の生産

－ラード及びその他の食用動物性脂肪を溶かして採取すること

－動物くず肉の加工

－プルドウールの生産

－羽毛及びわた毛の生産

この細分類は以下を除く。

－食肉及び鶏肉の冷凍調理食品の製造（1075 参照）

－食肉を含むスープの製造（1079 参照）

－食肉卸売業（4630 参照）

－食肉包装（8292 参照）

102 魚類、甲殻類及び軟体動物の加工・保存業

細分類 1020 参照。

1020 魚類、甲殻類及び軟体動物の加工・保存業

この細分類には以下が含まれる。

- －魚類、甲殻類及び軟体動物の、冷凍、急速冷凍、乾燥、燻製、塩蔵、塩水漬け、缶詰めなどの加工及び保存
- －魚類、甲殻類及び軟体動物の、調理魚、魚の切り身、魚卵、キャビア、キャビアの代用品などといった製品の生産
- －人間の消費用または動物飼料用の魚粉（フィッシュミール）の生産
- －魚類及びその他の水生動物からの、人間の消費には適さない粉末及び可溶性物質の生産

この細分類には以下も含まれる。

- －魚類の加工及び保存のみに従事する船舶の諸業務
- －海草の加工

この細分類は以下を除く。

- －陸上または特殊な船舶上での鯨の加工（1010 参照）
- －海洋資源からの油脂の生産（1040 参照）
- －魚の冷凍調理食品の製造（1075 参照）
- －魚のスープの製造（1079 参照）

103 果実及び野菜加工・保存業

細分類 1030 参照。

1030 果実及び野菜加工・保存業

この細分類には以下が含まれる。

- －冷凍または缶詰形態の出来合いの料理を除く、果実または野菜を主な材料とする食品の製造
- －果実、ナッツまたは野菜の、冷凍、乾燥、油漬けまたは酢漬け、缶詰めなどといった保存
- －果実食品または野菜食品の製造
- －果実ジュースまたは野菜ジュースの製造
- －ジャム、マーマレード及びゼリーの製造
- －ジャガイモの加工及び保存
 - ・調理済冷凍ジャガイモの製造
 - ・脱水マッシュポテトの製造
 - ・ポテトスナックの製造
 - ・ポテトチップスの製造
 - ・ジャガイモの各種粉末の製造
- －ナッツを炒ること
- －ナッツの食品及びペーストの製造

この細分類には以下も含まれる。

- －ジャガイモの工業的皮むき
- －生の果実及び野菜の濃縮飲料の生産
- －以下のような果実及び野菜の生鮮加工食品の製造
 - ・サラダ
 - ・皮をむいたり、カットした野菜
 - ・豆腐

この細分類は以下を除く。

- －乾燥した豆類の粉末製造（1061 参照）
- －果実及びナッツの砂糖の中での保存（1073 参照）
- －野菜の調理食品の製造（1075 参照）

－人工濃縮飲料の製造（1079 参照）

104 植物・動物油脂製造業

細分類 1040 参照。

1040 植物・動物油脂製造業

この細分類は、植物原料または動物原料からの、未加工の及び精製した油脂の製造を含む。ただし、ラード及びその他の食用動物性脂肪を溶かして採取したり、精製することは除かれる。

この細分類には以下が含まれる。

- －オリーブ油、大豆油、ヤシ油、ヒマワリ油、綿実油、菜種油、からし油、亜麻仁油などの未加工植物性油の製造
- －脂肪種子、脂肪堅果または脂肪仁の非脱脂粉末の製造
- －オリーブ油、大豆油などの精製植物性油の製造
- －植物性油の、吹き分け、沸騰、脱水、水素添加などの加工
- －マーガリンの製造
- －メランジェ及び同種のスプレッドの製造
- －合成調理用脂肪の製造

この細分類には以下も含まれる。

- －食用でない動物性油脂の製造
- －魚及び海洋性哺乳動物からの油の採取
- －リンター、油かす及びその他の油生産の残留物の生産

この細分類は以下を除く。

- －ラード及びその他の食用動物性脂肪を溶かして採取すること及び精製（1010 参照）
- －水などに浸してからのもろみの製粉（1062 参照）
- －精油生産（2029 参照）
- －化学的な工程による油脂の処理（2029 参照）

105 酪農製品製造業

細分類 1050 参照。

1050 酪農製品製造業

この細分類には以下が含まれる。

- －低温殺菌、滅菌、均質化または超高温処理を施した取れたての液状乳の製造
- －乳をもとにした飲料の製造
- －低温殺菌、滅菌、均質化処理を施した取れたての液状乳からのクリーム of the 製造
- －乾燥または濃縮乳の製造（甘みをつけているかいないかを問わない。）
- －固体状の乳またはクリームの製造
- －バター of the 製造
- －ヨーグルト of the 製造
- －チーズ及びカード of the 製造
- －ホエイ of the 製造
- －カゼインまたは乳糖 of the 製造
- －アイスクリーム及び、シャーベットのようなその他の食用アイスマイルクの製造

- この細分類は以下を除く。
- －生乳の生産（牛）（0141 参照）
 - －生乳の生産（ラクダなど）（0143 参照）
 - －生乳の生産（羊、山羊、馬、ろばなど）（0144 参照）
 - －模造ミルク及びチーズ代用品の製造（1079 参照）
 - －アイスクリームパーラーの活動（5610 参照）

106 精穀・製粉業、澱粉・澱粉製品製造業

この小分類は、穀類または野菜からの粉または粗びき粉の製粉、米の製粉・不純物除去・精白、そしてこれらの製品からの混合された粉または生パン（ドー）の製造を含む。トウモロコシや野菜を水に浸してから行う製粉や澱粉・澱粉製品の製造業もこの小分類に含まれる。

1061 精穀・製粉業

- この細分類には以下が含まれる。
- －穀類の製粉：小麦、ライ麦、オート麦、メイズ（コーン）またはその他の穀類の粉、ひき割り、粗びき粉またはペレットの生産
 - －米の製粉：脱穀、ひき割り、精白、つや出し、半ゆで、または加工（転化）した米の生産；米粉の生産
 - －野菜類の製粉：乾燥した豆類、根や塊茎、または食用ナッツの粉末の生産
 - －朝食用シリアル食品の製造
 - －パン、ケーキ、ビスケットまたはパンケーキの粉末の素及びそれ用に調整・混合された粉及び生パン（ドー）の製造

- この細分類は以下を除く。
- －ジャガイモの各種粉末の製造（1030 参照）
 - －水などに浸してからのトウモロコシの製粉（1062 参照）

1062 澱粉・澱粉製品製造業

- この細分類には以下が含まれる。
- －米、ジャガイモ、メイズなどからのでん粉の製造
 - －水などに浸してからのトウモロコシの製粉
 - －グルコース、グルコースシロップ、麦芽糖、イヌリンなどの製造
 - －グルテンの製造
 - －タピオカ及びでん粉を調整して得られるタピオカ代用品の製造
 - －コーン油の製造

- この細分類は以下を除く。
- －ラクトース（乳糖）の製造（1050 参照）
 - －蔗糖または甜菜糖の生産（1072 参照）

107 その他の食料品製造業

この小分類は、この中分類中ここまでの小分類に含まれていない多様な食品の生産を含む。これにはパン製品、砂糖及び菓子類、マカロニ、麺類及び類似製品、調理食品、コーヒー、茶、香辛料、そして生鮮加工食品や特製食品の生産が含まれる。

1071 パン製品製造業

この細分類は、日焼き立てや冷凍または乾燥したパン製品の製造を含む。

この細分類には以下が含まれる。

- －パン及びロールパンの製造
- －焼き立てのペーストリー、ケーキ、パイ、タルトなどの製造
- －ラスク、ビスケット及びその他の「乾燥」パン製品の製造
- －保存可能なペーストリー商品及びケーキの製造
- －甘味か塩味かを問わず、スナック製品（クッキー、クラッカー、プレッツェルなど）の製造
- －トルティージャの製造
- －パンケーキ、ワッフル、ロールパンなどの冷凍パン製品の製造

この細分類は以下を除く。

- －穀粉で作った製品（パスタ）の製造（1074 参照）
- －ポテトスナックの製造（1030 参照）
- －即時消費用のパン製品の加熱（中分類 56 参照）

1072 砂糖製造業

この細分類には以下が含まれる。

- －サトウキビ、ビート、かえで及びヤシの汁から作られる砂糖（蔗糖）及び砂糖代用品の製造
または精製
- －砂糖シロップの製造
- －糖蜜の製造
- －メープルシロップ及びカエデ糖の生産

この細分類は以下を除く。

- －グルコース、グルコースシロップ、麦芽糖の製造（1062 参照）

1073 ココア、チョコレート及び砂糖菓子製造業

この細分類には以下が含まれる。

- －ココア、カカオバター、カカオ油脂の製造
- －チョコレート及びチョコレート菓子の製造
- －カラメル、口中芳香錠（カシュー）、ヌガー、フォンダン、ホワイトチョコレートといった砂糖菓子の製造
- －チューインガムの製造
- －果実、ナッツ、果皮及び植物のその他の部分の砂糖漬け
- －菓子の薬用ドロップ及び香錠の製造

この細分類は以下を除く。

- －蔗糖の生産（1072 参照）

1074 マカロニ、麺類、クスクス及び類似の穀粉製品製造業

この細分類には以下が含まれる。

- －マカロニ及び麺類といったパスタの製造（調理されているか否かまたは詰め物をしているか否かは問わない。）
- －クスクスの製造
- －缶詰または冷凍パスタ製品の製造

この細分類は以下を除く。

- －調理済みクスクスの製造（1075 参照）
- －パスタを含んだスープの製造（1079 参照）

1075 調理食品製造業

この細分類には、冷凍または缶詰形態による出来合い（つまり、加工され、味付けし、調理がすんだもの）の食品及び調理食品の製造が含まれる。これらの料理品は、冷凍あるいは缶詰などのように、保存のために加工されたもので、通常、再販売用に包装され、ラベルが貼付されている。つまり、この細分類はレストランのような、即時消費用の食品調理を含まない。調理食品とみなされるためには、（シーズニングなどを除く）少なくとも2種類以上の主要原材料が含まれていなければならない。

この細分類には以下が含まれる。

- －食肉または鶏肉の調理食品の製造
- －フィッシュ・アンド・チップスを含む、魚の調理食品の製造
- －野菜の調理食品の製造
- －缶詰のシチュー及び真空パック調理食品の製造
- －その他の調理食品（TVディナー（調理済み急速冷凍食品）など）の製造
- －冷凍ピザあるいはその他の方法による保存ピザの製造

この細分類は以下を除く。

- －主要原材料が1種類のみを生鮮食品の製造、（中分類 10 参照）
- －即時消費用の食品及び調理食品の事前処理（中分類 56 参照）
- －下請け仕出し業（5629 参照）

1079 他に分類されないその他の食料品製造業

この細分類には以下が含まれる。

- －コーヒーの脱カフェイン及び焙煎
- －コーヒー製品の生産
 - ・粗挽きコーヒー
 - ・インスタントコーヒー
 - ・コーヒーのエキス及び濃縮コーヒー
- －コーヒー代用品の製造
- －茶及びマテ茶の混合
- －茶またはマテ茶を主たる材料としたエキス及び濃縮飲料の製造
- －スープ及びブrossの製造
- －以下のような特別食品の製造
 - ・乳児用調合乳
 - ・フォローアップ・ミルク及びその他のフォローアップ食品
 - ・ベビーフード
 - ・均質成分含有食品
- －香辛料、ソース及び薬味の製造
 - ・マヨネーズ
 - ・からし粉及び粗挽きマスタード
 - ・調理済みからしなど
- －酢の製造
- －人工蜜及びカラメルの製造
- －以下のような生鮮加工食品の製造
 - ・サンドウィッチ

- ・生（未調理）のピザ

この細分類には以下も含まれる。

- －ハーブ煎じ液（ミント、バーベナ、カモミールなど）の製造
- －イーストの製造
- －肉、魚、甲殻類または軟体動物のエキスや汁の製造
- －模造ミルク及びチーズ代用品の製造
- －卵製品、卵白の製造
- －ヨード塩などの食品級の塩にするための塩の加工
- －人工濃縮飲料の製造

この細分類は以下を除く。

- －香辛料作物の栽培（0128 参照）
- －イヌリンの製造（1062 参照）
- －果物と野菜を使った生鮮加工食品（サラダ、皮をむいた野菜、ビーン・カードなど）の製造（1030 参照）
- －冷凍ピザの製造（1075 参照）
- －酒類、ビール、ワイン、清涼飲料の製造（中分類 11 参照）
- －植物性薬品の調合（2100 参照）

108 加工飼料製造業

細分類 1080 参照。

1080 加工飼料製造業

この細分類には以下が含まれる。

- －犬、猫、鳥類、魚類などを含む、愛玩動物用の加工飼料の製造
- －動物飼料濃縮物及び飼料添加物を含む、家畜用の加工飼料の製造
- －事前に混合されていない（単独の構成物から成る）家畜用飼料の加工

この細分類には以下も含まれる。

- －屠殺廃棄物処理による動物飼料の生産

この細分類は以下を除く。

- －動物飼料用の魚粉の生産（1020 参照）
- －脂肪種子かすの生産（1040 参照）
- －例えば、脂肪種子（1040 参照）、穀類製粉残留物（1061 参照）など、特別な処理なしに動物飼料として利用できるような副産物を生む諸活動

11 飲料製造業

この中分類は、非アルコール飲料やミネラルウォーターといった飲料の製造業、主として発酵によるアルコール飲料、ビール及びワインの製造業、蒸留アルコール飲料の製造業を含む。

この中分類は、果実ジュース及び野菜ジュースの製造（1030 参照）、乳をもとにした飲料の製造（細分類 1050 参照）、コーヒー、茶及びマテ茶製品の製造（1079 参照）を除く。

110 飲料製造業

中分類 11 参照。

1101 酒類の蒸留、精留及び混合業

この細分類には以下が含まれる。

- －ウイスキー、ブランデー、ジン、リキュール、カクテルなどの蒸留アルコール飲料の製造
- －蒸留酒の混合
- －中性スピリッツの生産

この細分類は以下を除く。

- －エチルアルコールの製造（2011 参照）
- －非蒸留アルコール飲料の製造（1102、1103 参照）
- －単なる瓶詰め及びラベル貼り（卸売業の一部として行われる場合は 4630、料金制または請負制で行われる場合は 8292 参照）

1102 ワイン製造業

この細分類には以下が含まれる。

- －ワイン製造
- －スパークリングワインの製造
- －濃縮ブドウ液からのワイン製造
- －清酒、りんご酒、ペリー、ミード、その他フルーツワイン及びアルコールを含む混合飲料といった発酵はさせているが蒸留していないアルコール飲料の製造
- －ベルモット及び類似の物の製造

この細分類には以下も含まれる。

- －ワインの混合
- －低アルコールワインまたはノンアルコールワインの製造

この細分類は以下を除く。

- －酢の製造（1079 参照）
- －単なる瓶詰め及びラベル貼り（卸売業の一部として行われる場合は 4630、料金制または請負制で行われる場合は 8292 参照）

1103 麦芽酒及び麦芽製造業

この細分類には以下が含まれる。

- －ビール、エール、ポーター、スタウトなどの麦芽酒の製造
- －麦芽の製造

この細分類には以下も含まれる。

- －低アルコールビールまたはノンアルコールビールの製造

1104 清涼飲料製造業；ミネラルウォーターその他の瓶詰め水生産業

この細分類には以下が含まれる。

- －ノンアルコールのビール及びワインを除く非アルコール飲料の製造
- －天然ミネラルウォーター及びその他の瓶詰め水の生産
- －清涼飲料の製造
 - ・レモネード、オレンジエード、コーラ、果実飲料、トニックウォーターなどの香味または

甘味、あるいはそのどちらもが付いた非アルコール飲料

この細分類は以下を除く。

- －果実ジュース及び野菜ジュースの生産（1030 参照）
- －乳をもとにした飲料の製造（1050 参照）
- －コーヒー、茶及びマテ茶製品の製造（1079 参照）
- －アルコールをもとにした飲料の製造（1101、1102、1103 参照）
- －ノンアルコールワインの製造（1102 参照）
- －ノンアルコールビールの製造（1103 参照）
- －単なる瓶詰め及びラベル貼り（卸売業の一部として行われる場合は 4630、料金制または請負制で行われる場合は 8292 参照）

12 たばこ製造業

この中分類は、農産物であるタバコ葉を最終消費に適した形態に加工することを含む。

120 たばこ製造業

細分類 1200 参照。

1200 たばこ製造業

この細分類には以下が含まれる。

- －シガレット、両切り紙巻たばこ、葉巻たばこ、パイプたばこ、かみたばこ、かぎたばこといった、たばこ製品及びたばこ代用品の製造
- －均質化または再組成されたたばこの製造

この細分類には以下も含まれる。

- －葉たばこの茎の除去及び再乾燥

この細分類は以下を除く。

- －葉たばこの栽培または前処理（0115、0163 参照）

13 織物製造業

この中分類は、織物繊維準備業、紡績業及び織物業、織物及び衣服の整理仕上げ業、衣服を除く繊維仕立て製品製造業（例えば、家庭用リンネル製品、毛布、ひざ掛け、縄類など）を含む。天然繊維の栽培は中分類 01 に分類され、合成繊維の製造は細分類 2030 に分類される化学工程である。衣服製造業は中分類 14 に該当する。

131 紡績業、織物業及び整理仕上げ業

この小分類は、準備作業、織物繊維紡績業、織物業といった織物製造業を含む。これは生糸、羊毛、その他の動植物繊維または化学繊維、紙またはガラスといった様々な原材料から行うことができる。

織物及び衣服の整理仕上げ業、つまり、漂白、染色、仕上げ糊付け及び類似の活動もこの小分類に含まれる。

1311 織物繊維準備業及び紡績業

この細分類には以下が含まれる。

- －織物繊維に対する準備作業
 - ・生糸の繰糸及び洗浄
 - ・羊毛の洗い上げ及び化炭並びに染毛（フリースダイイング）
 - ・あらゆる種類の動植物繊維及び化学繊維のカーディング及びコーミング
- －流通または更に加工処理する目的での織り糸または縫い糸の紡績及び製造
 - ・化合繊フィラメント糸の特殊加工、撚り、折り重ね、撚り合わせ、浸し染め

この細分類には以下も含まれる。

- －ペーパーヤーンの製造

この細分類は以下を除く。

- －農業または農場経営と組み合わせて行われる準備的な作業（中分類 01 参照）
- －植物性繊維を有する植物（ジュート、亜麻、コイヤーなど）の浸水（0116 参照）
- －繰綿（0163 参照）
- －化合繊ファイバー及びトウの製造、化合繊ファイバー単糸（テナシティーの高い糸及び絨毯用糸を含む。）の製造（2030 参照）
- －ガラス繊維の製造（2310 参照）

1312 織物業

この細分類には以下が含まれる。

- －混紡または化合繊糸からのものを含む、綿風、紡毛織物風、梳毛織物風、または絹織物風広幅布地の製造
- －亜麻、ラミー、麻、ジュート、靱皮繊維及び特殊糸を用いたその他の広幅布地の製造

この細分類には以下も含まれる。

- －パイルまたはシュニール織物、テリ織タオル、ガーゼなどの織物の製造
- －ガラス繊維織物の製造
- －カーボン糸及びアラミド糸織物の製造
- －織物による模造毛皮の製造

この細分類は以下を除く。

- －ニット及びクローセ編みの生地 of 製造（1391 参照）
- －織物性床敷物の製造（1393 参照）
- －不織布及びフェルトの製造（1399 参照）
- －細幅織物の製造（1399 参照）

1313 織物整理仕上げ業

この細分類には以下が含まれる。

- －織物繊維、糸、織物、及び衣服を含む繊維製品の漂白及び染色
- －織物及び衣服を含む繊維製品の仕上げ糊付け、乾燥、蒸気加工、防縮、修繕、サンフォライズ加工、シルケット加工

この細分類には以下も含まれる。

- －ジーンズの漂白
- －織物のひだづけ及び同種の作業
- －購入衣料品の防水加工、コーティング、ゴム引き、含浸
- －織物及び衣服のシルクスクリーン印刷

この細分類は以下を除く。

－ゴムの注入、コーティング、被覆またはラミネート加工が見られ、ゴムが主たる構成物である繊維織物の製造（2219 参照）

139 その他の織物製造業

この小分類は、繊維仕立て製品、じゅうたん及び敷物、ロープ、細幅織物、装飾材料などといった、繊維から生産される製品の製造を含むが、衣服を除く。

1391 ニット及びクローセ編生地製造業

この細分類には以下が含まれる。

－ニットまたはクローセ編みの生地の製造及び加工

- ・パイル織物及びテリークロス
- ・ラッシュェルまたは類似の機械によって編まれた網及び窓用調度品タイプの生地
- ・その他のニットまたはクローセ編みの生地

この細分類には以下も含まれる。

－ニット編みによる模造毛皮の製造

この細分類は以下を除く。

－ラッシュェルまたは類似の機械によって編まれた網及び窓用調度品タイプのレース生地の製造（1399 参照）

－ニット及びクローセ編みの衣服の製造（1430 参照）

1392 繊維仕立て製品製造業（衣服を除く。）

この細分類には以下が含まれる。

－編み物またはクローセ編みの生地も含むあらゆる種類の繊維素材による仕立て製品の製造

- ・旅行用ひざ掛けを含む毛布
 - ・ベッド、テーブル、トイレまたは台所用リネン製品
 - ・キルト、羽布団、クッション、プーフ、枕、寝袋など
- －家具調度用の仕立て品の製造
- ・カーテン、垂れ布（ヴァランス）、ブラインド、寝台掛け、家具や機械用の日除けなど
 - ・防水シート、テント、キャンプ用品、帆、日除け、車用のカバー、機械や家具用の日除けなど
 - ・旗、幟、ペナントなど
 - ・ちりふき布、ふきん及び類似の製品、救命胴衣、パラシュートなど

この細分類には以下も含まれる。

－電気毛布の布地部分の製造

－手織のタペストリーの製造

－タイヤカバーの製造

この細分類は以下を除く。

－専門的な用途を有する繊維製品の製造（1399 参照）

1393 じゅうたん及び敷物製造業

この細分類には以下が含まれる。

- －織物製床敷物の製造
 - ・じゅうたん、ラグ及びマット、タイル

この細分類には以下も含まれる。

- －ニードル織機編みフェルト製床敷物の製造

この細分類は以下を除く。

- －編み物素材を使ったマット及びマット類（1629 参照）
- －コルク製の床被覆材の製造（1629 参照）
- －ビニール、リノリウムのような弾力性のある床被覆材の製造（2220 参照）

1394 ひも類、ロープ、より糸及び網製造業

この細分類には以下が含まれる。

- －より糸、ひも類、ロープ及び織物繊維または細長い布さきれによるケーブルもしくは類似の製品の製造。ゴムまたはプラスチックの注入、コーティング、あるいは各種の被覆が行われているかどうかを問わない。
- －より糸、ひも類またはロープ製の固く結んだ網の製造
- －漁網、船舶の防舷物、荷降ろし用クッション、荷積み用の吊り索、金属リングを取り付けたロープまたはケーブルなどのロープ製品または網製品の製造

この細分類は以下を除く。

- －ヘアーネットの製造（1410 参照）
- －ワイヤロープの製造（2599 参照）

1399 他に分類されないその他の織物製造業

この細分類は、織物または織物製品の製造に関連した事業であるが、中分類 13 または 14 の他のどこにも挙げられていない全ての事業を含み、非常に多数の工程が関係し、きわめて多種多様な商品が生産される。

この細分類には以下が含まれる。

- －粘着物で組み合わされた、横糸なしの縦糸織物を含む細幅織物の製造
- －ラベル、バッジなどの製造
- －モール、飾り房、ポンポンなどの装飾用品の製造
- －フェルトの製造
- －単位寸法（ピース）のもの、細長い形状のもの、モチーフをもったものといった形状によるチュールその他の網地、レース、刺しゅうの製造
- －プラスチックの含浸、コーティング、被覆またはラミネート加工が行われた布地の製造
- －金属被覆した糸または針糸を芯にしたより糸、織物素材で被覆したゴムの糸及びひも、ゴムまたはプラスチックの被覆、含浸、コーティングまたは外装加工が行われた織糸または細長い生地
- －テナシティーの高い人造糸で作られるタイヤコード生地の製造
- －透写布、画家用に作られるキャンバス、バックラム及びそれに類する堅くした布地、ゴム質またはでん粉質の物質をコーティングした布地といったその他の処理またはコーティングの行われた生地の製造
- －繊維素材の芯、白熱ガスマントル及び管状ガスマントルの生地、ホース、トランスミッションまたはコンベヤ・ベルトあるいはベルト類（金属その他の素材で強化されているか否かを問わない。）、ふるい絹、こし布といった多様な繊維製品の製造
- －自動車の内装の製造
- －圧力に感応する布テープの製造

- －芸術家のキャンバス板及び透写布の製造
- －織物製靴ひもの製造
- －パウダーパフ及びミットの製造

この細分類は以下を除く。

- －ニードル織機編みフェルト製床敷物の製造（1393 参照）
- －織物素材の詰め物及び生理用ナプキンやタンポンなどの詰め物（ワッディング）製品の製造（1709 参照）
- －ゴムの注入、コーティング、被覆またはラミネート加工した糸やひも、織物によるトランスミッションまたはコンベヤ・ベルトの製造で、ゴムが主たる構成物であるとき（2219 参照）
- －補強のみの目的で繊維品と組み合わせられた多孔性ゴムまたはプラスチックのプレートまたはシートの製造（2219、2220 参照）
- －金属ワイヤーを織った布の製造（2599 参照）

14 衣服製造業

この中分類は、あらゆる素材（例えば、皮革、布地、ニット生地及びクローセ編織物など）によるあらゆる衣料品（例えば、紳士、婦人または子供用外衣、下着類；仕事着、街着またはカジュアル衣料など）及び付属品のあらゆる仕立て（既製品または体型に合わせた注文品）を含む。大人用衣料と子供用衣料、近代的衣料と伝統的衣料の区別はない。中分類 14 はまた、毛皮産業（毛皮及び毛皮製衣服）も含む。

141 衣服製造業（毛皮製衣服を除く。）

細分類 1410 参照。

1410 衣服製造業（毛皮製衣服を除く。）

この細分類は、衣服製造を含む。使用される素材は、どのような種類のものであってもよく（以下の例外を参照）、コーティング、含浸、ゴム引きなどが行われたものであってもよい。

この細分類には以下が含まれる。

- －溶接工の皮製エプロンのような皮革製の工業用作業備品を含む、皮革またはコンポジションレザー製衣服の製造
- －仕事着の製造
- －織物、ニット生地、クローセ編物、不織布などによる紳士用、婦人用、子供用のその他の外衣の製造
 - ・コート、スーツ、アンサンブル、ジャケット、ズボン、スカートなど
- －織物、ニット生地、クローセ編物、レースなどによる紳士用、婦人用、子供用の下着類及び寝着類の製造
 - ・シャツ、Tシャツ、パンツ、ブリーフ、パジャマ、寝間着、化粧着、ブラウス、スリッパ、ブラジャー、コルセットなど
- －ベビー衣料、トラックスーツ、スキー服、水着などの製造
- －帽子類の製造
- －手袋、ベルト、ショール、ネクタイ、クラバット、スカーフなどといったその他の衣服付属品の製造

この細分類には以下も含まれる。

- －注文服の仕立て
- －毛皮の帽子類の製造
- －織物素材の履物で、底が取り付けられていないタイプの物の製造

－ 列挙された製品の部分品の製造

この細分類は以下を除く。

- － 毛皮衣料（帽子類を除く。）の製造（1420 参照）
- － 履物の製造（1520 参照）
- － 縫ってではなしにただシールすることによって組み立てられたゴムまたはプラスチックの衣服の製造（2219、2220 参照）
- － スポーツ用革手袋及びスポーツ用帽子類の製造（3230 参照）
- － 安全帽（スポーツ用を除く。）の製造（3290 参照）
- － 耐火性保護安全服の製造（3290 参照）
- － 衣服の修繕（9529 参照）

142 毛皮製品製造業

細分類 1420 参照。

1420 毛皮製品製造業

この細分類には以下が含まれる。

- － 毛皮製品の製造
 - ・ 毛皮製衣料及び衣服用の付属品
 - ・ 「ドロップ」された毛皮、プレート、マット、ストリップなどの毛皮を集成して作られる製品
 - ・ 敷物、詰め物をしていないプーフ、工業用のみがき布といった多様な毛皮製品

この細分類は以下を除く。

- － 未加工の毛皮の生産（014、0170 参照）
- － 未加工獣皮・生皮の生産（1010 参照）
- － 模造毛皮（織布工程やニット工程によって得られる長毛生地）の製造（1312、1391 参照）
- － 毛皮の帽子の製造（1410 参照）
- － 毛皮で装飾された衣服の製造（1410 参照）
- － 毛皮の仕上げ及び染色（1511 参照）
- － 毛皮の部品を用いたブーツまたはシューズの製造（1520 参照）

143 ニット及びクローゼ編衣服製造業

細分類 1430 参照。

1430 ニット及びクローゼ編衣服製造業

この細分類には以下が含まれる。

- － プルオーバー、カーディガン、ジャージー、ベスト及び類似の製品といった衣料その他の仕立て品をニット編みまたはクローゼ編みによって一定の形状に直接仕上げること
- － ソックス、タイツ、パンティストッキングを含む靴下類の製造

この細分類は以下を除く。

- － ニット及びクローゼ編生地の製造（1391 参照）

15 皮革及び関連製品製造業

この中分類は、毛皮仕上げ及び染色業並びになめし加工またはキュアリングによって獣皮を皮革に変えること、そして皮革を最終消費用品に作り上げることを含む。また、ゴム製履物、布製旅行かばんなどの他の素材（合成皮革または皮革代用品）から類似の製品を製造することも含まれる。皮革代用品から作られた製品は皮革製品と同様の方法で作られ（例えば、旅行かばん）、しばしば同じ事業単位で生産されるためここに含まれる。

151 皮なめし及び仕上げ業並びに旅行かばん、ハンドバック及び馬具類製造業、毛皮仕上げ及び染色業

この小分類は、皮革及び毛皮並びにその製品の製造業を含む。

1511 皮なめし及び仕上げ業、毛皮仕上げ及び染色業

この細分類には以下が含まれる。

- －獣皮及び生皮のなめし、染色及び仕上げ加工
- －セーム仕上げの革、羊皮紙仕上げの革、エナメル革または金属化された革の製造
- －コンポジションレザーの製造
- －毛皮及び毛が付いた獣皮のスクレーピング、剪毛、ブラッキング（毛をむしること）、毛すき、なめし及び漂白並びに染色

この細分類は以下を除く。

- －飼育の一部として行われる獣皮・生皮の生産（014 参照）
- －屠殺業の一部として行われる獣皮・生皮の生産（1010 参照）
- －皮革製衣服の製造（1410 参照）
- －天然皮革をもととしない合成皮革の製造（2219、2220 参照）

1512 旅行かばん、ハンドバック、同種の製品及び馬具類製造業

この細分類には以下が含まれる。

- －天然皮革、コンポジションレザー、または皮革と同じ技術が用いられている場合、プラスチック被覆用材、織物素材、硫化繊維（バルカナイズド・ファイバー）または厚紙といったその他の素材から作られる旅行かばん、ハンドバッグ及び同種の製品の製造
- －馬具類の製造
- －金属製でない腕時計バンド（例えば、織物製、革製、プラスチック製）の製造
- －駆動ベルト、胴巻きなど皮革またはコンポジションレザー製の多様な製品の製造
- －革製靴ひもの製造
- －乗馬用その他の鞭の製造

この細分類は以下を除く。

- －皮革製衣服の製造（1410 参照）
- －皮革製の手袋及び帽子の製造（1410 参照）
- －履物の製造（1520 参照）
- －自転車用サドルの製造（3092 参照）
- －貴金属製腕時計バンドの製造（3211 参照）
- －貴金属以外の金属製腕時計バンドの製造（3212 参照）
- －電気工事用安全ベルト及びその他の職業用ベルトの製造（3290 参照）

152 履物製造業

細分類 1520 参照。

1520 履物製造業

この細分類には以下が含まれる。

- －モールドイング（成型）を含むあらゆる製法による、あらゆる目的をもつあらゆる素材の履物の製造（下記例外参照）
- －甲及び甲部品、外底と内底、かかとなどの製造といった履物の皮革部品の製造
- －ゲートル、すね当て及び類似の製品の製造

この細分類は以下を除く。

- －織物素材の履物で、底が取り付けられていないタイプの物の製造（1410 参照）
- －木製の靴部品（例えば、かかとと靴型）の製造（1629 参照）
- －ゴム製のブーツ及び靴のかかとと底、その他のゴム製履物部品の製造（2219 参照）
- －プラスチック製の履物部品の製造（2220 参照）
- －スキー靴の製造（3230 参照）
- －整形外科用靴の製造（3250 参照）

16 木材、木製品及びコルク製品製造業（家具を除く。）、わら及び編み物素材製品製造業

この中分類は、挽材、合板、単板、木製容器、木製床張材、木製トラス、プレハブ木造建築物といった木製品の製造を含む。生産工程には、割材、または更に割ることのできる挽材、旋盤またはその他の成形工具で成形された挽材から開始し、製材、平削り、成形、積層加工、木製品の組立が含まれる。挽材またはその他の変化させられた木材形状は更に平削りまたは滑らかに加工され、木製容器のような最終製品に組み立てることができる。製材業を除き、この中分類は主として製造される具体的な製品に基づき細分されている。

この中分類は家具製造（3100）、または木製作り付け備品及び類似の製品の取付（4330）は含まない。

161 製材業及び木材平削り業

細分類 1610 参照。

1610 製材業及び木材平削り業

この細分類には以下が含まれる。

- －木材の製材、平削り及び機械加工
- －丸太のスライシング、ピーリングまたはチップング（木くずを作ること）
- －木製の鉄道枕木の製造
- －寄せ集めて組み立てられる前の木製床張材の製造
- －木毛、木粉、チップ、パーティクルの製造

この細分類には以下も含まれる。

- －木材の乾燥
- －木材に防腐剤、その他の物質の注入または化学的処理を施すこと

この細分類は以下を除く。

- －伐採及び未加工木材（皮を剥ぎ、四角く製材しただけのもの）の生産（0220 参照）
- －合板、ボード及びパネルに使用できる薄さの単板（ベニヤ）シートの製造（1621 参照）

－こけら板及び屋根ぶき板、玉縁及び繰形の製造（1622 参照）

162 木製品、コルク、わら及び編み物素材製品製造業

この小分類は、基礎的な形状のものも組立製品も含み、木材、コルク、わらまたは編み物素材の製品の製造業を含む。

1621 単板（ベニヤ）シート及び木材を主たる材料とする板製造業

この細分類には以下が含まれる。

- －化粧張り、合板製造またはその他の目的に使用できる薄さの単板（ベニヤ）シートの製造
 - ・面を滑らかにしたり、染色、コーティング、含浸、補強（紙や布の裏張り材による。）といった加工
 - ・モチーフの形状への形成
- －合板、化粧張りしたパネル及び類似の積層材ボード及びシートの製造
- －パーティクルボード及びファイバーボードの製造
- －樹脂加工強化木材（デンシファイドウッド）の製造
- －集成材、積層ベニヤ材

1622 建築用木材及び建具製造業

この細分類には以下が含まれる。

- －主として建設業用に生産される木製品の製造
 - ・梁、たるき、屋根支柱
 - ・集成材又は金属連結のプレハブ木製屋根組
 - ・ドア、窓、よろい戸及びこれらの物の枠（蝶番、錠など、金属の取付部品が付いていてもいなくてもよい。）
 - ・階段、手すり
 - ・木製の玉縁及び繰形、こけら板及び屋根ぶき板
 - ・パネルへと組み立てられた寄せ木の床張用ブロック、ストリップなど
- －木材を主体としたプレハブ建築物またはその部品の製造
- －移動住宅の製造
- －木製間仕切（自立式の物を除く。）の製造

この細分類は以下を除く。

- －寄せ集めて組み立てられる前の木製床張材の製造（1610 参照）
- －台所用食器棚、本箱、衣裳だんすなどの製造（3100 参照）
- －自立式の木製間仕切の製造（3100 参照）

1623 木製容器製造業

この細分類には以下が含まれる。

- －パッキング・ケース、箱、枠箱、円筒容器及び類似の木製荷箱の製造
- －パレット、箱形パレット及びその他木製荷積み板の製造
- －樽、大桶、風呂桶及びその他の桶類製造業者の木製品の製造
- －木製のケーブル付き円筒容器の製造

この細分類は以下を除く。

- －旅行かばんの製造（1512 参照）
- －編み物・組み物素材からのケースの製造（1629 参照）

1629 その他の木製品、コルク、わら及び編み物素材製品製造業

この細分類には以下が含まれる。

- －各種木製品の製造
 - ・工具、ほうき、ブラシの木製の柄及び本体
 - ・ブーツまたはシューズの木製部品（かかと部分など）
 - ・木製の靴型及び靴保存型（ツリー）
 - ・衣類ハンガー
 - ・鏡及び絵画用の木製額縁
 - ・画家のキャンバス用の木製フレーム
 - ・木製の家庭用品及び台所用品
 - ・木製の小彫像及び装飾品、木の象眼細工、はめ込まれる木
 - ・装身具類、刃物類、その他類似の製品を収納する各種の木箱
 - ・木製の各種の糸巻き（スプール、コップ、ボビン、リール）及び類似の旋盤仕上げの木製品
 - ・傘、杖及びそれに類する製品の柄
 - ・喫煙パイプ製造用の台型
 - ・その他の木製品
- －天然コルクの処理、再生コルクの製造
- －床張材を含む天然コルク製品または再生コルク製品の製造
- －編み物・組み物及びマット、マット類、ついたて類、ケースなどといった編み物・組み物素材から作られる製品の製造
- －かご細工及び枝編み細工の製造
- －圧縮材もしくはコーヒーまたは大豆の絞りかすのような代替材で作られた薪の製造

この細分類は以下を除く。

- －織物素材のマットまたはマット類の製造（1392 参照）
- －旅行かばんの製造（1512 参照）
- －木製の履物の製造（1520 参照）
- －マッチ製造（2029 参照）
- －クロック・ケースの製造（2652 参照）
- －繊維機械の一部である木製のスプール及びボビンの製造（2826 参照）
- －家具製造（3100 参照）
- －木製玩具の製造（3240 参照）
- －コルク製の救命具（3290 参照）
- －ブラシ及びほうきの製造（3290 参照）
- －棺製造（3290 参照）

17 紙及び紙製品製造業

この中分類は、パルプ、紙及び加工紙製品の製造を含む。これらの製品の製造は垂直に連結した一連の工程を構成するため、一つにまとめられている。一つの事業単位でしばしば複数の活動が実施されている。本質的にこれは三つの活動である。パルプ製造は木材または古紙に含まれる他の不純物からセルロース繊維を分離することを含む。製紙はこれらの繊維をマット状にしてシートにすることを含む。加工紙製品はコーティング及び積層活動を含む各種の切断及び成形技術によって紙及びその他の素材から作られる。紙製品は情報の印刷が主たる目的でない限り、印刷することもできる（例えば、壁紙、贈り物用包装紙など）。パルプ、紙、板紙の大量製造は細分類 1701 に含まれ、一方、残りの細分類には更に加工された紙と紙製品の生産が含まれる。

170 紙及び紙製品製造業

中分類 17 参照。

1701 パルプ、紙及び板紙製造業

この細分類には以下が含まれる。

- －機械的、化学的（溶解または非溶解）または半化学的な工程による、さらし紙パルプ、半さらし紙パルプまたは未ざらし紙パルプの製造
- －リントールパルプの製造
- －古紙からのインク除去及びパルプ製造
- －更なる工業加工に向けた紙及び板紙の製造

この細分類には以下も含まれる。

- －紙及び板紙の更なる加工
 - ・紙及び板紙のコーティング、被覆及び含浸
 - ・クレープペーパーまたはクリンクルドペーパーの製造
 - ・紙または板紙を薄層にしたラミネート及びホイルの製造
- －手造り紙の製造
- －新聞用紙その他の印刷用紙または筆記用紙の製造
- －セルロースの詰め物及びセルロース繊維のウェブの製造
- －ロール状または大判のカーボン紙またはステンシル紙の製造

この細分類は以下を除く。

- －段ボール紙及び板紙の製造（1702 参照）
- －更に加工された紙、板紙またはパルプ製品の製造（1709 参照）
- －コーティングまたは含浸が工程の主要部分をなしているコート紙または含浸紙の製造は、コーティングや含浸される物質の製造が分類される細分類を参照
- －紙やすりの製造（2399 参照）

1702 段ボール及び板紙並びに紙製・板紙製容器製造業

この細分類には以下が含まれる。

- －段ボール紙及び板紙の製造
- －段ボール紙または板紙製容器の製造
- －折りたたみ式板紙容器の製造
- －厚紙容器の製造
- －その他の紙及び板紙製容器の製造
- －紙製の袋及びかばんの製造
- －オフィス用ボックスファイル及び類似の製品の製造

この細分類は以下を除く。

- －封筒の製造（1709 参照）
- －成型または型押し紙パルプ製品（例えば、卵パック用箱、成型パルプ紙皿）の製造（1709 参照）

1709 その他の紙及び板紙製品製造業

この細分類には以下が含まれる。

- －紙及びセルロースを詰めた家庭用及び個人用衛生製品の製造
 - ・化粧用ティッシュ

- ・ハンカチ、タオル、ナプキン
- ・トイレットペーパー
- ・生理用ナプキン及びタンポン、幼児用おむつ及びおむつ裏当て
- ・カップ、皿、トレイ
- －織物素材の詰め物及び生理用ナプキンやタンポンなどの詰め物（ワッディング）製品の製造
- －そのまま使用できる印刷用紙及び筆記用紙の製造
- －そのまま使用できるコンピューター用印刷用紙の製造
- －そのまま使用できるセルフコピー用紙の製造
- －そのまま使用できる複写ステンシル及びカーボン紙の製造
- －そのまま使用できるゴムを引いた紙または糊付きの紙の製造
- －封筒及び封緘はがき（レターカード）の製造
- －記録簿、帳簿、バインダー、アルバム及び類似の教育用及び商業用文房具の製造
- －紙製文房具を内容物とする箱、ポーチ、紙入れ、筆記セットの製造
- －ビニールでコーティングされた壁紙及び布地壁紙を含む壁紙及び類似の壁被覆材の製造
- －ラベルの製造
- －濾紙及び濾過用板紙の製造
- －紙及び板紙製ボビン、スプール、コップなどの製造
- －エッグトレイ及びその他の成型パルプパッケージ製品などの製造
- －紙製ノベルティーズ（新案商品）の製造

この細分類は以下を除く。

- －紙または板紙の大量製造（1701 参照）
- －紙製品への印刷（1811 参照）
- －トランプの製造（3240 参照）
- －紙または板紙製ゲーム及び玩具の製造（3240 参照）

18 印刷業及び記録媒体複製業

この中分類は、新聞、書籍、定期刊行物、ビジネスフォーム、挨拶状、その他の資料といった製品の印刷及び、製本、製版業務、データのイメージングといった関連する支援活動を含む。ここに含まれる支援活動は印刷業の不可欠の一部であり、印刷業の不可欠の一部である製品（印刷用版、製本された本、コンピュータ・ディスクまたはファイル）はほとんど常にこの作業によって提供される。

印刷業で用いられる工程には、イメージを版、シルクスクリーン、またはコンピュータ・ファイルから、紙、プラスチック、金属、繊維製品、または木材といった媒体に移転するための多様な方法が含まれる。この方式の中で最も顕著なのは、イメージを版またはシルクスクリーンからリトグラフ印刷、グラビア印刷、シルクスクリーン印刷またはフレキシ印刷を通じて媒体に移転することを伴う。コンピュータ・ファイルを用いて印刷メカニズムを直接「動かし」、イメージまたは静電装置その他の種類の装置（デジタルまたはノンインパクト印刷）を作り上げることも多い。

印刷と出版は同じ事業単位によって実施されてもよいが（例えば、新聞）、この別々の活動が物理的に同じ場所で実施されることはますます少なくなっている。

この中分類は、コンパクトディスク、録画映像、ディスクまたはテープに記録されたソフトウェア、レコードなどの記録媒体の複製も含む。

この中分類は出版業（大分類J参照）を除く。

181 印刷業及び印刷関連サービス業

この小分類は、新聞、書籍、定期刊行物、ビジネスフォーム、挨拶状、その他の資料といった製品の印刷及び、製本、製版業務、データのイメージングといった関連する支援活動を含

む。印刷は様々な技術を用い、各種の異なる材料に対して行うことができる。

1811 印刷業

この細分類には以下が含まれる。

- －凸版活字印刷、オフセット印刷、グラビア印刷、フレキソ印刷及びその他の印刷機、複写機、コンピュータ・プリンタ、押型機などによる新聞、雑誌及びその他の定期刊行物、書籍及びパンフレット、楽譜及び手書き楽譜、地図、地図帳、ポスター、広告カタログ、内容見本及びその他の印刷広告、郵便切手、課税印紙、権原証書、小切手及びその他の証券証書、日記帳、カレンダー、ビジネスフォーム及びその他の商用印刷物、個人書簡用紙及びその他の印刷物の印刷。また、急速印刷を含む。
- －織物、プラスチック、ガラス、金属、木材及び陶磁器上への直接印刷（ただし、織物と衣服へのシルク・スクリーン印刷を除く）

印刷される素材は典型的には著作権を保護されている。

この細分類には以下も含まれる。

- －ラベルまたは札類の印刷（リトグラフ印刷、グラビア印刷、フレキソ印刷、その他）

この細分類は以下を除く。

- －織物及び衣服のシルクスクリーン印刷（1313 参照）
- －バインダーのような紙製品の製造（1709 参照）
- －印刷物の出版（581 参照）
- －文書のコピー（8219 参照）

1812 印刷関連サービス業

この細分類には以下が含まれる。

- －折りたたみ、組立、縫製、接着、丁合、仮縫い、無線とじ、裁ち落とし、金刻による、印刷した紙の、例えば、書籍、パンフレット、雑誌、カタログなどへの製本
- －組版、植字、写植、スキャニング及び光学式文字認識を含む印刷前データ入力、電子割付
- －イメージセッティング及びプレートセッティングを含む製版業務（凸版活字及びオフセットの印刷工程用）
- －グラビア印刷用のシリンダーの彫刻またはエッチング
- －原版に直接施される製版工程（ホットポリマー・プレートも含む。）
- －レリーフ押印または印刷のための原版及び金型準備
- －校正の製造
- －石版の準備及び準備した木版を含むアートワーク
- －複製品の生産
- －例えば、スケッチ、レイアウト、ダミーなどの印刷製品のデザイン
- －金型打ち込みまたは金型刻印、点字複写、圧印及び穿孔、エンボス加工、つや出し及びラミネート加工、丁合及びはめ込み、折り目づけといったその他のグラフィック活動

182 記録媒体複製業

細分類 1820 参照。

1820 記録媒体複製業

この細分類には以下が含まれる。

- －原盤（マスターコピー）からの、音楽またはその他の録音がなされたレコード、コンパクトディスク及びテープの複製
- －原盤（マスターコピー）からの、映画及びその他の録音がなされたレコード、コンパクトディスク及びテープの複製
- －原盤（マスターコピー）からの、ソフトウェア及びデータのディスク及びテープへの複製

この細分類は以下を除く。

- －印刷物の複製（1811 参照）
- －ソフトウェアの製作（5820 参照）
- －映画、ビデオテープ及びDVDまたは類似の媒体による映画の制作及び配給（5911、5912、5913 参照）
- －劇場配給用の映画フィルムの複製（5912 参照）
- －レコードまたはオーディオ素材用のマスターコピーの制作（5920 参照）

19 コークス及び精製石油製品製造業

この中分類は、原油及び石炭を使用可能な製品へ変化させることを含む。主たる工程は、分解及び蒸留といった技術を通じ、原油を構成部分製品に分離することを伴う石油精製工程である。この中分類にはまた、自らのために行う特有製品（例えば、コークス、ブタン、プロパン、石油、灯油、燃料油など）の製造のみならず、加工業務（例えば、注文に応じた精製）も含まれる。

この中分類には石油精製所の製品としてのエタン、プロパン及びブタンといったガスの製造も含まれる。

他の事業単位におけるこのようなガスの製造（2011）、工業用ガス製造（2011）、天然ガス（メタン、エタン、ブタンまたはプロパン）の採取（0600）、石油ガス以外の燃料ガス（例えば、石炭ガス、水性ガス、発生炉ガス、ガス製造所ガス）の製造（35420）は含まれない。精油からの石油化学製品の製造は中分類 20 に分類される。

191 コークス炉製品製造業

細分類 1910 参照。

1910 コークス炉製品製造業

この細分類には以下が含まれる。

- －コークス炉の運転
- －コークス及び半成コークスの生産
- －ピッチ及びピッチコークスの生産
- －コークス炉ガスの生産
- －粗炭及び亜炭タールの生産
- －コークス固形燃料の製造

192 精製石油製品製造業

細分類 1920 参照。

1920 精製石油製品製造業

この細分類は、原油、瀝青質鉱物や同分留製品から得られる液体燃料またはガス燃料あるいはその他の製品の製造を含む。石油精製業は分留、原油の直接蒸留、分解の1つまたは複数の活動を伴う。

この細分類には以下が含まれる。

- －ガソリン、灯油などといった自動車用燃料の生産
- －軽油、中油及び重油、そしてエタン、プロパン、ブタンなどの精油所ガスといった燃料の生産
- －廃油からの物を含む石油を主材料とする潤滑油またはグリースの製造
- －石油化学産業向け製品及び道路被覆材製造用製品の製造
- －ホワイトスピリット、ワセリン、パラフィン・ワックス、石油ゼリーなどの多様な製品の製造
- －無煙炭及び亜炭による燃料用練炭の製造
- －石油練炭の製造
- －生物燃料の混合、つまり、アルコールと石油の混合（例えば、ガソホール）

20 化学品及び化学製品製造業

この中分類は、化学工程によって有機及び無機原材料を変化させること、そして製品形成を含む。第一の産業小分類を構成する基礎化学品生産と、残りの産業細分類を構成する基礎化学品の更なる加工によって生産される中間品及び最終品の生産とを区別する。

201 基礎化学品、肥料及び窒素化合物、プラスチック及び合成ゴム素材製造業

この小分類は、基礎化学製品、肥料及び関連する窒素化合物、そして一次的形状のプラスチック及び合成ゴムの製造を含む。

2011 基礎化学品製造業

この細分類は、熱分解や蒸留といった基礎的な工程を用いた化学品の製造を含む。この工程の産出物は通常、個々の化学元素または化学的に定義された個々の化合物となる。

この細分類には以下が含まれる。

- －液体または圧縮の工業用または医療用無機ガスの製造
 - ・基本ガス
 - ・液体空気または圧縮空気
 - ・冷却・冷凍用ガス
 - ・工業用混合気体
 - ・二酸化炭素のような不活性ガス
 - ・単離ガス
- －基礎形状または濃縮物としてのあらゆる原料からの染料及び顔料の製造
- －化学元素の製造
- －硝酸を除く無機酸の製造
- －塩基性物質、灰汁及び、アンモニアを除くその他の無機塩基の製造
- －その他の無機化合物の製造
- －基礎有機化学品の製造
 - ・飽和・不飽和の鎖状炭化水素
 - ・飽和・不飽和の環状炭化水素
 - ・鎖状及び環状のアルコール
 - ・酢酸を含むモノカルボン酸及びポリカルボン酸
 - ・アルデヒド、ケトン、キノン及び二酸素官能基または多酸素官能基化合物を含むその他の

- 酸素官能基化合物
- ・合成グリセロール
- ・アミンを含む窒素官能基有機化合物
- ・アルコール及びエステルを生産するための砂糖きび、とうもろこしまたは類似のものの発酵
- ・木材乾留製品（例えば、木炭）などを含むその他の有機化合物
- －蒸留水の製造
- －合成芳香族製品の製造
- －黄鉄鉱の焙焼

この細分類には以下も含まれる。

- －蛍光剤または発光団として用いられる類の製品の製造
- －ウラニウム及びトリウム鉱石の濃縮及び原子炉用燃料の製造

この細分類は以下を除く。

- －メタン、エタン、ブタンまたはプロパンの採取（0620 参照）
- －石油精製所におけるエタン、ブタンまたはプロパンといった燃料用ガスの製造（1920 参照）
- －窒素肥料及び窒素化合物の製造（2012 参照）
- －アンモニア製造（2012 参照）
- －塩化アンモニウム製造（2012 参照）
- －硝酸塩及び硝酸カリウムの製造（2012 参照）
- －炭酸アンモニウム製造（2012 参照）
- －一次的な形状のプラスチックの製造（2013 参照）
- －一次的な形状の合成ゴムの製造（2013 参照）
- －調整された染料及び顔料の製造（2022 参照）
- －粗製グリセリンの製造（2023 参照）
- －天然精油の製造（2029 参照）
- －芳香蒸留水の製造（2029 参照）
- －サリチル酸及び O-酸化アセチルサリチル酸の製造（2100 参照）

2012 肥料及び窒素化合物製造業

この細分類には以下が含まれる。

- －肥料の製造
 - ・窒素、リン酸、カリの単成分肥料または化成肥料
 - ・尿素、未加工天然リン酸塩及び未加工天然カリウム塩
- －関連窒素製品の製造
 - ・硝酸及びスルホン硝酸、アンモニア、塩化アンモニウム、炭酸アンモニウム、硝酸塩及び硝酸カリウム

この細分類には以下も含まれる。

- －泥炭を主成分とする鉢植え用の養土の製造
- －天然土壌、砂、粘土及び鉱物を混合させた鉢植え用の養土の製造

この細分類は以下を除く。

- －グアノの採掘（0891 参照）
- －殺虫剤などの農業化学製品の製造（2021 参照）
- －堆肥堆積場の運営（3821 参照）

2013 プラスチック及び合成ゴム素材製造業

この細分類は、樹脂、プラスチック素材及び非加硫熱可塑性エラストマーの製造、並びに注文

に応じた樹脂の混合・調合及び注文によらない合成樹脂の製造を含む。

この細分類には以下が含まれる。

—一次的形状のプラスチックの製造

- ・エチレン、プロピレン、スチレン、塩化ビニル、ビニルアセテート及びアクリル樹脂の物を含むポリマー
- ・ポリアミド
- ・フェノール樹脂、エポキシ樹脂及びポリウレタン
- ・アルキド樹脂、ポリエステル樹脂及びポリエーテル
- ・シリコン
- ・ポリマーをベースにしたイオン交換体

—一次的形状の合成ゴムの製造

- ・合成ゴム
- ・ファクチス

—合成ゴムと天然ゴムまたはゴム類似の樹脂（例えば、バラタ）の混合物の製造

この細分類には以下も含まれる。

—セルロース及びその化学誘導体の製造

この細分類は以下を除く。

—化合繊維、フィラメント及び糸の製造（2030 参照）

—プラスチック製品の寸断（3830 参照）

202 その他の化学製品製造業

この小分類は、基礎化学品と人造繊維以外の化学製品の製造を含む。殺虫剤、ペイント及びインク、石けん、クリーニング剤、調合された香水及び化粧品、火薬及び火工品、写真用化学薬品（フィルム及び印画紙を含む。）、ゼラチン、診断用合成調合剤などといった多様な品物の製造が含まれる。

2021 殺虫剤その他の農業化学製品製造業

この細分類には以下が含まれる。

- 殺虫剤、殺鼠剤、殺菌剤、除草剤の製造
- 発芽防止剤、植物成長調整剤の製造
- 防疫用殺菌消毒薬（農芸用及びその他用）の製造
- 他に分類されないその他の農業化学製品の製造

この細分類は以下を除く。

—肥料及び窒素化合物の製造（2012 参照）

2022 ペイント、ワニス及びこれらに類する塗料、印刷用インク、マスティック製造業

この細分類には以下が含まれる。

- ペイント及びワニス、エナメルまたはラッカーの製造
- 調整された顔料及び染料、不透明化剤及び着色剤の製造
- ガラス化エナメル及びつや出し剤、エンゴーベ及びこれらに類する調合剤の製造
- マスティクの製造
- 填隙（コーキング）材及びこれに類する非耐火性の充填材または表面仕上げ剤の製造
- 有機溶剤及び希釈剤の製造
- ペイントまたはワニスの剥離剤（調整されたもの）の製造

－印刷用インクの製造

この細分類は以下を除く。

- －色素及び顔料の製造（2011 参照）
- －筆記用及び製図用インクの製造（2029 参照）

2023 石けん、洗剤、クリーニング・つや出し剤、香水及び化粧品類製造業

この細分類には以下が含まれる。

- －有機表面活性剤の製造
- －石けんの製造
- －石けんまたは洗剤でコーティングあるいは被覆を行った、紙、詰め物、フェルトなどの製造
- －粗製グリセリンの製造
- －表面活性調合品の製造
 - ・固体または液体形状の洗濯用石けん及び洗剤
 - ・皿洗い調合品
 - ・繊維柔軟剤
- －クリーニング及びつや出し製品の製造
 - ・部屋の香水または脱臭剤の調合
 - ・人造ワックス及び調整ワックス
 - ・皮革用のつや出し剤及びクリーム
 - ・木材用のつや出し剤及びクリーム
 - ・自動車車体、ガラス及び金属用のつや出し剤
 - ・すり磨き用のペーストまたは粉末をコーティングまたは被覆した紙、詰め物などを含むすり磨き用のペースト及び粉末
- －調合された香水及び化粧品の製造
 - ・香水及び化粧水
 - ・美容及びメーキャップ用品
 - ・日焼け止め及び日焼け用調合剤
 - ・マニキュア及びペディキュア用調合剤
 - ・シャンプー、ヘアラッカー、髪をウェーブさせたり真っ直ぐにさせる調合剤
 - ・義歯固定用の調合剤を含む歯磨き剤及び口腔衛生のための調合剤
 - ・プレシェービング及びアフターシェービング用調合剤を含むシェービング用調合剤
 - ・デオドラント及びバスソルト
 - ・脱毛剤

この細分類は以下を除く。

- －化学的に定義される個々の化合物の製造（2011 参照）
- －石油製品から合成されたグリセロールの製造（2011 参照）
- －天然精油の抽出と精製（2029 参照）

2029 他に分類されないその他の化学製品製造業

この細分類には以下が含まれる。

- －粉末推進剤の製造
- －撃発雷管、起爆装置、火炎信号などを含む火薬及び火工品の製造
- －ゼラチンとゼラチン誘導体、ゴムをベースにしたにかわ及び接着剤を含むにかわ及び調整接着剤の製造
- －天然芳香産品抽出物の製造
- －レジノイドの製造
- －芳香蒸留水の製造
- －香水または食品製造のための芳香製品混合物の製造

- －写真乾板、フィルム、印画紙及びその他の感光性を有する未露光材料の製造
- －写真用化学薬品の製造
- －各種化学製品の製造
 - ・ペプトン、ペプトン誘導体、他に分類されないその他のタンパク質とそれらの誘導体
 - ・精油
 - ・化学的に変化を加えられた油脂
 - ・織物及び皮革の仕上げ加工剤
 - ・はんだづけ、鋳づけまたは溶接に使用される粉末及びペースト
 - ・金属の酸洗い（ピクル）に使用する物質
 - ・セメント用調合混和剤
 - ・活性炭、潤滑油添加物、ゴムの加硫促進剤、触媒及びその他の工業用化学製品
 - ・アンチノック剤、凍結防止剤
 - ・診断・分析用またはラボラトリー用試薬

この細分類には以下も含まれる。

- －筆記・製図用インクの製造
- －マッチ製造

この細分類は以下を除く。

- －化学的に定義された製品の大量にまとめた製造（2011 参照）
- －蒸留水の製造（2011 参照）
- －合成芳香族製品の製造（2011 参照）
- －印刷用インクの製造（2022 参照）
- －調合された香水及び化粧品の製造（2023 参照）
- －アスファルトをもとにした接着剤の製造（2399 参照）

203 人造繊維製造業

細分類 2030 参照。

2030 人造繊維製造業

この細分類には以下が含まれる。

- －化合繊フィラメントのトウの製造
- －カーディング、コーミングまたはその他の紡績用加工が施されていない化合繊ステープルファイバーの製造
- －テナシティーの高い物を含む化合繊フィラメント糸の製造
- －化合繊モノフィラメントまたはストリップの製造

この細分類は以下を除く。

- －化合繊繊維の紡績（1311 参照）
- －人造ステープルによる糸の製造（1311 参照）

21 基礎医薬品及び医薬調合品製造業

この中分類は、基礎医薬品及び医薬調合品の製造を含む。薬用化学品や植物性薬品の製造も含まれる。

210 医薬品、薬用化学品及び植物性薬品製造業

細分類 2100 参照。

2100 医薬品、薬用化学品及び植物性薬品製造業

この細分類には以下が含まれる。

- －抗生物質、基礎ビタミン、サリチル酸、O-酸化アセチルサリチル酸などといった、その薬理的特質から薬物の製造に使用される薬効物質の製造
- －血液処理
- －薬物製造
 - ・抗血清及びその他の血液成分
 - ・ワクチン
 - ・同種療法の調合薬を含む多様な薬物
- －外用化学的避妊製品及びホルモン性避妊薬の製造
- －妊娠テストを含む医学診断調合薬の製造
- －放射性インビボ診断物質の製造
- －生物工学医薬品の製造

この細分類には以下も含まれる。

- －化学的に純粋な砂糖の製造
- －分泌物の処理及び採取分泌液などの製造
- －薬をしみ込ませた詰め綿、ガーゼ、包帯、手当用品などの製造
- －植物性薬品（ひいて粉にしたもの、粒度配合したもの、粉砕したもの）の調合

この細分類は以下を除く。

- －ハーブ煎じ液（ミント、バーベナ、カモミールなど）の製造（1079 参照）
- －歯科用充填材及び歯科用セメントの製造（3250 参照）
- －骨再構築用セメントの製造（3250 参照）
- －医薬品の卸売り（4649 参照）
- －医薬品の小売り（4772 参照）
- －医薬品及び生物工学医薬品の研究開発（7210 参照）
- －医薬品の包装（8292 参照）

22 ゴム及びプラスチック製品製造業

この中分類は、ゴム及びプラスチック製品の製造業を含む。

この中分類は製造過程で用いられる原材料によって特徴づけられている。ただし、これはこの原材料から作られる全ての製品の製造業がここに分類されることを意味するものではない。

221 ゴム製品製造業

この小分類は、ゴム製品の製造業を含む。

2211 ゴムタイヤ及びチューブ製造業並びにゴムタイヤ再生業

この細分類には以下が含まれる。

- －自動車、機器、移動機械、航空機、玩具、家具、及びその他用途のゴム製タイヤの製造
 - ・空気入りタイヤ
 - ・ソリッド（非中空）タイヤまたはクッション（むく）タイヤ
- －タイヤ内部のチューブの製造
- －交換式のタイヤ踏み面、タイヤフラップ、タイヤ再生に用いる「キャメルバック」（加硫し

- てない再生ゴム) ストリップなどの製造
- ータイヤのリビルディング及び踏み面の交換による再生

この細分類は以下を除く。

- ーチューブ修理用材料の製造 (2219 参照)
- ータイヤ及びチューブの修理、取付または交換 (4520 参照)

2219 その他のゴム製品製造業

この細分類には以下が含まれる。

- ー非加硫、加硫または硬化した合成ゴムまたは天然ゴム製のその他の製品の製造
 - ・ゴム製のプレート、シート、ストリップ、ロッド、ある輪郭の形をしたもの
 - ・チューブ、パイプ及びホース
 - ・ゴム製のコンベヤベルトまたはトランスミッションベルト、あるいはベルト類
 - ・コンドーム、哺乳壺の乳首、湯たんぼなどのゴム製衛生用品
 - ・ゴム製衣料品 (縫ったのではなく、ただシールすることによって出来上がる物の場合)
 - ・ゴム製の糸及びロープ
 - ・ゴム引きのヤーン及び生地
 - ・ゴム製のリング、取付具及び封印剤
 - ・ゴム製のローラー被覆材
 - ・ふくらますことのできるゴム製マットレス
 - ・ふくらますことのできる風船
- ーゴム製ブラシの製造
- ー硬質ゴム製のパイプの柄の製造
- ー硬質ゴム製の櫛、ヘアピン、ヘアカーラー、及びそれに類する物の製造

この細分類には以下も含まれる。

- ーゴム製補修材の製造
- ーゴムの注入、コーティング、被覆またはラミネート加工が見られ、ゴムが主たる構成物である繊維織物の製造
- ーウォーターベッドのゴム製マットレスの製造
- ーゴム製の水泳帽及びエプロンの製造
- ーゴム製のウェットスーツ及び潜水服の製造
- ーゴム製セックス用品の製造

この細分類は以下を除く。

- ータイヤコード生地 of 製造 (1399 参照)
- ーゴム入りの布地による衣料の製造 (1410 参照)
- ーゴム製履物の製造 (1520 参照)
- ーゴムを基盤としたにかわ及び接着剤の製造 (2029 参照)
- ー「キャメルバック」ストリップの製造 (2211 参照)
- ーふくらますことのできるゴム製のいかだ及びボートの製造 (3011、3012 参照)
- ーカバーされていない多孔質ゴム製マットレスの製造 (3100 参照)
- ー衣料を除く、スポーツで必要とされるゴム製の物の製造 (3230 参照)
- ーゴム製のゲーム用品及び玩具の製造 (浅い子供用プール、ふくらますことのできる子供用ゴムボート、ふくらますことのできるゴムのぬいぐるみ、ボール及びそれに類する物を含む。) (3240 参照)
- ーゴムの再生 (3830 参照)

222 プラスチック製品製造業

細分類 2220 参照。

2220 プラスチック製品製造業

この細分類は、圧縮成形、押し出し成形、射出成形、吹き込み成形、鋳造のような工程を用いて、新品または中古（つまり、再生）のプラスチック樹脂を中間製品または最終製品に加工することを含む。大部分について、多様な製品が作られるような生産工程が用いられる。

この細分類には以下が含まれる。

- －プラスチック半製品の製造
 - ・プラスチック製のプレート、シート、ブロック、フィルム、フォイル、ストリップなど（自己接着性であるかどうかを問わない。）
- －プラスチック製完成品の製造
 - ・プラスチック製のチューブ、パイプ及びホース、ホース及び管の取付部品
- －商品の包装材用のプラスチック製品の製造
 - ・プラスチック製のバッグ、小袋、容器、箱、ケース、カルボイ、びんなど
- －建築業者用のプラスチック製品の製造
 - ・プラスチック製のドア、窓、枠、シャッター、ブラインド、幅木
 - ・タンク、貯水容器
 - ・ロール状あるいはタイルの形態などで、床、壁または天井を覆うプラスチック製被覆材
 - ・プラスチック製衛生容器
 - プラスチック製浴槽、シャワーバス、洗面器、便器、水洗便所の貯水槽など
- －プラスチック製の食器、台所用品及びトイレ用品の製造
- －セロハン製のフィルムまたはシート
- －ビニール、リノリウムなどのような弾力性のある床被覆材の製造
- －人工石の製造（たとえば、人造大理石）
- －プラスチック製表示板（電光表示板を除く）
- －多様なプラスチック製品の製造
 - ・プラスチック製のヘッドギア、絶縁用取付部品、照明器具の部品、オフィスまたは学校用の各種器材、衣料品（縫ったのではなく、ただシールすることによって出来上がる物の場合）、家具用取付部品、小彫像、トランスミッションベルト及びコンベヤベルト、プラスチックの糊付きテープ、プラスチックの壁紙、プラスチック製靴型、プラスチック製のシガーホルダー及びシガレットホルダー、櫛、プラスチック製ヘアカーラー、プラスチック製ノベルティーズなど

この細分類は以下を除く。

- －プラスチック製旅行かばんの製造（1512 参照）
- －プラスチック製の履物の製造（1520 参照）
- －一次的形状のプラスチックの製造（2013 参照）
- －合成または天然ゴム製品の製造（小分類 221 参照）
- －プラスチック製の電流遮断配線器具（たとえば、接続箱、面板など）（2733 参照）
- －プラスチック家具の製造（3100 参照）
- －カバーされていない多孔質プラスチック製マットレスの製造（3100 参照）
- －スポーツで必要とされるプラスチック製の物の製造（3230 参照）
- －プラスチック製のゲーム用品及び玩具の製造（3240 参照）
- －プラスチック製の医療用品及び歯科用品の製造（3250 参照）
- －プラスチック製の眼科用品の製造（3250 参照）
- －プラスチック製安全帽及びプラスチック製のその他の個人用安全具の製造（3290 参照）

23 その他の非金属鉱物製品製造業

この中分類は、鉱物性の単一の物質に関連する製造活動を含む。ここには、ガラス及びガラス製品（例えば、板ガラス、中空ガラス、繊維、専門ガラス製品など）、セラミック製品、

タイル及び焼成粘土製品、並びにセメント及び石膏の、原材料から完成品に至る製造業が含まれる。形削りした石及び仕上げ加工した石とその他の鉱物製品の製造業もこの中分類に含まれる。

231 ガラス及びガラス製品製造業

細分類 2310 参照。

2310 ガラス及びガラス製品製造業

この細分類は、あらゆる工程から作られるあらゆる形態のガラスの製造とガラス製品の製造を含む。

この細分類には以下が含まれる。

- －網入りガラス、色ガラスまたは着色ガラスを含む板ガラスの製造
- －強化板ガラスまたは合わせ板ガラスの製造
- －棒状または管状ガラスの製造
- －ガラス製舗装用ブロックの製造
- －ガラスの鏡の製造
- －マルチプル・ウオールド・ガラス絶縁単位の製造
- －ガラスまたはクリスタルの瓶及びその他の容器の製造
- －飲用グラス及びその他の家庭用グラスまたはクリスタル製品の製造
- －グラスウール及び不織のガラス繊維製品を含むガラス繊維の製造
- －ラボラトリー用、または衛生、医薬関係のガラス製品の製造
- －時計（クロック及びウォッチ）用ガラス、光学ガラス及び光学的に加工されていない光学素子の製造
- －模造装身具に使用されるガラス製品の製造
- －ガラス絶縁器及びガラス製絶縁部品の製造
- －ランプ用ガラス製エンベロープの製造
- －ガラス製装飾用小立像の製造

この細分類は以下を除く。

- －ガラス糸を織った布の製造（1312 参照）
- －光学的に加工された光学素子の製造（2670 参照）
- －データ伝送またはライブ映像伝送用の光ファイバーケーブルの製造（2731 参照）
- －ガラス製玩具の製造（3240 参照）
- －注射器及びその他の医療ラボラトリー機器の製造（3250 参照）

239 他に分類されない非金属鉱物製品製造業

この小分類は、砂、砂利、石または粘土といった採掘または採石された非金属鉱物からの中間製品及び最終製品の製造業を含む。

2391 耐火性製品製造業

この細分類には以下が含まれる。

- －耐火モルタル、耐火コンクリートなどの製造
- －耐火セラミック製品の製造
 - ・珪質の化石質粉末による断熱セラミック製品
 - ・耐火れんが、耐火ブロック及び耐火タイルなど

- ・レトルト、るつぼ、マッフル、ノズル、チューブ、パイプなど

この細分類には以下も含まれる。

- －マグネサイト、ドロマイトまたはクロム鉄鉱を含有する耐火製品の製造

2392 建築用粘土材料製造業

この細分類には以下が含まれる。

- －非耐火性セラミック製の炉床または壁用のタイル、モザイクキューブなどの製造
- －非耐火性セラミック製フラッグ（敷石用の板石）及び舗装用材の製造
- －構造用非耐火性粘土製建築材料の製造
 - ・セラミック製のれんが、屋根用タイル、チムニーポット（煙突頭部の通風管）、パイプ、導管などの製造
- －焼成粘土による床用ブロックの製造
- －セラミック製の衛生器具の製造

この細分類は以下を除く。

- －人工石（例えば埋込み人造大理石）の製造（2220 参照）
- －耐火セラミック製品の製造（2391 参照）

2393 その他の磁器及びセラミック製品製造業

この細分類には以下が含まれる。

- －セラミック製の食器及びその他の家庭用またはトイレ用品の製造
- －小彫像及びその他の装飾用セラミック製品の製造
- －セラミック製の電気絶縁体及び絶縁取付部品の製造
- －セラミック製及びフェライト製磁石の製造
- －セラミック製のラボラトリー用、化学用、工業用製品の製造
- －セラミック製の壺、広口瓶及び製品の運搬または梱包に用いられる類似の物品の製造
- －セラミック製の家具の製造
- －他に分類されないセラミック製品の製造

この細分類は以下を除く。

- －人工石（例えば埋込み人造大理石）の製造（2220 参照）
- －耐火セラミック製品の製造（2391 参照）
- －セラミック製建築材料の製造（2392 参照）
- －セラミック製の衛生器具の製造（2392 参照）
- －金属製永久磁石の製造（2599 参照）
- －模造装身具の製造（3212 参照）
- －セラミック製玩具の製造（3240 参照）
- －義歯製造（3250 参照）

2394 セメント、石灰及び石膏製造業

この細分類には以下が含まれる。

- －ポルトランド、アルミナセメント、スラグセメント及び過燐酸塩セメントを含むクリンカー及び水硬セメントの製造
- －生石灰、消石灰及び水硬石灰の製造
- －半水石膏または硫酸カルシウムの石膏の製造
- －焼成ドロマイトの製造

この細分類は以下を除く。

- －耐火モルタル、耐火コンクリートなどの製造（2391 参照）
- －セメント製品の製造（2395 参照）
- －石膏製品の製造（2395 参照）
- －レディーミックス及びドライミックスのコンクリート及びモルタルの製造（2395 参照）
- －歯科で使用するセメントの製造（3250 参照）

2395 コンクリート製品、セメント製品及び石膏製品製造業

この細分類には以下が含まれる。

- －建設工事に使用されるプレキャストコンクリート、セメントまたは人造石製品の製造
 - ・タイル、フラッグストーン、れんが、ボード、シート、パネル、パイプ、柱など
- －セメント、コンクリートまたは人工石でできた建築または土木工事用プレハブ構造部材の製造
- －建設工事に使用される石膏製品の製造
 - ・ボード、シート、パネルなど
- －植物性の物質（木毛、わら、葦、イグサ）を、セメント、石膏またはその他の鉱物性バインダーで固めた建築材料の製造
- －石綿セメントや、セルロースファイバーセメントまたはこれらに類する物で作られた製品の製造
 - ・波板、その他のシート、パネル、タイル、管、パイプ、貯水槽、トラフ、たらい、台所の流し、ジャー、家具、窓枠など
- －その他のコンクリート、石膏、セメントまたは人工石製品の製造
 - ・塑像、家具、浅／深浮彫、花瓶、植木鉢など
- －粉末モルタルの製造
- －レディーミックス及びドライミックスのコンクリート及びモルタルの製造

この細分類は以下を除く。

- －耐火セメント及び耐火モルタルの製造（2391 参照）

2396 石材切り出し・形削り・仕上げ業

この細分類には以下が含まれる。

- －建設用、墓地用、道路用、屋根ふき材用などの用途のための、石材の切断、形削り及び仕上げ加工
- －石造りの家具の製造

この細分類は以下を除く。

- －粗く切られた石の生産、つまり、採石活動（0810 参照）
- －石臼、砥石及び類似の製品の生産（2399 参照）
- －彫刻家の活動（9000 参照）

2399 他に分類されないその他の非金属鉱物製品製造業

この細分類には以下が含まれる。

- －石臼、研磨やつや出し用の石及び、柔らかなベースの上に研削材を塗った製品（例えば、紙やすり）を含む天然または人工の研削材の製造
- －鉱物またはセルロースをベースにした摩擦材及びこれらの摩擦材で作られるマウントされていない製品の製造
- －鉱物性の絶縁材料の製造
 - ・スラグウール（鉱滓綿）、ロックウール及び類似のミネラルウール；剥離されたバーミキ

- ユライト（蛭石）、膨張粘土及び類似の断熱材、防音または吸音材
- －多様な鉱物製品の製造
 - ・加工雲母と雲母製品、ペイト製品、グラファイト製品（電気製品を除く。）など
- －例えば、アスファルトを基礎とした接着剤、コールタール・ピッチなど、アスファルトや類似の素材で作られた製品の製造
- －炭素及びグラファイト製の繊維及び製品（電極及び電気用を除く。）

この細分類は以下を除く。

- －ガラスウール及び不織ガラスウール製品の製造（2310 参照）
- －カーボン・ガasketあるいは黒鉛ガasketの製造（2819 参照）

24 第一次金属製造業

この中分類は、電気冶金及びその他の冶金技術工程を用いて、鉱石、ピッグまたはスクラップから鉄鉱及び非鉄金属を製錬・精製する活動を含む。純粋な金属に他の化学物質を導入することによる金属合金及び超合金の製造も含まれる。通常、インゴットの形態による製錬・精製産出物は圧延、引き抜き加工及び押し出し作業を用いて、厚板、薄板、帯鋼、バー、棒、線材、チューブ、パイプ及び中空の形材といった製品を形成し、熔融状態で鋳物及びその他の第一次金属製品を形成する。

241 第一次鉄鋼製造業

細分類 2410 参照。

2410 第一次鉄鋼製造業

この細分類は、未加工の鋼を取瓶炉内で精錬し連続鑄造機に注入し固体化して板状あるいは棒状の半製品を作り、これらに再び熱を加え、圧延、引伸ばし、成形作業によって厚板、薄板、帯鋼、バー、棒、線材、チューブ、パイプ及び中空の形材などの完成品を作るために、高炉及び酸素コンバーター内での鉄鉱石の精製あるいは電気アーク炉内での屑鉄及びスクラップの精製によって、または溶解せずに鉄鉱石を直接精製することによって転換することを含む。

この細分類には以下が含まれる。

- －高炉、転炉、圧延機及び仕上げ圧延機の運転
- －銑鉄及びピッグ、ブロックまたはその他の一次形態の鏡鉄の生産
- －フェロアロイの生産
- －鉄及びその他の多孔質鉄製品の直接精製による鉄製品の生産
- －電気分解またはその他の化学的工工程による、特別高い純度をもつ鉄の生産
- －顆粒鉄及び鉄粉の生産
- －インゴットまたはその他の一次形態の鋼の生産
- －鉄あるいは鋼のスクラップ・インゴットの再溶解
- －鋼の半製品の生産
- －熱間圧延及び冷間圧延による鋼のフラットロール製品の製造
- －熱間圧延による棒鋼（バー及びロッド）の製造
- －熱間圧延による開き断面形鋼（オープンセクション）の製造
- －冷間引き抜き加工、研磨または旋削による棒鋼及び一体型形鋼（ソリッドセクション）の製造
- －鋼のフラットロール製品の圧延機による順送り冷間成形またはプレスによる折り曲げに基づく開き断面形鋼の製造
- －冷間引き抜き加工または引っ張りによる鋼線の製造

- －鋼矢板及び溶接開き断面形鋼の製造
- －鉄道の鋼製軌道材料（組み立てられていないレール）の製造
- －熱間圧延、熱間押し出しまたは熱間引き抜き加工、あるいは冷間引き抜き加工または冷間圧延による鋼製の継ぎ目なしのチューブ、パイプ鋼管類及び中空形状材
- －冷間または熱間の成形・溶接による溶接チューブ及びパイプで、溶接された状態のまま引き渡される物、冷間引き抜きまたは冷間圧延でさらなる処理を加えられた物、もしくは熱間成形・溶接・精製によって製造された物の製造
- －次のような鋼管取付部品の製造
 - ・平底フランジ及び鋳造カラー付きのフランジ
 - ・付き合わせ溶接取付部品
 - ・ねじ切り取付部品
 - ・ソケット溶接取付部品

この細分類は以下を除く。

- －鋳鉄製のチューブ、パイプ、中空の形材及びチューブあるいはパイプの取付部品の製造（2431 参照）
- －遠心力応用鋳造による継ぎ目なしの類及び鋼製パイプの製造（2431 参照）
- －管類の鋳鋼製取付部品の製造（2431 参照）

242 第一次貴金属・その他非鉄金属製造業

細分類 2420 参照。

2420 第一次貴金属・その他非鉄金属製造業

この細分類には以下が含まれる。

- －第一次貴金属の生産
 - ・金、銀、白金などの未加工または加工貴金属の原鉱石及びスクラップからの生産及び精製
- －貴金属合金の生産
- －貴金属半製品の生産
- －卑金属に銀をかぶせた物の生産
- －卑金属または銀に金をかぶせた物の生産
- －金、銀または卑金属に、白金及び白金族金属をかぶせた物の生産
- －アルミナからのアルミニウムの生産
- －アルミニウムの廃棄物及びスクラップの電解精錬によるアルミニウムの生産
- －アルミニウム合金の生産
- －アルミニウム半製品の製造
- －原鉱石からの鉛、亜鉛、すずの生産
- －鉛、亜鉛、すずの廃棄物及びスクラップの電解精錬による鉛、亜鉛、すずの生産
- －鉛、亜鉛、すずの合金の生産
- －鉛、亜鉛、すずの半製品の製造
- －原鉱石からの銅の生産
- －銅の廃棄物及びスクラップの電解精錬による銅の生産
- －銅合金の生産
- －導火線または板ヒューズの製造
- －銅の半製品の製造
- －原鉱石または酸化物からのクロム、マンガン、ニッケルなどの生産
- －クロム、マンガン、ニッケルなどの廃棄物及びスクラップの電解及びテルミット法精錬によるクロム、マンガン、ニッケルなどの生産
- －クロム、マンガン、ニッケルなどの合金の生産
- －クロム、マンガン、ニッケルなどの半製品の製造

- －ニッケルのマットの生産
- －瀝青ウラン鉱またはその他の原鉱石からのウラニウム金属の生産
- －ウラニウムの製錬・精製

この細分類には以下も含まれる。

- －引き伸ばし加工によるこれらの金属の線の製造
- －酸化アルミニウム（アルミナ）の生産
- －アルミニウム製包装用ホイルの生産
- －アルミ（錫）ホイルを主たる構成要素とするアルミ（錫）ホイル薄層の製造
- －貴金属ホイル薄層の製造

この細分類は以下を除く。

- －非鉄金属の casting（2432 参照）
- －貴金属装身具の製造（3211 参照）

243 金属 casting 業

この小分類は、 casting 工程によって生産される各種 casting 物製品及び半製品の製造を含む。

この小分類は以下を除く。

- －以下のような casting 完成品の製造
 - ・ボイラー及びラジエーター（2512 参照）
 - ・ casting 家庭用品（2599 参照）

2431 鉄鋼 casting 業

この細分類は、鉄鋼 casting、すなわち、鉄鋼 casting 物工場の活動を含む。

この細分類には以下が含まれる。

- －鉄の半製品の casting
- －ねずみ casting 鉄の casting
- －回転楕円状グラフィイト casting 鉄の casting
- －可鍛 casting 鉄製品の casting
- －鋼製半製品の casting
- －鋼製 casting 物の casting
- － casting 製の管類、パイプ、中空の形材及び管類またはパイプの取付部品の製造
- －遠心力応用 casting による継ぎ目なしの鋼管類及び鋼製パイプの製造
- －管類またはパイプの casting 鋼製取付部品の製造

2432 非鉄金属 casting 業

この細分類には以下が含まれる。

- －アルミニウム、マグネシウム、チタン、亜鉛などの半製品の casting
- －軽金属 casting 物の casting
- －重金属 casting 物の casting
- －貴金属 casting 物の casting
- －非鉄金属 casting 物のダイカスト

25 金属製品製造業（機械器具を除く。）

この中分類は、通常変化しない、固定した機能を備える「純粋な」金属製品（部品、容器、構造物など）の製造を含むのに対し、続く中分類 26～30 はこのような金属製品を（時には他の材料と）組み合わせまたは組み立てて、純粋に電氣的、電子的または光学的なものでない限り、可動部品をもって動く、より複雑な単位を製造することを扱う。
武器及び弾薬製造業もこの中分類に含まれる。

この中分類は、専門の修理・整備活動（小分類 331 参照）及びセントラル・ヒーティング・ボイラーのような、この中分類に分類される製品の建物内への専門設置活動（4322 参照）を除く。

251 構造用金属製品、タンク、貯槽及び蒸気発生装置製造業

この小分類は、構造用金属製品（金属製枠組みまたは建設用部品など）、そして金属製の容器型物体（貯槽、タンク、セントラルヒーティング用ボイラーなど）及び蒸気発生装置の製造を含む。

2511 構造用金属製品製造業

この細分類には以下が含まれる。

- －金属製枠組みまたは建設用骨組み及びその部品（塔、支柱、トラス、橋など）の製造
- －金属製工業用枠組み（溶鉱炉、つり上げ装置、ハンドリング装置など用の枠組み）の製造
- －金属を主たる素材にしたプレハブ建築物の製造
 - ・飯場、モジュール式展示部品など
- －金属製のドア、窓及び窓枠、シャッター、門の製造
- －床連結用金属製間仕切り

この細分類は以下を除く。

- －船舶用ボイラーまたは油圧式ボイラー用の部品の製造（2513 参照）
- －鉄道軌道用の組立式取付部品の製造（2599 参照）
- －船体ブロックの製造（3011 参照）

2512 金属製タンク、貯槽及び容器製造業

この細分類には以下が含まれる。

- －通常は貯蔵または製造業用の備品として据え付けられるタイプの、金属製貯槽、タンク及びこれに類する容器の製造
- －圧縮ガスまたは液化ガス用の金属製容器の製造
- －セントラルヒーティング用ボイラー及びラジエーターの製造

この細分類は以下を除く。

- －通常、商品の搬送及び包装用に使用される類の金属製の樽、ドラム缶、缶、バケツ、箱などの製造（2599 参照）
- －輸送用コンテナの製造（2920 参照）
- －戦車（軍用装甲車）の製造（3040 参照）

2513 蒸気発生装置製造業（セントラルヒーティング温水ボイラーを除く。）

この細分類には以下が含まれる。

- －水蒸気またはその他の蒸気を発生させる装置の製造
- －蒸気発生装置と一緒に用いる補助設備の製造

- ・凝縮器、節炭器、過熱装置、スチームコレクター、緩衝装置
- －アイソトープセパレーターを除く原子炉の製造
- －船舶用ボイラーまたは油圧式ボイラー用の部品の製造

この細分類は以下を除く。

- －セントラルヒーティング用温水ボイラー及びラジエーターの製造（2512 参照）
- －ボイラー・タービン・セットの製造（2811 参照）
- －アイソトープセパレーターの製造（2829 参照）

252 武器及び弾薬製造業

細分類 2520 参照。

2520 武器及び弾薬製造業

この細分類には以下が含まれる。

- －大型兵器（大砲、火砲、ロケット弾発射筒、魚雷発射管、大型機関銃）の製造
- －小型兵器（リボルバー、散弾銃、軽機関銃）の製造
- －空気・ガス銃及びピストルの製造
- －戦争用弾薬の製造

この細分類には以下も含まれる。

- －狩猟用、スポーツ用または護身用の火器及び弾薬の製造
- －爆弾、地雷、魚雷といった爆発装置の製造

この細分類は以下を除く。

- －撃発雷管、信管、または発炎信号の製造（2029 参照）
- －短剣、刀・剣、銃剣などの製造（2593 参照）
- －銀行券や金銀宝石類の輸送に携わる装甲車の製造（2910 参照）
- －宇宙船の製造（3030 参照）
- －戦車その他の戦闘車両の製造（3040 参照）

259 その他の金属製品製造業、金属加工サービス活動

この小分類は、典型的には料金制または請負制で実行される鍛造またはプレス、めっき、被覆、彫刻、穿孔、磨き、溶接などといった一般的な金属処理活動を含む。この小分類にはまた、刃物、金属製手道具及び一般金物類、缶やバケツ、釘・ボルト・ナット、金属製家庭用品、金属製取付部品、船舶のスクリュー及び錨、組立式の鉄道線路据付品など家庭用及び工業用の多様な用途に向けた多岐にわたる金属製品の製造が含まれる。

2591 金属の鍛造、プレス、打ち抜き及び圧延成形業並びに粉末冶金業

この細分類には以下が含まれる。

- －金属の鍛造、プレス加工、打ち抜き、圧延成形
- －粉末冶金：熱処理（焼結）するか圧力を加えて金属粉末から直接金属物体を生ずること

この細分類は以下を除く。

- －金属粉末の生産（2410、2420 参照）

2592 金属の処理・塗装・機械加工業

この細分類には以下が含まれる。

- －金属のめっき、陽極処理など
- －金属の熱処理
- －金属のデバーリング（またれを取り除くこと）、サンドブラスト（砂吹き）、タンブリング、クリーニング
- －金属の着色、彫刻
- －金属以外のものによる金属の被覆
 - ・プラスチック被覆、エナメル被覆、漆塗りなど
- －金属の硬質化、バフ（もみ革）磨き
- －金属製品の穿孔、旋盤仕上げ、フライス削り、腐食、かんながけ、ラッピング、ブローチ穿孔、平滑化、鋸加工、グラインディング、研削、磨き、溶接、接合など
- －レーザー光線を用いた金属の切断及び金属への書き込み

この細分類は以下を除く。

- －蹄鉄工の活動（0162 参照）
- －卑金属その他の金属上に貴金属をかぶせること（2420 参照）

2593 刃物、手道具及び一般金物類製造業

この細分類には以下が含まれる。

- －ナイフ、フォーク、スプーンなどの家庭用刃物類の製造
- －その他の刃物類の製造
 - ・大型肉切り包丁及び斧
 - ・かみそり及びかみそりの刃
 - ・はさみ及びバリカン
- －機械または機械式の器具に使用されるナイフ及び切削用の刃の製造
- －やっこ、ねじ回しなどの手道具の製造
- －動力駆動式でない農業用手道具の製造
- －円のこ刃及びチェーンソー用の刃を含む、のこ及びのこ刃の製造
- －ドリル、パンチ、フライスといった、手道具（動力式かどうかは問わない。）用または工作機械用の交換式工具類の製造
- －プレス工具の製造
- －炉、金敷などといった、鍛冶屋・蹄鉄工の使用する工具の製造
- －モールドイングボックス及び鋳型（インゴットモールドを除く。）の製造
- －万力、クランプの製造
- －南京錠、錠、鍵、ちょうつがい及びこれに類する物、建物や、家具や、自動車など用の金物類の製造
- －短剣、刃・剣、銃剣などの製造

この細分類は以下を除く。

- －ホローウェア（ポット、やかんなどの深い容器）、ディナーウェア（どんぶり、大皿など）、フラットウェア（平皿、受け皿などの浅い容器）の製造（2599 参照）
- －動力式手道具の製造（2818 参照）
- －インゴットモールドの製造（2823 参照）
- －貴金属製刃物類の製造（3211 参照）

2599 他に分類されないその他の金属製品製造業

この細分類には以下が含まれる。

- －ペイル（円筒型容器）、缶、ドラム缶、バケツ、箱の製造

- －食品用のブリキ製容器及び缶、折り畳み式の管及び箱の製造
- －金属ファスナーの製造
- －金属ケーブル、組みひも及びこれに類する製品の製造
- －絶縁加工していない金属ケーブルまたは電気伝導体として用いることのできない絶縁ケーブルの製造
- －有刺鉄線、ワイヤーのフェンス材、格子、網、織物といったワイヤー製品の製造
- －釘・鋸及びピンの製造
- －リベット、座金及びこれに類するねじ山の切られていない製品の製造
- －ねじ切り盤で作られる製品の製造
- －ボルト、ねじくぎ、ナット及びこれに類するねじ山の切られている製品の製造
- －ばね（時計用ぜんまいを除く。）の製造
 - ・板ばね、うず巻ばね、トーションバー
 - ・ばね用板
- －動力伝導チェーン以外の鎖の製造
- －金属製家庭用品の製造
 - ・平皿、受け皿などのフラットウェア
 - ・ポット、やかんなどのホローウェア
 - ・どんぶり、大皿などのディナーウェア
 - ・ソースパン、フライパン及びその他の食卓用または台所用の電化製品でない器具類
 - ・小型の、手で操作される台所用器具及び付属品
 - ・金属たわし
- －浴槽、流し、洗面器及びこれに類する製品の製造
- －家具を除く金属製オフィス用品の製造
- －金庫、金箱、装甲扉などの製造
- －多種多様な金属製品の製造
 - ・船舶のスクリュー及びスクリュー用のブレード
 - ・錨
 - ・鐘
 - ・組立式の鉄道線路据付品
 - ・クラスプ、バックル、フック
- －ホイルバッグの製造
- －金属製永久磁石の製造
- －金属製魔法瓶・ポットの製造
- －金属製掲示板（電光掲示板を除く）の製造
- －金属製バッジ及び軍隊の金属製特級章の製造
- －金属製のヘアカーラー、金属製の傘の柄及び骨、櫛の製造

この細分類は以下を除く。

- －セラミック製及びフェライト製磁石の製造（2392 参照）
- －タンク及び貯槽の製造（2512 参照）
- －刃・剣、銃剣の製造（2593 参照）
- －置時計あるいは腕時計用ぜんまいの製造（2652 参照）
- －電気伝導用電線及びケーブルの製造（2732 参照）
- －動力伝導チェーンの製造（2814 参照）
- －ショッピングカートの製造（3099 参照）
- －金属家具の製造（3100 参照）
- －スポーツ用品の製造（3230 参照）
- －ゲーム及び玩具の製造（3240 参照）

26 コンピュータ、電子製品、光学製品製造業

この中分類は、コンピュータ、コンピュータ周辺機器、通信装置、及び類似の電子製品の製造、並びにそのような製品の部品製造を含む。この中分類の生産工程は、集積回路の設計と

利用、そして高度に専門的な小型化技術の応用を特徴とする。

この中分類にはまた、家庭用電子機器、測定・試験・操縦・制御装置、照射・電気医療・電気療法装置、光学機器・装置の製造、そして磁気及び光媒体の製造が含まれる。

261 電子部品及び基板製造業

細分類 2610 参照。

2610 電子部品及び基板製造業

この細分類は、半導体及びその他の電子応用部品の製造を含む。

この細分類には以下が含まれる。

- －電子蓄電器の製造
- －電子抵抗器の製造
- －マイクロプロセッサの製造
- －裸のプリント配線回路基板の製造
- －電子管の製造
- －電子コネクタの製造
- －集積回路（アナログ、デジタルまたはハイブリッド）の製造
- －ダイオード、トランジスタ、及び関連する部品デバイスの製造
- －電子部品タイプのインダクタンスコイル（例えば、チョークコイル、導線、変圧器）の製造
- －電子結晶及び結晶組立品の製造
- －電子応用装置用のソレノイド、スイッチ、変換器の製造
- －完成品または半製品のダイスまたはウェーハ、半導体の製造
- －インターフェース・カード（例えば、サウンドカード、ビデオカード、コントローラカード、ネットワークカード、モデムカード）の製造
- －表示装置部品（プラズマ、ポリマー、LCD）の製造
- －発光ダイオード（LED）の製造
- －プリント配線回路基盤上の部品搭載

この細分類には以下も含まれる。

- －プリンタケーブル、モニターケーブル、USBケーブル、コネクタなどの製造

この細分類は以下を除く。

- －スマートカードの印刷（1811 参照）
- －モデム（搬送装置）の製造（2630 参照）
- －コンピュータ及びテレビの表示装置の製造（2620、2640 参照）
- －X線管及び同種の照射装置の製造（2660 参照）
- －光学装置・機器の製造（2670 参照）
- －同種の電気応用装置デバイスの製造（27 参照）
- －照明装置安定器の製造（2710 参照）
- －継電器の製造（2710 参照）
- －電気配線装置の製造（2733 参照）
- －完全な装置の製造は、完全な装置の分類に基づき、他所に分類される

262 コンピュータ及び周辺装置製造業

細分類 2620 参照。

2620 コンピュータ及び周辺装置製造業

この細分類は、メインフレーム、デスクトップコンピュータ、ラップトップ、コンピュータサーバーといった電子計算機、及び記憶装置、入出力装置（プリンタ、モニター、キーボード）といったコンピュータ周辺装置の製造、組立または製造組立を含む。コンピュータはアナログ形、デジタル形、ハイブリッド形のいずれでもよい。最も一般的なタイプのデジタル形コンピュータとは、以下のすべての作業を行う装置のことを指す。(1)一つまたは複数の処理プログラム及びそのプログラムの即時の実行に必要なデータを記憶する。(2)利用者の要求に従い、自由にプログラムできる。(3)利用者が具体的に示す算術計算を遂行する。(4)処理作業中に論理的決定によって、コンピュータにその実行の変更を求める処理プログラムを人間の介入なしに実行する。アナログ形コンピュータとは、数学モデルをシミュレートでき、少なくともアナログの制御及びプログラミングの要素を含む物を指す。

この細分類には以下が含まれる。

- デスクトップコンピュータの製造
- ラップトップコンピュータの製造
- メインフレームコンピュータの製造
- 携帯コンピュータ（例えばPDA）の製造
- 磁気ディスクドライブ、半導体ディスクドライブ及びその他の記憶装置の製造
- 光ディスク（例えば、CD-RW、CD-ROM、DVD-ROM、DVD-RW）ドライブの製造
- プリンタの製造
- モニターの製造
- キーボードの製造
- あらゆる種類のマウス、ジョイスティック、トラックボール付属品の製造
- 専用コンピュータ端末の製造
- コンピュータサーバーの製造
- バーコードスキャナーを含むスキャナーの製造
- スマートカード読取機の製造
- バーチャルリアリティヘルメットの製造
- コンピュータプロジェクター（コンピュータ接続ビデオプロジェクター）の製造

この細分類には以下も含まれる。

- 現金自動預け払い機（ATM）、販売時点情報管理（POS）端末のような、機械で動くのではないコンピュータ端末の製造
- FAX、スキャナー、コピー機を組み合わせた物のような多機能事務機器の製造

この細分類は以下を除く。

- 記録媒体（コンピュータメディア、音声、映像など）の複製（1820 参照）
- コンピュータ及び周辺機器に用いられる電子部品及び電子組立部品の製造（2610 参照）
- 内蔵式及び外付けのコンピュータモデムの製造（2610 参照）
- インターフェース・カード、モジュール、アセンブリの製造（2610 参照）
- モデム、搬送装置の製造（2630 参照）
- デジタル通信交換機、データ通信装置（例えば、ブリッジ、ルーター、ゲートウエー）の製造（2630 参照）
- CDプレーヤー、DVDプレーヤーのような家庭用電子機器の製造（2640 参照）
- テレビのモニター及び表示装置の製造（2640 参照）
- テレビゲーム機の製造（2640 参照）
- コンピュータその他のデバイス用の、何も記録されていない光及び磁気媒体の製造（2680 参照）

263 通信装置製造業

細分類 2630 参照。

2630 通信装置製造業

この細分類は、ラジオ及びテレビ放送並びに無線通信装置のような、信号を空気中または電線を通じて電子的に移動させるために用いられる電話及びデータ通信装置の製造を含む。

この細分類には以下が含まれる。

- －事務所の中央交換装置の製造
- －コードレス電話の製造
- －構内交換設備（P B X）装置の製造
- －留守番電話を含む電話機及びファクス機械の製造
- －ブリッジ、ルーター、ゲートウエーといったデータ通信装置の製造
- －発信用及び受信用アンテナの製造
- －ケーブルテレビ装置の製造
- －ポケットベルの製造
- －携帯電話の製造
- －移動式通信装置の製造
- －テレビカメラを含むラジオ及びテレビのスタジオ・放送装置の製造
- －モデム、搬送装置の製造
- －コントロールステーションに信号を送る盗難・火災警報システムの製造
- －ラジオ及びテレビの送信機の製造
- －赤外線装置（例えばリモコン）の製造

この細分類は以下を除く。

- －コンピュータ及びコンピュータ周辺装置の製造（2620 参照）
- －家庭用音響・ビデオ装置の製造（2640 参照）
- －通信装置に用いられる電子部品及び組立基本部品の製造（2610 参照）
- －内蔵式及び外付けのコンピュータモデム（P Cタイプ）の製造（2610 参照）
- －電子スコアボードの製造（2790 参照）
- －交通信号機の製造（2790 参照）

264 家庭用電子機器製造業

細分類 2640 参照。

2640 家庭用電子機器製造業

この細分類は、ホームエンターテインメント用及び自動車用の電子音響・ビデオ装置、拡声装置及び楽器の増幅装置の製造を含む。

この細分類には以下が含まれる。

- －ビデオカセット・レコーダー及び複製装置の製造
- －テレビの製造
- －テレビのモニター及び表示装置の製造
- －録音・複製装置の製造
- －ステレオ装置の製造
- －無線受信機の製造
- －スピーカーシステムの製造
- －家庭用タイプのビデオカメラの製造
- －ジュークボックスの製造

- －楽器及び拡声装置用増幅システムの製造
- －マイクの製造
- －CD・DVDプレーヤーの製造
- －カラオケ機械の製造
- －ヘッドホン（例えば、ラジオ用、ステレオ用、コンピュータ用）の製造
- －テレビゲーム機の製造

この細分類は以下を除く。

- －記録媒体（コンピュータメディア、音声、映像など）の複製（1820 参照）
- －コンピュータ周辺装置及びコンピュータ用モニターの製造（2620 参照）
- －留守番電話の製造（2630 参照）
- －無線呼出装置の製造（2630 参照）
- －遠隔制御装置（無線及び赤外線式）の製造（2630 参照）
- －再生装置、送信用及び受信用アンテナ、業務用ビデオカメラといった放送スタジオ装置の製造（2630 参照）
- －ソフトウェアが固定式（交換不能）の電子ゲームの製造（3240 参照）

265 測定、試験、操縦及び制御装置製造業；時計製造業

この小分類は、時計及び関連装置といった時間に基づく測定装置を含む各種の産業用及び非産業目的の測定、試験、操縦及び制御装置の製造を含む。

2651 測定、試験、操縦及び制御装置製造業

この細分類は、探索、検出、操縦、誘導、航空、航海用のシステム及び計器；暖房、空気調節、冷却、電気器具のような応用装置用の自動制御・調整装置；温度、湿度、圧力、真空度、燃焼、流量、水準、粘度、密度、酸性度、濃度、回転のような生産工程変数の測定、表示、指示、記録、伝達、制御のための装置及び計器；総計表示（つまり、自動記録）の流量計及び計算装置；電気及び電気信号の特性を計測・試験する計器；固体、流体、気体、混合物の標本の化学・物理組成、または濃度の実験室分析用の計器及び計器類システム並びにその他の測定・試験器具及びその部品の製造を含む。

電動式でない測定、試験、操縦及び制御装置（単純な機械工具を除く。）の製造もここに含まれる。

この細分類には以下が含まれる。

- －航空機エンジン計器の製造
- －自動車排気量試験装置の製造
- －気象観測用計器の製造
- －物理的特性の試験・検査装置の製造
- －ポリグラフ機械の製造
- －電気及び電気信号の測定及び試験のための器具（電気通信用の物を含む。）の製造
- －放射能検出・監視計器の製造
- －電子顕微鏡及び陽子顕微鏡の製造
- －測量計器の製造
- －液体封入ガラスタイプ及びバイメタルタイプの温度計の製造（体温計を除く。）
- －恒湿計の製造
- －温水限界調節装置の製造
- －炎及び燃焼装置調節装置の製造
- －分光計の製造
- －空気マイクロメーターの製造
- －消費量メーター（例えば、水道、ガス）の製造
- －流量メーター及び計算装置の製造

- －得点カウンターの製造
- －地雷探知機、パルス（信号）発生装置、金属探知器の製造
- －自動電波発信浮標を含む探索・検出・操縦・航空・航海装置の製造
- －レーダー機器の製造
- －GPS装置の製造
- －環境制御装置及び電気器具自動制御装置の製造
- －測定・記録装置（例えば、フライトレコーダー）の製造
- －動き検知機の製造
- －実験用分析器具（例えば、血液分析器）の製造
- －実験室用の秤、天秤、人工孵化器、及び測定、試験用などの雑多な実験装置の製造

この細分類は以下を除く。

- －留守番電話の製造（2630 参照）
- －照射装置の製造（2660 参照）
- －光学的測定・点検装置・機器（例えば、射撃制御装置、写真用露出計、測遠器）の製造（2670 参照）
- －光学的位置決め装置の製造（2670 参照）
- －口述筆記用録音再生装置の製造（2817 参照）
- －水準器、巻き尺及び類似の手工具、機械工用精密工具の製造（2819 参照）
- －医療用体温計の製造（3250 参照）
- －産業行程制御機器の設置（3320 参照）

2652 時計製造業

この細分類は、腕時計、置き時計などの時計類・計時装置及びその部品の製造を含む。

この細分類には以下が含まれる。

- －ダッシュボード（計器盤）の時計を含むあらゆる種類の時計の製造
- －貴金属製のケースを含むウォッチ・ケース及びクロック・ケースの製造
- －以下のような時間記録装置及び時計の作動装置または同期式のモーターで時間の間隔を測定、記録、または表示する装置の製造
 - ・パーキングメーター
 - ・タイムレコーダー
 - ・時間・日付スタンプ
 - ・プロセスタイマー
- －時計の作動装置または同期式のモーターを伴う時限スイッチ及びその他の解除装置の製造
 - ・時間錠
- －時計部品の製造
 - ・あらゆる種類の時計用作動装置
 - ・ばね、石、ダイヤル、針、皿、受けその他の部品

この細分類は以下を除く。

- －金属製でない腕時計バンド（織物製、革製、プラスチック製）の製造（1512 参照）
- －貴金属製の腕時計バンドの製造（3211 参照）
- －貴金属製でない腕時計バンドの製造（3212 参照）

266 照射、電気医療及び電気療法装置製造業

細分類 2660 参照。

2660 照射、電気医療及び電気療法装置製造業

この細分類は以下を含む。

- －照射装置及び管（例えば、鉍業用、医療診断用、医学療法用、調査研究用、科学用）
 - ・ベータ線、ガンマ線、X線あるいはその他の放射線装置
- －コンピュータ断層撮影（CT）スキャナーの製造
- －核磁気共鳴映像法（MRI）装置の製造
- －医療用超音波機器の製造
- －心電計の製造
- －医療用内視鏡装置の製造
- －医療用レーザー装置の製造
- －ペースメーカーの製造
- －補聴器の製造

この細分類には以下も含む。

- －食糧及びミルクの照射装置

この細分類は以下を除く。

- －実験用分析装置の製造（血液分析装置など）（2651 参照）
- －日焼け用ベッドの製造（2790 参照）

267 光学機器及び写真用装置製造業

細分類 2670 参照。

2670 光学機器及び写真用装置製造業

この細分類は、双眼鏡、顕微鏡（電子顕微鏡、陽子顕微鏡を除く。）、望遠鏡、プリズム、レンズ（眼科用のレンズを除く。）といった光学器具及びレンズの製造；レンズ（眼科用のレンズを除く。）のコーティングまたは研磨；レンズ（眼科用のレンズを除く。）の組立；カメラ及び露出計といった写真機器の製造を含む。

この細分類には以下が含まれる。

- －レンズとプリズムの製造
- －光学顕微鏡、双眼鏡、望遠鏡の製造
- －光学ミラーの製造
- －光学拡大装置の製造
- －光学機械工用精密工具の製造
- －光学比較器の製造
- －銃の光学照準装置の製造
- －光学的位置決め装置の製造
- －光学計測・点検装置・機器（例えば、射撃制御装置、写真用露出計、測遠器）の製造
- －フィルムカメラ及びデジタルカメラの製造
- －映写機及びスライド・プロジェクターの製造
- －オーバーヘッド・プロジェクターの製造
- －レーザー組立部品の製造

この細分類には以下も含む

- －レンズのコーティング、研磨、表装

この細分類は以下を除く。

- －コンピュータプロジェクターの製造（2620 参照）
- －業務用テレビカメラ及びビデオカメラの製造（2630 参照）
- －家庭用タイプのビデオカメラの製造（2640 参照）
- －電子顕微鏡及び陽子顕微鏡の製造（2651 参照）
- －レーザー部品を用いた完全な装置の製造については、機械の種類による製造業細分類参照（例えば、医療用レーザー装置については 2660 参照）
- －写真複写機の製造（2817 参照）
- －眼科用品の製造（3250 参照）

268 磁気及び光媒体製造業

細分類 2680 参照。

2680 磁気及び光媒体製造業

この細分類は、磁気及び光記録媒体の製造を含む。

この細分類は以下を含む

- －何も記録されていない録音・録画用の磁気テープの製造
- －何も記録されていない録音・録画用のカセットの製造
- －何も記録されていないディスクの製造
- －何も記録されていない光ディスクの製造
- －ハードドライブメディアの製造の製造

この細分類は以下を除く。

- －記録媒体（コンピュータメディア、音声、画像など）の複製（1820 参照）

27 電気機器製造業

この中分類は、電力を発電、配電、利用する製品の製造を含む。電気照明、信号装置、家庭用電気製品の製造も含まれる。

この中分類は電子製品の製造（中分類 26 参照）を除く。

271 電動機、発電機、変圧器、配電及び制御装置製造業

細分類 2710 参照。

2710 電動機、発電機、変圧器、配電及び制御装置製造業

この細分類は、電力、配電、特製変圧器；電動機、発電機、電動発電機一式；開閉装置及び配電盤装置；継電器；工業用制御装置の製造を含む。この細分類の電気機器は、配電レベル電圧用である。

この細分類には以下が含まれる。

- －電気配電変圧器の製造
- －アーク溶接変圧器の製造
- －蛍光灯安定器（つまり、変圧器）の製造
- －配電用の変電所変圧器の製造
- －送電・配電電圧調整器の製造

- －電動機（内燃機開始動モーターを除く。）の製造
- －発電機（内燃機関充電式同期発電機を除く。）の製造
- －電動発電機一式（タービン発電機セットユニットを除く。）の製造
- －原動発電機一式の製造
- －工場における電機子の巻き直し
- －電力ブレーカーの製造
- －サージ・サプレッサー（配電レベル電圧用）の製造
- －配電制御盤の製造
- －継電器の製造
- －電気配電盤装置用ダクトの製造
- －電気ヒューズの製造
- －電力切り替え装置の製造
- －電力スイッチ（押しボタン式スイッチ、スナップスイッチ、ソレノイドスイッチ、タンブラスイッチを除く。）の製造

この細分類は以下を除く。

- －電子部品タイプの変圧器及びスイッチの製造（2610 参照）
- －環境制御及び工業用工程制御装置の製造（2651 参照）
- －押しボタン式スイッチ及びスナップスイッチといった電気回路用スイッチの製造（2733 参照）
- －溶接及びはんだ付け用の電気装置の製造（2790 参照）
- －固体変換器、整流器、回転変流器の製造（2790 参照）
- －タービン発電機セットの製造（2811 参照）
- －内燃機関用の始動モーター及び発電機の製造（2930 参照）

272 電池及び蓄電池製造業

細分類 2720 参照。

2720 電池及び蓄電池製造業

この細分類は、再充電不能な電池及び再充電可能な電池の製造を含む。

この細分類には以下が含まれる。

- －一次電池の製造
 - ・二酸化マンガン、酸化水銀、銀酸化物などを含んだ電池
- －蓄電池部品を含む蓄電池の製造
 - ・隔離板、容器、カバー
- －鉛酸電池の製造
- －ニッカド電池の製造
- －ニッケル水素電池の製造
- －リチウム電池の製造
- －乾電池の製造
- －湿電池の製造

273 配線及び配線装置製造業

この小分類は、材料に関わりなく、通電配線装置及び電気回路を配線するための非通電配線装置の製造を含む。電線の絶縁、光ファイバーケーブルの製造も含む。

2731 光ファイバーケーブル製造業

この細分類には以下が含まれる。

－データ伝送用またはライブ映像伝送用の光ファイバーケーブルの製造

この細分類は以下を除く。

－ガラス繊維または子縄の製造（2310 参照）

－コネクタその他の付属品を伴う光ケーブルのセットまたは組立品の製造（用途に応じて、例えば 2610 参照）

2732 その他の電子・電気の線・ケーブル製造業

この細分類には以下が含まれる。

－鋼、銅、アルミニウム製の絶縁された線及びケーブルの製造

この細分類は以下を除く。

－線の製造（引き伸ばし）（2410、2420 参照）

－コンピュータケーブル、プリンタケーブル、USBケーブル及び類似のケーブルのセットまたは組立品の製造（2610 参照）

－延長コードの製造（2790 参照）

－ケーブルセット、ワイヤリングハーネス及び類似の自動車用途用のケーブルのセットまたは組立品の製造（2930 参照）

2733 配線装置製造業

この細分類は、材料に関わりなく、電気回路用の通電及び非通電配線装置の製造を含む。

この細分類には以下が含まれる。

－母線、電気導線（開閉装置方式の物を除く。）の製造

－G F C I（漏電回路遮断器）の製造

－ランプ・ホルダーの製造

－避雷器及びコイルの製造

－電気配線用スイッチ（例えば、圧力スイッチ、押しボタン式スイッチ、スナップスイッチ、タンブラスイッチ）の製造

－電気の差し込み口及びソケットの製造

－電気配線箱（例えば、接続箱、アウトレットボックス、配電箱）の製造

－電線管及び電線取付部品の製造

－送電柱及び送電線機材の製造

－プラスチック製の接続箱、スイッチ板及び類似の物、プラスチック製電柱電線取付部品を含むプラスチック製の非通電配線装置の製造

この細分類は以下を除く。

－セラミック製絶縁体の製造（2393 参照）

－電子部品タイプのコネクタ、ソケット、スイッチの製造（2610 参照）

274 電気照明器具製造業

細分類 2740 参照。

2740 電気照明器具製造業

この細分類は、電球及び電灯管並びにその部品及び構成品（電球用半加工ガラスを除く。）、電気照明取付具、照明取付具部品（通電配線装置を除く。）の製造を含む。

この細分類には以下が含まれる。

- －放電灯、白熱灯、蛍光灯、紫外線灯、赤外線灯などの電灯、取付具及び電球の製造
- －天井照明取付具の製造
- －シャンデリアの製造
- －テーブルランプ（つまり、照明取付具）の製造
- －クリスマスツリー用照明セットの製造
- －電気式の暖炉用薪の製造
- －懐中電灯の製造
- －集虫電灯の製造
- －ランタン（例えば、カーバイド灯、電灯、ガス灯、ガソリン灯、灯油灯）の製造
- －スポットライトの製造
- －街灯取付具（交通信号を除く。）の製造
- －輸送機器（例えば、自動車、航空機、船舶）用の照明装置の製造

この細分類は以下も含む

- －非通電の照明器具の製造

この細分類は以下を除く。

- －照明取付具用ガラス製品及びガラス部品の製造（2310 参照）
- －照明取付具用通電配線装置の製造（2733 参照）
- －照明取付具を組み込んだ天井の送風機または浴場用換気扇の製造（2750 参照）
- －交通信号及び歩行者用信号装置といった電気式信号装置の製造（2790 参照）

275 民生用機械器具製造業

細分類 2750 参照。

2750 民生用機械器具製造業

この細分類は、小型家庭用電気製品及び電気家庭雑貨、家庭用扇風機、家庭用電気掃除機、家庭用電気床面手入れ機械、家庭用調理器具、家庭用洗濯機器、家庭用冷蔵庫・堅型冷凍庫・箱型冷凍庫、その他皿洗い機、湯沸かし器、生ゴミ処理機などの電気及び非電気式の家庭用器具の製造を含む。この細分類は、電気、ガス、その他の燃料源を持つ器具の製造も含む。

この細分類には以下が含まれる。

- －家庭用電気製品の製造
 - ・冷蔵庫
 - ・冷凍庫
 - ・皿洗い機
 - ・洗濯・乾燥機
 - ・電気掃除機
 - ・床みがき機
 - ・ゴミ処理装置
 - ・グラインダー、ブレンダー、果汁絞り器
 - ・缶切り
 - ・電気かみそり、電気歯ブラシ、その他の身なりを整えるための電気装置
 - ・ナイフとぎ

- ・通風換気用フード
- －家庭用電熱機器の製造
 - ・電気湯沸かし器
 - ・電気毛布
 - ・電気式のドライヤー、電気櫛、ブラシ、カーラー
 - ・電気アイロン
 - ・携帯式の室内暖房器具及び家庭用扇風機
 - ・電気オーブン
 - ・電子レンジ
 - ・炊飯器、ホットプレート
 - ・トースター
 - ・コーヒーまたはティー・メーカー
 - ・フライパン、ロースター、グリル、フード
 - ・電熱器など
- －家庭で用いられる非電気式の調理用及び暖房用器具の製造
 - ・非電気式の室内暖房器具、調理用レンジ、暖炉、ストーブ、温水器、調理用器具、プレートウォーマー

この細分類は以下を除く。

- －営業用及び工業用の冷蔵・冷凍庫、室内空気調整装置、屋根裏に設置する扇風機、恒久的に取り付けられた室内暖房器具、営業用換気・排気扇、営業用調理設備、営業用洗濯・ドライクリーニング・プレス装置、営業用、工業用、組織用電気掃除機の製造（中分類 28 参照）
- －家庭用ミシンの製造（2826 参照）
- －中央制御電気掃除システムの設置（4329 参照）

279 その他の電気機器製造業

細分類 2790 参照。

2790 その他の電気機器製造業

この細分類は、電動機・発電機・変圧器、電池及び蓄電池、配線及び配線装置、照明器具または民生用機械器具を除く雑多な電気機器の製造を含む。

この細分類には以下が含まれる。

- －固体充電器の製造
- －電気式扉開閉装置の製造
- －電気ベルの製造
- －超音波洗浄機（実験用及び歯科用を除く。）の製造
- －日焼け用ベッドの製造
- －固体変換器、整流装置、燃料電池、調節及び非調節電力供給装置の製造
- －非中断電力供給装置（UPS）の製造
- －サージ抑圧器の製造（配電レベル電圧用を除く）
- －器具コード、延長コード、その他の絶縁電線及びコネクタを備えた電気コードセットの製造
- －炭素及びグラファイト製電極、接点、その他の炭素及びグラファイト製電気製品の製造
- －粒子加速器の製造
- －蓄電器、抵抗器、コンデンサー、及び類似の加速器の製造
- －電磁石の製造
- －サイレンの製造
- －電子スコアボードの製造
- －電光掲示板の製造

- －交通信号及び歩行者用信号装置などの電気式信号装置の製造
- －電気絶縁体（ガラス製または磁器製を除く。）の製造
- －手で用いる電気はんだごてを含む溶接及びはんだ付け用の電気装置の製造

この細分類は以下を除く。

- －非電光式掲示板の製造、材料に応じた細分類を参照（プラスチック製の標識の場合は 2220、金属製の標識の場合は 2599）
- －磁器製の電気絶縁体の製造（2393 参照）
- －炭素及びグラファイト製の繊維及び製品（電極及び電気用を除く。）の製造（2399 参照）
- －電子部品タイプの整流器、電圧調整集積回路、電力変圧集積回路、電子蓄電器、電子抵抗器、及び類似の装置の製造（2610 参照）
- －変圧器、電動機、発電機、開閉装置、継電器、工業用制御装置の製造（2710 参照）
- －電池の製造（2720 参照）
- －通信及びエネルギー電線、通電及び非通電配線装置の製造（2733 参照）
- －照明器具の製造（2740 参照）
- －家庭用器具の製造（2750 参照）
- －非電気式の溶接及びはんだ付け装置の製造（2819 参照）
- －発電機、交流発電機、点火プラグ、点火ワイヤリングハーネス、パワーウインドウ及びドアシステム、電圧調整器といった自動車電装品の製造（2930 参照）
- －鉄道・市街電車、内水路、道路、駐車施設、飛行場用の、機械式及び電気機械式の信号、安全及び交通管制装置の製造（3020 参照）

28 他に分類されない機械器具製造業

この中分類は、力を生じ、加える機械部品、及び特別に製造されたあらゆる第一次部品を含み、機械的にまたは熱によって原材料に独立して作用するか、原材料に操作を加える（ハンドリング、噴霧、計量または梱包など）機械装置の製造を含む。ここには、工業用、建築及び土木工事用、農業用または家庭用のいずれに向けて設計されていると関わりなく、固定式及び可動式または手で扱う装置の製造が含まれる。はっきりと仕切られた構内における貨客運搬用特殊装置の製造もこの中分類内に属する。

この中分類は、特殊用途の機械類、つまり、一つの I S I C 産業または小規模の I S I C 産業群専用の用途のための機械類と、一般用途の機械類、つまり幅広い I S I C 産業で用いられる機械類とを区別する。

この中分類はまた、フェアグラウンドに設けられる娯楽施設、ボーリングレーンの自動設備など、製造工程で用いられているかいないかに関わりなく、この分類の他所に含まれていないその他の特殊用途の機械類の製造も含む。

この中分類は、一般的な用途の金属製品の製造（中分類 25）、関連する制御装置、コンピュータ装置、測定及び試験装置、配電及び制御装置（中分類 26 及び 27）、一般用途の自動車の製造（中分類 29 及び 30）を除く。

281 一般機械製造業

この小分類は、一般用途の機械類、つまり幅広い I S I C 産業で用いられる機械類の製造を含む。他の多様な機械の製造に用いられる構成部品の製造または他の事業の運営を支援する機械類の製造を含むことができる。

2811 エンジン及びタービン製造業（航空機用、自動車用及びオートバイ用エンジンを除く。）

この細分類には以下が含まれる。

- －自動車、航空機及びオートバイの推進用エンジンを除く内燃ピストン機関の製造
 - ・船舶用エンジン
 - ・鉄道用エンジン
- －全ての内燃機関、ディーゼル機関など用のピストン、ピストンリング、キャブレターなどの製造
- －内燃機関用吸気・排気弁の製造
- －タービン及びタービン用部品の製造
 - ・スチームタービンその他の蒸気タービン
 - ・油圧タービン、水車及びこれらの調節装置
 - ・風力タービン
 - ・航空機の推力用のターボジェットまたはターボプロペラエンジンを除くガスタービン
- －ボイラー・タービン・セットの製造
- －タービン発電機セットの製造

この細分類は以下を除く。

- －発電機（タービン発電機セットを除く。）の製造（2710 参照）
- －原動発電機セット（タービン発電機セットを除く。）の製造（2710 参照）
- －内燃機関の電気装置及び部品の製造（2790 参照）
- －自動車、航空機またはオートバイを推進するエンジンの製造（2910、3030、3091 参照）
- －ターボジェット及びターボプロペラエンジンの製造（3030 参照）

2812 流体動力装置製造業

この細分類には以下が含まれる。

- －油圧及び空気部品（油圧ポンプ、油圧モーター、油圧及び空気圧シリンダー、油圧及び空気圧バルブ、油圧及び空気圧ホース及び取付具を含む。）の製造
- －空気圧システム利用用の空気調整装置の製造
- －流体動力システムの製造
- －液体式伝導装置の製造

この細分類は以下を除く。

- －圧縮機の製造（2813 参照）
- －非液体動力式応用装置用のポンプ及び弁の製造（2813 参照）
- －機械式伝導装置の製造（2814 参照）

2813 その他のポンプ、圧縮機、タップ及び弁製造業

この細分類には以下が含まれる。

- －空気ポンプまたは真空ポンプ、空気圧縮機またはその他の気体の圧縮機の製造
- －各種液体用ポンプ（計測装置の有無は問わない。）の製造
- －自動車用オイルポンプ、水ポンプ及び燃料ポンプなどといった内燃機関用に設計されたポンプの製造

この細分類には以下も含まれる。

- －調節弁及び吸い込みタップを含む工業用タップ及び弁の製造
- －衛生用タップ及び弁の製造
- －暖房用タップ及び弁の製造
- －手動ポンプの製造

この細分類は以下を除く。

- －硬化されていない加硫処理されたゴム、ガラスまたはセラミック材料を素材としたバルブの

- 製造 (2219、2310 または 2393 参照)
- －液体式伝導装置の製造 (2812 参照)
- －内燃機関用吸気・排気弁の製造 (2811 参照)

2814 軸受け、ギア及び伝導・駆動装置製造業

この細分類には以下が含まれる。

- －玉軸受けとこころ軸受け及び軸受け部品の製造
- －機械式の動力伝導装置の製造
 - ・カム軸、クランク軸、クランクなどのトランスミッション・シャフト及びクランク
 - ・軸受けハウジング及びプラインシャフト軸受け
- －歯車、歯車装置及びギアボックスその他の変速装置の製造
- －クラッチ及びシャフトカップリングの製造
- －はずみ車及び滑車の製造
- －ローラーチェーンの製造
- －動力伝導チェーンの製造

この細分類は以下を除く。

- －その他の鎖の製造 (2599 参照)
- －(電磁)クラッチの製造 (2930 参照)
- －自動車または航空機の部品と確認できる動力伝導装置の半組立品の製造 (中分類 29 及び 30 参照)

2815 かま、炉及び炉バーナ製造業

この細分類には以下が含まれる。

- －焼却炉を含む電気式並びにその他の工業用及びラボラトリー用の炉及びオーブンの製造
- －バーナの製造
- －永久的に据え付けられた電気室内暖房器具、電気プール暖房器具の製造
- －太陽熱暖房、蒸気暖房、石油暖房並びにそれに類する暖房炉及び暖房装置などの永久的に据え付けられた非電気式家庭用暖房装置の製造
- －電気式の家庭用暖房炉 (電気式強制暖房炉、熱ポンプなど)、非電気式の家庭用強制暖房炉の製造

この細分類には以下も含まれる。

- －機械式の自動給炭機、火格子、灰排出装置などの製造

この細分類は以下を除く。

- －家庭用オーブンの製造 (2750 参照)
- －農業用乾燥機の製造 (2825 参照)
- －パン焼きがまの製造 (2825 参照)
- －木材、紙パルプ、紙または板紙用乾燥機の製造 (2829 参照)
- －内科用、外科用またはラボラトリー用の滅菌装置の製造 (3250 参照)
- －(歯科) ラボラトリー用炉の製造 (3250 参照)

2816 つり上げ及びハンドリング装置製造業

この細分類には以下が含まれる。

- －手動式または動力駆動式のつり上げ、ハンドリング、荷積みあるいは荷おろしに使用される機械の製造
 - ・滑車装置及びホイスト、ウインチ、車地 (キャプスタン) 及びジャッキ

- ・デリック、クレーン、移動リフティングフレーム、ストラドルキャリヤなど
- ・工場で使用されるタイプの作業用トラック（つり上げまたはハンドリング装置が取り付けられているかどうかや、自走式であるか否かは問わない。手押し荷物運搬車及び一輪手押し車を含む。）
- ・つり上げ、ハンドリング、荷積みまたは荷おろし用に特別に設計された機械式マニピュレーター及び産業用ロボット
- －コンベヤ、空中ケーブル（telepheriques）などの製造
- －リフト、エスカレーター及び動く歩道の製造
- －つり上げ及びハンドリング装置専用の部品の製造

この細分類は以下を除く。

- －地下用の連続可動式エレベーター及びコンベヤの製造（2824 参照）
- －機械ショベル、掘削機、ショベルローダの製造（2824 参照）
- －多用途の産業用ロボットの製造（2829 参照）
- －クレーン船、鉄道クレーン、クレーン自動車の製造（3011、3020 参照）
- －リフト及びエレベーターの設置（4329 参照）

2817 事務機器製造業（コンピュータ及び周辺装置を除く。）

この細分類には以下が含まれる。

- －計算機の製造
- －加算機、金銭登録機の製造
- －電子式であるかないかを問わない計算器の製造
- －別納証印刷機、郵便物処理機械（封入、封印、宛名印刷機械；開封、分類、スキャニング）、照合機械の製造
- －タイプライターの製造
- －速記機械の製造
- －事務所用結束装置（つまり、プラスチックまたはテープで縛ること）の製造
- －小切手記載機械の製造
- －コインを数えたり包んだりする機械の製造
- －鉛筆削り機の製造
- －ホチキス及びホチキスの針を取り除く機械の製造
- －投票機械の製造
- －テープ・ディスペンサーの製造
- －穴あけ機の製造
- －機械で動く金銭登録機の製造
- －写真複写機の製造
- －トナーカートリッジの製造
- －黒板、ホワイトボード、マーカーボードの製造
- －口述筆記用録音再生装置の製造

この細分類は以下を除く。

- －コンピュータ及び周辺装置の製造（2620 参照）

2818 動力式手道具製造業

この細分類には以下が含まれる。

- －自蔵の電気式または非電気式の原動機または空気圧伝導装置を備えた以下のような手道具の製造
 - ・円形またはピストン式ののこぎり
 - ・ドリル及びハンマードリル
 - ・手持ち式の動力砂まき装置

- ・空気圧ナーラー
- ・緩衝器
- ・溝かん
- ・グラインダー
- ・ホッチキス
- ・空気式リベット打ち機
- ・プレーナー
- ・シャー及びかみ切り機
- ・インパクトレンチ
- ・火薬発動式ナーラー

この細分類は以下を除く

－手で用いる電気はんだごて及び溶接機（2790 参照）

2819 その他の一般機械製造業

この細分類には以下が含まれる。

- －主要部品を組み立てたものを含む工業用冷蔵・冷凍設備の製造
- －自動車用を含む空調機械の製造
- －家庭用以外のファンの製造
- －はかり（ラボラトリー用の感度の高いはかりは除く。）の製造
 - ・家庭用及び商店用のはかり、台ばかり、連続的に計量するはかり、橋ばかり、おもりなど
- －液体の濾過・浄化機械装置の製造
- －液体または粉末を発射、分散あるいは噴霧する装置の製造
 - ・スプレーガン（吹き付け器）、消火器、砂吹き機、スチームクリーニング装置など
- －荷造り・包装機械の製造
 - ・フィリング（詰める）、クロージング（閉じる）、シーリング、カプセリング、ラベリングなどを行う機械
- －瓶の洗浄や乾燥を行う機械、あるいは飲料に炭酸ガスを含ませる機械の製造
- －石油精製、化学産業、飲料産業などの蒸留または精留設備の製造
- －熱交換器の製造
- －空気または気体を液化する機械の製造
- －ガス発生設備の製造
- －カレンダーその他の圧延機械及びそのシリンダー（金属とガラス用を除く。）の製造
- －遠心機（クリーム分離機及び衣類乾燥機を除く。）の製造
- －異なる素材を組み合わせた、同一素材を層状に重ねて作られているガスケット及びこれに類するジョイントの製造
- －自動販売機の製造
- －一般的目的を有する機械用部品の製造
- －屋根裏に設置する扇風機（切妻扇風機、屋根の換気装置など）の製造
- －水準器、巻き尺及びそれに類する手工具、機械工用精密工具（光学工具を除く。）の製造
- －非電気式の溶接及びはんだ付け装置の製造

この細分類は以下を除く。

- －高い感度を有する（ラボラトリー用）天秤ばかりの製造（2651 参照）
- －家庭用の冷蔵・冷凍庫の製造（2750 参照）
- －家庭用ファンの製造（2750 参照）
- －電気式の溶接及びはんだ付け装置の製造（2790 参照）
- －農業用噴霧機械の製造（2821 参照）
- －金属圧延機またはガラス圧延機及びそのシリンダーの製造（2823、2829 参照）
- －農業用乾燥機の製造（2825 参照）
- －食料の濾過または浄化装置の製造（2825 参照）
- －クリーム分離機の製造（2825 参照）

- －営業用衣類乾燥機の製造（2826 参照）
- －繊維プリント加工機械の製造（2826 参照）

282 特殊産業用機械製造業

この小分類は、特殊用途の機械類、つまり、一つの I S I C 産業または小規模の I S I C 産業群専用の用途のための機械類の製造を含む。このほとんどが食品製造や繊維製造といった他の製造過程に用いられるものの、この小分類には飛行機の離陸装置や遊園地の機器といった他の産業（非製造業）向けの特定の機械類の製造も含まれる。

2821 農業及び林業用機械製造業

この細分類には以下が含まれる。

- －農業及び林業で使用されるトラクターの製造
- －歩行トラクター（作業者が地面を歩きながら操縦する。）の製造
- －芝刈り機を含む草刈り機の製造
- －農業用の自動積み込みまたは積みおろし式トレーラまたはセミトレーラの製造
- －土の調整、植え付けまたは施肥を行う農業用機械の製造
 - ・プラウ（鋤）、堆肥を分散させる機械、播種機、砕土機など
- －刈り入れまたは脱穀用機械の製造
 - ・刈り取り機、脱穀機、選別機械など
- －搾乳機の製造
- －農業用噴霧機械の製造
- －多様な農業用機械の製造
 - ・養鶏用の機械、養蜂用の機械、家畜飼料を作るのに用いる機械など
 - ・卵、果物などの不純物除去、選別または格付けを行う機械

この細分類は以下を除く。

- －動力駆動式でない農業用手道具の製造（2593 参照）
- －農場用コンベヤの製造（2816 参照）
- －動力式手道具の製造（2818 参照）
- －クリーム分離機の製造（2825 参照）
- －種子、穀類または乾燥豆類の不純物除去、選別または格付けを行う機械の製造（2825 参照）
- －セミトレーラを牽引する道路走行用トラクターの製造（2910 参照）
- －道路走行用トレーラまたはセミトレーラの製造（2920 参照）

2822 金属成形機械及び工作機械製造業

この細分類には以下が含まれる。

- －レーザー光線、超音波、プラズマアーク、磁気パルスなどを使用する工作機械を含む、金属及びその他の素材（木、骨、石、硬質ゴム、硬質プラスチック、コールドガラスなど）を加工する工作機械の製造
- －旋削、ドリル加工、フライス削り、形削り、平削り、中ぐり、研削などを行う工作機械の製造
- －打ち抜きまたはプレス工作機械の製造
- －パンチプレス、液圧プレス、液圧ブレーキ、ドロップハンマー、鍛造機などの製造
- －引き抜き台、ねじ転造盤、または線材加工用の機械の製造
- －木、コルク、骨、硬質ゴム、硬質プラスチックなどを、釘、ステープル、にかわ、その他の方法で組み立てる定置機械の製造
- －定置式のロータリードリルまたはロータリーパーカッションドリル、ファイリング（やすりかけ）マシン、リベッター、板金カッターなどの製造

- －パーティクルボードやこれに類する物を製造するプレスの製造
- －電気めっき機械の製造

この細分類には以下も含まれる。

- －加工物のホルダー、目盛りヘッド、その他工作機械用の特殊アタッチメントといった、上に
列挙された工作機械用の部品及び付属品の製造

この細分類は以下を除く。

- －手道具用または工作機械用の交換式の工具（ドリル、パンチ、ダイス、タップ、フライス、
回転工具、のこ刃、カッティングナイフなど）の製造（2593 参照）
- －手で用いる電気はんだごて及びはんだ付けガンの製造（2790 参照）
- －動力式手道具の製造（2818 参照）
- －金属工場または鋳造所で使用される機械の製造（2823 参照）
- －鉱業及び採石業用の機械の製造（2824 参照）

2823 冶金用機械製造業

この細分類には以下が含まれる。

- －ホットメタルを扱う機械設備の製造
 - ・転炉、インゴットモールド、ひしゃく、鋳造機械
- －金属圧延機及び圧延機用ロールの製造

この細分類は以下を除く。

- －引き抜き台の製造（2822 参照）
- －モールドイングボックス及び鋳型（インゴットモールドを除く。）の製造（2593 参照）
- －鋳造用鋳型成型機械の製造（2829 参照）

2824 鉱業、採石業及び建設業用機械製造業

この細分類には以下が含まれる。

- －地下用の連続可動式エレベーター及びコンベヤの製造
- －ボーリング機械、切削機械、シンキング（掘り下げ）機械及びトンネル掘削機（地下用に作
られているか否かに関わりない。）の製造
- －ふるい分け、選別、分離、洗浄、粉碎などによって鉱物を処理する機械の製造
- －コンクリートミキサー及びモルタルミキサーの製造
- －アースムーバの製造
 - ・ブルドーザ、アングルドーザ、整地機械、スクレーパ、地ならし機、機械ショベル、ショ
ベルローダなど
- －杭打ち機と杭抜き機、モルタルスプレッダ、ピチューメン・スプレッダ、コンクリートの表
面仕上げ機械などの製造
- －無限軌道式のトラクター及び建設業または鉱業で使用されるトラクターの製造
- －ブルドーザ及びアングルドーザのブレードの製造
- －オフロード・ダンプカーの製造

この細分類は以下を除く。

- －つり上げ及びハンドリング装置の製造（2816 参照）
- －その他のトラクターの製造（2821、2910 参照）
- －石材加工用工作機械（石材を割ったり汚れを除去する機械を含む。）の製造（2822 参照）
- －コンクリートミキサー車の製造（2910 参照）
- －鉱山用機関車及び鉱山用気動車の製造（3020 参照）

2825 食料品、飲料及びたばこ加工機械製造業

この細分類には以下が含まれる。

- －農業用乾燥機の製造
- －酪農業用の機械の製造
 - ・クリーム分離機
 - ・ミルク加工処理機械（例えば、ホモジェナイザー）
 - ・ミルク転化機械（例えば、攪乳器、バターワーカー及び成型機械）
 - ・チーズ製造機械（例えば、ホモジェナイザー、モールドー、プレス）など
- －製粉業用機械の製造
 - ・種子、穀類、乾燥豆類の不純物除去、選別、または格付けを行う機械（選別機、ふるい分けベルト、分離機、穀類用の刷毛機械など）
 - ・細粉及び粗びき粉などを生産する機械（ひいて粉にする機械、送り装置、ふるい装置、ふすまクリーナー、ブレンダー、稲用のもみすり機、ピー・スプリッター）
- －ワイン、リンゴ酒、果汁などを作るために使用されるプレス、クラッシャーなどの製造
- －製パン業、あるいはマカロニ、スパゲッティまたはこれに類する製品を作るのに使用される機械の製造
 - ・パン焼きがま、ドー・ミキサー、ドー・ディバイダー、モールドー、スライサー、ケーキ・ディポジティング機械など
- －多様な食料を加工処理する機械設備の製造
 - ・菓子、ココア、チョコレートを製造する機械；製糖機械；醸造用機械；食肉・鶏肉を処理する機械；果物、ナッツまたは野菜を加工処理する機械；魚類、貝類、またはその他の海産食品を加工処理する機械
 - ・濾過及び浄化装置
 - ・食料または飲料を工業的に処理・製造するためのその他の機械
- －動物性油脂または植物性油脂を採取、加工する機械の製造
- －たばこの前処理用機械、シガレットまたは葉巻を製造する機械、パイプたばこ、かみたばこまたはかぎたばこ用の機械の製造
- －ホテル及びレストランにおける食料準備用の機械の製造

この細分類は以下を除く。

- －食料及びミルクの照射装置の製造（2660 参照）
- －荷造り・包装機械やはかりの製造（2819 参照）
- －卵、果物、その他の作物（種子、穀類及び乾燥豆類を除く。）の不純物除去、選別または格付けに使用する機械の製造（2821 参照）

2826 繊維、衣服及び皮革製造機械製造業

この細分類には以下が含まれる。

- －繊維機械の製造
 - ・化繊の織物繊維、素材または糸の準備処理、生産、押し出し、引っ張り、織りまたは裁断を行う機械
 - ・綿繰機、開巻機、反毛機、コットンスプレッダー、洗毛機、羊毛炭化機、梳毛機、コーマー、ロービング（棟紡）フレームなどといった織物繊維を準備処理する機械
 - ・紡績機械
 - ・巻き取り装置、経糸巻き機械整経機（ワーパー）及び関連の機械といった織り糸を準備する機械
 - ・手織機を含む織物機械（織機）
 - ・編み機
 - ・ノッテッドネット、チュール、レース、組みひもなどを作る機械
- －繊維機械の補助的な機械装置の製造
 - ・ドビー、ジャカード、自動停止装置、シャトル交換機、錘、スピンドルフライヤーなど
- －繊維プリント加工機械の製造

- －布地加工機械の製造
 - ・布地に、洗浄、漂白、染色、糊付け、仕上げ加工、コーティングまたは含浸といった工程を行うための機械
 - ・布を巻き取ったり、巻かれたものを繰り出したり、たたんだり、裁断したり、または端をギザギザに切るための機械の製造
- －ランドリー機械の製造
 - ・溶融プレスを含むアイロン仕上げ機械
 - ・営業用の洗浄及び乾燥用機械
 - ・ドライクリーニング機械
- －ミシン、ミシンヘッド及びミシン針（家庭用か否かを問わない。）の製造
- －フェルトまたは不織布の生産または仕上げ加工を行う機械の製造
- －皮革用機械の製造
 - ・獣皮・皮革に処理、なめし、加工という工程を行う機械
 - ・履物、その他の獣皮・皮革・毛皮製品を製造、修理する機械

この細分類は以下を除く。

- －ジャカード機に使用される紙または板紙の紋紙の製造（1709 参照）
- －家庭用洗濯乾燥機の製造（2750 参照）
- －カレンダー機械の製造（2819 参照）
- －製本用機械の製造（2829 参照）

2829 その他の特殊産業用機械製造業

この細分類は、他に分類されていない特殊用途の機械の製造を含む。

この細分類には以下が含まれる。

- －紙パルプを作る機械の製造
- －紙及び板紙を作る機械の製造
- －木、紙パルプ、紙または板紙乾燥機の製造
- －紙または板紙の製品を生産する機械の製造
- －軟質ゴムまたはプラスチックを加工したり、これらの素材の製品を製造する機械の製造
 - ・押し出し成型機、モルダー、空気入りタイヤを製造または再生する機械、及びゴム製またはプラスチック製の特定の製品を製造するその他の機械
- －多様な素材への印刷機械、製本機械及び印刷支援活動用の機械の製造
- －タイル、れんが、ある形をもったセラミックペースト、管類、グラファイト製電極、黒板用チョーク、鋳造用の鋳型などを生産する機械の製造
- －半導体製造機械の製造
- －特別目的の多様な課題を遂行する産業用ロボットの製造
- －多様な特殊目的の機械器具の製造
 - ・電気または電子式のランプ、電子管（真空管）、または電球を組み立てる機械
 - ・ガラスまたはガラス製品、ガラス繊維またはガラス糸を生産または加熱加工する機械
 - ・アイソトープ分離用の機械・装置
- －タイヤのアラインメント・バランス調整装置、バランス調整装置（ホイールバランス調整装置を除く。）の製造
- －集中グリース塗り装置の製造
- －飛行機の離陸装置、航空母艦の飛行機射出機及び関連装置の製造
- －ボーリングレーンの自動設備（例えば、ピンセッター）の製造
- －メリーゴーランド、回転する乗り物、射的場、その他のフェアグラウンドの遊戯施設の製造

この細分類は以下を除く。

- －家庭用器具の製造（2750 参照）
- －写真複写機などの製造（2817 参照）
- －硬質ゴム、硬質プラスチックまたはコールドガラスを加工する機械設備の製造（2822 参照）

- －インゴットモールドの製造（2823 参照）
- －布地用印刷機械の製造（2826 参照）

29 自動車、トレーラ及びセミトレーラ製造業

この中分類は、旅客または貨物を輸送する自動車の製造を含む。各種の部品及び付属品の製造、トレーラ及びセミトレーラの製造もここに含まれる。
この中分類で生産される乗物の整備及び修理は 4520 に分類される。

291 自動車製造業

細分類 2910 参照。

2910 自動車製造業

この細分類には以下が含まれる。

- －乗用車の製造
- －商用車の製造
 - ・バン、トラック、セミトレーラを牽引する道路走行用トラクターなど
- －バス、トロリーバス及び長距離バスの製造
- －自動車用エンジンの製造
- －エンジンを取り付けたシャシーの製造
- －その他の自動車の製造
 - ・スノーモービル、ゴルフカート、水陸両用自動車
 - ・消防車、街路清掃車、巡回図書館、装甲車など
 - ・コンクリートミキサー車
- －不整地走行車、ゴーカート及び、レースカーを含む類似の車

この細分類には以下も含まれる。

- －自動車エンジンを分解修理する工場

この細分類は以下を除く。

- －自動車用照明装置の製造（2740 参照）
- －ピストン、ピストンリング、キャブレターの製造（2811 参照）
- －農業用トラクターの製造（2821 参照）
- －建設業または鉱業で使用されるトラクターの製造（2824 参照）
- －オフロード・ダンプカーの製造（2824 参照）
- －自動車車体製造（2920 参照）
- －自動車電装部品の製造（2930 参照）
- －自動車部品及び付属品の製造（2930 参照）
- －戦車及びその他の軍用戦闘車両の製造（3040 参照）
- －自動車の整備、修理及び改造（4520 参照）

292 自動車車体製造（設計）業、トレーラ及びセミトレーラ製造業

細分類 2920 参照。

2920 自動車車体製造（設計）業、トレーラ及びセミトレーラ製造業

この細分類には以下が含まれる。

- －自動車用運転台を含む車体の製造
- －自動車、トレーラ及びセミトレーラのあらゆる種類の装備
- －トレーラ及びセミトレーラの製造
 - ・タンク車、引っ越し用トレーラなど貨物輸送用のもの
 - ・キャラバントレーラなど旅客輸送用のもの
- －1種類またはそれ以上の交通手段で運搬できるように装備されたコンテナの製造

この細分類は以下を除く。

- －農業用に特に設計されたトレーラ及びセミトレーラの製造（2821 参照）
- －自動車車体用部品及び付属品の製造（2930 参照）
- －動物が引く乗物の製造（3099 参照）

293 自動車部品及び付属品製造業

細分類 2930 参照。

2930 自動車部品及び付属品製造業

この細分類には以下が含まれる。

- －多様な自動車部品及び付属品の製造
 - ・ブレーキ、ギアボックス、アクセル、ロードホイール、ショックアブソーバー、ラジエーター、マフラー、排気管、キャタライザー、クラッチ、ハンドル、ステアリングコラム及びステアリングボックス
- －自動車車体用部品及び付属品の製造
 - ・安全ベルト、エアバッグ、ドア、バンパー
- －カーシートの製造
- －発電機、交流発電機、点火プラグ、点火ワイヤリングハーネス、パワーウィンドウ及びドアシステム、購入した計器を組み立てたダッシュボード、電圧調整器などの自動車電装品の製造

この細分類は以下を除く。

- －タイヤの製造（2211 参照）
- －ゴムホース・ゴムベルト及びその他のゴム製品の製造（2219 参照）
- －プラスチック製ホース・ゴムベルト及びその他のプラスチック製品の製造（2220 参照）
- －自動車用バッテリーの製造（2720 参照）
- －自動車用照明装置の製造（2740 参照）
- －ピストン、ピストンリング、キャブレターの製造（2811 参照）
- －自動車及びエンジン用ポンプの製造（2813 参照）
- －自動車の整備、修理及び改造（4520 参照）

30 その他の輸送用機械器具製造業

この中分類は、造船及び舟艇製造業、鉄道車両及び機関車、航空機及び宇宙船製造業といった輸送用機械器具の製造並びにその部品の製造を含む。

301 船舶製造業

この小分類は、輸送用及びその他の商用目的並びにスポーツ及びレクリエーション用の船舶、ボート、その他の浮遊建造物の建造を含む。

3011 船舶及び浮遊建造物製造業

この細分類は、スポーツまたはレクリエーション用の船を除いた船舶の建造及び浮遊建造物の建設を含む。

- －商用船の建造
 - ・旅客船、フェリー、貨物船、タンカー、引き船など
- －戦艦の建造
- －漁船及び魚類の加工を行う工船の建造

この細分類には以下も含まれる。

- －ホバークラフト（レクリエーションタイプホバークラフトを除く。）の建造
- －浮かべられるか沈められるかした海底掘削用プラットフォームの建設
- －浮遊建造物の建設
 - ・浮きドック、ポンツーン、コッファードーム、浮き栈橋、ブイ、フローティングタンク、バージ、はしけ、クレーン船、レクリエーション用でないゴムいかだなど
- －船体ブロック及び浮遊建造物の一部の製造

この細分類は以下を除く。

- －主要船体部を除いた船舶部品の製造
 - ・帆の製造（1322 参照）
 - ・船のスクリューの製造（2599 参照）
 - ・鉄または鋼の錨の製造（2599 参照）
 - ・船用エンジンの製造（2811 参照）
- －航行用計器の製造（2651 参照）
- －船舶用照明器具の製造（2740 参照）
- －水陸両用車の製造（2910 参照）
- －空気でふくらませるタイプのレクリエーション用のボートやいかだの製造（3012 参照）
- －船舶及び浮遊建造物の専門修理・整備（3315 参照）
- －船舶解体（3830 参照）
- －ボートの内装取付（4330 参照）

3012 レジャー及びスポーツ用ボート製造業

この細分類には以下が含まれる。

- －空気でふくらませることのできるボート及びいかだの製造
- －補助モーターの有無に関わりないヨットの建造
- －モーターボートの建造
- －レクリエーションタイプのホバークラフトの建造
- －個人用船舶の製造
- －その他のレジャー用及びスポーツ用ボートの製造
 - ・カヌー、カヤック、手こぎボート、スキップ

この細分類は以下を除く。

- －レジャー用及びスポーツ用ボートの部品製造
 - ・帆の製造（1322 参照）
 - ・鉄または鋼の錨の製造（2599 参照）
 - ・船用エンジンの製造（2811 参照）
- －セールボード及びサーフボードの製造（3230 参照）
- －レジャーボートの整備、修理または改造（3315 参照）

302 鉄道機関車及び車両製造業

細分類 3020 参照。

3020 鉄道機関車及び車両製造業

この細分類には以下が含まれる。

- －電気機関車、ディーゼル機関車、蒸気機関車及びその他の鉄道機関車の製造
- －鉄道・市街電車の自走式の客車、有蓋貨車及び無蓋貨車、メンテナンスまたはサービス車両の製造
- －鉄道・市街電車の非自走式車両の製造
 - ・客車、有蓋貨車、タンク車、それ自身荷をおろすことの出来る有蓋・無蓋の貨車、有蓋ワークショップ車、クレーン車、炭水車など
- －鉄道・市街電車の機関車または各種車両用の専用部品の製造
 - ・ボギー、車軸及び車輪、ブレーキ及びブレーキ部品；フック及び連結装置、緩衝装置及び緩衝装置部品；ショックアブソーバー；貨車及び機関車の台枠；車体；コリドーコネクションなど

この細分類には以下も含まれる。

- －鉄道・市街電車、内水路、道路、駐車施設、飛行場など用の、機械式及び電気機械式の信号、安全及び交通管制装置の製造
- －鉱山用機関車及び鉱山用気動車の製造
- －鉄道電車座席の製造

この細分類は以下を除く。

- －組み立てられていないレールの製造（2410 参照）
- －組立式の鉄道線路据付品の製造（2599 参照）
- －電動機の製造（2710 参照）
- －電気式の信号、安全または交通管制装置の製造（2790 参照）
- －エンジン及びタービンの製造（2811 参照）

303 航空機及び宇宙船並びに関連機械製造業

細分類 3030 参照。

3030 航空機及び宇宙船並びに関連機械製造業

この細分類には以下が含まれる。

- －貨物または旅客の輸送用、国防用、スポーツ用またはその他の目的に使われる航空機の製造
- －ヘリコプターの製造
- －グライダー、ハンググライダーの製造
- －可動気球及び熱気球の製造
- －この細分類に含まれる航空機の部品及び付属品の製造
 - ・胴体、翼、ドア、操縦翼面、着陸装置、燃料タンク、エンジン室などの大型組立品
 - ・プロペラ、ヘリコプター回転翼及びプロペラ・ローターブレード
 - ・航空機に使用されている代表的な種類のモーター及びエンジン
 - ・航空機用ターボジェット及びターボプロペラエンジンの部品
- －飛行訓練用シミュレーターの製造
- －宇宙船及び打ち上げロケット、衛星、惑星探査機、軌道ステーション、シャトルの製造
- －大陸間弾道弾（ICBM）及び類似のミサイルの製造

この細分類には以下も含まれる。
－航空機または航空機エンジンのオーバーホール及び改造
－航空機座席の製造

この細分類は以下を除く。
－パラシュートの製造（1322 参照）
－軍需品及び弾薬の製造（2520 参照）
－衛星用電気通信装置の製造（2630 参照）
－航空機計器類及び航行装置の製造（2651 参照）
－航行装置の製造（2651 参照）
－航空機用照明装置の製造（2740 参照）
－内燃機関用の点火部品やその他の電気部品の製造（2790 参照）
－ピストン、ピストンリング、キャブレターの製造（2811 参照）
－飛行機の離陸装置、航空母艦の飛行機射出機及び関連装置の製造（2829 参照）

304 軍用戦闘車両製造業

細分類 3040 参照。

3040 軍用戦闘車両製造業

この細分類には以下が含まれる。
－戦車の製造
－水陸両用軍用装甲車の製造
－その他の軍用戦闘車両の製造

この細分類は以下を除く。
－武器及び弾薬の製造（2520 参照）

309 他に分類されない輸送用機械器具製造業

この小分類は、自動車及び鉄道、水上・航空・宇宙輸送用機械器具並びに軍用車両以外の輸送用機械器具の製造を含む。

3091 オートバイ製造業

この細分類には以下が含まれる。
－オートバイ、モペッド及び補助エンジン付きの自転車の製造
－オートバイ用エンジンの製造
－サイドカーの製造
－オートバイの部品及び付属品の製造

この細分類は以下を除く。
－自転車の製造（3092 参照）
－車椅子の製造（3092 参照）

3092 自転車及び車椅子製造業

この細分類には以下が含まれる。

- －（デリバリータイプの）三輪車、タンデム自転車、子供用自転車及び三輪車を含むモーターの付かない自転車その他のサイクル車の製造
- －自転車用部品及び付属品の製造
- －モーター付きか否かを問わない車椅子の製造
- －車椅子用部品及び付属品の製造
- －乳母車の製造

この細分類は以下を除く。

- －補助モーター付きの自転車の製造（3091 参照）
- －プラスチック製の自転車及び三輪車を含む、乗れるように設計された、車輪を有する玩具の製造（3240 参照）

3099 他に分類されないその他の輸送用機械器具製造業

この細分類には以下が含まれる。

- －手荷物用手押し車、ハンドカート、そり、ショッピングカートなど手で押して進ませる乗物の製造
- －一人乗り一頭立て二輪軽馬車、ろばのひく荷車、葬儀用馬車など動物に引かせる乗物の製造

この細分類は以下を除く。

- －工場で使用されるタイプの作業用トラック（つり上げまたはハンドリング装置が取り付けられているかどうかや、自走式であるか否かは問わない。手押し荷物運搬車及び一輪手押し車を含む。）（2816 参照）
- －デザートカート、フードワゴンなどの装飾的なレストラン用カート（3100 参照）

31 家具製造業

この中分類は、石、コンクリート及びセラミックを除くあらゆる材料の家具及び関連製品の製造を含む。家具製造に用いられる工程は、切断、成型及び積層加工を含む標準的な材料の成形及び構成品の組立方法である。美的、機能的品質の両面における品物の設計は生産工程の重要な一面である。

家具製造業で用いられる工程の一部は、他の製造業部門で用いられている工程と等しい。例えば、切断及び組立は、中分類 16（木材及び木製品製造業）に分類される木製トラスの生産においても見られる。しかしながら、多様な工程が木製家具製造業と木製品製造業を区別する。同様に、金属家具製造業は、中分類 25（金属製品製造業）に分類される圧延成形製品の製造にも用いられる技術を用いる。プラスチック家具の成型工程は他のプラスチック製品の成型と等しい。しかしながら、プラスチック家具の製造は、専門的な活動となる傾向がある。

310 家具製造業

細分類 3100 参照。

3100 家具製造業

この細分類は、各種の目的のために、どこかの場所用として、何らかの素材（石、コンクリートまたはセラミックを除く。）で作られるあらゆる種類の家具の製造を含む。

この細分類には以下が含まれる。

- －事務所、仕事部屋、ホテル、レストラン、公共及び個人の建物用の椅子及び座席の製造

- －劇場、映画館及びそれに類する場所用の椅子及び座席の製造
- －ソファ、ソファベッド及びソファセットの製造
- －ガーデンチェア及び庭園用座席の製造
- －カウンター、陳列ケース、棚などの店舗用特別家具の製造
- －教会、学校、レストラン用の家具の製造
- －オフィス用家具の製造
- －台所用家具の製造
- －寝室、居間、庭など用の家具の製造
- －ミシン、テレビなど用の戸棚の製造
- －実験室用のベンチ、スツール、その他の実験室用座席、実験室用家具（例えば、戸棚や机）の製造
- －教会、学校、レストラン用の家具の製造

この細分類には以下も含まれる。

- －椅子及び座席の布張りのような仕上げ加工
- －噴霧、ペンキ塗り、フラスワニス塗り、布張りのような家具の仕上げ加工
- －マットレス支持材の製造
- －マットレスの製造
 - ・スプリングを使うか詰め物をしたマットレス、あるいは内側に何かの支持材を用いたマットレス
 - ・覆いのない多孔質ゴム製またはプラスチックのマットレス
- －デザートカート、フードワゴンなどの装飾的なレストラン用カート

この細分類は以下を除く。

- －枕、プーフ、クッション、キルト及び羽布団の製造（1322 参照）
- －ふくらませることができるゴム製マットレスの製造（2219 参照）
- －セラミック、コンクリート及び石製の家具の製造（2393、2395、2396 参照）
- －照明器具またはランプの製造（2740 参照）
- －黒板（2817 参照）
- －カーシート、鉄道座席、航空機座席の製造（2930、3020、3030 参照）
- －モジュール式家具の連結及び設置、間仕切りの設置、実験室用の装置及び家具の設置（4330 参照）

32 その他製造業

この中分類は、他の分類部分の対象になっていない多様な品物の製造を含む。これは余りの中分類であるため、生産工程、投入材料、生産された品物の用途は幅広く多岐にわたり、細分類を中分類にまとめる通常の規準はここには適用されていない。

321 宝石、装身具及び関連製品製造業

この小分類は、宝石製及び模造宝石製の装身具の製造業を含む。

3211 宝石及び関連製品製造業

この細分類には以下が含まれる。

- －加工真珠の生産
- －産業用としての性質を有する石と、合成またはリコンストラクトされた貴石・半貴石の加工も含む、加工された状態にある貴石・半貴石の生産
- －ダイヤモンドの加工
- －貴金属または貴金属で被覆した卑金属、貴石または半貴石、貴金属と貴石または半貴石を組

- み合わせた物、あるいは他の素材による装身具の製造
- －金細工師によって作られる貴金属製品または貴金属で被覆した卑金属製品の製造
 - ・ディナーウェア、フラットウェア、ホローウェア、トイレ用品、オフィス用品または卓上用の品、宗教上の目的で使用される品物など
- －るつぼ、スパチュラ、電気めっきのアノードなどの専門的またはラボラトリー用の貴金属製品（計器類やその部品は除く。）の製造
- －貴金属製の腕時計バンド、リストバンド、ウォッチストラップ、シガレットケースの製造
- －法貨として使用されるコインを含むコインの製造（素材が貴金属であるかどうかを問わない。）

この細分類には以下も含まれる。

- －貴金属及び貴金属でない個人用製品の彫刻

この細分類は以下を除く。

- －金属製でない腕時計バンド（織物製、革製、プラスチック製など）の製造（1512 参照）
- －貴金属（模造宝石を除く。）をめっきした卑金属製品の製造（中分類 25 参照）
- －ウォッチ・ケースの製造（2652 参照）
- －（非貴）金属製の腕時計バンドの製造（3212 参照）
- －模造宝石の製造（3212 参照）

3212 模造宝石及び関連製品製造業

この細分類には以下が含まれる。

- －模造装身具の製造
 - ・貴金属をめっきした卑金属でできた指輪、ブレスレット、ネックレス及びこれに類する装身具
 - ・模造の宝石原石、模造ダイヤモンド、及びこれに類するような模造石を含む装身具
- －金属製腕時計バンド（貴金属を除く。）の製造

この細分類は以下を除く。

- －貴金属または貴金属被覆物による装身具の製造（3211 参照）
- －本物の宝石原石を含む装身具の製造（3211 参照）
- －貴金属製の腕時計バンドの製造（3211 参照）

322 楽器製造業

細分類 3220 参照。

3220 楽器製造業

この細分類には以下が含まれる。

- －弦楽器の製造
- －自動ピアノを含む鍵盤弦楽器の製造
- －ハルモニウムや、これに類する金属製フリーリード（自由簧）の付いた鍵盤楽器を含む鍵盤パイプオルガンの製造
- －アコーディオン及びハーモニカを含む、これに類する楽器の製造
- －管楽器の製造
- －打楽器の製造
- －電子的に音が生み出される楽器の製造
- －オルゴール、フェアグラウンドオルガン、カリオペーなどの製造
- －楽器の部品及び付属品の製造

- ・メトロノーム、音叉、ピッチパイプ（調子笛）、自動機械楽器用のカード、ディスク、ロールなど

この細分類には以下も含まれる。

－ホイッスル、コールホーン、その他口で吹いて音を出す信号発生器具の製造

この細分類は以下を除く。

- －録音・録画済みのサウンド及びビデオ・テープ及びディスクの複製（1820 参照）
- －マイクロホン、アンプ、拡声器、ヘッドホン、及びこれに類するコンポーネントの製造（2640 参照）
- －レコードプレーヤー、テープレコーダー及びこれに類する物の製造（2640 参照）
- －玩具楽器の製造（3240 参照）
- －オルガン及びその他の歴史的な楽器の修復（3319 参照）
- －録音・録画済みのサウンド及びビデオ・テープ及びディスクの出版（5920 参照）
- －ピアノの調律（9529 参照）

323 スポーツ用品製造業

細分類 3230 参照。

3230 スポーツ用品製造業

この細分類は、スポーツ及びアスレチック用品（衣類及び履物を除く。）の製造を含む。

この細分類には以下が含まれる。

- －あらゆる素材のスポーツ、アウトドア及びインドア競技用の用品及び器具の製造
 - ・硬質、軟質及び空気であくまらせるボール
 - ・ラケット、バット、クラブ
 - ・スキー板、ビンディング、ポール
 - ・スキー靴
 - ・セールボード及びサーフボード
 - ・手網を含むスポーツフィッシング用品
 - ・ハンティング、登山などに必要な物
 - ・スポーツ用のレザーグローブと帽子類
 - ・アイススケート靴、ローラースケート靴など
 - ・弓及び石弓
 - ・体育館、フィットネスセンターまたはアスレチック用の設備

この細分類は以下を除く。

- －船の帆の製造（1322 参照）
- －スポーツ用衣服の製造（1410 参照）
- －馬具類の製造（1512 参照）
- －乗馬用その他のむちの製造（1512 参照）
- －スポーツ用履物の製造（1520 参照）
- －スポーツ用武器及び弾薬の製造（2520 参照）
- －ウエートリフティングに使用されるような金属製の重りの製造（2599 参照）
- －ボーリング・レーン用機器（たとえば、ピン・セッター）の製造（2829 参照）
- －トボガンやこれに類する物以外のスポーツ用乗物の製造（中分類 29 及び 30 参照）
- －ボート製造（3012 参照）
- －ビリヤード台の製造（3240 参照）
- －耳栓（例えば、水泳用及び防音用）の製造（3290 参照）

324 ゲーム及び玩具製造業

細分類 3240 参照。

3240 ゲーム及び玩具製造業

この細分類は、人形、玩具、ゲーム（電子ゲームを含む）、模型、子供用乗り物（金属製自転車及び三輪車を除く）を含む。

この細分類には以下が含まれる。

- －人形、及び人形の衣裳とアクセサリーの製造
- －アクション・フィギュアの製造
- －ぬいぐるみの製造
- －玩具の楽器の製造
- －トランプの製造
- －ボードゲーム及び類似のゲームの製造
- －チェスなどの電子ゲームの製造
- －ミニチュア模型及びこれに類するレクリエーションとして親しまれている模型、電気列車、工作セットなどの製造
- －コインを投入して遊ぶゲーム、ビリヤード、カジノ・ゲーム用の特殊テーブルなどの製造
- －遊園地用品、テーブルゲーム、あるいは遊戯場用ゲームの製造
- －プラスチック製の自転車及び三輪車を含む、乗れるように設計された、車輪を有する玩具の製造
- －パズル及び類似品の製造

この細分類は以下を除く。

- －テレビゲーム機の製造（2640 参照）
- －自転車の製造（3092 参照）
- －テレビゲーム機用ソフトウェアを書き、製作すること（5820、6201 参照）

325 医療及び歯科用機器・備品製造業

細分類 3250 参照。

3250 医療及び歯科用機器・備品製造業

この細分類は、実験室用の装置と家具、外科用及び内科用器具、外科用装置及び備品、歯科用設備及び備品、歯科矯正用品、入れ歯、歯科矯正用装置を含む。この細分類には、給水機能を組み込んだ歯科用椅子など、追加機能が特殊で、その機能によりその製品の目的が決定する場合の、医療用家具、歯科用家具及びこれらに類似する家具を含む。

この細分類には以下が含まれる。

- －手術用掛け布及び消毒糸及び布の製造
- －歯科用充填材及びセメント（入れ歯接着剤またはセメントを除く。）、デンタルワックス及びその他の歯科用石膏調合品の製造
- －骨再建用セメントの製造
- －デンタルラボ用炉の製造
- －実験室用超音波清浄機の製造
- －実験室用滅菌装置の製造

- －実験室タイプの蒸留装置、実験室用遠心分離器の製造
- －以下のような内科、外科、歯科または獣医用の家具の製造
 - ・手術台
 - ・診察台
 - ・機械付属品のついている病院のベッド
 - ・歯科診療用椅子
- －骨固定用の板及びねじ、注射器、針、カテーテル、カニューレなどの製造
- －歯科用器具（歯科用機械器具を組み込んだ歯科診療用椅子を含む。）の製造
- －デンタルラボで行われる義歯、ブリッジなどの製造
- －整形外科用及び人工装具用装置の製造
- －義眼の製造
- －体温計の製造
- －眼科用品、眼鏡、サングラス、処方に従って研磨されたレンズ、コンタクトレンズ、安全ゴーグルの製造

この細分類は以下を除く。

- －歯科用接着剤の製造（2023 参照）
- －（薬品を）浸みこませた詰め綿、包帯類など（2100 参照）
- －医療用及び治療用電子機器の製造（2660 参照）
- －車椅子の製造（3092 参照）

329 他に分類されないその他の製造業

細分類 3290 参照。

3290 他に分類されないその他の製造業

この細分類には以下が含まれる。

- －保護安全装置の製造
 - ・耐火性保護安全服の製造
 - ・電気工事用安全ベルト及びその他の職業用ベルトの製造
 - ・コルク製救命具の製造
 - ・プラスチック製ヘルメット及びプラスチック製のその他の個人用安全具（例えば、運動用ヘルメット）の製造
 - ・耐火保護服の製造
 - ・金属製安全帽及びその他の金属製個人用安全具の製造
 - ・耳栓（例えば、水泳用及び防音用）の製造
 - ・ガスマスクの製造
- －機械の部品としてのブラシを含むほうき及びブラシ、手動の機械式床掃除機、モップ及び毛ばたき、ペンキ用の刷毛、ペンキ用のパッド及びローラー、ゴムほうき及びその他のブラシ、ほうき、モップなどの製造
- －靴及び服用ブラシの製造
- －あらゆる種類のペンと鉛筆の製造（機械式用であるかどうかは問わない。）
- －鉛筆の芯の製造
- －日付、封印またはナンバリング用のスタンプ、手動印字装置、浮き出しラベル、ハンドプリンティングセット、すぐに利用できるタイプライターリボン及びスタンプ台の製造
- －地球儀の製造
- －雨傘、日傘、ステッキ、狩猟ステッキの製造
- －ボタン、ホック、スナップ、プレス・スタッド、ファスナーの製造
- －シガレットライターの製造
- －個人用品の製造:喫煙パイプ、香水の噴霧器、魔法瓶その他の個人用または家庭用真空容器、かつら、つけひげ、つけまゆげといった個人用品の製造

- －各種のろうそくやそれに類する物、花束・花輪・花籠、人工の花や、果実や葉、ジョーク（いたずらおもちゃ）及びノベルティーズ（新案おもちゃ）、手に持って使う目の細かいふるいと粗いふるい、マネキン、埋葬用棺桶といった雑多な製品の製造
- －剥製活動

この細分類は以下を除く。

- －ライターの芯の製造（1329 参照）
- －仕事着及び業務服（例えば、実験室用上着、作業用オーバーオール、制服）の製造（1410 参照）
- －紙製ノベルティーズの製造（1709 参照）
- －プラスチック製ノベルティーズの製造（2220 製造）

33 機械器具修理・設置業

この中分類には、機械器具の修理・整備業は、機械、器具及びその他の製品を稼働状態に修復することを目指した製造業部門で生産される物の専門修理を含む。このような製品が効率的に動くことを確保するため、並びに故障及び不要な修理を予防するために行う一般的なまたは定例的な整備（つまり、アフターサービス）の提供も含まれる。

この中分類には、専門の修理・整備業のみが含まれる。機械、器具及びその他の物の製造業者も相当量の修理を提供するが、この場合は、修理・整備活動に従事している事業単位の分類は付加価値原則に従って行われ、その場合、これらの活動の組み合わせは物の製造に割り振られることが多い。同じ原則は商業と修理の組み合わせにも適用される。

機械器具の分解修理または再生は製造業とみなされ、本大分類のその他の中分類に含まれる。

消費財のみならず資本財として用いられる物の修理・整備は、典型的に家庭用品の修理・整備業に分類される（例えば、事務用及び家庭用家具修理業は 9524 参照）。

機械の専門設置もこの中分類に含まれる。しかしながら、電気配線取付、エスカレーターの設置、空調システムの設置といった、建物または類似の構造物の不可分の構成部分をなす設備の設置は建設業に分類される。

この中分類は、産業用機械の清掃（細分類 8129 参照）コンピュータ及び通信装置及び家庭用品の修理・保守（中分類 95 参照参照）を除く。

331 金属製品・機械器具修理業

この小分類は、金属製品、機械器具の修理・整備業は、これらの金属製品、機械、器具及びその他の製品を稼働状態に復帰させることを目指した製造部門で生産される物の専門的な修理を含む。このような製品が効率的に動くことを確保するため、並びに故障及び不要な修理を予防するために行う一般的なまたは定例的な整備（つまり、アフターサービス）の提供も含まれる。

この小分類は以下を除く。

- －機械器具の分解修理または再生（中分類 25～31 の対応する細分類参照）
- －産業用機械の清掃（8129 参照）
- －コンピュータ及び通信装置の修理・保守（951 参照）
- －家庭用品の修理・整備（952 参照）

3311 金属製品修理業

この細分類は、中分類 25 の金属製品の修理・整備業を含む。

この細分類には以下が含まれる。

- －金属製タンク、貯槽及び容器の修理
- －パイプ及びパイプラインの修理・整備
- －移動溶接修理
- －鋼製の輸送ドラムの修理
- －水蒸気またはその他の蒸気を発生させる装置の修理・整備
- －蒸気発生装置と一緒に用いる補助設備の修理・整備
 - ・凝縮器、節炭器、過熱装置、スチームコレクター、緩衝装置
- －アイソトープセパレーターを除く原子炉の修理・整備
- －船舶用ボイラーまたは油圧式ボイラー用の部品の修理・整備
- －セントラルヒーティング用ボイラー及びラジエーターの板金工作修理
- －火器及び兵器の修理・整備（スポーツ用及びレクリエーション用銃の修理を含む。）

この細分類は以下を除く。

- －セントラルヒーティングシステムなどの修理（4322 参照）
- －機械仕掛けの錠前、金庫など（8020 参照）

3312 機械修理業

この細分類は、業務用及び産業用機械の刃及びのこぎりを尖らせたり、取り付けたといったような産業用機械器具の修理・整備業または溶接（例えば、自動車、一般機械）修理サービスの提供、中分類 28 の機械器具から構成される農業用及びその他の産業用重機械器具（例えば、フォークリフト及びその他の材料ハンドリング装置、工作機械、業務用冷蔵装置、建設設備、鋳業機械）の修理を含む。

この細分類には以下が含まれる。

- －自動車用以外のエンジンの修理・整備、たとえば、船舶用あるいは鉄道車両用エンジン
- －ポンプ及び関連装置の修理・整備
- －流体動力装置の修理・整備
- －弁の修理
- －伝導・駆動装置の修理
- －産業プロセス用炉の修理・整備
- －材料ハンドリング装置の修理・整備
- －業務用冷蔵装置及び空気清浄装置の修理・整備
- －業務用タイプの一般用途機械の修理・整備
- －その他の動力駆動式手道具の修理
- －金属切断及び金属成形工作機械及び付属品の修理・整備
- －その他工作機械の修理・整備
- －農業用トラクターの修理・整備
- －農業用機械及び林業・伐採用機械の修理・整備
- －冶金用機械の修理・整備
- －鋳業、建設業、油田・ガス田用機械の修理・整備
- －食料、飲料、タバコ加工機械の修理・整備
- －繊維、衣服及び皮革生産機械の修理・整備
- －製紙機械の修理・整備
- －中分類 28 のその他の特殊用途機械の修理・整備
- －計量装置の修理・整備
- －自動販売機の修理・整備
- －金銭登録機の修理・整備
- －写真複写機の修理・整備

- －電子式であるなしに関わらない計算器の修理
- －タイプライターの修理

この細分類は以下を除く。

- －炉及びその他の暖房装置の設置、修理、整備（4322 参照）
- －エレベーター及びエスカレーターの設置、修理、整備（4329 参照）

3313 電子及び光学機器修理業

この細分類は、家庭用品と見なされる物を除き、小分類 265、266 及び 267 で生産される品物の修理及び保守を含む。

この細分類は、以下を含む。

- －以下のような小分類 265 の測定、試験、操縦及び制御装置の修理・保守
 - ・航空機エンジン計器
 - ・自動車排気量試験装置
 - ・気象観測用計器
 - ・物理的・電氣的・化学的特性の試験・検査装置
 - ・測量計器
 - ・放射能検出・監視計器
- －以下のような細分類 2660 の照射、電気医療及び電気療法装置の修理・保守
 - ・磁気共鳴イメージング装置
 - ・医療用超音波装置
 - ・ペースメーカー
 - ・補聴器
 - ・心電計
 - ・電気医療用内視鏡装置
 - ・照射装置
- －以下のような細分類 2670 の光学機器及び装置の修理及び保守、ただし、その主たる目的が業務用の場合。
 - ・双眼鏡
 - ・顕微鏡（電子顕微鏡、陽子顕微鏡を除く。）
 - ・望遠鏡
 - ・プリズム及びレンズ（眼科用のレンズを除く。）
 - ・写真機器

この細分類は以下を除く。

- －写真複写機の修理及び保守（3312 参照）
- －コンピュータ及び周辺装置の修理・保守（9511 参照）
- －コンピュータ・プロジェクターの修理・保守（9511 参照）
- －通信装置の修理・保守（9512 参照）
- －業務用テレビ・ビデオカメラの修理・保守（9512 参照）
- －家庭用タイプのビデオカメラの修理（9521 参照）
- －時計の修理（9529 参照）

3314 電気機器修理業

この細分類は、細分類 2750（民生用機械器具）の物を除く、中分類 27 に属する品物の修理・整備業を含む。

この細分類には以下が含まれる。

- －電力・配電・特製変圧器の修理・整備
- －電動機・発電機・電動発電機一式の修理・整備
- －開閉装置及び配電盤装置の修理・整備
- －継電器及び工業用制御装置の修理・整備
- －一次電池及び蓄電池の修理・整備
- －電気照明器具の修理・整備
- －通電配線装置及び電気回路を配線するための非通電配線装置の修理・整備

この細分類は以下を除く。

- －コンピュータ及びコンピュータ周辺装置の修理・保守（9511 参照）
- －電気通信装置の修理・保守（9512 参照）
- －家庭用電子機器の修理・整備（9521 参照）
- －時計の修理（9529 参照）

3315 輸送用機械器具修理業（自動車を除く。）

この細分類は、オートバイと自転車を除く中分類 30 に属する輸送用機械器具の修理・整備業を含む。ただし、船舶、機関車、鉄道車両及び航空機の工場における分解修理やオーバーホールは中分類 30 に分類される。

この細分類には以下が含まれる。

- －船舶の修理及び定期整備
- －レジャーボートの修理・整備
- －機関車及び鉄道車両の修理・整備（工場における分解修理または工場における改造を除く。）
- －航空機の修理・整備（工場における改造、工場におけるオーバーホール、工場における分解修理を除く。）
- －航空機エンジンの修理・整備
- －動物が牽引する乗り物及び荷車の修理

この細分類は以下を除く。

- －船舶の工場における分解修理（3010 参照）
- －機関車及び鉄道車両の工場における分解修理（3020 参照）
- －航空機の工場における分解修理（3030 参照）
- －船舶あるいは鉄道車両用エンジンの修理（3312 参照）
- －船舶のスケーリング、解体（3830 参照）
- －オートバイの修理・整備（4540 参照）
- －自転車の修理（9529 参照）

3319 その他の機械器具修理業

この細分類は、この中分類の他の小分類に該当しない機械器具の修理・整備業を含む。

この細分類には以下が含まれる。

- －修繕を含む漁網の修理
- －ロープ、索具装置、帆、ターポリンの修理
- －肥料及び化学薬品の保存袋の修理
- －木製パレット、船積み用ドラム缶またはたる、及び類似の品の修理または再調節
- －ピンボール遊戯機その他のコイン式ゲーム機の修理
- －オルガン及びその他の歴史的な楽器の修復

この細分類は以下を除く。

- －家庭用及び事務用家具の修理、家具の修復（9524 参照）
- －自転車の修理（9529 参照）
- －衣類の修繕及び手直し（9529 参照）

332 産業用機械器具設置業

細分類 3320 参照。

3320 産業用機械器具設置業

この細分類は、機械の専門設置業を含む。しかしながら、エスカレーター、電気配線、盗難報知器、空調システムの設置といった、建物または類似の構造物の不可欠な構成部分をなす設備の設置業は建設業に分類される。

この細分類には以下が含まれる。

- －工場における産業用機械の設置
- －産業工程制御装置の設置
- －その他の産業用機器の設置
 - ・通信機器
 - ・メインフレーム及び類似のコンピュータ
 - ・照射及び電子医療機器など
- －大型機械器具の解体
- －機械整備修理工の活動
- －機械の装備
- －ボーリングレーン設備の設置

この細分類は、以下を除く

- －電気配線、盗難警報装置の設置（4321 参照）
- －エア・コンディショニング・システムの設置（4322 参照）
- －エレベーター、エスカレーター、自動ドア、ドライクリーニング・システムなどの設置（4329 参照）
- －ドア、階段、店舗用建具、家具などの設置（4320 参照）
- －パソコンの設置（セットアップ）（6209 参照）

D 電気、ガス、蒸気及び空調供給業

この大分類は、線、導管、パイプの恒久的な基盤構造（ネットワーク）を通じて電力、天然ガス、蒸気、温水などの供給を行う活動を含む。ネットワークの規模は決定要因ではない。工業団地や居住用建築物における電気、ガス、蒸気、温水などの配給も含まれる。この大分類はしたがって、電力またはガスの生産、制御及び配給を行う電気及びガス事業の操業を含む。蒸気供給及び空調供給も含まれる。

この大分類は、上下水道事業の操業は除く（36、37 参照）。パイプラインによる（典型的に長距離の）ガス輸送も除外される。

35 電気、ガス、蒸気及び空調供給業

大分類 D 参照。

351 発電・送電・配電業

細分類 3510 参照。

3510 発電・送電・配電業

この細分類は、大口の発電、発電施設から配電センターへの送電、そして末端利用者への配電を含む。

この細分類には以下が含まれる。

- －火力、原子力、水力、ガスタービン、ディーゼル、再生可能エネルギーを含む電気エネルギーを生産する発電施設の運転
- －発電施設から配電網へ電気を伝達する送電網の運転
- －発電施設または送電網から受け取った電力を最終消費者まで伝達する配電網（つまり、電線、電柱、電気メーター、配線から構成。）の運転
- －利用者への電気販売
- －他者が運転する配電網を経由した電気販売を手配する電力仲介業者または代理人の活動
- －電気及び送電能力の電力との交換所の運営

352 ガス製造業、導管によるガス燃料配給業

細分類 3520 参照。

3520 ガス製造業、導管によるガス燃料配給業

この細分類は、ガスの製造、そして導管網を通じた天然ガスまたは合成ガスの最終消費者への分配を含む。他者の運転する供給網を通じて天然ガスの販売を手配するガス売買業者または仲介業者も含まれる。

生産者とガス分配者、または都市センター間を接続する、典型的に長距離にわたって別個に行われるガスパイプラインの操業はこの細分類から除外され、他のパイプライン輸送活動と一緒に分類されている。

この細分類には以下が含まれる。

- －石炭の炭化による、あるいは農業副産物または廃棄物からのガス供給目的のガスの生産
- －天然ガスを含む各種のタイプのガスからの、浄化、混合及びその他の工程による特定の発熱量のガス燃料の製造
- －あらゆる種類のガス燃料の導管網を通じた輸送、分配、供給
- －利用者への導管を通じたガス販売
- －他者が運転するガス分配網を通じたガス販売を手配するガス仲介業者または代理人の活動
- －商品及び輸送能力のガス燃料との交換

この細分類は以下を除く。

- －コークス炉運転（1910 参照）
- －精製石油製品の製造（1920 参照）
- －工業用ガスの製造（2011 参照）
- －ガス燃料の卸売り（4661 参照）
- －瓶詰めガスの小売り（4773 参照）
- －燃料の直接販売（4799 参照）
- －パイプラインによる（長距離）ガス輸送（4930 参照）

353 蒸気及び空調供給業

細分類 3530 参照。

3530 蒸気及び空調供給業

この細分類には以下が含まれる。

- －暖房、動力、その他を目的としての蒸気及び温水の生産、集積及び配給
- －冷気の生産及び配給
- －冷却目的の冷却水の生産及び配給
- －食用及び非食用目的（例えば、冷却）の氷を含む氷の生産

E 水供給業、下水処理並びに廃棄物管理及び浄化活動

この大分類は、固形または非固形の産業廃棄物または家庭廃棄物といった各種形態の廃棄物及び汚染用地の管理に関わる活動（収集、処理及び処分を含む。）を含む。廃棄物または下水の処理過程の産出物は処分されても他の生産工程の投入物となってもよい。水の供給活動は下水処理に関連してまたは下水処理にも従事する事業単位によって実行される場合が多いため、同じくこの大分類に集められている。

36 水収集・処理・供給業

この中分類は、家庭及び工業の需要に応じた水の収集、処理、配給を含む。各種水源からの水の収集と各種手段を用いた配給も含まれる。

360 水収集・処理・供給業

細分類 3600 参照。

3600 水収集・処理・供給業

この細分類は、家庭及び工業の需要に応じた水の収集、処理、配給活動を含む。各種水源からの水の収集と各種手段を用いた配給も含まれる。

灌漑用水路の運転も含まれるが、スプリンクラーを通じた灌漑業務及び類似の農業支援サービスの提供は含まれない。

この細分類には以下が含まれる。

- －河川、湖沼、井戸などからの水の収集
- －雨水の収集
- －給水目的の水の浄化
- －産業用その他の目的のための水の処理
- －主たる利益製品としての水を生産するための海水または地下水の脱塩
- －本管、トラックまたはその他の手段を用いた水の配給
- －灌漑用水路の運転

この細分類は以下を除く。

- －農業用の灌漑設備の運転（0161 参照）
- －汚染防止を目的としての廃水処理（3700 参照）

ーパイプライン経由の水の（長距離）輸送（4930 参照）

37 下水処理

この中分類は、下水の収集、処理、処分を行う下水処理施設または下水システムの運転を含む。

370 下水処理

細分類 3700 参照。

3700 下水処理

この細分類には以下が含まれる。

- ー下水システムまたは下水処理施設の運転
- ー一者または複数の利用者からのし尿または産業廃水の収集及び輸送、下水網、回収装置、タンクその他の輸送形態（下水くみ取り車など）を用いた雨水の回収及び輸送
- ー肥溜め及びセプティックタンク（下水処理用の腐敗タンク）、下水溝及び汚水だめを空にして掃除すること、ケミカルトイレットの手入れ・処理
- ー稀釈、ふるい分け、濾過、沈殿などの物理的、化学的及び生物学的工程を用いた廃水処理（し尿及び産業廃水、プール排水などを含む。）
- ー下水溝の棒突きを含む下水溝及び排水管の保守及び清掃

38 廃棄物収集・処理・処分活動、材料再生業

この中分類は、廃物材料の収集、処理、処分活動を含む。これには廃物材料の地元運搬及び材料再生施設（つまり、再生可能材料を廃棄物の流れから選別する施設）の経営も含まれる。

381 廃棄物収集業

この小分類は、固定式ごみ箱、移動式ごみ箱、コンテナなどを用いた家庭及び事業所からの廃棄物の収集を含む。例えば、家庭ごみ、使用済み電池、使用済み料理用油脂、船舶の廃油及び自動車修理工場の使用済みオイル、建設及び解体作業からの廃物といった非有害廃棄物及び有害廃棄物の収集を含む。

3811 非有害廃棄物収集業

この細分類には以下が含まれる。

- ー固定式ごみ箱、移動式ごみ箱、コンテナなどを用いた家庭及び事業所からの廃物収集（混合再生可能材料を含む。）といった地元圏内における非有害固体廃棄物（つまり、ごみ）の収集
- ー再生可能材料の収集
- ー使用済み料理用油脂の収集
- ー公共の場所でのごみ箱によるごみの収集

この細分類には以下も含まれる。

- ー建設及び解体作業からの廃物収集
- ー藪や瓦礫といった残骸の収集及び除去

- －繊維工場から出される廃物の収集
- －（埋め立てなどのためにごみを圧縮・梱包する）非有害廃棄物用ごみ処理場の運営

この細分類は以下を除く。

- －有害廃棄物の収集（3812 参照）
- －非有害廃棄物処分のための埋立地の運営（3821 参照）
- －紙、プラスチックなどの混じり合った再生可能材料が別々の分類に選別される施設の運営（3830 参照）

3812 有害廃棄物収集業

この細分類は、固形及び非固形の有害廃棄物、つまり、火薬、酸化性、引火性、毒性、刺激性、発がん性、腐食性、感染性を有する物質、その他人間の健康や環境にとって有害な物質及び調整品の収集を含む。運搬目的での廃物の識別、処理、梱包、ラベル貼付を伴う場合もある。

この細分類には以下が含まれる。

- －以下のような有害廃棄物の収集
 - ・船荷または自動車修理工場からの廃油
 - ・生物学的有害廃棄物
 - ・使用済み電池
- －（埋め立てなどのためにごみを圧縮・梱包する）有害廃棄物用ごみ処理場の運営

この細分類は以下を除く。

- －例えば、アスベスト除去のような汚染された建物、採掘現場、土壌、地下水の浄化及び清掃（3900 参照）

382 廃棄物処理・処分業

この小分類は、処分を目的とした有機廃棄物の処理、毒素をもつ動物（生死は問わない。）及びその他の汚染廃棄物の処理及び処分、病院などからの遷移性放射性廃棄物の処理及び処分、地上または水中へのごみの投棄、ごみを地中に埋めること、有害廃棄物を減らすことを目的とした冷蔵庫などの中古物品の処分、焼却または燃焼によるごみ処分といった様々な手段による各種形態の廃棄物の処分及び処分前処理を含む。

ごみ焼却過程から得られる発電も含まれる。

この小分類は、以下を除く。

- －廃水の処理・処分（細分類 3700 参照）。

3821 非有害廃棄物処理・処分業

この細分類は、固形または非固形の非有害廃棄物の処分、処分前処理及びその他の処理を含む。

この細分類には以下が含まれる。

- －非有害廃棄物処分のための埋立地の運営
- －焼却、燃焼またはその他の方法による非有害廃棄物の処分（電気または蒸気、代用燃料、生物ガス、灰、その他のさらなる利用のための副産物の生産をもたらしてももたらさなくてもよい。）
- －有機廃棄物処分のための処理
- －有機廃棄物からの堆肥の生産

この細分類は以下を除く。

- －有害廃棄物の焼却及び燃焼（3822 参照）
- －紙、プラスチック、使用済み飲料缶、金属といった混じり合った再生可能材料が別々の分類に選別される施設の運営（3830 参照）
- －土地、水の汚染除去及び浄化、有毒材料の毒性緩和（3900 参照）

3822 有害廃棄物処理・処分業

この細分類は、火薬、酸化性、引火性、毒性、刺激性、発がん性、腐食性、感染性を有する廃棄物、その他人間の健康や環境にとって有害な物質及び調整品である廃棄物を含む固形または非固形の有害廃棄物の処分及び処分前処理を含む。

この細分類には以下が含まれる。

- －有害廃棄物処理施設の運営
- －毒素をもつ動物（生死は問わない。）及びその他の汚染廃棄物の処理及び処分
- －有害廃棄物の焼却
- －有害廃棄物を減らすことを目的とした冷蔵庫などの中古物品の処分
- －下記を含む放射性核廃棄物の処理・処分・貯蔵
 - ・病院からの遷移性放射性廃棄物、つまり、運搬の過程に崩壊する放射性廃棄物の処理及び処分
 - ・核廃棄物の貯蔵のための封入、準備その他の処理

この細分類は以下を除く。

- －非有害廃棄物の焼却（3821 参照）
- －土地、水の汚染除去及び浄化、有毒材料の毒性緩和（3900 参照）
- －核燃料の再処理（2011 参照）

383 材料再生業

細分類 3830 参照。

3830 材料再生業

この細分類は、以下を含む。

- －金属及び非金属の廃棄物・スクラップ及びその他の製品の二次原材料への加工業。通常は、機械的あるいは化学的に変化させる工程を含む。
- －以下の形態の廃棄物の流れからの材料の再生
 - ・非有害廃棄物の流れ（つまり、ごみ）からの再生可能材料の分離及び選別
 - ・紙、プラスチック、使用済み飲料缶及び金属などの混じり合った再生可能材料の個々の分類への分離及び選別

機械的及び化学的に変化させる工程として実行されるものの例には以下のようなものがある。

- －中古車、洗濯機、自転車などの金属廃棄物を機械によって押しつぶし、後に選別及び分離すること
- －自動車、コンピュータ、テレビ及びその他の機械器具の材料再生のための解体
- －鉄道貨車のような大型鉄片の機械による縮小
- －金属廃棄物、耐用年数の過ぎた乗物などの寸断
- －切断、容積縮小のための圧搾といったその他の機械的処理方法
- －船舶解体

- －例えば定着溶液または写真フィルム及び印画紙といった写真廃棄物からの金属再生
- －二次原材料生産のための古タイヤなどのゴムの再生
- －チューブ、植木鉢、パレット及びこれに類する製品用の二次原材料生産のためのプラスチックの選別及び造粒
- －プラスチックまたはゴム廃棄物の粒状体への加工（不純物除去、溶融、研磨）
- －ガラスの粉碎、不純物除去及び選別
- －二次原材料を得るための解体破棄物のようなその他廃棄物の粉碎、不純物除去及び選別
- －使用済み料理用油脂の二次原材料への加工処理
- －その他の食料、飲料及びたばこの廃棄物及び残留物質の二次原材料への加工処理

この細分類は以下を除く。

- －反毛した原料から糸を紡いだり、古紙からパルプを作ったり、タイヤを再生したり、あるいは金属スクラップから金属を生産したりといった二次原材料（自ら製造したものであるか否かを問わない。）からの新しい最終製品の製造（大分類C製造業の中の対応する細分類参照）
- －核燃料の再処理（2011 参照）
- －クズ鉄及び鉄のスクラップの再溶解（2410 参照）
- －非有害廃棄物の処理・処分（3821 参照）
- －有機廃棄物処分のための処理（3821 参照）
- －非有害廃棄物燃焼過程からのエネルギー再生（3821 参照）
- －有害廃棄物削減を目的とした冷蔵庫などの中古物品の処分（3822 参照）
- －病院などからの遷移性放射性廃棄物の処理及び処分（3822 参照）
- －有毒、汚染廃棄物の処理及び処分（3822 参照）
- －利用可能部品を得て、転売することを目的とした自動車、コンピュータ、テレビ及びその他の機械器具の解体（大分類G 参照）
- －再生可能材料の卸売業（4669 参照）

39 浄化活動及びその他の廃棄物管理業務

この中分類は、浄化サービスの提供、つまり、汚染された建物や現場、土壌、地表水または地下水の浄化を含む。

390 浄化活動及びその他の廃棄物管理業務

細分類 3900 参照。

3900 浄化活動及びその他の廃棄物管理業務

この細分類には以下が含まれる。

- －例えば機械、化学的または生物学的手法を用いた、現場でまたは現場外での汚染箇所における土壌及び地下水の汚染除去
- －核プラントや核プラント用地を含む産業工場または産業用地の汚染除去
- －例えば汚染物質の収集または化学薬品の適用を通じた、偶発的汚染後の地表水の汚染除去及び浄化
- －地上、地表水、海洋（沿海を含む。）における石油漏れ及びその他の汚染物質の浄化
- －石綿、有鉛塗料、その他の有毒材料の毒性除去
- －地雷及び類似物の除去（爆発を含む）
- －その他の専門的な汚染管理活動

この細分類は以下を除く。

- －非有害廃棄物の処理・処分（3821 参照）
- －有害廃棄物の処理・処分（3822 参照）

－屋外の清掃及び街路などへの散水（8129 参照）

F 建設業

この大分類は、建物及び土木建造物の一般的な工事及び専門的な工事活動を含む。新規工事、修理、増築及び改築、プレハブ建築物または構造物の現場での建築・架設、更に一時的な性質の建設工事が含まれる。

一般的な工事とは、完全な形を整える住居、オフィスの建物、商店並びにその他の公共的及び公営事業用の建物、農場の建築物などの建築・建設工事、または高速道路、一般の道路、橋、トンネル、鉄道、飛行場の滑走路、港やその他の水利事業、灌漑システム、下水網、工業施設、パイプライン及び送電線、スポーツ施設などの土木建造物の建築・建設工事を指す。

請じた工事は、自分のために行う場合もあれば、料金制または請負制で行われる場合もある。工事の幾つかの部分、時には実際的な工事の全てが下請けに出されることもある。建設プロジェクトの全体的な責任を負う事業単位もここに分類される。

建物及び土木工事の修理も含まれる。

この大分類は建物の完全な建築工事（中分類 41）、土木建造物の完全な工事（中分類 42）、そして専門的な工事活動で建設工程の単なる一部として実行されているもの（中分類 43）を含む。

オペレーター付の建設機械の賃貸はその機械で実行される特定の工事活動に分類される。

この大分類にはまた、後に販売する建設プロジェクトを実現するための、金銭的、技術的、物理的手段を動員することによる建物及び土木建造物の建築プロジェクトの開発も含まれる。もし、これらの活動が建設プロジェクトの後日販売を目的として実行されているのでなく、その運営のために行われているのであれば（例えば、これらの建物における区画賃貸、これらの工場における製造活動）、当該事業単位はここには分類されず、その運営活動、つまり、不動産、製造業などといった活動に従い分類される。

41 建築工事業

この中分類は、あらゆる種類の建物の一般的な工事を含む。新規工事、修理、増築及び改築、プレハブ建築物または構造物の現場での建築・架設、更に一時的な性質の建設工事が含まれる。

完全な形を整える住居、オフィスの建物、商店並びにその他の公共的及び公営事業用の建物、農場の建築物などの建築・建設工事が含まれる。

410 建築工事業

細分類 4100 参照。

4100 建築工事業

この細分類は、販売のために自己勘定で、あるいは料金制または請負制で行う完全な居住用建築物または非居住用建築物の建設・建築工事を含む。工事の一部または建設工程全体の外注も可能である。建設工程の専門的な部分しか実行されない場合、その活動は中分類 43 に分

類される。

この細分類には以下が含まれる。

- －あらゆる種類の居住用建築物建築工事
 - ・一世帯住宅
 - ・高層建築物を含む複数世帯入居用建物
- －あらゆる種類の非居住用建築物建築工事
 - ・例えば、工場、作業場、組立工場などの工業生産のための建物
 - ・病院、学校、オフィスビル
 - ・ホテル、店舗、ショッピングモール、レストラン
 - ・空港建物
 - ・屋内スポーツ施設
 - ・地下駐車場を含む駐車場
 - ・倉庫
 - ・宗教的建物
- －プレハブ建設物の現場での組立及び架設

この細分類には以下も含まれる。

- －既存の居住用構造物の改築または修復

この細分類は以下を除く。

- －コンクリート以外の自家製造した部品からの完全なプレハブ建設物の架設（中分類 16 及び 25 参照）
- －建物を除く工業施設の建設（4290 参照）
- －建築学及びエンジニアリング業（7110 参照）
- －建設工事に関連したプロジェクト管理活動（7110 参照）

42 土木工事業

この中分類は、土木施設の一般的な建設工事を含む。新規工事、修理、増築及び改築、プレハブ構造物の現場での建築・架設、更に一時的な性質の建設工事が含まれる。

高速道路、一般の道路、橋、トンネル、鉄道、飛行場の滑走路、港やその他の水利事業、灌漑システム、下水網、工業施設、パイプライン及び送電線、屋外スポーツ施設などの大型の造営物の建築・建設工事が含まれる。講じた工事は、自分のために行う場合もあれば、料金制または請負制で行われる場合もある。工事の幾つかの部分、時には実際的な工事の全てが下請けに出されることもある。

421 道路・鉄道建設業

細分類 4210 参照。

4210 道路・鉄道建設業

この細分類には以下が含まれる。

- －高速道路、街路、一般の道路、その他の自動車道及び歩道の建設工事
- －街路、道路、幹線道路、橋またはトンネルにおける表面仕上げ工事
 - ・道路のアスファルト舗装
 - ・道路の塗装及びその他の標示
 - ・ガードレール、交通信号機及びこれに類する物の据付
- －高架幹線道路用のものを含む橋の建設工事

- －トンネル建設工事
- －鉄道及び地下鉄建設工事
- －飛行場滑走路の建設工事

この細分類は以下を除く。

- －街灯及び電気信号機の取付（4321 参照）
- －建築学及びエンジニアリング業（7110 参照）
- －土木工事に関連したプロジェクト管理活動（7110 参照）

422 公益工事業

細分類 4220 参照。

4220 公益工事業

この細分類は、配電線並びにこれらのシステムの不可分の部分である関連する建物及び構造物の建設工事を含む。

この細分類には以下が含まれる。

- －下記のための土木建設工事
 - ・長距離パイプライン、通信線及び電線
 - ・都市パイプライン、都市の通信線及び電線、補助的都市工事
 - ・水道本管及び送水管の建設工事
 - ・灌漑システム（用水路）
 - ・貯水池
- －以下の建設工事
 - ・修理を含む下水網
 - ・下水処分場
 - ・揚水場
 - ・電力工場

この細分類には以下も含まれる。

- －井戸掘り

この細分類は以下を除く。

- －土木工事に関連したプロジェクト管理活動（7110 参照）

429 その他の土木工事業

細分類 4290 参照。

4290 その他の土木工事業

この細分類には以下が含まれる。

- －建物を除く以下のような工業施設の建設工事
 - ・精錬所
 - ・化学工場
- －以下の建設工事
 - ・水路、港湾及び河川工事、レジャー用の港（マリーナ）、閘門など
 - ・ダム及び堤防
- －水路の浚渫

- －以下のような建物以外の建設工事
 - ・屋外スポーツ施設

この細分類には以下も含まれる。

- －土地の改良（例えば、道路、公益基盤構造などの追加）を伴う土地の分譲

この細分類は以下を除く。

- －土木工事に関連したプロジェクト管理活動（7110 参照）

43 専門工事業

この中分類は、専門的な工事活動（専門技能職）、つまり、建築物や土木工事の一部の工事やその他の準備で、プロジェクト全体に対する責任を負わない活動を含む。これらの活動は、杭打ち、基礎工事、骨組み工事、コンクリート工事、れんが積み、石の据付、足場組み、屋根ふきなど、通常、専門的な技能または機械・設備を必要とし、各種の建造物に共通の一つの側面に特化した活動である。鋼製の構造物の架設は、その部品が同一の事業単位によって生産されていない限りここに含まれる。専門的な工事活動は、ほとんどが下請け仕事で行われるが、特に修理工事の場合は、不動産の所有者のために直接行われる。

建築物仕上げ及び建築物完成の活動も含まれる。

工事を本来的に機能させるところのあらゆる種類のユーティリティの取付も含まれる。これらの業務は、作業の一部が特別の作業場で行われることがあるとしても、普通は建設現場で行われる。配管工事、暖房・空調システムの取付、アンテナ、警報装置その他の電気工事、スプリンクラー・システム、エレベーター及びエスカレーターなどの取付といった活動が含まれる。絶縁工事（水、熱、音）、板金工事、業務用の目的で行われる冷蔵・冷凍工事、そして道路、鉄道、空港、港湾などへのイルミネーション及び信号装置の取付も含まれる。更に、上記の事業活動と同じタイプの修理もここに含まれる。

建築物仕上げ活動には、床や壁面のつや出し、しっくい塗り、塗装、タイル貼りまたは寄せ木、カーペット、壁紙などの他の材料による被覆、床面のサンディング（サンドペーパーで磨くこと）、仕上げの大工仕事、音響工事、外部の清掃など、建設工事の完成または仕上げに寄与する活動が含まれる。更に、上記の事業活動と同じタイプの修理もここに含まれる。

オペレーター付の建設機械の賃貸は関連する工事活動に分類される。

431 解体・用地整備業

この小分類は、前に存在していた構造物の撤去を含むその後の工事活動のための用地整備活動を含む。

4311 解体業

この細分類には以下が含まれる。

- －建築物及びその他の構造物の解体・取り壊し

4312 用地整備業

この細分類は、その後の工事活動のための用地整備を含む。

この細分類には以下が含まれる。

- －建設用地の取り片付け
- －建設用地の穴掘り、埋立、地ならし及び整地、溝掘り、岩石除去、爆破作業などのアースムービング
- －建設、地球物理学、地質学または類似の目的のための掘削、試錐及びコアサンプリング

この細分類には以下も含まれる。

- －鉱業用地整備
 - ・油田及びガス田を除く鉱業所有地及び現場での、鉱床を覆う表土の除去及びその他の開発・整備工事
- －建設用地の排水
- －農業用地または森林地の排水

この細分類は以下を除く。

- －採油または採ガス井の掘削（0610、0620 参照）
- －採鉱事業のための掘削テスト及びボーリング・テスト（石油及びガスの採掘を除く）（0990 参照）
- －土壌の汚染除去（3900 参照）
- －井戸掘り（4220 参照）
- －シャフト掘り抜き（4390 参照）
- －油田及びガス田開発、地球物理調査、地質調査及び地震調査（7110 参照）

432 電気設備・配管・その他の建造物設備設置工事業

この小分類は、電気系統、配管（水道、ガス、下水設備）、暖房及び空調系統、エレベーターなどの取付を含む、建物が建物として機能することを支援する設置活動を含む。

4321 電気設備工事業

この細分類は、あらゆる種類の建物及び土木構造物における電気系統の取付を含む。

この細分類には以下が含まれる。

- －以下の設置
 - ・電気配線及び取付部品
 - ・電話配線
 - ・コンピュータネットワーク及び光ファイバーを含むケーブルテレビ配線
 - ・衛星受信アンテナ
 - ・照明設備
 - ・火災報知器
 - ・盗難報知器
 - ・街灯及び電気信号機
 - ・空港滑走路の照明

この細分類には以下も含まれる。

- －パイプ式暖房装置を含む電気製品と家庭用設備の接続

この細分類は以下を除く。

- －通信線及び送電線の建設工事（4220 参照）
- －盗難報知器や火災報知器などの電子安全警報システムのモニタリングあるいは遠隔モニタリング、その保守も含む（8020 参照）

4322 配管・暖房・空調設備工事業

この細分類は、追加、改造、保全、修理を含む、配管・暖房・空調設備の取付業を含む。

この細分類には以下が含まれる。

－建築物またはその他の建設事業における以下の取付

- ・暖房設備（電気、ガス、石油）
- ・炉、冷水塔
- ・非電気式太陽エネルギー集電装置
- ・配管及び衛生設備
- ・換気、冷房または空調装置及びダクト
- ・ガス取付具
- ・蒸気配管
- ・消火スプリンクラー・システム
- ・芝生用スプリンクラー・システム

－管路の取付

この細分類は以下を除く。

－パイプ式電気暖房装置の取付（4321 参照）

4329 その他の建造物設備設置工事業

この細分類は、建物及び土木構造物における、電気、配管、暖房、空調設備以外の設備または工業機械類の設置ならびにその保守及び修理を含む。

この細分類には以下が含まれる。

－建築物またはその他の建設事業における以下の取付

- ・エレベーター、エスカレーター
- ・自動ドア及び回転ドア
- ・避雷針
- ・吸引装置
- ・熱、音または振動の絶縁

この細分類は以下を除く。

－産業用機械の設置（3320 参照）

433 建築物仕上げ・完成業

細分類 4330 参照。

4330 建築物仕上げ・完成業

この細分類には以下が含まれる。

－建築物またはその他の建設事業内外への関連する木摺材を含むしっくいまたは化粧しっくいの適用

－木製またはその他の材料によるドア（自動ドア及び回転ドアを除く）、窓、ドア枠及び窓枠の設置

－作り付けの台所、階段、店舗用の作り付け備品及びこれに類する物の設置

－家具の設置

－天井、木製の壁被覆材、可動仕切り壁などの内装仕上げ

－建築物またはその他の建設事業における以下の敷設、タイル貼り、ぶら下げまたは取付

- ・セラミック製、コンクリート製または切石製の壁または床のタイル、セラミック製のスト
ーブ備品
- ・寄せ木及びその他の木製床張材
- ・ゴムまたはプラスチック製の物を含むカーペット及びリノリウムの床被覆材
- ・テラゾ、大理石、みかげ石またはスレートの床または壁被覆材
- ・壁紙
- －建物内外の塗装
- －土木構造物の塗装
- －ガラス、鏡などの取付
- －建設後の新築建物の清掃
- －他に分類されないその他の建物仕上げ工事

この細分類には以下も含まれる。

- －店舗、移動住宅、ボートなどの内装取付

この細分類は以下を除く。

- －道路の塗装（4210 参照）
- －自動ドア及び回転ドアの設置（4329 参照）
- －建築物及びその他の構造物の一般的な内部清掃（8121 参照）
- －建物内外の専門的な清掃（8129 参照）
- －屋内装飾デザイナーの活動（7410 参照）
- －作りつけでない家具の組み立て（9524 参照）

439 その他の専門工事業

細分類 4390 参照。

4390 その他の専門工事業

この細分類には以下が含まれる。

- －専門的な技能または機械・設備を必要とし、各種の建造物に共通の一つの側面を専門的に受け持つ建設工事活動
 - ・杭打ちを含む基礎建設工事
 - ・防湿・防水工事
 - ・建物の除湿
 - ・シャフト掘り抜き
 - ・自ら製造したのではない鋼製要素の架設
 - ・鋼曲げ
 - ・れんが積み及び石の据付
 - ・居住用建築物の屋根ふき
 - ・足場組み・架設及び解体（建築足場・作業足場のレンタルを除く。）
 - ・煙突及び工業用炉の架設
 - ・例えば、高層構造物の高所における作業のような、よじ登る技能と関連機器の使用を必要とする専門家によるアクセスの要件を伴う作業
- －地表下工事
- －屋外プールの建設工事
- －建物外部のスチームクリーニング、砂吹き（サンドブラスト）及びこれに類する活動
- －オペレーターを付けてのクレーンのレンタル

この細分類は以下を除く。

- －オペレーターの付かない建設機械器具の賃貸（7730 参照）

G 卸売・小売業；自動車・オートバイ修理業

この大分類は、あらゆる種類の商品の卸売り及び小売り（つまり、変形加工を施さないでの販売）、そして商品販売に付随する供給サービスを含む。卸売業及び小売業は商品流通の最終段階である。売買される物品は、商品と呼ばれる。

自動車及びオートバイの修理もこの大分類に含まれる。

変形加工を施さないでの販売には、例えば、商品の区分け・格付け・組合せ、商品（例えば、ワインまたは砂）の混合（ブレンド）、瓶詰め（先行作業としての瓶の洗浄を伴っても伴わなくてもよい。）、包装、小口分けにしてもっと小さなロットで流通させるための再包装、保管（冷凍または冷蔵であるかないかを問わない。）、農産物の不純物除去及び乾燥、二次的活動としての木製ファイバーボードまたは金属板の切り出しといった商業に関連した通常の作業（または操作）も含まれると考えられている。

中分類 45 は自動車及びオートバイの販売と修理に関わるあらゆる活動を含み、一方中分類 46 と 47 はそれ以外の全ての販売活動を含む。中分類 46（卸売業）と中分類 47（小売業）の違いは主たる顧客の種類に基づく。

卸売業とは、小売業者、商工業ユーザー、制度によって設けられる諸機関のユーザー、専門職ユーザーへの、あるいはまた他の卸売業者への、新品及び中古品の再販売（変形、加工を施さないでの販売）、もしくは代理人または仲買人としてこれらの人や会社のために物品を買い付けたり、あるいはこれらの人や会社に物品を売却することを指す。含まれる主たる事業形態は、商品卸売業者、つまり、卸売商または問屋といった自ら販売する商品について法的権利を有する卸売業者、工業品流通業者、輸出業者、輸入業者、そして製造業事業単位または鉱業事業単位が自らの製品を販売流通させる目的で工場または鉱山の外に維持し、工場または鉱山からの直接出荷によって満足される注文を単に取るだけのものではない共同購入組合、販売支店、営業事務所（ただし、小売店舗ではない。）である。商品ブローカー、委託販売人、仲買人、そして農産物のマーケティングに携わる卸売業者、買付業者及び協同組合も含まれる。卸売業者はしばしば、商品（例えば医薬品）の大きなロットへの物理的な組合せ・区分け・格付け、小口分け、もっと小さなロットへの再包装及び他への販売、商品の保管、冷蔵、配達及び据付、顧客のための販売促進やラベルのデザインに従事する。

小売業とは、個人または家庭の消費または使用に供するため、商店、百貨店、屋台、通信販売会社、訪問販売員、行商人、呼び売り人、消費者協同組合、オークションハウスなどによって主として一般消費者を対象に行われる、新品及び中古品の再販売（変形・加工を伴わない販売）を指す。ほとんどの小売業者が自ら販売する商品について法的権利を有するが、代理人として行為し、委託販売または手数料制で販売する業者もある。

45 自動車・オートバイ卸売・小売業及び修理業

この中分類は、新車及び中古車の卸売り及び小売り、自動車の修理及び整備、自動車及びオートバイの部品及びアクセサリーの卸売り及び小売りといった、貨物自動車及びトラックを含む自動車及びオートバイに関わるあらゆる活動（製造及び賃貸を除く。）を含む。自動車の卸売りまたは小売りに関係している仲買人の活動も含まれる。この中分類にはまた、自動車の洗車、みがきなどの活動も含まれる。

この中分類は自動車燃料及び潤滑剤、または冷却剤の小売りもしくは自動車またはオートバイの賃貸を含まない。

451 自動車販売業

細分類 4510 参照。

4510 自動車販売業

この細分類には以下が含まれる。

- －新車及び中古車の卸売り及び小売り
 - ・救急車及びマイクロバスなどの特殊乗用車を含む乗用車
 - ・トラック、トレーラ及びセミトレーラ
 - ・トレーラーハウス及びモーターホームといったキャンピング車

この細分類には以下も含まれる。

- －オフロード車（ジープなど）の卸売り及び小売り
- －仲買人による卸売り及び小売り
- －カーオークション

この細分類は以下を除く。

- －自動車部品及び付属品の卸売り及び小売り（4530 参照）
- －運転手を付けての自動車の賃貸（4922 参照）
- －運転手を付けてのトラックの賃貸（4923 参照）
- －運転手を付けないでの自動車及びトラックの賃貸（7710 参照）

452 自動車整備・修理業

細分類 4520 参照。

4520 自動車整備・修理業

この細分類には以下が含まれる。

- －自動車の整備及び修理
 - ・機械的修理
 - ・電氣的修理
 - ・エレクトロニック噴射装置の修理
 - ・通常整備
 - ・車体修理
 - ・自動車部品修理
 - ・洗車、みがきなど
 - ・噴霧及び塗装
 - ・フロントガラス及びウィンドーの修理
 - ・カーシート修理
- －タイヤ及びチューブの修理、取付または交換
- －防錆加工
- －製造工程の一部としてではない部品及び付属品の取付

この細分類は以下を除く。

- －タイヤの再生（2211 参照）

453 自動車部品・付属品販売業

細分類 4530 参照。

4530 自動車部品・付属品販売業

この細分類には以下が含まれる。

－以下のような自動車のあらゆる種類の部品、部分品、備品、工具及び付属品の卸売り及び小売り

- ・ゴムタイヤ及びタイヤ内部のチューブ
- ・点火プラグ、バッテリー、照明器具、電気部品

この細分類は以下を除く。

－自動車用燃料の小売り（4730 参照）

454 オートバイ及び関連部品・付属品販売・整備・修理業

細分類 4540 参照。

4540 オートバイ及び関連部品・付属品販売・整備・修理業

この細分類には以下が含まれる。

－モペットを含むオートバイの卸売り及び小売り

－オートバイの部品及び付属品の卸売り及び小売り（仲買人及び通信販売によるものを含む。）

－オートバイの整備及び修理

この細分類は以下を除く。

－自転車並びにその関連部品及び付属品の卸売り（4649 参照）

－自転車並びにその関連部品及び付属品の小売り（4763 参照）

－オートバイの賃貸（7730 参照）

－自転車の修理及び整備（9529 参照）

46 卸売業（自動車及びオートバイを除く。）

この中分類は、国内卸売業及び国際卸売業（輸出入）に関連した自己勘定もしくは手数料制または契約制（委託販売業）での卸売業を含む。

卸売業とは、新品及び中古品の小売業者への再販売（変形、加工を施さないでの販売）、商工業ユーザー、制度によって設けられる諸機関のユーザー、専門職ユーザーといったユーザーとの企業間取引、あるいはまた他の卸売業者への再販売、もしくは代理人または仲買人としてこれらの人や会社のために商品を買付けたり、あるいはこれらの人や会社に商品を売却することを指す。含まれる主たる事業形態は、商品卸売業者、つまり、卸売商または問屋といった自ら販売する商品について法的権利を有する卸売業者、工業品流通業者、輸出業者、輸入業者、そして製造業事業単位または鉱業事業単位が自らの製品を販売流通させる目的で工場または鉱山の外に維持し、工場または鉱山からの直接出荷によって満足される注文を単に取るだけのものではない共同購入組合、販売支店、営業事務所（ただし、小売店舗ではない。）である。商品ブローカー、委託販売人、仲買人、そして農産物のマーケティングに携わる卸売業者、買付業者及び協同組合も含まれる。

卸売業者はしばしば、商品（例えば医薬品）の大きなロットへの物理的な組合せ・区分け・格付け、小口分け、もっと小さなロットへの再包装及び他への販売、商品の保管、冷蔵、配達及び据付、顧客のための販売促進やラベルのデザインに従事する。

この中分類は、自動車、トレーラーハウス及びオートバイならびに自動車付属品の卸売り（中分類 45 参照）、物品の賃貸及びリース（中分類 77 参照）、混合及び濾過を含む、第三者用の固体物品の包装及び液体または気体物品の瓶詰め（中分類 8292 参照）を除く。

461 手数料制または契約制による卸売業

細分類 4610 参照。

4610 手数料制または契約制による卸売業

この細分類には以下が含まれる。

- －仲買人及び他人のために他人に代わって取り引きする他のあらゆる卸売業者の活動
- －インターネット上を含み、売り手と買い手を結びつけたり、本人の代理で商取引を行うことに関与している者の活動
- －以下の販売に関与する代理人
 - ・農産品原料、生き物、織物原材料及び半加工品
 - ・燃料、鉱石、金属及び工業用化学品（肥料を含む。）
 - ・食料品、飲料及びたばこ
 - ・織物、衣服、毛皮、履物及び皮革製品
 - ・材木及び建築材料
 - ・事務機械及びコンピュータ、工業設備、船舶及び航空機を含む機械類
 - ・家具、家庭用品及び金物類

この細分類には以下も含まれる。

- －卸売りオークションハウスの活動
この細分類は以下を除く。
- －自身の名で営む卸売業（462～469 参照）
- －自動車仲買人の活動（4510 参照）
- －自動車のオークション（4510 参照）
- －無店舗仲買人による小売業（4799 参照）
- －保険代理店の事業活動（6622 参照）
- －不動産代理業（6820 参照）

462 農産品原料及び生き物卸売業

細分類 4620 参照。

4620 農産品原料及び生き物卸売業

この細分類には以下が含まれる。

- －穀類及び種子の卸売り
- －採油用の果実の卸売り
- －花その他の植物の卸売り
- －製造されていないタバコの卸売り
- －生き物の卸売り
- －獣皮の卸売り
- －皮革の卸売り
- －動物の飼料に用いられる農産品原料、廃棄物、残留物及び副産物の卸売り

この細分類は以下を除く。

－織物繊維の卸売り（4669 参照）

463 食料品、飲料及びたばこ卸売業

細分類 4630 参照。

4630 食料品、飲料及びたばこ卸売業

この細分類には以下が含まれる。

- －果物・野菜の卸売り
- －酪農品の卸売り
- －卵及び卵製品の卸売り
- －動物性または植物性食用油脂の卸売り
- －食肉及び食肉製品の卸売り
- －水産品の卸売り
- －砂糖、チョコレート、砂糖菓子類の卸売り
- －パン類の卸売り
- －飲料の卸売り
- －コーヒー、茶、ココア及びスパイスの卸売り
- －たばこ製品の卸売り

この細分類には以下も含まれる。

- －ワインの大量仕入れ及び変化させないでの瓶詰め
- －愛玩動物用飼料の卸売り

この細分類は以下を除く。

- －ワインまたは蒸留酒の混合（1101、1102 参照）

464 家庭用品卸売業

この小分類は、織物を含む家庭用品の卸売業を含む。

4641 織物、衣料及び履物卸売業

この細分類には以下が含まれる。

- －糸の卸売り
- －織物の卸売り
- －家庭用リンネル製品などの卸売り
- －針、縫い糸などの小間物雑貨の卸売り
- －スポーツ用衣料を含む衣料品の卸売り
- －手袋、ネクタイ及びズボン吊りといった衣服付属品の卸売り
- －履物の卸売り
- －毛皮製品の卸売り
- －傘の卸売り

この細分類は以下を除く。

- －装身具及び皮革製品の卸売り（4649 参照）
- －織物繊維の卸売り（4669 参照）

4649 その他の家庭用品卸売業

この細分類には以下が含まれる。

- －家庭用家具の卸売り
- －家庭用電気製品の卸売り
- －個人用電子製品の卸売り
 - ・ラジオ及びテレビ装置
 - ・CD及びDVDの再生・録画装置
 - ・ステレオ機器
 - ・ビデオゲーム機
- －照明器具の卸売り
- －食卓用刃物類の卸売り
- －陶磁器及びガラス製品の卸売り
- －木工品、枝編み細工品及びコルク細工品などの卸売り
- －医薬品及び医療用品の卸売り
- －香水、化粧品、石けんの卸売り
- －自転車並びに自転車用部品及び付属品の卸売り
- －文房具、書籍、雑誌及び新聞の卸売り
- －写真用品及び光学製品（例えば、サングラス、双眼鏡、拡大鏡）の卸売り
- －録音・録画済みのオーディオ及びビデオテープ、CD、DVDの卸売り
- －皮革製品と旅行用アクセサリーの卸売り
- －時計類及び装身具の卸売り
- －楽器、ゲーム及び玩具、スポーツ用品の卸売り

この細分類は以下を除く。

- －何も記録されていないオーディオ及びビデオテープ、CD、DVDの卸売り（4652 参照）
- －ラジオ及びテレビ放送用機器の卸売り（4652 参照）
- －事務所用家具の卸売り（4659 参照）

465 機械器具・備品卸売業

この小分類は、コンピュータ、電気通信機器、あらゆる種類の産業用の特殊機械及び一般用機械の卸売業を含む。

4651 コンピュータ、コンピュータ周辺装置及びソフトウェア卸売業

この細分類には以下が含まれる。

- －コンピュータ及びコンピュータ周辺装置の卸売り
- －ソフトウェアの卸売り

この細分類は以下を除く。

- －電子部品の卸売り（4652 参照）
- －事務機器（コンピュータ及び周辺装置を除く。）の卸売り（4659 参照）
- －コンピュータ制御機械の卸売り（4659 参照）

4652 電子・電気通信機器及び部品卸売業

この細分類には以下が含まれる。

- －電子バルブ及び電子管の卸売り
- －半導体デバイスの卸売り
- －マイクロチップ及び集積回路の卸売り

- －プリント回路の卸売り
- －何も記録されていないオーディオ及びビデオテープ、ディスク、磁気ディスク及び光ディスク（CD、DVD）の卸売り
- －電話及び通信装置の卸売り

この細分類は以下を除く。

- －録音・録画済みのオーディオ及びビデオテープ、CD、DVDの卸売り（4649 参照）
- －個人用電子製品の卸売り（4649 参照）
- －コンピュータ及びコンピュータ周辺装置の卸売り（4651 参照）

4653 農業機械器具・備品卸売業

この細分類には以下が含まれる。

- －農業機械・器具の卸売り
 - ・ブラウ（鋤）、堆肥を散布する機械、播種機
 - ・刈り取り機
 - ・脱穀機
 - ・搾乳機
 - ・養鶏用の機械、養蜂用の機械
 - ・農業及び林業で使用されるトラクター

この細分類には以下も含まれる。

- －運転方法に関わりない芝刈り機

4659 その他機械器具卸売業

この細分類には以下が含まれる。

- －コンピュータ及びコンピュータ周辺装置を除く事務機器の卸売り
- －事務所用家具の卸売り
- －自動車、オートバイ及び自転車を除く輸送機械の卸売り
- －流れ作業ロボットの卸売り
- －配線及びスイッチ並びに工業用途のその他の取付装置の卸売り
- －電動機、変圧器といったその他の電気器具の卸売り
- －あらゆる材料を対象としたあらゆる種類の工作機械の卸売り
- －工業、商業及び航行その他の業務に用いられる他に分類されないその他の機械類の卸売り

この細分類には以下も含まれる。

- －コンピュータ制御工作機械の卸売り
- －繊維産業用コンピュータ制御機械、コンピュータ制御ミシン及び編み機の卸売り
- －計器及び計測装置の卸売り

この細分類は以下を除く。

- －自動車、トレーラ及びトレーラーハウスの卸売り（4510 参照）
- －自動車部品の卸売り（4530 参照）
- －オートバイの卸売り（4540 参照）
- －自転車の卸売り（4649 参照）
- －コンピュータ及び周辺装置の卸売り（4651 参照）
- －電子部品並びに電話及び通信装置の卸売り（4652 参照）

466 その他の専門卸売業

この小分類は、この中分類の他の小分類に分類されていないその他の専門卸売活動を含む。
これには、典型的に家庭用でない、農業以外の中間製品の卸売業が含まれる。

4661 固形・液体・ガス燃料及び関連製品卸売業

この細分類には以下が含まれる。

- －以下のような燃料、グリース、潤滑油、オイルなどの卸売り
 - ・木炭、石炭、コークス、薪、ナフサ
 - ・原油、石油、ディーゼル燃料、ガソリン、燃料油、ヒーティングオイル、灯油
 - ・液化石油ガス、ブタン及びプロパンガス
 - ・潤滑油・グリース、精油製品

4662 金属及び金属鉱石卸売業

この細分類には以下が含まれる。

- －鉄鉱石及び非鉄金属鉱石の卸売り
- －一次的な形状の鉄及び非鉄金属の卸売り
- －他に分類されない鉄及び非鉄金属半製品の卸売り
- －金及びその他の貴金属の卸売り

この細分類は以下を除く。

- －金属製スクラップの卸売り（4669 参照）

4663 建築材料、金物類及び配管・暖房設備器具卸売業

この細分類には以下が含まれる。

- －未加工木材の卸売り
- －一次的な加工を施された木製品の卸売り
- －ペンキ及びワニスの卸売り
- －建築材料の卸売り
 - ・砂、砂利
- －壁紙及び床被覆材の卸売り
- －板ガラスの卸売り
- －金物類及び錠の卸売り
- －備品及び取付部品の卸売り
- －湯沸かし器の卸売り
- －衛生設備の卸売り
 - ・浴槽、洗面器、トイレ及びその他の衛生磁器製品
- －衛生取付設備の卸売り
 - ・管、パイプ、取付部品、蛇口、T字型部品、結合部品、ゴムパイプなど
- －金槌、鋸、ねじ回し及びその他の手工具といった工具の卸売り

4669 廃棄物・スクラップ及び他に分類されないその他の製品の卸売業

この細分類には以下が含まれる。

- －工業用化学品の卸売り
 - ・アニリン、印刷インキ、精油、工業用ガス、化学用接着剤、着色剤、合成樹脂、メチルアルコール、パラフィン、香水及び香料、ソーダ、工業用塩、酸及び硫黄、糊派生物など
- －肥料及び農業用化学製品の卸売り

- 一次的な形状におけるプラスチック材料の卸売り
- ゴムの卸売り
- 織物繊維などの卸売り
- 大量の紙の卸売り
- 貴石の卸売り
- 回収、選別、分類、再利用可能部品を得るための自動車のような中古品からの部品取り外し、包装及び再包装、保管及び配達を含むが、実質的に変化させる工程を伴わない、金属及び非金属の廃棄物及びスクラップ並びに再生材料の卸売り。また、購入及び販売された廃棄物には残された価値がある。

この細分類には以下が含まれる。

- 使用可能な部品の入手と再販売を目的とした自動車、コンピュータ、テレビ及びその他の機械器具の解体

この細分類は以下を除く。

- 家庭及び工業廃棄物の収集（381 参照）
- 工業製造工程での更なる利用のためではなく、処分を目的とした廃棄物処理（382 参照）
- 実質的に変化させる工程が必要な場合の、廃棄物及びスクラップ並びにその他の品物の二次原材料への加工（得られる二次原材料は工業製造工程での直接的な利用に適するが、最終製品ではない。）（3830 参照）
- 自動車、コンピュータ、テレビ及びその他の機械器具の材料再生のための解体（3830 参照）
- 機械的工程を用いた自動車の寸断（3830 参照）
- 船舶解体（3830 参照）
- 中古品の小売り（4774 参照）

469 非専門卸売業

細分類 4690 参照。

4690 非専門卸売業

この細分類には以下が含まれる。

- 特に専門を持たず多種多様な商品を一緒に扱う卸売業

47 小売業（自動車及びオートバイを除く。）

この中分類は、個人または家庭の消費または使用に供するため、商店、百貨店、屋台、通信販売会社、行商人、呼び売り人、消費者協同組合などによって主として一般消費者を対象に行われる、新品及び中古品の再販売（変形・加工を伴わない販売）を含む。

小売業は第一に販売店の種類によって分類される（店舗における小売業は小分類 471～477、店舗によらない小売業は小分類 478 と 479）。店舗における小売業は中古品小売業（細分類 4774）も含む。店舗における小売りについては、専門店による小売り（小分類 472～477）と非専門店による小売り（小分類 471）の間に更に区別が存在する。上の小分類は更に、販売する製品の範囲によって分割される。店舗経由でない販売は、露店及び市場による小売業（小分類 478）と、例えば、通信販売、戸別訪問、自動販売機などといったその他の無店舗小売業（小分類 479）といったように商売の形態によってさらに分割されている。

この中分類で販売される商品は、通常消費財または小売品と呼ばれる商品に限定される。したがって例えば穀類、鉱石、産業用機械などといった、通常、小売業が行われない商品は除外される。パソコン、文房具、塗料または挽き材といった商品の販売は個人または家庭の消

費のためではない場合があるが、これらを、主として一般消費者向けに陳列販売している事業単位もこの中分類に分類される。場合によっては、商品に何らかの加工処理が施される例もあるが、これは例えば、商品の分けまたは再包装、民生用機械器具の設置などといった販売に付随したものに限り限られなければならない。

仲買人による小売り及び小売りオークションハウスの活動もこの中分類に含まれる。

この中分類は以下を除く。

- －農家による農産品の販売（中分類 01 参照）
- －物の製造及び販売は一般に中分類 10～32 の製造業に分類される。
- －自動車、オートバイ及びその部品の販売（中分類 45 参照）
- －穀類、鉱石、原油、工業用化学品、鉄鋼及び産業用機械器具の取引（中分類 46 参照）
- －店内で消費すべき飲食物の販売及びテイクアウト食品の販売（中分類 56 参照）
- －個人・家庭用品の一般消費者向けレンタル及び賃貸（小分類 772 参照）

471 非専門店小売業

この小分類は、スーパーやデパートのような多様な製品品目の同一事業単位における小売り（非専門店）を含む。

4711 食料品、飲料またはたばこが主な非専門店小売業

この細分類には以下が含まれる。

- －以下のような非常に多種多様な商品（ただし、食料品、飲料、またはたばこが主なものでなくてはならない。）の小売り
 - ・主たる食料品、飲料またはたばこの販売以外に、衣料、家具、電気製品、金物類、化粧品などといった何種類かの他の商品を販売している総合店の小売活動

この細分類は以下を除く。

- －燃料、食料品、飲料を組み合わせ小売販売しており、燃料の売上が大部分を占める場合（4730 参照）

4719 その他の非専門店小売業

この細分類には以下が含まれる。

- －以下のような非常に多種多様な商品の小売りで、販売の中心が、食料品、飲料、またはたばこではないもの
 - ・衣料、家具、電気製品、金物類、化粧品、装身具、玩具、スポーツ用品などを含む総合的な品揃えのある百貨店の小売り活動

472 専門店による食料品、飲料及びたばこ小売業

この小分類は、食料品、飲料またはたばこを販売する専門店における小売業を含む。

4721 専門店による食料品小売業

この細分類には以下が含まれる。

- －下記の商品群のうちいずれかの小売り
 - ・生鮮のまたは保存加工した果物及び野菜

- ・乳製品及び卵
- ・食肉及び肉製品（鶏肉を含む。）
- ・魚類その他の海産食品、及びそれらで作った製品
- ・パンや、小麦粉をベースにした菓子類
- ・砂糖菓子
- ・その他の食料品

この細分類は以下を除く。

－パン製品の製造、すなわち、店舗内でのパン焼き（1071 参照）

4722 専門店による飲料小売業

この細分類には以下が含まれる。

- －飲料の小売り（店内消費用ではないもの）
 - ・アルコール飲料
 - ・非アルコール飲料

4723 専門店によるたばこ小売業

この細分類には以下が含まれる。

- －タバコ葉の小売り
- －たばこ製品のの小売り

473 専門店による自動車燃料小売業

細分類 4730 参照。

4730 専門店による自動車燃料小売業

この細分類には以下が含まれる。

- －自動車及びオートバイ用の燃料の小売り

この細分類には以下も含まれる。

- －自動車用の潤滑剤及び冷却剤の小売り

この細分類は以下を除く。

- －燃料の卸売り（4661 参照）
- －燃料、食料品、飲料を組み合わせ小売販売しており、食料品と飲料の売り上げが大部分を占める場合（4711 参照）
- －調理または暖房用の液化石油ガスの小売り（4773 参照）

474 専門店による情報通信機器小売業

この小分類は、コンピュータ及び周辺装置、電気通信機器及び家庭用電子機器といった情報通信機器の専門店による小売りを含む。

4741 専門店によるコンピュータ、周辺装置、ソフトウェア及び電気通信機器小売業

この細分類には以下が含まれる。

- －コンピュータの小売り
- －コンピュータ周辺装置の小売り
- －テレビゲーム機の小売り
- －テレビゲームを含む汎用ソフトウェアの小売り
- －電気通信機器の小売り

この細分類は以下を除く。

- －何も記録されていないテープ及びディスクの小売り（4762 参照）

4742 専門店によるAV機器小売業

この細分類には以下が含まれる。

- －ラジオ受信機とテレビ受像機の小売り
- －ステレオ装置の小売り
- －CD・DVD再生録画装置の小売り

475 専門店によるその他の家庭用機器小売業

この小分類は、織物、金物類、じゅうたん、電気製品、家具といった家庭用機器の専門店における小売りを含む。

4751 専門店による織物小売業

この細分類には以下が含まれる。

- －生地の小売り
- －編み糸の小売り
- －じゅうたん、タペストリーまたは刺繍用基本材料の小売り
- －織物の小売り
- －針、縫い糸など小間物雑貨の小売り

この細分類は以下を除く。

- －衣料の小売り（4771 参照）

4752 専門店による金物類、塗料及びガラス小売業

この細分類には以下が含まれる。

- －金物類の小売り
- －ペンキ、ワニス及びラッカーの小売り
- －板ガラスの小売り
- －れんが、材木、衛生設備などのその他の建築材料の小売り
- －日曜大工用の材料と器具の小売り

この細分類には以下も含まれる。

- －運転方法を問わない芝刈り機の小売り
- －サウナの小売り

4753 専門店によるじゅうたん、敷物、壁及び床被覆材小売業

この細分類には以下が含まれる。
－じゅうたん及び敷物の小売り
－カーテン及びネット・カーテンの小売り
－壁紙及び床被覆材の小売り

この細分類は以下を除く。
－コルク床タイルの小売り（4752 参照）

4759 専門店による家庭用電気製品、家具、照明器具及びその他の家庭用品小売業

この細分類には以下が含まれる。
－家庭用家具の小売り
－照明器具の小売り
－台所用品、刃物・食卓用品、焼き物、ガラス製品及び陶磁器の小売り
－木工品、コルク及び枝編み細工品の小売り
－家庭用電気製品の売小
－楽器及び楽譜の小売り
－取付または保守サービスを伴わない、施錠装置、金庫、金庫室といった警備システムの小売り
－他に分類されない家庭用品・機器の小売り

この細分類は以下を除く。
－骨董品の小売り（4774 参照）

476 専門店による文化・娯楽用品小売業

この小分類は、書籍、新聞、音楽録音・映像録画物、スポーツ用品、ゲーム及び玩具といった文化・娯楽用品の専門店における小売りを含む。

4761 専門店による書籍、新聞及び文房具小売業

この細分類には以下が含まれる。
－あらゆる種類の書籍の小売り
－新聞及び文房具の小売り

この細分類には以下も含まれる。
－ペン、鉛筆、紙などといったオフィス備品の小売り

この細分類は以下を除く。
－古本または古書の小売り（4774 参照）

4762 専門店による音楽録音・映像録画物小売業

この細分類には以下が含まれる。
－音楽を録音したレコード、オーディオテープ、コンパクトディスク及びカセットの小売り
－ビデオテープ及びDVDの小売り

この細分類には以下も含まれる。
－何も記録されていないテープ及びディスクの小売り

4763 専門店によるスポーツ用品小売業

この細分類には以下が含まれる。

－スポーツ用品、釣り道具、キャンピング用品、ボート及び自転車の小売り

4764 専門店によるゲーム及び玩具小売業

この細分類には以下が含まれる。

－あらゆる材料で作られたゲーム及び玩具の小売り

この細分類は以下を除く。

－テレビゲーム機の小売り（4741 参照）

－テレビゲームを含む汎用ソフトウェアの小売り（4741 参照）

477 専門店によるその他商品小売業

この小分類は、衣料、履物及び革製品、医薬品及び医療品、腕時計、土産物、清掃用品、武器、花、ペットその他といったこの分類の他の部分に含まれていない特定の商品群を扱う専門店における販売を含む。専門店における中古品の小売りも含まれる。

4771 専門店による衣料、履物及び皮革製品小売業

この細分類には以下が含まれる。

－衣料品の小売り

－毛皮製品の売

－手袋、ネクタイ、ズボン吊りなどといった衣服付属品の小売り

－傘の小売り

－履物の小売り

－革製品の売

－皮革及び皮革代用品製の旅行用アクセサリーの小売り

この細分類は以下を除く。

－織物の小売り（4751 参照）

4772 専門店による医薬品、医療品及び化粧・洗面用品小売業

この細分類には以下が含まれる。

－医薬品の小売り

－医療品及び整形外科用品の小売り

－香水類及び化粧品の小売り

4773 専門店によるその他新品小売業

この細分類には以下が含まれる。

－写真・光学・精密機器の小売り

－眼鏡屋の活動

－各種時計及び装身具の小売り

- －花、植物、種子、肥料、愛玩動物及びペットフードの小売り
- －土産物、工芸品及び宗教的な品の小売り
- －商業美術画廊の活動
- －家庭用燃料油、瓶詰めガス、石炭及び薪の小売り
- －清掃用品の小売り
- －武器及び弾薬の小売り
- －切手及びコインの小売り
- －他に分類されない非食料品の小売り

4774 中古品小売業

この細分類には以下が含まれる。

- －古本の小売り
- －その他の中古品の小売り
- －骨董品の小売り
- －オークションハウス（小売り）の活動

この細分類は以下を除く。

- －中古車の小売り（4510 参照）
- －インターネット・オークション及びその他の無店舗オークション（小売り）の活動（4791、4799 参照）
- －質店の活動（6492 参照）

478 露店及び市場による小売業

この小分類は、公道沿いにかまたは、一定の市場の場所に店を出す、普通は移動可能な露店（屋台）でのあらゆる種類の新品または中古品の小売りを含む。

4781 露店及び市場による食料品、飲料及びたばこ小売業

この細分類には以下が含まれる。

- －露店または市場による食料品、飲料及びたばこの小売り

この細分類は以下を除く。

- －即時消費用の調理食品の小売り（移動式食品販売）（5610 参照）

4782 露店及び市場による織物、衣料及び履物小売業

この細分類には以下が含まれる。

- －露店または市場による織物、衣料及び履物の小売り

4789 露店及び市場によるその他商品小売業

この細分類には以下が含まれる。

- －露店または市場による以下のようなその他の商品の小売り
 - ・じゅうたん及び敷物
 - ・書籍
 - ・ゲーム及び玩具
 - ・家庭用電気製品及び家庭用電子機器

・音楽録音・映像録画物

479 店舗、露店または市場によらない小売業

この小分類は、通信販売、インターネット経由、戸別訪問販売、自動販売機などによる小売り活動を含む。

4791 通信販売またはインターネットによる小売業

この細分類は、通信販売あるいはインターネットを利用した小売りを含む。すなわち、広告、カタログ、ウェブサイト上で提供される情報、見本や、他の何らかの広告手段に基づいて買い手が自分で選択し、郵便、電話またはインターネット経由（通常、ウェブサイト上で提供される特別の手段を通じて）で発注する方式の小売りである。購入される製品は、インターネットから直接ダウンロードしても、物理的に顧客のもとに配達されてもよい。

この細分類には以下が含まれる。

- －あらゆる種類の製品の通信販売による小売り
- －あらゆる種類の製品のインターネット経由の小売り

この細分類には以下も含まれる。

- －テレビ、ラジオ及び電話経由の直接販売
- －インターネット小売りオークション

4799 店舗、露店または市場によらないその他小売業

この細分類には以下が含まれる。

- －何らかの商品の、上に挙げられた細分類の中には入っていない何らかの方法での小売り
 - ・直接販売または戸別販売員によるもの
 - ・自動販売機などによるもの
- －顧客の家屋に直接配達される燃料（ヒーティングオイル、薪など）の直接販売
- －無店舗オークション（小売り）活動
- －（無店舗）仲買人による小売り

この細分類は以下を除く。

- －商店による製品の配達（小分類 471～477 参照）

H 運輸・保管業

この大分類は、鉄道、パイプライン、道路、水上または空路による旅客運送または貨物運送の提供（運送が定期的なものか、不定期的なものかは問わない。）並びにターミナル施設及び駐車施設、貨物のハンドリングや保管などといった関連する活動を含む。運転手またはオペレーターを付けての輸送用機械器具の賃貸もこの大分類に含まれる。郵便及び急送宅配業も含まれる。

この大分類は、自動車及びその他の輸送用機械器具の保守及び修理（それぞれ 4520 と 3315 を参照）、道路、鉄道、港湾、飛行場の建設、整備及び修理（細分類 4210、4290 を参照）、運転手またはオペレータを付けずに輸送用機械器具の賃貸（7710、7730 参照）を除く。

49 陸運業及びパイプライン輸送業

この中分類は、道路及び鉄道を経由した旅客運送及び貨物運送、更にパイプライン経由の貨物輸送を含む。

491 鉄道運送業

この小分類は、通常は広範な地域に広がっている、本線鉄道網上を運行する鉄道車両を用いた旅客及び/もしくは貨物の鉄道運送業を含む。短距離の貨物用線路を利用した鉄道貨物輸送もこの小分類に含まれる。

この小分類は以下を除く。

- －都市部及び都市郊外の陸路による旅客輸送（4921 参照）
- －転輸、ポイント切り換えなど関連の活動（5221 参照）
- －鉄道基盤構造の運転（5221 参照）

4911 都市間旅客鉄道運送業

この細分類には以下が含まれる。

- －都市間鉄道による旅客運送
- －鉄道会社の一体的な事業としての寝台車または食堂車の運転

この細分類は以下を除く。

- －都市及び郊外の地域限定輸送機関による旅客運送（4921 参照）
- －旅客ターミナル活動（5221 参照）
- －別の事業単位によって行われる寝台車または食堂車の運転（5590、5610 参照）

4912 貨物鉄道運送業

この細分類には以下が含まれる。

- －本線線路網及び短距離貨物用線路を利用した貨物輸送

この細分類は以下を除く。

- －保管及び倉庫業（5210 参照）
- －貨物ターミナル活動（5221 参照）
- －貨物取扱（5224 参照）

492 その他陸運業

この小分類は、陸上を基盤とする鉄道運送以外のあらゆる運送業を含む。しかし、都市部あるいは公害の輸送システムの一部としての鉄道輸送はこの小分類に含まれる。

4921 都市または郊外の旅客陸運業

この細分類には以下が含まれる。

- －都市または郊外の運送システムによる陸上旅客運送。これはバス、市街電車、路面電車、トロリーバス、地下鉄、高架鉄道などといった各種の異なる陸上運送形態を含む可能性がある。この運送は、通常、固定の時刻表に従って、予定されたルートを使って行われる（通常、固定の停車場所で順次旅客を乗せたり降ろしたりしながら走ることを伴う。）。

この細分類には以下も含まれる。

- －町と空港または町と駅を結ぶ路線
- －都市または郊外の地域限定輸送システムの一部である場合のケーブルカー、空中ケーブルなどの運転
- この細分類は以下を除く。
- －都市間鉄道による旅客運送（4911 参照）

4922 その他の旅客陸運業

この細分類には以下が含まれる。

- －その他の旅客道路輸送
 - ・長距離定期バス運行
 - ・チャーター、小旅行、その他随時行われる長距離バス運行
 - ・タクシー
 - ・エアポート・シャトル
- －都市または郊外の地域限定輸送システムの一部でない場合の空中ケーブル (telepheriques)、ケーブルカー、スキーリフト及びケーブルリフトの運転

この細分類には以下も含まれる。

- －その他の運転手を付けての乗用車のレンタル
- －スクールバス及び従業員輸送用バスの運転
- －人力車または畜力車による旅客輸送

この細分類は以下を除く。

- －救急車の輸送（8690 参照）

4923 道路貨物運送業

この細分類には以下が含まれる。

- －道路によるあらゆる貨物輸送
 - ・丸太運搬
 - ・家畜運搬
 - ・冷蔵運搬
 - ・重量物運搬
 - ・タンク車による運搬を含むばら荷運搬
 - ・自動車運搬
 - ・収集または処分を伴わない廃棄物及び廃物資材の輸送

この細分類には以下も含まれる。

- －家具引っ越し
- －運転手を付けてのトラックのレンタル
- －人力車または畜力車による貨物輸送

この細分類は以下を除く。

- －伐採作業の一部としての森林内における丸太運搬（0240 参照）
- －トラックを用いた水の配給（3600 参照）
- －貨物を扱うターミナル施設の運営（5221 参照）
- －輸送用の梱包作業（5229 参照）
- －郵便及び急送宅配業活動（5310、5320 参照）
- －ゴミ収集活動と一体化したその一部としてのゴミ輸送（3811、3812 参照）

493 パイプライン輸送業

細分類 4930 参照。

4930 パイプライン輸送業

この細分類には以下が含まれる。

－パイプラインを使つてのガス、液体、水、スラリーその他の商品の輸送

この細分類には以下も含まれる。

－ポンプステーションの運転

この細分類は以下を除く。

－天然ガスまたは製造ガス、水または蒸気の配給（3520、3530、3600 参照）

－トラックを用いた水、液体などの輸送（4923 参照）

50 水運業

この中分類は、水上の旅客輸送または貨物輸送を含む（定期的な輸送かどうかは問わない。）。また、ここには引き船または押し船、遊覧船、巡航船または観光船、フェリー、水上タクシーなどの運行も含まれる。海運と内陸水運を区別する指標は位置であるが、決定要素は用いられる乗り物の種類である。海洋を航行する船舶による運送は全て小分類 501 に分類され、その他の船舶を利用した運送は小分類 502 に分類される。

船上でのレストラン及びバーの営業（細分類 5610、5630 参照）は、別の事業単位によって行われている場合にはこの中分類から除外される。

501 海洋・沿海海運業

この小分類は、海洋・沿海航行を目的に設計された船舶による旅客または貨物の運送を含む。同種の船舶が用いられている場合、大きな湖などでの旅客または貨物の運送も含まれる。

5011 海洋・沿海旅客海運業

この細分類には以下が含まれる。

－外国航路及び沿岸航路の旅客運送（定期的な運送かどうかは問わない。）

- ・遊覧船、巡航船または観光船の運行
- ・フェリー、水上タクシーなどの運行

この細分類には以下も含まれる。

－海洋及び沿岸輸送用のレジャーボート（例えば、遊漁用）の乗組員付きでのレンタル

この細分類は以下を除く。

－別の事業単位によって提供されている場合の船上でのレストラン及びバーの営業（5610、5630 参照）

－水上カジノの運行（9200 参照）

5012 海洋・沿海貨物海運業

この細分類には以下が含まれる。

- －外国航路及び沿岸航路の貨物運送（定期的な運送かどうかは問わない。）
- －舢、石油掘削装置などの引き船または押し船による輸送

この細分類は以下を除く。

- －貨物保管（5210 参照）
- －港の運営、及びドック入れ、水先案内、舢による運搬、沈没船の引き揚げといったその他の補助的活動（5222 参照）
- －貨物取扱（5224 参照）

502 内陸水運業

この小分類は、海上輸送に不適の船舶による内陸水における旅客または貨物の運送を含む。

5021 内陸旅客水運業

この細分類には以下が含まれる。

- －河川、運河、湖及び、内水の港湾を含むその他の内水路における旅客運送

この細分類には以下も含まれる。

- －内陸水運用のレジャーボートの乗組員付きでのレンタル

5022 内陸貨物水運業

この細分類には以下が含まれる。

- －河川、運河、湖及び、内水の港湾を含むその他の内水路における貨物運送

51 航空運送業

この中分類は、空路または宇宙空間による旅客運送または貨物運送を含む。

この中分類は、航空機または航空機エンジンのオーバーホール（3315 参照）及び空港運営などの支援活動（5223 参照）を除く。この中分類は、また、作物への散布（小分類 0161 参照）、空中広告（小分類 7310 参照）、航空写真（小分類 7420）などの、輸送を目的としない航空機利用を除く。

511 航空旅客運送業

細分類 5110 参照。

5110 航空旅客運送業

この細分類には以下が含まれる。

- －決まった空路を決まったスケジュールで就航する旅客運送
- －旅客チャーター便
- －遊覧及び観光飛行

この細分類には以下も含まれる。

- －旅客運送目的のオペレーター付きの航空輸送用機械器具のレンタル
- －以下のような一般飛行活動
 - ・指導または娯楽目的の飛行クラブによる旅客運送

512 航空貨物運送業

細分類 5120 参照。

5120 航空貨物運送業

この細分類には以下が含まれる。

- －決まった空路を決まったスケジュールで就航する貨物運送
- －不定期の航空貨物運送
- －衛星及び宇宙船の発射
- －宇宙運送

この細分類には以下も含まれる。

- －貨物運送目的のオペレーター付きの航空輸送用機械器具のレンタル

52 倉庫業及び運輸支援活動

この中分類は、倉庫業並びに、運送基盤構造（例えば、空港、港、トンネル、橋など）の運営、運送代理店業及び貨物取扱活動といった運送支援活動を含む。

521 倉庫・保管業

細分類 5210 参照。

5210 倉庫・保管業

この細分類には以下が含まれる。

- －あらゆる種類の商品の保管及び倉庫施設の運営
 - ・穀類サイロ、雑貨倉庫、冷蔵倉庫、貯蔵タンクなどの運営

この細分類には以下も含まれる。

- －保税倉庫による商品の保管
- －急速冷凍

この細分類は以下を除く。

- －自動車の駐車施設（5221 参照）
- －ロッカールーム施設の運営（6810 参照）
- －空きスペースのレンタル（6810 参照）

522 運輸支援活動

この中分類は、運送基盤構造の一部の運営のような旅客または貨物の運送を支援する活動もしくは運送の直前・直後または運送段階間の貨物取扱に関連した活動を含む。あらゆる運送

施設の運営及び整備も含まれる。

5221 陸運に附帯するサービス活動

この細分類には以下が含まれる。

- －旅客、動物または貨物の陸上運送に関連した事業活動
 - ・鉄道駅、バスステーション、貨物取扱ステーションといったターミナル施設の運営
 - ・鉄道基盤設備の運営
 - ・道路、橋、トンネル、駐車場またはガレージ、駐輪場の運営
- －転輸及びポイント切り換え
- －鉄道基盤構造の運転
- －牽引及びロードサービス

この細分類には以下も含まれる。

- －輸送目的でのガスの液化

この細分類は以下を除く。

- －貨物取扱（5224 参照）

5222 水運に附帯するサービス活動

この細分類には以下が含まれる。

- －旅客、動物または貨物の水上運送に関連した事業活動
 - ・港及び埠頭といったターミナル施設の運営
 - ・水門などの運営
 - ・航行、水先案内及び停泊の諸業務
 - ・舢舨、沈没船引き揚げ活動
 - ・灯台活動

この細分類は以下を除く。

- －貨物取扱（5224 参照）
- －マリーナの運営（9329 参照）

5223 航空運送に附帯するサービス活動

この細分類には以下が含まれる。

- －旅客、動物または貨物の航空運送に関連した事業活動
 - ・航空ターミナルなどのターミナル施設の運営
 - ・空港及び航空交通管制活動
 - ・飛行場などでの地上サービス

この細分類には以下も含まれる。

- －空港における消防及び防火業務

この細分類は以下を除く。

- －貨物取扱（5224 参照）
- －飛行学校の経営（8530、8549 参照）

5224 貨物運送取扱業

この細分類には以下が含まれる。

- －運送に使われる交通手段の種類には関係なく、商品または旅客の荷物の積み込み及び積み降ろし
- －荷役
- －鉄道貨車の積み込み及び積み降ろし

この細分類は以下を除く。

- －ターミナル施設の運営（5221、5222 及び 5223 参照）

5229 その他の運輸支援活動

この細分類には以下が含まれる。

- －貨物の発送
- －鉄道、道路、海上または航空の運送活動の手配または準備
- －集団及び個別積送品の準備（商品の積み込み及び引渡、積送品のまとめを含む。）
- －ロジスティクス業務、すなわち、運輸、保管、流通のための企画、設計、支援業務
- －運送関係の書類及び貨物送り状の発行及び調達
- －通関業者の活動
- －海上貨物運送業者及び航空貨物運送代理業者の活動
- －船舶及び航空機のスペースの斡旋
- －例えば、商品の輸送中の保護のみを目的とした一時的梱包、梱包を解く作業、サンプリング、計量といった貨物ハンドリング作業

この細分類は以下を除く。

- －急送宅配業（5320 参照）
- －自動車保険、海上保険、航空保険、運送保険の提供（6512 参照）
- －旅行代理店業（7911 参照）
- －旅行業（7912 参照）
- －観光案内業（7920 参照）

53 郵便・急送宅配業

この中分類は、様々な取り決めのもとにおける、手紙及び小包の収集、輸送及び配達といった郵便・急送宅配業を含む。地域限定の配達及びメッセンジャー・サービスも含まれる。

531 郵便業

細分類 5310 参照。

5310 郵便業

この細分類は、ユニバーサル・サービス提供義務に基づき運営されている郵便事業を含む。活動には、小売店舗を含むユニバーサル・サービス基盤構造、区分け及び処理施設、そして輸送経路を用いた郵便物の集配が含まれる。配達には、第一種郵便、つまり手紙、葉書、印刷物（新聞、定期刊行物、広告品目など）、小包、物品または書類が含まれる可能性がある。ユニバーサル・サービス提供義務を支援するのに必要なその他のサービスも含まれる。

この細分類には以下が含まれる。

- －ユニバーサル・サービス提供義務に基づき運営されている郵便業による第一種郵便及び（郵便物に類する）小包や荷物の収集・仕分け・輸送及び配達（国内と国外の配達）。輸送に使

われる交通手段は、1種類だけのこともあれば、2種類以上のこともある。また、自己所有の（私有の）交通手段によって事業が営まれることもあれば、公共の輸送機関が利用されることもある。

- －公共の郵便ポストまたは郵便局からの第一種郵便と小包の回収
- －郵便物と小包の振り分け及び配達

この細分類は以下を除く。

- －郵便振替、郵便貯金事業及び郵便為替活動（6419 参照）

532 急送宅配業

細分類 5320 参照。

5320 急送宅配業

この細分類は、ユニバーサル・サービス提供義務に基づいて運営されていない急送宅配の活動を含む。

この細分類には以下が含まれる。

- －ユニバーサル・サービス提供義務に基づいて運営されていない会社による第一種郵便、（郵便物に類する）小包や荷物の収集・仕分け・輸送及び配達（国内と国外の配達）。輸送に使われる交通手段は、1種類だけのこともあれば、2種類以上のこともある。また、自己所有の（私有の）交通手段によって事業が営まれることもあれば、公共の輸送機関が利用されることもある。
- －郵便物と小包の振り分け及び配達

この細分類には以下も含まれる。

- －自宅配達業務

この細分類は以下を除く。

- －貨物運送（運送形態に応じて、4912、4923、5012、5022、5120 参照）

I 宿泊・飲食業

この大分類は、滞在者その他の旅行者に対する短期宿泊施設の提供並びに即座の消費に適した完全な食事及び飲み物の提供を含む。この大分類内で提供される補足的なサービスの分量と種類は多岐にわたる可能性がある。

この大分類は、主たる住居としての長期滞在施設の提供は除外し、これは不動産業（大分類 L）に分類される。即座の消費に適さないか、独立流通経路、つまり、卸売業または小売業を通じて販売される食品または飲み物の用意も除外される。こういった食品の用意は製造業（大分類 C）に分類される。

55 宿泊業

この中分類は、滞在者その他の旅行者に対する短期宿泊施設の提供を含む。学生、労働者及び類似の個人に対する長期宿泊施設の提供も含まれる。宿泊のみを提供する事業単位もあれば、宿泊、食事、娯楽施設を組み合わせ提供する事業単位もある。

典型的には月単位または年単位で賃貸される、アパートのような主たる住居として長期に滞

在する施設の提供に関わる活動は除外され、これらは不動産業（大分類 L）に分類される。

551 短期宿泊業

細分類 5510 参照。

5510 短期宿泊業

この細分類は、典型的には日単位または週単位による、滞在者が主として短期に滞在する宿泊施設の提供を含む。これは、ハウスキーピング・サービスが毎日または定期的に提供されるかどうかを問わず、客室及び一続きの部屋、または台所付で設備完備の宿泊ユニットにおける家具付きの宿泊場所の提供を含み、飲食料サービス、駐車、クリーニングサービス、プール及びエクササイズ室、娯楽施設、会議・集会施設といった一連の追加的なサービスが含まれる場合が多い。

この細分類には以下における宿泊場所の提供が含まれる。

- －ホテル
- －リゾートホテル
- －スイート及びアパートメントホテル
- －モーテル
- －モーターホテル
- －ゲストハウス
- －ペンション
- －ベッド・アンド・ブレックファースト宿泊ユニット
- －ビジター用のアパート及びバンガロー
- －共同利用宿泊ユニット
- －ホリデーホーム
- －シャレー、ハウスキーピング・サービス付コテージ及びロッジ
- －ユースホステルと山小屋

この細分類は以下を除く。

- －典型的に月単位または年単位といったもっと永続的な利用のための家及び家具付きまたは家具なしのフラットまたはアパートの提供（中分類 68 参照）

552 キャンプ場、RVパーク及びハウストレーラ用キャンプ場

細分類 5520 参照。

5520 キャンプ場、RVパーク及びハウストレーラ用キャンプ場

この細分類には以下が含まれる。

- －短期滞在客向けのキャンプ場、ハウストレーラ用キャンプ場、レクリエーションキャンプ、釣り及び狩猟用キャンプにおける宿泊場所の提供
- －レクリエーション用自動車（RV）用の空間及び施設の提供

この細分類には以下による宿泊場所の提供も含まれる。

- －避難小屋又は、テント及び/もしくは寝袋を設置するための簡易の野宿用施設

559 その他の宿泊業

細分類 5590 参照。

5590 その他の宿泊業

この細分類は、学生、移民（季節）労働者、その他の個人向けの一人部屋または合い部屋、あるいは寮における一時的またはより長期の宿泊施設の提供を含む。

この細分類には以下による宿泊場所の提供が含まれる。

- －学生用寄宿舎
- －学生寮
- －労働者用宿泊施設
- －貸間、下宿屋
- －鉄道寝台車

56 飲食業

この中分類は、伝統的なレストラン、セルフサービス方式やテイクアウト方式のレストランであろうと、座席の有無を問わず、恒常的または仮設のスタンドであろうと、即座の消費に適した完全な食事または飲み物を提供する飲食提供活動を含む。決定要素はサービスを提供する施設の種類ではなく、即座の消費に適した食事が提供されているという事実である。

即座の消費に適していないか、即座の消費が予定されていない食事、または食事と見なされない調理食品の生産は除外される（中分類 10 食料品製造業及び 11 飲料製造業参照）。自ら製造したのではなく、食事と見なされない食品または即座の消費に適していない食事の販売も除外される（大分類 G 卸売・小売業参照）。

561 レストラン及び移動式飲食業

細分類 5610 参照。

5610 レストラン及び移動式飲食業

この細分類は、顧客に食品を提供する活動を含む。顧客が座席に着いているときに料理が出されても、顧客が自分で陳列されている品目の中から選んで持って行っても、その場で調理された食事を食べても、持ち帰っても、配達してもらってもよい。これには、自動車などの乗り物または動力設備のないカートにおける即座に消費する食事の調理・提供も含まれる。

この細分類には以下が含まれる。

- －レストラン
- －カフェテリア
- －ファーストフード・レストラン
- －ピザの出前
- －テイクアウトの飲食スペース
- －トラックによるアイスクリームの移動販売
- －食品を出す屋台
- －市場露店における食品調理

この細分類には以下も含まれる。

- －異なる事業単位によって経営される場合の、交通機関に関連したレストラン及びバーの業務

この細分類は以下を除く。
－場内飲食施設の許可営業（5629 参照）

562 催し場内における仕出し及びその他の飲食業

この小分類は、個別の催しのためにまたは特定期間にわたって提供される仕出し活動及びスポーツまたは類似の施設といった場内における食品施設の許可営業を含む。

5621 催し場内における仕出し業

この細分類は、顧客が特定する場所で、特定のイベントのために、顧客との契約取り決めに基づき行う食品提供サービスを含む。

この細分類には以下が含まれる。
－催し場内における仕出し屋

この細分類は以下を除く。
－再販売用の生鮮食品類の製造（1079 参照）
－生鮮食品類の小売り（中分類 47 参照）

5629 その他の飲食業

この細分類は、工業仕出し、つまり特定期間にわたり、顧客との契約取り決めに基づき行う食品提供サービスを含む。
スポーツ及び類似の施設の場内における食品施設の許可営業も含まれる。食品は中央事業単位で用意されることが多い。

この細分類には以下が含まれる。
－下請け仕出し業（例えば、運輸企業向け）
－スポーツ及び類似の施設の場内における食品施設の許可営業
－構内許可営業に基づく軽食堂またはカフェテリア（例えば、工場、事務所、病院または学校向け）の営業

この細分類は以下を除く。
－再販売用の生鮮食品類の製造（1079 参照）
－生鮮食品類の小売り（中分類 47 参照）

563 飲料提供サービス業

細分類 5630 参照。

5630 飲料提供サービス業

この細分類は建物内で即座に消費するための飲料の用意・提供活動を含む。

この細分類には以下が含まれる。
－バー
－居酒屋

- －カクテルラウンジ
- －ディスコ（飲料提供が主たるもの）
- －ビアホール及びパブ
- －喫茶店
- －フルーツジュースバー
- －移動式飲料販売
 - この細分類は以下を除く。
- －包装済・用意済飲料の再販売（4711、4722、4781、4799 参照）
- －飲料を提供しないディスコ及びダンスフロアの営業（9329 参照）

J 情報通信業

この大分類は、情報・文化制作物の制作及び流通、これらの制作物の伝達または配給のための手段の提供、そしてデータまたは通信、情報技術の各活動、データの処理及びその他の情報サービス活動を含む。

この大分類は主として、ソフトウェア製作を含む出版業（中分類 58）、映画及び音声録音業（中分類 59）、ラジオ及びテレビの放送及び番組編成業（中分類 60）、通信業（中分類 61）、情報技術業（中分類 62）及びその他の情報サービス業（中分類 63）から構成される。

出版には内容物（情報作品）の著作権を獲得し、この内容物の各種形態による複製及び流通に従事すること（またはその手配）によって一般大衆にこの内容物を提供することが含まれる。この大分類にはあらゆる可能な出版形態（印刷物、電子形態または音声形態、インターネット上、CD-ROM参考図書といったマルチメディア製品など）が含まれる。

編成されたテレビ番組の制作及び配給に関連した活動は、この過程の異なる段階を反映し、中分類 59、60 及び 61 にわたる。映画、テレビシリーズなどといった個々の要素は中分類 59 の活動によって制作され、一方、中分類 59 で制作された要素またはその他の要素（生のニュース番組編成など）から完全なテレビチャンネルの番組を編成する活動は中分類 60 に含まれる。中分類 60 は製作者によるこの番組の放送も含む。第三者による完全なテレビ番組の配給、つまり、内容の変更を伴わないでの配給は中分類 61 に含まれる。この中分類 61 の配給は一般放送、衛星設備またはケーブル設備を用いて行うことができる。

58 出版業

この中分類は、書籍、パンフレット、リーフレット、辞書、百科事典、地図帳、地図、海図の出版業；新聞、機関誌、定期刊行物の出版業；住所・人名録、メーリングリストその他の出版業；ソフトウェア製作業を含む。

出版には内容物（情報作品）の著作権を獲得し、この内容物の各種形態による複製及び流通に従事すること（またはその手配）によって一般大衆にこの内容物を提供することが含まれる。この中分類には、映画出版を除くあらゆる可能な出版形態（印刷物、電子形態または音声形態、インターネット上、CD-ROMの参考図書といったマルチメディア製品など）が含まれる。

この中分類は、映画、ビデオテープ及びDVDまたはそれに類する媒体による映画出版業（中分類 59）並びにレコードまたは音声素材用の原盤制作業（中分類 59）を除く。印刷業（1811 参照）及び記録媒体の大量複製（1820 参照）も除外される。

581 書籍、定期刊行物及びその他の出版業

この小分類は、書籍、新聞、雑誌及びその他の定期刊行物、住所・人名録及びメーリングリスト、そして写真、版画、絵葉書、時刻表、書式、ポスター、芸術作品の複製といったその他の作品の出版活動を含む。これらの作品はその開発に求められる知的創造性を特徴とし、通常、著作権によって保護されている。

5811 書籍出版業

この細分類は、印刷物、電子形態（CD、電子ディスプレイなど）または音声形態、インターネット上といった形態で書籍を出版する活動を含む。

この細分類には以下が含まれる。

- －辞書及び百科事典の出版を含む、書籍、パンフレット、リーフレット及び類似の出版物の出版
- －地図帳、地図、海図の出版
- －オーディオ・ブックの出版
- －百科事典などのCD-ROM出版

この細分類は以下を除く。

- －地球儀の作成（3299 参照）
- －広告材料の出版（5819 参照）
- －楽曲集及び楽譜の出版（5920 参照）
- －独立した作家の活動（9000 参照）

5812 住所・人名録及びメーリングリスト出版業

この細分類は、その形態によって保護されるがその内容については保護されない事実・情報（データベース）のリストの出版業を含む。このリストは印刷物または電子形態のどちらで出版されてもよい。

この細分類には以下が含まれる。

- －メーリングリストの出版
- －電話帳の出版
- －判例集、医薬目録などといったその他の住所・人名録及び編纂物の出版

5813 新聞、雑誌及び定期刊行物出版業

この細分類には、以下が含まれる。

- －新聞の出版、ただし、広告新聞の出版を含む
 - －定期刊行物及びその他の雑誌の出版、ただしラジオやテレビの番組表の出版も含む
- 出版は、印刷物あるいはインターネット上を含む電子形態による出版のどちらでもよい。

5819 その他の出版活動

この細分類には以下が含まれる。

- －（オンラインを含む）以下の出版
 - ・カタログ
 - ・写真、版画及び絵葉書
 - ・挨拶状
 - ・書式
 - ・ポスター、芸術作品の複製

- ・ 広告材料
- ・ その他の印刷物
- － 統計その他の情報のオンライン出版

この細分類は以下を除く。

- － ソフトウェアの小売り（4741 参照）
- － 広告新聞の出版（5813 参照）
- － ソフトウェアのオンライン提供（アプリケーションのホスティング及びアプリケーション・サービスの提供）（6311 参照）

582 ソフトウェア製作業

細分類 5820 参照。

5820 ソフトウェア製作業

この細分類には以下が含まれる。

- － レディーメイド（注文制作でない）のソフトウェアの製作
 - ・ オペレーティング・システム
 - ・ ビジネス用及びその他のアプリケーション
 - ・ あらゆるプラットホーム用のコンピュータゲーム

この細分類は以下を除く。

- － ソフトウェアの複製（1820 参照）
- － 汎用ソフトウェアの小売り（4741 参照）
- － 出版業と関係のないソフトウェアの生産（6201 参照）
- － ソフトウェアのオンライン提供（アプリケーションのホスティング及びアプリケーション・サービスの提供）（6311 参照）

59 映画、ビデオ及びテレビ番組制作、音声録音及び音楽出版業

この中分類は、劇場で直接映写するかテレビで放送するための、フィルム、ビデオテープまたはディスクによる劇場用・非劇場用映画の制作；フィルムの編集、カット、ダビングなどの支援活動；他の産業への映画及びその他のフィルム制作物の配給；映画またはその他のフィルム制作物の映写を含む。映画またはその他のフィルム制作物の配給権の売買も含まれる。この中分類はまた、音声録音業、つまり、オリジナルの音声原盤録音物の制作・販売・宣伝・流通、音楽出版、スタジオその他の場所における録音サービス活動も含む。

591 映画、ビデオ及びテレビ番組業

この小分類は、劇場で直接映写するかテレビで放送するための、フィルム、ビデオテープ、DVDまたはデジタル配給を含むその他の媒体による劇場用・非劇場用映画の制作；フィルムの編集、カット、ダビングなどの支援活動；他の産業への映画またはその他のフィルム制作物（ビデオテープ、DVDなど）の配給；それらの映写を含む。映画またはその他のあらゆるフィルム制作物の配給権の売買も含まれる。

5911 映画、ビデオ及びテレビ番組制作業

この細分類は以下を含む。

－映画、ビデオ、テレビ番組、またはテレビコマーシャルの制作

この細分類は以下を除く。

- －フィルムの複製（劇場配給用の映画フィルムの複製を除く。）並びにオーディオ及びビデオテープ、CDまたはDVDの原盤からの複製（1820 参照）
- －録音・録画済みのビデオテープ、CD、DVDの卸売り（4649 参照）
- －ビデオテープ、CD、DVDの小売り（4762 参照）
- －ポストプロダクション活動（5912 参照）
- －劇場配給用の映画フィルムの作成（5912 参照）
- －録音業及び書籍のテープ録音（5920 参照）
- －完全なテレビ・チャンネル番組の作成（6020 参照）
- －テレビの放送（6020 参照）
- －映画産業以外のために行われるフィルム処理（7420 参照）
- －演劇または芸術用の個人エージェントまたはエージェンシーの活動（7490 参照）
- －一般大衆を対象とするビデオテープ、DVDのレンタル（7722 参照）
- －会議、集会などにおける生テレビ演技におけるリアルタイムの（つまり、同時）クローズドキャプション制作（8299 参照）
- －独立した俳優、マンガ家、監督、舞台装置家及び専門技術者の活動（9000 参照）

5912 映画、ビデオ及びテレビ番組ポストプロダクション業

この細分類には以下が含まれる。

次のようなポストプロダクション活動

- ・編集、タイトル及びサブタイトルの制作
- ・聴覚障害者など用の限定字幕（クローズドキャプション）制作
- ・コンピュータによる

画像（CG）制作、アニメーション及び特殊効果

- ・フィルム/テープのダビング

映画フィルムラボラトリーの活動及びアニメフィルム用特別ラボラトリーの活動

- ・映画フィルムの現像・処理
- ・劇場配給用の映画フィルムの作成

この細分類は以下が含まれる。

- ・名場面集ライブラリーなどの活動

この細分類は以下を除く。

- －フィルムの複製（劇場配給用の映画フィルムの作成を除く。）並びにオーディオ及びビデオテープ、CDまたはDVDの原盤からの複製（1820 参照）
- －録音・録画済みのビデオテープ、CD、DVDの卸売り（4649 参照）
- －ビデオテープ、CD、DVDの小売り（4762 参照）
- －映画産業以外のために行われるフィルム処理（7420 参照）
- －一般大衆を対象とするビデオテープ、DVDのレンタル（7722 参照）
- －独立した俳優、マンガ家、監督、舞台装置家及び専門技術者の活動（9000 参照）

5913 映画、ビデオ及びテレビ番組配給業

この細分類には以下が含まれる。

- －フィルム、ビデオテープ、DVD、及び類似の制作物の映画館、テレビネットワーク、テレビ局、映画館主に対する配給

この細分類には以下も含まれる。

－フィルム、ビデオテープ、DVDの配給権の獲得

この細分類は以下を除く。

－フィルムの複製（ただし、劇場配給用の映画フィルムの作成を除く）並びにオーディオ及びビデオテープ、CDまたはDVDの原盤からの複製（1820 参照）

－劇場配給用の映画フィルムの作成（5912 参照）

5914 映写業

この細分類には以下が含まれる。

－映画館、野外、その他の映写施設における映画またはビデオテープの映写

－映画クラブの活動

592 音声録音・音楽出版業

細分類 5920 参照。

5920 音声録音・音楽出版業

この細分類には、以下が含まれる。

－テープ、CD といったオリジナルの（音声）原盤録音物の制作

－テープ録音された（つまり、生でない）ラジオ編成番組、映画、テレビなどのための制作を含む、スタジオまたはその他の場所における録音サービス活動

－音楽出版、すなわち以下の活動

・音楽作品の著作権の取得と登録

・録音、ラジオ、テレビ、映画、ライブ演奏、印刷物、その他の媒体における音楽作品の宣伝、利用許可、利用

・卸売業者、小売業者あるいはまたは一般大衆に対する音声録音物の販売流通

これらの活動に従事する事業単位は、著作権を所有している場合も、著作権所有者に代わり音楽著作権の管理者として行動している場合もある。

この細分類には以下も含まれる。

－楽曲集及び楽譜の出版

この細分類は以下を除く。

－音楽あるいはその他の音声録音物の原盤からの複製（1820 参照）

－録音済みのテープ及びディスクの卸売（4649 参照）

60 番組編成・放送業

この中分類は、娯楽、報道、トーク及び類似のラジオ・テレビ・データ番組のような内容物を作るか、内容物を配給する権利を獲得し、その後、内容物を放送する活動を含む。典型的にはラジオまたはテレビ放送と一体化したデータ放送も含まれる。放送は、電波放送、衛星経由、有線ネットワーク経由、またはインターネット経由といった様々な技術を用いて行ってよい。この中分類にはまた、加入制または料金制で、典型的には特定の視聴者層向けに放送される性格（報道、スポーツ、教育、若者向け番組編成のような限定的な形態のもの）を有する番組で、後に一般大衆向けに放送される番組を第三者のために制作することも含まれる。

この中分類は、ケーブルその他加入制番組の配給は除く（中分類 61 参照）。

601 ラジオ放送業

細分類 6010 参照。

6010 ラジオ放送業

この細分類には以下が含まれる。

－ラジオ放送スタジオ及び聴取番組の伝送施設を通じた、一般大衆、系列会社または加入者に向けた音声信号の放送

この細分類には以下も含まれる。

－ラジオネットワークの活動、つまり、聴取番組を組み立てて、それを電波放送、有線または衛星経由で系列会社または加入者に向けて伝送すること

－インターネット経由のラジオ放送活動（インターネットラジオ局）

－ラジオ放送と一体化したデータ放送

602 テレビ番組編成・放送業

細分類 6020 参照。

6020 テレビ番組編成・放送業

この細分類は、以下が含まれる。

－購入した番組の構成要素（例えば、映画、ドキュメンタリーなど）や自主制作の番組構成要素（たとえば、ローカルニュース、ライブレポートなど）又はその両者の組み合わせからの完全なテレビチャンネル番組の作成

この完全なテレビ番組は、制作者である事業単位自身が放送する場合も、ケーブルテレビ局や衛星テレビ供給業者などの第三者の配給業者が放送用に使用する場合もある。

この番組編成には総合的な性格あるいは専門的な性格（たとえば、ニュース、スポーツ、教育、若者向け番組制作などに必要な形式上の制限）を有する場合があります、また、ユーザーが無料で入手可能であることがあり、あるいは登録加入者のみが入手可能であることがある。

この細分類は、以下も含まれる。

－ビデオ・オン・デマンドのチャンネルの番組編成

－テレビ放送に組み込まれたデータ放送

この細分類は以下を除く。

－テレビ番組の各要素（例えば、映画、ドキュメンタリー、コマーシャルなど）の制作（5911 参照）

－複数のチャンネルで構成されるパッケージの作成及びケーブルまたは衛星を経由したこれらのパッケージの視聴者への配給（中分類 61 参照）

61 通信業

この中分類は、通信及び関連サービス活動、つまり、声、データ、文字、音、映像の伝送活

動を含む。これらの活動を行う伝送施設は単一の技術を基礎としても、複数の技術の組み合わせによってもよい。この中分類に分類される活動の共通点は、内容物の創作に関与せず、伝送するという点である。この中分類の内訳は機能する基盤構造の種類に基づく。テレビ信号の伝送の場合、完全な編成番組チャンネル（中分類 60 で制作される。）を番組パッケージにまとめて配給することを含む場合もある。

611 有線通信業

細分類 6110 参照。

6110 有線通信業

この細分類には以下が含まれる。

- －有線通信インフラを利用した声、データ、文字、音、映像を伝送する施設の運営、維持、または施設の利用機会を提供する活動、以下を含む。
 - ・地上通信線、マイクロ波、あるいは地上通信線と衛星多元中継の組み合わせを通じて、2点間通信を提供する交換・伝送施設の運営及び維持
 - ・ケーブル配信設備（たとえば、データ及びテレビ信号配信用）の運営
 - ・独自の施設を用いた電信及びその他の非音声通信の提供

この細分類には以下を含む。

- －ネットワークの所有者及び事業者からの利用機会及びネットワーク機能の購入と、この機能を用いた企業及び一般世帯への通信サービスの提供
 - －有線インフラの事業者によるインターネット接続の提供
- これらの活動を行う伝送施設は、単一の技術を基礎とするものでも、有線インフラの事業者によるインターネット接続の組み合わせにもとづくものであってもよい。

この細分類は以下を除く。

- －通信再販売業者（6190 参照）

612 無線通信業

細分類 6120 参照。

6120 無線通信業

この細分類には以下が含まれる。

- －無線通信基盤構造を利用した声、データ、文字、音、映像を伝送する施設の運営、維持、又は施設の利用機会の提供
- －ポケットベル、携帯電話その他の無線通信網の維持及び運営

これらの施設は、放送電波経由で全方向性伝送を提供し、単一の技術あるいは複数技術の組み合わせを基礎とするものである。

この細分類には以下を含む

- －ネットワークの所有者及び事業者からの利用機会及びネットワーク機能の購入と、この機能を用いた企業及び一般世帯への通信サービスの提供
- －無線基盤構造の事業者によるインターネット接続の提供

この細分類は以下を除く。

－通信再販売業者（6190 参照）

613 衛星通信業

細分類 6130 参照。

6130 衛星通信業

この細分類には、以下が含まれる。

- －衛星通信基盤構造を利用した声、データ、文字、音、映像を伝送する施設の運営、維持又は施設の利用機会の提供
- －ケーブルネットワーク、地元テレビ局、またはラジオネットワークから受信した映像、音声または文字による編成番組の、家庭直接配信用衛星設備経由での一般消費者への配信（ここに分類される事業単位は、一般的には、番組編成用のオリジナル材料を作成していない。）

この細分類には以下も含まれる。

衛星基盤構造の事業者によるインターネット接続の提供

この細分類は以下を除く。

- －通信再販売業者（6190 参照）

619 その他の通信業

細分類 6190 参照。

6190 その他の通信業

この細分類には以下が含まれる。

- －衛星追跡、通信遠隔測定法、レーダー局の運営といった特別の通信応用技術の提供
- －衛星ターミナル局及び、運営上、1つまたは複数の地上通信施設に接続し、衛星設備への通信伝送または衛星設備からの通信を受信できる関連施設の運営
- －ダイヤルアップ・インターネット接続などのようなインターネット・サービス・プロバイダー（ISP）が保有または管理していない利用者とISPの間のネットワーク経由でインターネット接続を提供すること
- －公開施設における電話及びインターネット利用機会の提供
- －既存の通信接続経由での通信サービスの提供
 - ・VOIP（ボイス・オーバーIP）の提供
- －通信再販売業者（つまり、付加的なサービスを提供せずにネットワーク機能を購入・転売する業者）

この細分類は以下を除く。

- －通信基盤構造事業者によるインターネット接続の提供（6110、6120、6130 参照）

62 コンピュータ・プログラミング、コンサルタント及び関連業

この中分類は、情報技術の分野における専門技術を提供する以下のような活動を含む。ソフトウェアを書き、変更し、試験し、サポートを提供すること；コンピュータのハードウェア、ソフトウェア及び通信技術を統合するコンピュータシステムの計画及び設計；顧客のコンピ

ユータシステム、データ処理施設、またはその双方の、現場での管理及び操作；その他のコンピュータ関連の専門的・技術的活動。

620 コンピュータ・プログラミング、コンサルタント及び関連業

中分類 62 参照。

6201 コンピュータ・プログラミング業

この細分類は、ソフトウェアの著作、変更、検査、サポートが含まれる。

この細分類には以下が含まれる。

- ー以下を製作及び実行するために必要なコンピュータ・コードの構造ならびに内容の設計及び/もしくはその著作
 - ・システム・ソフトウェア（アップデートとパッチを含む）
 - ・ソフトウェア・アプリケーション（アップデートとパッチを含む）
 - ・データベース
 - ・ウェブページ
- ーソフトウェアのカスタマイズ、すなわち、既存のアプリケーションが顧客の情報システム環境の中で機能するように修正し構成すること

この細分類は以下を除く。

- ーパッケージソフトウェアの製作（5820 参照）
- ーソフトウェアの提供がその不可分の一部を構成する場合も含め、コンピュータのハードウェア、ソフトウェア及び通信技術を統合するコンピュータシステムの計画及び設計（6202 参照）

6202 コンピュータ・コンサルタント及びコンピュータ設備管理業

この細分類には、以下が含まれる。

- ーコンピュータのハードウェア、ソフトウェア及び通信技術を統合するコンピュータシステムの計画及び設計
- ーこの細分類に分類される事業単位は、統合されたサービスの一部としてシステムのハードウェア及びソフトウェア部分を提供しても、これらの部分が第三者または売り手によって提供されてもよい。この細分類に分類される事業単位はしばしばシステムのインストールを行い、システムの利用者に研修及びサポートを提供する。

この細分類にはまた、以下が含まれる。

顧客のコンピュータシステム及び/もしくはデータ処理施設の現場での管理及び操作の提供並びに関連サポートサービス

この細分類は以下を除く。

- ーコンピュータ・ハードウェアあるいはソフトウェアのみの販売（4651、4741 参照）
- ーメインフレーム（本体設備）及び類似のコンピュータのみの設置（3320 参照）
- ーパソコンのみの設置（セットアップ）（6209 参照）
- ーソフトウェアのみの設置（6209 参照）

6209 その他の情報技術及びコンピュータ・サービス業

この細分類には、以下のような他に分類されないその他の情報技術及びコンピュータ関連活動が含まれる。

- －コンピュータの不具合の解消
- －パソコンの設置（セットアップ）
- －ソフトウェアの設置

この細分類は以下を除く。

- －メインフレーム（本体設備）及び類似のコンピュータの設置（3320 参照）
- －コンピュータ・プログラミング（6201 参照）
- －コンピュータ・コンサルタント業（6202 参照）
- －コンピュータ施設管理（6202 参照）
- －データ処理とホスティング（6311 参照）

63 情報サービス業

この中分類は、ウェブ検索ポータル、データの処理及びホスティング活動、そして主として情報を提供するその他の活動を含む。

631 データ処理、ホスティング及び関連業；ウェブ・ポータル

この小分類は、ホスティングの基盤構造を提供する活動、データ処理サービス及び関連活動、そしてインターネットの検索設備及びその他のポータルの提供を含む。

6311 データ処理、ホスティング及び関連業

この細分類には、以下が含まれる。

- －ホスティングのインフラの提供、データ処理サービス及び関連活動
- －以下のような専門ホスティング活動
 - ・ウェブ・ホスティング
 - ・ストリーミング・サービス
 - ・アプリケーション・ホスティング
- －アプリケーション・サービスの提供
- －一般的なタイムシェアリング方式によるコンピュータのメインフレーム（本体設備）の顧客への提供
- －データ処理活動
 - ・顧客から供給されたデータの完全な処理
 - ・顧客から提供されたデータにもとづく専門的報告書の作成
- －データ入力サービスの提供

6312 ウェブ・ポータル

この細分類には、以下が含まれる。

- －検索エンジンを用いて、容易に検索できるフォーマットで、インターネット上のアドレスとコンテンツに関する広範なデータベースを作成し、維持するウェブサイトの運営
- －定期的に更新されたコンテンツを提供するメディアサイトのようなインターネットのポータルとして機能するその他のウェブサイトの運営

639 その他の情報サービス業

この小分類は、通信社、図書館、公文書館の活動、及びその他残りすべての情報サービス活動を含む。

この小分類は以下を除く。
－図書館及び公文書館の活動、9101 参照

6391 通信社

この細分類には以下が含まれる。
－メディアへニュース、写真及び特集記事を配給するニュースシンジケート及び通信社の事業

この細分類は以下を除く。
－独立した報道カメラマンの活動（7420 参照）
－独立したジャーナリストの活動（9000 参照）

6399 他に分類されないその他の情報サービス業

この細分類には、以下のような他に分類されないその他の情報サービス活動が含まれる。
－電話を基礎とする情報サービス
－契約制または料金制による情報検索サービス
－記事切り抜きサービス、新聞・雑誌の切り抜きサービスなど

この細分類は以下を除く。
－コールセンターの活動（8220 参照）

K 金融・保険業

この大分類は、保険、再保険、年金基金業及び金融サービス支援業を含む金融サービス業を含む。
持株会社、信託・基金その他の金融手段の活動といった資産保有活動も含む。

64 金融サービス業（保険・年金基金業を除く。）

この中分類は、保険または年金基金、あるいは強制社会保障以外の目的での、資金の獲得及び再分配の活動を含む。

注：この中分類内の分類を決定する上で、国内の制度的な取り決めが重要な役割を演じる可能性が高い。

641 預金取扱機関

この小分類には、譲渡可能な預金の形の資金、つまり、貨幣単位によって大きさが明確に定められ、1日1日獲得されていき、中央銀行を除いては、非金融機関から獲得される資金の獲得が含まれる。

6411 中央銀行

この細分類には以下が含まれる。
－国の通貨の発行と管理

- －通貨供給の監視と管理
- －金融機関同士の決済に使用する預金の確保
- －銀行取引の監督
- －国の国際準備金の保有
- －政府に対する銀行としての活動

中央銀行の活動は、制度的理由により様々であろう。

6419 その他の預金取扱機関

この細分類は、預金、預金類似代用物またはその両者の預け入れ及び資金の貸出または信用提供を含む。信用供与はローン、抵当、クレジットカードなど様々な形態を取る可能性がある。これらの活動は一般に次のような中央銀行以外の預金取扱機関によって行われる。

- －銀行
- －貯蓄銀行
- －信用組合

この細分類には以下も含まれる。

- －郵便振替及び郵便貯金銀行の活動
- －専門的な預金取扱機関による住宅購入のための信用供与
- －送金

この細分類は以下を除く。

- －専門的な非預金取扱機関による住宅購入のための信用供与（6492 参照）
- －クレジットカード取引の処理及び決済活動（6619 参照）

642 持株会社

細分類 6420 参照。

6420 持株会社

この細分類は、持株会社、つまり、子会社グループの資産を保有する（支配に要するレベルの株式の保有）事業単位であり、その主たる活動はグループの保有である会社の活動を含む。この細分類の持株会社は株式を保有している事業体に対し、他に何のサービスも提供しない。つまり、他の事業単位の管理または運営を行わない。

この細分類は以下を除く。

- －企業及び事業体の積極的な管理運営、企業の戦略立案及び意思決定（7010 参照）

643 信託、基金及び類似の金融機関

細分類 6430 参照。

6430 信託、基金及び類似の金融機関

この細分類は、株主または受益者に代わり、有価証券その他の金融資産を管理運営することなく共同出資するため組織された法人を含む。そのポートフォリオは多様性、リスク、利益

率、価格変動性といった点で特定の投資特性を達成するよう特別に設計される。これらの法人は利息、配当、その他の財産所得を得るが、従業員はほとんどまたは全く雇わず、サービス販売の収益はない。

この細分類には、以下が含まれる。

- －オープンエンドの投資信託
- －クローズドエンドの投資信託
- －信託契約、遺言又は代理店契約にもとづき受益者に代わり信託、財産あるいは代理店勘定を管理する活動
- －ユニット型投資信託

この細分類は以下を除く。

- －商品またはサービスの販売収入を得る信託及び基金（その主たる活動に応じた I S I C の細分類参照）
- －持株会社の活動（6420 参照）
- －年金基金（6530 参照）
- －基金の管理運営（6630 参照）

649 その他の金融サービス業（保険・年金基金業を除く。）

この小分類は、預金取扱機関によって行われるもの以外の金融サービス業を含む。

この小分類は以下を除く。

- －保険及び年金基金の活動（中分類 65 参照）

6491 金融リース業

この細分類には以下が含まれる。

- －期間が資産の予想される寿命をほぼカバーし、借主は、その資産の使用から生じる利益のほぼ全部を獲得し、かつその所有に関連するリスクを全て引き受けるようなリース。資産の所有権はいずれは譲渡されてもされなくてもよい。このようなリースは利子を含むすべてのあるいはほとんどすべての費用をカバーするものとする。

この細分類は以下を除く。

- －オペレーショナル・リース（リースされる商品の種類により中分類 77 参照）

6492 その他の信用供与機関

この細分類には、以下が含まれる。

- －金融仲介に関与していない機関によって行われる、ローンを中心とする金融サービス活動。この場合、信用供与は、ローン、抵当、クレジットカードなど多様な形態を取る可能性がある。これらは、以下のような種類のサービスを提供する。
- －消費者信用の供与
- －国際貿易金融
- －インダストリアル・バンクによる産業界への長期金融の提供
- －銀行制度の外で行われる金の貸付
- －預金を扱わない専門機関によって行われる、住宅購入のための信用供与
- －質屋及び質商

この細分類は以下を除く。

- －預金も扱い住宅購入のための信用供与を行う専門機関（6419 参照）

- －オペレーショナル・リース（リースされる商品の種類により中分類 77 参照）
- －会員制組織による助成活動（9499 参照）

6499 他に分類されないその他の金融サービス業（保険・年金基金業を除く。）

この細分類には以下が含まれる。

- －ローン以外の形での資金分配を中心とした、その他の金融サービス活動
 - ・債権買取活動
 - ・スワップの売却、オプション、その他のヘッジング処理
 - ・生命保険証券決済会社の活動
- －ベンチャーキャピタル、投資クラブなどによる自己勘定での投資

この細分類は以下を除く。

- －金融リース（6491 参照）
- －他人に代わって行う証券取引（6612 参照）
- －不動産の取引、リースとレンタル（中分類 68 参照）
- －債務買い上げを伴わない集金・取り立て（8291 参照）
- －会員制団体による助成活動（9499 参照）

65 保険・再保険・年金基金業（強制社会保障を除く。）

この中分類には、将来の請求に対して用いるべき金融資産ポートフォリオを構築するため、年金及び保険契約を引き受け、保険料の投資を行う活動が含まれる。直接保険及び再保険の提供が含まれる。

651 保険業

この小分類は、生命保険及び生命保険再保険（相当の貯蓄的要素を含むかどうかを問わない）並びにその他の損害保険を含む。

6511 生命保険業

この細分類には以下が含まれる。

- －年金、生命保険契約、障害所得保険契約、事故・死亡・手足切断保険契約（相当の貯蓄的要素を含むかどうかを問わない。）の引き受け

6512 損害保険業

この細分類には以下が含まれる。

- －生命保険以外の保険サービスの提供
 - ・傷害保険、火災保険
 - ・健康保険
 - ・旅行保険
 - ・財物保険
 - ・自動車保険、海上保険、航空保険、運送保険
 - ・金銭上の損失を補償する保険、賠償責任保険

652 再保険業

細分類 6520 参照。

6520 再保険業

この細分類には、以下が含まれる。
—元々他の保険業者が引き受けた既存の保険契約に関連したリスクの全部または一部を引き受ける活動

653 年金基金業

細分類 6530 参照。

6530 年金基金業

この細分類は、もっぱら資金提供者の従業員または会員向けに退職所得給付を提供するよう組織された法人（つまり、基金、制度、計画）を含む。確定給付の年金制度も、給付が単純に加入者の拠出額によって確定する個人制度も含まれる。

この細分類には以下が含まれる。

- 従業員給付制度
- 年金基金及び年金制度
- 退職金積立制度

この細分類は以下を除く。

- 年金基金の管理運営（6630 参照）
- 強制社会保障事業（8430 参照）

66 補助的金融サービス業及び保険業

この中分類は、金融サービス活動に関係しているかまたは密接な関連をもっているが、それ自体は金融サービスを含んでいないようなサービスの提供を含む。この中分類は第一次的にそれらがサービスを提供する金融取引または基金の種類によって細分類される。

661 補助的金融サービス業（保険・年金基金業を除く。）

この小分類は、株式、株式オプション、債券または商品契約の売買を円滑にする目的で物理的または電子的な市場を供給する活動を含む。

6611 金融市場管理業

この細分類には以下が含まれる。

- 次のような、政府当局以外による金融市場の運営及び監督
 - ・商品契約取引所
 - ・先物商品契約取引所
 - ・証券取引所
 - ・株式取引所
 - ・株式または商品オプション取引所

6612 証券・商品契約仲買業

この細分類には以下が含まれる。

- －金融市場で他の者に代わって行う取引（例えば、株式仲買）及び関連諸業務
- －有価証券仲買業
- －商品契約仲買業
- －外国通貨両替店などの活動

この細分類は以下を除く。

- －市場で自分自身のために行う取引（6499 参照）
- －料金制あるいは契約制によるポートフォリオ管理（6630 参照）

6619 その他の補助的金融サービス業

この細分類には、金融サービス業を補助する事業で、他には分類されないものが含まれる。

- －クレジットカード取引向けのものを含む金融取引の処理及び決済活動
- －投資顧問業
- －抵当アドバイザー及びブローカー業

この細分類には以下も含まれる。

- －料金制または契約制の受託、信託、保護預かりサービス

この細分類は以下を除く。

- －保険代理・仲買業（6622 参照）
- －基金の管理運営（6630 参照）

662 補助的保険・年金基金業

この小分類は、年金及び保険証券販売における代理人（つまり、ブローカー）としての行動、または請求額の調整及び第三者管理といったその他の従業員給付並びに保険及び年金関連サービスの提供を含む。

6621 危険・損害評価業

この細分類には、保険請求額の評価及び決定といった保険管理サービスの提供が含まれる。

これには以下が含まれる。

- －保険請求額の評価
 - ・損害査定
 - ・危険評価
 - ・危険及び損害額評価
 - ・海損精算業務
- －保険請求額の決定

この細分類は以下を除く。

- －不動産の鑑定（6820 参照）
- －その他の目的の鑑定（7490 参照）
- －調査活動（8030 参照）

6622 保険代理・仲買業

この細分類には、以下が含まれる。
－年金、保険及び再保険証券の販売、交渉、申請における保険代理人及びブローカー（保険仲介業）の活動

6629 その他の補助的保険・年金基金業

この細分類には以下が含まれる。
－保険・年金基金に携わるかまたは密接な関係を有する事業（損害査定、保険代理業を除く。）
・被災残存財産の管理業務
・保険計理業

この細分類は以下を除く。
－海難救助活動（5222 参照）

663 基金管理運営業

細分類 6630 参照。

6630 基金管理運営業

この細分類には以下のような料金制または契約制による個人、企業及びその他のためのポートフォリオ及び基金の管理運営活動が含まれる。

この細分類には以下が含まれる。
－年金基金の管理運営
－投資信託の管理運営
－その他の投資基金の管理運営

L 不動産業

この大分類は、以下の 1 つまたは複数の活動における貸主、代理人、仲介業者を含む。不動産の売買、不動産の賃貸、不動産の鑑定のようなその他の不動産サービスの提供、不動産の条件付証書受託者としての活動。この大分類の活動は、自己所有物件について行っても、賃借物件について行ってもよく、料金制で行っても請負制で行ってもよい。構造物の所有権の維持または賃貸借と組み合わせた構造物の建築も含まれる。

この大分類は、不動産物件管理業も含む。

68 不動産業

大分類 L 参照。

681 自己所有物件または賃借物件による不動産業

細分類 6810 参照。

6810 自己所有物件または賃借物件による不動産業

この細分類には以下が含まれる。

- －以下の自己所有不動産または賃借不動産の購入、販売、賃貸、運用
 - ・アパート式建物及び住宅
 - ・展示ホール、ロッカールーム施設、モール、ショッピングセンターを含む非住宅用建物
 - ・土地
- －典型的には月単位または年単位といったより永続的な利用のための住宅及び家具付きまたは家具なしのフラットまたはアパートの提供

この細分類には以下も含まれる。

- －自ら運用すること、つまりこれらの建物の区画賃貸を目的とした建築プロジェクトの開発
- －土地改良を伴わない不動産の小さな区画への分割
- －居住式移動住宅用敷地の経営

この細分類は以下を除く。

- －販売用建築プロジェクトの開発（4100 参照）
- －土地の区画分割及び改良（4290 参照）
- －ホテル、スイートホテル及び類似の宿泊施設の運営（5510 参照）
- －キャンプ場、トレーラーキャンプ場及び類似の宿泊施設の運営（5520 参照）
- －作業員用の宿泊施設、下宿屋及び類似の宿泊施設の運営（5590 参照）

682 料金制または契約制による不動産業

細分類 6820 参照。

6820 料金制または契約制による不動産業

この細分類には、不動産関連サービスを含み、料金制または契約制での不動産活動の提供が含まれる。

この細分類には、以下が含まれる。

- －不動産代理人及び仲介業者の活動
- －料金制または契約制での不動産の購入、販売及び賃貸における仲介業務
- －料金制または契約制での不動産の管理
- －不動産鑑定業務
- －不動産の条件付証書受託者の活動

この細分類は以下を除く。

- －法律サービス業（6910 参照）
- －施設支援サービス業（8110 参照）
- －軍事基地、刑務所、その他の施設といった施設管理（コンピュータ施設管理を除く。）（8110 参照）

M 専門、科学及び技術サービス業

この大分類は、専門、科学及び技術サービスに特化した活動を含む。これらの活動は高度の訓練を必要とし、専門の知識と技能を利用者に提供する。

69 法律及び会計サービス業

この中分類は、民事事件における助言と代理、刑事訴訟における助言と代理、労働争議に関連しての助言と代理といった、法曹界に属する人物によってまたはそういう人物の監督の下に行われる、一方の当事者の利益をもう一方の当事者に対して法的に代理すること（この場合、それが法廷その他の司法機関でなされるものであるかどうかは問わない。）を含む。会社定款、組合契約、その他の会社設立に関係した類似の書類、特許や著作権、証書、遺言、信託書などの作成といった、法律的な書類の作成、さらに公証人、民法公証人、執行官補佐人、仲裁人、尋問官、調停者といったその他の活動も含まれる。会計記録の監査、財務諸表の作成、簿記といった会計及び簿記サービス業も含まれる。

691 法律サービス業

細分類 6910 参照。

6910 法律サービス業

この細分類には以下が含まれる。

－法曹界に属する人物によってまたはそういう人物の監督の下に行われる、一方の当事者の利益をもう一方の当事者に対して法的に代理すること（この場合、それが法廷その他の司法機関でなされるものであるかどうかは問わない。）

- ・民事事件における助言と代理
- ・刑事訴訟における助言と代理
- ・労働争議に関連しての助言と代理

－一般的な相談助言、法律的な書類の作成

- ・会社定款、組合契約、その他の会社設立に関係した類似の書類
- ・特許や著作権
- ・証書、遺言、信託書などの作成

－公証人、民法公証人、執行官補佐人、仲裁人、尋問官、調停者といったその他の活動

この細分類は以下を除く。

－裁判所の活動（8423 参照）

692 会計、簿記及び監査サービス業並びに税務相談業

細分類 6920 参照。

6920 会計、簿記及び監査サービス業並びに税務相談業

この細分類には以下が含まれる。

- －企業その他のための商取引の記録
- －財務諸表の作成または監査
- －財務諸表の検査とそれらが正確であることの証明
- －個人及び企業の所得税申告用紙の作成
- －助言活動及び税務当局に対しての依頼人の代理

この細分類は以下を除く。

－データ処理及び作表活動（6311 参照）

－会計システム、原価計算プログラム、予算管理手順の設計といった経営コンサルタント活動

(7020 参照)
－集金・取り立て (8291 参照)

70 本社；経営コンサルタント業

この中分類は、戦略的・組織的計画立案；財政計画の立案と予算編成；営業の目標と方針；人的資源の方針、慣行、計画立案；生産スケジュールの作成、管理計画の立案といった経営管理事項に関する企業及びその他の組織に対する助言及び支援の提供を含む。同じ会社または事業体内の他の事業単位の監督及び管理運営、つまり本社活動も含む。

701 本社

細分類 7010 参照。

7010 本社

この細分類は、企業または事業体の他の事業単位の監督及び管理運営、企業または事業体の戦略または組織上の計画立案及び意思決定的役割の遂行、経営上の管理権の行使、関連する事業単位の日々の業務を管理が含まれる。

この細分類には以下が含まれる。

- －本社
- －中央管理事務所
- －法人事務所
- －地区及び地方事務所
- －子会社管理事務所

この細分類は以下を除く。

- －管理運営に従事していない持株会社の活動 (6420 参照)

702 経営コンサルタント業

細分類 7020 参照。

7020 経営コンサルタント業

この細分類は、戦略的・組織的計画立案；財務的な性格の意思決定分野；営業の目標と方針；人的資源の方針、慣行、計画立案；生産スケジュールの作成、管理計画の立案といった経営管理事項に関し、企業及びその他の組織に助言、指導及び運営上の支援を提供する活動を含む。

この事業サービスの提供には、企業及び公共機関への以下に関する助言、指導または運営上の支援が含まれ得る。

- －広報及びコミュニケーション活動
- －ロビー活動
- －会計方式または会計手続、原価計算プログラム、予算管理手順の設計
- －企業及び公共機関に対するプランニング、組織、効率、管理、経営情報などにおける助言と支援

この細分類は以下を除く。

- －会計システム用コンピュータ・ソフトウェアの設計（6201 参照）
- －法律面の助言と代理行為（6910 参照）
- －会計、簿記及び監査関係の活動並びに税務コンサルタント（6920 参照）
- －建築、エンジニアリング及びその他の技術的な助言活動（7110、7490 参照）
- －広告業（7310 参照）
- －市場調査及び世論調査（7320 参照）
- －エグゼクティブの人材紹介または人材探しコンサルタント業（7810 参照）
- －教育コンサルタント業（8550 参照）

71 建築・エンジニアリング業及び技術試験・分析業

この中分類は、建築サービス、エンジニアリングサービス、製図サービス、建築物検査サービス、測量・地図製作サービスの提供を含む。物理的、化学的、その他の分析試験サービスの実施も含まれる。

711 建築・エンジニアリング業及び関連技術コンサルタント業

細分類 7110 参照。

7110 建築・エンジニアリング業及び関連技術コンサルタント業

この細分類は、建築サービス、エンジニアリングサービス、製図サービス、建築物検査サービス、測量・地図製作サービス及び類似のサービスの提供を含む。

この細分類には以下が含まれる。

- －建築コンサルタント活動
 - ・建築物の設計と製図
 - ・都市計画、景観設計
- －以下に向けた工学的設計（すなわち、機械、材料、機器、構造、プロセス、システムの設計において自然科学の法則や工学の原則を適用すること）及びコンサルタント活動
 - ・機械類、産業工程及び工業プラント
 - ・土木工学、水力工学、交通工学に関わるプロジェクト
 - ・水管理プロジェクト
 - ・電気・電子工学、鉱山工学、化学工学、機械・産業・システム工学、安全工学に関わるプロジェクトの立案と実施
 - ・建設に関係するプロジェクト管理活動
- －空調・冷蔵・衛生・公害防止工学、音響工学などを用いた事業の立案
- －地球物理調査、地質調査及び地震調査
- －測地調査活動
 - ・土地及び境界測量
 - ・水文学的調査
 - ・地表下調査
 - ・地図作製及び空間情報

この細分類は以下を除く。

- －採鉱作業に関連しての試掘（0910、0990 参照）
- －関連するソフトウェアの開発または製作（5820、6201 参照）
- －コンピュータ・コンサルタントの活動（6202、6209 参照）
- －技術的な試験（7120 参照）
- －エンジニアリングに関連した研究開発事業（7210 参照）

- －工業デザイン（7410 参照）
- －屋内装飾（7410 参照）
- －航空写真（7420 参照）

712 技術試験・分析業

細分類 7120 参照。

7120 技術試験・分析業

この細分類には、以下が含まれる。

- －あらゆる種類の素材及び製品の物理的、化学的及びその他の分析試験の実施。（除外対象については下記参照）
 - ・音響及び振動試験
 - ・鉱物などの組成と純度の試験
 - ・食品生産に関わる獣医学試験及び規制を含む食品衛生分野の試験活動
 - ・強度、厚み、耐久性、放射性などの素材の物理的特性と性能の試験
 - ・品質と信頼性の試験
 - ・電動機、自動車、電子機器など完成している機械の性能試験
 - ・溶接部及び接合部の X 線検査
 - ・破損分析
 - ・大気汚染、水質汚濁などの環境指標の試験と測定
- －消費財、自動車、航空機、加圧容器、核プラントなどを含む製品の証明
- －自動車の定期的な路上走行安全性試験
- －例えば、航空機、船舶、ダムなどについての模型またはモックアップ（原寸大模型）を用いた試験
- －警察の科学捜査研究所の運営

この細分類は以下を除く。

- －動物標本の試験（7500 参照）
- －医学ラボラトリーの試験（8690 参照）

72 科学研究・開発業

この中分類は、(1)基礎研究：具体的な応用や用途を考慮することなく、現象及び観察される事実の根底にあるものについて新しい知識を獲得することを主たる目的に行われる実験的または理論的作業、(2)応用的研究：実用的な具体的目的または目標を、第一義的に志向した、新しい知識を獲得するために行われるオリジナルの研究、(3)実験開発：新しい素材、製品または装置を生み出すことや、新しいプロセス、システム及びサービスを作り出すこと、あるいはまた既に存在するこれらのものを大きく改良することを志向した、研究や実際的な経験から得られた既存の知識を利用した体系的な作業といった3種類の研究・開発活動を含む。

この中分類の調査研究・実験開発活動は、自然科学・エンジニアリングと社会・人文科学の2種類に細分される。

この中分類は、市場調査を除く。（7320 参照）

721 自然科学・エンジニアリング研究・実験開発業

細分類 7210 参照。

7210 自然科学・エンジニアリング研究・実験開発業

この細分類には以下が含まれる。

- －自然科学・エンジニアリングに関する研究・実験開発
 - ・自然科学に関する研究開発
 - ・工学及び工業技術に関する研究開発
 - ・医学に関する研究開発
 - ・生物工学に関する研究開発
 - ・農学に関する研究開発
 - ・自然科学・エンジニアリング分野を主とする学際的な研究開発

722 社会・人文科学研究・実験開発業

細分類 7220 参照。

7220 社会・人文科学研究・実験開発業

この細分類には以下が含まれる。

- －社会科学に関する研究開発
- －人文科学に関する研究開発
- －社会・人文科学分野を主とする学際的な研究開発

この細分類は以下を除く。

- －市場調査（7320 参照）

73 広告・市場調査業

この中分類は、広告キャンペーンの制作並びにそのような広告の定期刊行物、新聞、ラジオ、テレビ、その他の媒体への掲載、さらに展示構造物や展示サイトの設計を含む。

731 広告業

細分類 7310 参照。

7310 広告業

この細分類は、助言、創造的サービス、広告材料の制作、媒体企画、媒体購入を含む、広告サービス全般の提供（つまり、社内の能力を用いるか、下請けによる提供）を含む。

この細分類には、以下が含まれる。

- －広告キャンペーンの制作及び実現
 - ・広告を制作し、新聞や定期刊行物に掲載したり、ラジオ、テレビで放送したり、インターネット及びその他の媒体に載せること
 - ・例えば、各種の広告掲示板、パネル、掲示板及びフレーム、ショーウィンドーの飾りつけ、ショールームのデザイン、自動車やバスのカード配布などといった屋外広告を制作し、実施・設置すること
 - ・媒体の代理業務、すなわち、広告を望んでいる各種媒体に代わっての時間とスペースの販

- 売
- ・空中広告
- ・広告材料または試供品の配布、配達
- ・広告掲示板などの広告用スペースの提供
- ・スタンドその他の展示構造物及び展示サイトの制作
- －消費者を引きつけ、引き留めることを目指したマーケティング・キャンペーンその他の広告サービスの展開
- ・製品の宣伝
- ・販売時点マーケティング
- ・ダイレクトメール広告
- ・マーケティング・コンサルタント業

この細分類は以下を除く。

- －広告材料の出版（5819 参照）
- －ラジオ、テレビ、映画用コマーシャル・メッセージの制作（5911 参照）
- －広報事業（7020 参照）
- －市場調査（7320 参照）
- －グラフィック・デザイン事業（7410 参照）
- －広告写真（7420 参照）
- －会議・見本市運営業（8230 参照）
- －郵便・郵送サービス（8219 参照）

732 市場調査・世論調査業

細分類 7320 参照。

7320 市場調査・世論調査業

この細分類には以下が含まれる。

- －販売促進と新製品の開発を目的としての、製品の市場可能性、受け入れられ方、親しまれ方、そして消費者の購買習慣についての調査（結果の統計分析を含む。）
- －政治的、経済的及び社会的な問題についての国民の集団としての意見の調査及びその統計分析

74 その他の専門、科学及び技術サービス業

この中分類は、専門、科学及び技術サービス（法律及び会計サービス業；建築・エンジニアリング業；技術試験・分析業；経営管理及び経営コンサルタント業；研究・開発業；広告業を除く。）の提供を含む。

741 専門デザイン業

細分類 7410 参照。

7410 専門デザイン業

この細分類には以下が含まれる。

- －繊維、衣料品、靴、装身具、家具及びその他の室内装飾品並びにその他のファッション品、その他個人用品または家庭用品に関係したファッションデザイン

- －工業デザイン、すなわち、商品の用途、価値、外見を最適化するためのデザイン及び仕様の制作と開発。人間の特性やニーズ、安全性、市場へのアピール度、生産や流通や利用や維持の効率を考慮した上での商品の材料、構成、メカニズム、形状、色彩、表面仕上げの決定を含む。
- －グラフィックデザイナーの業務
- －屋内装飾業務

この細分類は以下を除く。

- －ウェブページ的设计、プログラミング（6201 参照）
- －建築設計(7110 参照)
- －エンジニアリング設計、すなわち、機械、材料、機器、構造、プロセス、システムの設計において自然科学の法則及びエンジニアリングの原則を適用すること、（7110 参照）
- －舞台装置の設計（9000 参照）

742 写真業

細分類 7420 参照。

7420 写真業

この細分類には以下が含まれる。

- －商業写真と一般消費者の写真の生産
 - ・パスポート、学校用、結婚式などの機会に写されるポートレート写真
 - ・商品宣伝用、出版物用、あるいはファッション、不動産、観光用の用途をもつ写真
 - ・航空写真
 - ・結婚式、会議などのイベントのビデオ撮影
- －フィルムの処理
 - ・顧客の写したネガまたは映画フィルムからの、現像、プリント及び引き伸ばし
 - ・フィルムの現像・写真焼き付け所
 - ・カメラ店の一部でないスピード写真店
 - ・スライドの台紙へのマウント
 - ・写真の複写及び修復または修正
- －報道カメラマンの活動

この細分類には以下も含まれる。

- －書類のマイクロフィルム撮影

この細分類は以下を除く。

- －映画・テレビ産業に関係した映画フィルムの処理（5911 参照）
- －地図作製及び空間情報活動（7110 参照）

749 他に分類されないその他の専門、科学及び技術サービス業

細分類 7490 参照。

7490 他に分類されないその他の専門、科学及び技術サービス業

この細分類は、一般に商業的顧客を対象に行われる非常に広範囲のサービスを含む。より高度の専門的、科学的及び技術的技能水準が求められるような活動が含まれるが、通常短期の、中断しない定期的な会社業務は含まれない。

この細分類には以下が含まれる。

- －翻訳及び通訳業
- －取引の仲介、すなわち中小企業のための売買のアレンジ（専門的な慣行を含むが、不動産仲介業は含まない。）
- －特許権仲介業務（特許権の売買手配）
- －不動産及び保険関係以外の評価、鑑定（骨董品、宝石など）
- －計算書の検査及び運賃に関する情報の提供
- －積算士の活動
- －天気予報活動
- －セキュリティ・コンサルタント業
- －農学コンサルタント業
- －環境コンサルタント業
- －その他の技術コンサルタント業
- －建築コンサルタント、エンジニアリング・コンサルタント、経営コンサルタント以外のコンサルタント業務

この細分類には以下も含まれる。

- －映画、演劇その他の娯楽やスポーツ・アトラクションの契約獲得とか、出版社、プロデューサーなどへの書籍、脚本、アートワーク（挿し絵等）、写真などの斡旋を通常伴う、エージェント及びエージェンシーが個人に代わって行う業務

この細分類は以下を除く。

- －オークションによる中古車の卸売り（4510 参照）
- －オンラインのオークション活動（小売り）（4791 参照）
- －オークションハウスの活動（小売り）（4799 参照）
- －不動産仲介業者の活動（6820 参照）
- －簿記活動（6920 参照）
- －経営コンサルタント業（7020 参照）
- －建築コンサルタント及びエンジニアリング・コンサルタント業（7110 参照）
- －エンジニアリング設計業（7110 参照）
- －広告展示及びその他の広告デザイン（7310 参照）
- －スタンドその他の展示構造物及び展示サイトの制作（7310 参照）
- －工業デザイン業（7410 参照）
- －会議・見本市運営業（8230 参照）
- －独立競売人の活動（8299 参照）
- －忠誠プログラムの管理（8299 参照）
- －消費者信用及び債務カウンセリング業（8890 参照）
- －科学書及び技術書の著者の活動（9000 参照）
- －独立したジャーナリストの活動（9000 参照）

75 獣医業

この中分類は、家畜及び愛玩動物を対象とする動物の診療及び健康管理活動の提供を含む。この活動は、資格を有する獣医によって、動物病院において、あるいは農場、犬小屋または家庭を訪問して行われたり、自身の診療室や手術室その他の場所で行われる。動物の救急輸送業務も含まれる。

750 獣医業

細分類 7500 参照。

7500 獣医業

この細分類には以下が含まれる。

- －家畜を対象とする動物の診療及び健康管理活動
- －愛玩動物を対象とする動物の診療及び健康管理活動

この活動は、資格を有する獣医によって、動物病院の中で、あるいは農場、犬小屋または家庭を訪問して行われたり、自身の診療室や手術室その他の場所で行われる。

この細分類には以下も含まれる。

- －助手その他獣医を補助する職業の人たちによって行われる業務
- －動物を対象としての臨床病理的診断やその他の診断
- －動物の救急輸送業務

この細分類は以下を除く。

- －ヘルスケアを伴わない家畜のボーディング（0162 参照）
- －羊の剪毛（0162 参照）
- －家畜群の検査業務、ドロービング業務（家畜群を市場へ追って行くこと）、預かった家畜の有償での飼育業務、雄鶏の去勢（0162 参照）
- －人工授精関連活動（0162 参照）
- －ヘルスケアを伴わない愛玩動物のボーディング（9609 参照）

N 管理・支援サービス業

この大分類は、一般的な事業運営を支援する多様な活動を含む。この活動の主たる目的は専門的な知識の移転ではないという点で大分類 M と異なる

77 物品賃貸・リース業

この中分類は、定期的な賃貸料またはリース料の支払いに対する見返りとして行う、顧客に対する自動車、コンピュータ、消費財、産業用機械器具といった広範な有形資産を含む有形資産及び非金融無形資産の賃貸及びリースを含む。これは、(1)自動車の賃貸、(2)娯楽・スポーツ用品及び個人・家庭用品の賃貸、(3)その他の輸送用機器を含む、事業運営に用いられることの多い類のその他の機械器具のリース、そして(4)知的財産及び類似商品のリースに細分される。

リース業の提供のみがこの中分類に含まれる。

この中分類は、金融リース業（細分類 6491 参照）、不動産の賃貸（大分類 L 参照）、オペレーターを付けての機械器具の賃貸を除く。オペレーターを付けての機械器具の賃貸は、その機械器具を使って実施される活動に応じて分類される。例えば、建設業（大分類 F）あるいは運輸業（大分類 H）などである。

771 自動車賃貸・リース業

細分類 7710 参照。

7710 自動車賃貸・リース業

この細分類には以下が含まれる。

- －以下の種類の乗り物の賃貸及びオペレーショナル・リース
 - ・乗用車（運転手なし）
 - ・トラック、実用トレーラ及びRV車

この細分類は以下を除く。

- －運転手を付けての乗り物またはトラックのレンタルまたはリース（4922、4923 参照）
- －金融リース（6491 参照）

772 個人・家庭用品賃貸・リース業

この小分類は、個人・家庭用品、娯楽・スポーツ用品及びビデオテープの賃貸業を含む。活動は通常、物品の短期賃貸を含むが、より長期間にわたるリースが行われる物品があってもよい。

7721 娯楽・スポーツ用品賃貸・リース業

この細分類には、以下が含まれる。

- －一次のような娯楽・スポーツ用品の賃貸業
 - ・レジャーボート、カヌー、ヨット
 - ・自転車
 - ・ビーチチェア及びビーチパラソル
 - ・その他のスポーツ用品
 - ・スキー板

この細分類は以下を除く。

- －ビデオテープ及びディスクの賃貸（7722 参照）
- －他に分類されないその他の個人・家庭用品の賃貸（7729 参照）
- －レクリエーション施設の一部として一体化したレジャー用及び娯楽用機械器具の賃貸（9329 参照）

7722 ビデオテープ・ディスク賃貸業

この細分類には、以下が含まれる。

- －ビデオテープ、レコード、CD、DVDなどの賃貸業

7729 その他の個人・家庭用品賃貸・リース業

この細分類には以下が含まれる。

- －一般家庭または企業を対象とした、あらゆる種類の家庭または個人用品の賃貸（娯楽・スポーツ用品を除く。）
 - ・繊維、衣料及び履物
 - ・家具、陶器とガラス製品、台所・食卓用品、家庭用電気製品及び家庭雑貨
 - ・装身具、楽器、舞台用の背景と衣裳
 - ・書籍、機関誌及び雑誌
 - ・例えば自宅修理用工具のような素人があるいは趣味として使う機械器具
 - ・花及び植物
 - ・家庭用電子機器

この細分類は以下を除く。

- －運転手の付かない車、トラック、トレーラ及びR V車の賃貸（7710 参照）
- －娯楽・スポーツ用品の賃貸（7721 参照）
- －ビデオテープ・ディスクの賃貸（7722 参照）
- －運転手の付かないオートバイ及びトレーラハウスの賃貸（7730 参照）
- －事務用家具の賃貸（7730 参照）
- －クリーニング屋によるリンネル、作業用制服及び関連品の支給（9601 参照）

773 その他の機械器具・有形財賃貸・リース業

細分類 7730 参照。

7730 その他の機械器具・有形財賃貸・リース業

この細分類には以下が含まれる。

- －一般に産業界が資本財として使用するその他の機械器具の、オペレーターを伴わない賃貸及びオペレーショナル・リース
 - ・エンジン及びタービン
 - ・工作機械
 - ・鉱山・油田機械
 - ・専門家用のラジオ、テレビ及び通信機器
 - ・映画製作機器
 - ・計測及び制御機器
 - ・その他の科学、商工業で使用される機械
- －運転手の付かない陸上輸送機器（自動車以外）の賃貸及びオペレーショナル・リース
 - ・オートバイ、トレーラハウス、キャンピングカーなど
 - ・鉄道車両
- －オペレーターの付かない水上輸送機器の賃貸及びオペレーショナル・リース
 - ・商業用船舶
- －オペレーターの付かない航空輸送機器の賃貸及びオペレーショナル・リース
 - ・航空機
 - ・熱気球
- －オペレーターの付かない農業・林業機械器具の賃貸及びオペレーショナル・リース
 - ・農業用トラクターなどのような細分類 2821 で生産される製品の賃貸
- －オペレーターの付かない建設及び土木機械器具の賃貸及びオペレーショナル・リース
 - ・クレーン自動車
 - ・架設及び解体を伴わない建築足場・作業足場
- －オペレーターを伴わない事務機器の賃貸及びオペレーショナル・リース
 - ・コンピュータ及びコンピュータ周辺装置
 - ・複写機、タイプライター及びワードプロセッサ
 - ・金銭登録機、電子計算機などの会計機器
 - ・事務用家具

この細分類には以下も含まれる。

- －宿泊用またはオフィス用コンテナの賃貸
- －コンテナの賃貸
- －パレットの賃貸
- －動物（例えば、家畜、競走馬）の賃貸

この細分類は以下を除く。

- －オペレーターを付けての農業・林業機械器具の賃貸（0161、0240 参照）
- －オペレーターを付けての建設・土木機械器具の賃貸（中分類 43 参照）
- －オペレーターを付けての水上輸送機器の賃貸（中分類 50 参照）

- －オペレーターを付けての航空輸送機器の賃貸（中分類 51 参照）
- －金融リース（6491 参照）
- －レジャーボートの賃貸（7721 参照）
- －自転車の賃貸（7721 参照）

774 著作権のある作品を除く知的財産及び類似商品のリース業

細分類 7740 参照。

7740 著作権のある作品を除く知的財産及び類似商品のリース業

この細分類は、商品の所有者（すなわち資産保有者）にロイヤルティまたはライセンス料が支払われる知的財産商品及び類似商品の利用を他者に許可する活動を含む。これらの商品のリースは、複製許可、その後の工程または生産物における利用、フランチャイズに基づく事業運営など、様々な形態を取る可能性がある。その時点の所有者はこれらの資産の創出者であってもそうでなくてもよい。

この細分類には以下が含まれる。

- －知的財産商品（書籍やソフトウェアといった著作権で保護されている作品を除く。）のリース
- －以下の利用についてのロイヤルティまたはライセンス料の受領
 - ・特許法人
 - ・商標またはサービスマーク
 - ・商標名
 - ・探鉱権
 - ・フランチャイズ契約

この細分類は以下を除く。

- －権利の取得及び出版（中分類 58、59 参照）
- －著作権で保護されている作品（書籍、ソフトウェア、映画）の制作、複製、配給（中分類 58、59 参照）
- －不動産のリース（681 参照）
- －有形製品（資産）のリース（小分類 771、772、773 参照）
- －ビデオテープ及びディスクの賃貸（7722 参照）
- －書籍の賃貸（7729 参照）

78 職業紹介業

この中分類は、求人案内を掲示し、求職者を求人先に紹介したり、斡旋する活動（この場合、紹介または斡旋を受けた人は職業紹介所の従業員ではないものとする。）、顧客の労働力を補充するため、労働者を一定期間顧客企業に供給する活動、さらに請負制または料金制で人的資源サービス及び人材管理サービスを他者に提供する活動を含む。この中分類には、エクゼクティブを探して職業を紹介する業務及び演劇配役斡旋業も含まれる。

この中分類は、アーティスト個人を代理するエージェント業務を除く。（7490 参照）

781 職業斡旋所

細分類 7810 参照。

7810 職業斡旋所

この細分類は、求人案内を掲示し、求職者を求人先に紹介したり、斡旋する活動で、紹介または斡旋を受けた人が職業紹介所の従業員ではないものを含む。

この細分類には以下が含まれる。

- －エグゼクティブを捜して紹介する業務を含む、人材を捜し、求職者を選抜して求人先へ紹介・斡旋する業務
- －キャスティング・エージェンシー及び出演者斡旋所などの演劇配役斡旋業
- －オンライン職業斡旋所の活動

この細分類は以下を除く。

- －個人を代理する演劇または芸術用のエージェントまたはエージェンシーの活動（7490 参照）

782 臨時労働者派遣業

細分類 7820 参照。

7820 臨時労働者派遣業

この細分類には、以下が含まれる。

- －顧客の労働力を短期的に交換あるいは補充するため、労働者を一定期間顧客企業に供給する活動で、供給される人がその短期労働者派遣サービス事業単位の従業員である場合。

ここに分類される事業単位は顧客の職場において従業員を直接監督するものではない。

783 その他の人的資源提供業

細分類 7830 参照。

7830 その他の人的資源提供業

この細分類には、以下が含まれる。

- －人的資源を顧客企業に提供する活動

人的資源の提供は、長期あるいは正規契約にもとづいたものであることが一般的であり、ここに分類される事業単位は、多様な人的資源及び人的資源提供に伴う人事管理業務を提供する。

この細分類に分類される事業単位は、従業員に対し、給与支払、税金、その他の財務及び人的資源事項に関し、記録上の雇用主を代理するが、従業員の指揮監督責任は持たない。

この細分類は以下を除く。

- －事業経営または監督と共に行う人的資源職務の提供（当該企業のそれぞれの経済活動細分類参照）
- －顧客の労働力を短期的に交換あるいは補充するための人的資源の提供（7820 参照）

79 旅行代理店業、旅行業、予約サービス業及び関連活動

この中分類は、主として一般大衆及び商業的顧客に対する旅行、ツアー、輸送機関及び宿泊サービスの販売活動、旅行代理店を通じて、あるいは旅行業者のような代理業者によって直接販売されるツアーの手配及び組立の活動、そして予約サービスを含むその他の旅行関連サービスを含む。観光ガイドの業務及び観光推進業務も含まれる。

791 旅行代理店業及び旅行業

この小分類は、一般大衆及び商業的顧客に対する旅行、ツアー、輸送機関及び宿泊サービスの販売を主とする代理店の活動、及び旅行代理店を通じて、または旅行業者のような代理業者によって直接販売されるツアーの手配及び組立の活動を含む。

7911 旅行代理店業

この細分類は、以下を含む。

－主として一般大衆及び商業的顧客に対する旅行、ツアー、輸送機関及び宿泊サービスに従事する代理店の活動

7912 旅行業

この細分類は、以下を含む。

－旅行代理店を通じて、または旅行業者によって直接販売されるツアーの手配及び組立の活動。ツアーは、以下のいずれかあるいはすべてを含むことができる。

- ・輸送
- ・宿泊
- ・食事
- ・博物館・史跡または文化史跡への訪問、演劇・音楽またはスポーツのイベントへの訪問

799 その他の予約サービス業及び関連業務

細分類 7990 参照。

7990 その他の予約サービス業及び関連業務

この細分類は、以下を含む：

－旅行関連のその他の予約サービスの提供

- ・輸送機関、ホテル、レストラン、レンタカー、娯楽、スポーツなどの予約

－共同交換サービスの提供

－演劇、スポーツ、及びその他の娯楽やエンターテインメント・イベント用のチケット販売

－ビジターのための支援サービスの提供

- ・ビジター向けの旅行情報の提供

- ・観光ガイド業務の提供

－観光推進活動

この細分類は以下を除く。

－旅行代理店業及び旅行業（7911、7912 参照）

－会合、大会、会議といった催しの開催及び管理運営（8230 参照）

80 警備・調査業

この中分類は、興信所・探偵サービス；護衛・パトロールサービス；現金、領収書、その他貴重品を、移動中に保護する要員と機器を用いて、引き取り、配達する活動；盗難及び火災報知器といった電子警報システムの運転（その活動はこれらのシステムの遠隔監視を中心とするものであるが、しばしば販売、設置、修理サービスも伴う。）といった警備関連サービス業を含む。警報システムについては、後者の要素が個別に提供されている場合はこの中分類から除外され、小売業、建設業などに分類される。

801 個人警備業

細分類 8010 参照。

8010 個人警備業

この細分類は、以下の1つまたは複数のサービスの提供を含む。護衛・パトロールサービス、現金、領収書、その他貴重品を、移動中に保護する要員と機器を用いて、引き取り、配達する活動。

この細分類には以下が含まれる。

- －装甲車サービス業
- －ボディガード業
- －うそ発見サービス業
- －指紋押捺サービス業
- －警備・護衛サービス業

この細分類は以下を除く。

- －公共の秩序及び安全に関する活動（8423 参照）

802 警備システム・サービス業

細分類 8020 参照。

8020 警備システム・サービス業

この細分類には以下が含まれる。

- －盗難及び火災報知器といった電子警報システムの監視または遠隔監視（その保守も含む。）
- －機械または電子施錠装置、金庫及び金庫室の取付、修理、分解修理、調整

これらの活動を行う事業単位は、このような警備システム、機械または電子施錠装置、金庫及び金庫室の販売に従事していてもよい。

この細分類は以下を除く。

- －盗難報知機及び火災報知機などの警備システムの設置で、その後の監視を含まないもの（4321 参照）
- －監視、取付または保守サービスを伴わずに行う警備システム、機械または電子施錠装置、金庫及び金庫室の販売（4759 参照）
- －セキュリティ・コンサルタント（7490 参照）
- －公共の秩序及び安全に関する活動（8423 参照）
- －合い鍵サービスの提供（9529 参照）

803 調査業

細分類 8030 参照。

8030 調査業

この細分類は、以下を含む。

- －興信所及び探偵サービス
- －顧客の種類または調査の目的と無関係に、あらゆる私立探偵の活動

81 建物・景観サービス業

この中分類は、顧客の施設内での複合的な支援サービスの提供、あらゆる種類の建物内部及び外部の清掃、産業機械の清掃、列車、バス、航空機などの清掃、タンクローリー及びタンカー内部の清掃、建物・船舶・列車などの消毒及び駆除活動、瓶の清掃、道路清掃、雪及び氷の除去、景観の手入れ及び維持サービスの提供、景観図の設計、歩道・擁壁・テラス・塀・池及び類似の構造物の建設（つまり、取付）と共にこれらのサービスの提供といった活動が含まれる。

811 総合施設支援サービス業

細分類 8110 参照。

8110 総合施設支援サービス業

この細分類は、以下を含む。

－顧客の施設内での複合的な支援サービスの提供。すなわち、一般的な内部清掃、保守、ゴミ捨て、見張り・警備、内部郵便配達、受付、洗濯及び施設内の作業を支援する関連するサービスなどである。

ここに含まれる事業単位は、これらの支援サービスを実行する作業スタッフを提供するが、顧客の中核的な事業または活動には関与せず、責任も担わない。

この細分類は以下を除く。

- －1種類だけの支援サービスの提供（例えば、一般的な内部清掃サービス）または、一つの機能のみを扱うサービス（例えば、暖房装置）（提供されるサービスに従い、適切な細分類を参照）
- －ホテル、レストラン、鉱山、病院といった顧客事業所の完全な運営のための管理者と作業スタッフの提供（操業事業単位の細分類参照）
- －顧客のコンピュータシステム、データ処理施設、またはその双方の、現場での管理及び操作の提供（6202参照）
- －請負制または料金制による矯正施設の運営（8423参照）

812 清掃業

この小分類は、あらゆるタイプの建物の一般的な内部清掃、建物外部の清掃、建物の専門清掃活動またはその他の専門清掃活動、産業用機械の清掃、タンクローリー及びタンカーの内

部清掃、建物及び産業用機械の消毒及び駆除活動、瓶の清掃、道路清掃、雪及び氷の除去といった活動を含む。

この小分類は、以下を除く。

- －農業の害虫管理（0161 参照）
- －新築ビル建設直後の清掃（4330 参照）
- －ビル外面に対してのスチームクリーニング・砂吹き（サンドブラスト）及びこれに類する作業（4390 参照）
- －じゅうたん・敷物のシャンプー洗いと、垂れ幕やカーテンのクリーニング（9601 参照）

8121 建物一般清掃業

この細分類は、以下を含む。

- －以下のような、あらゆるタイプの建物の一般的な（専門的でない）清掃活動
 - ・オフィス
 - ・住宅またはアパート
 - ・工場
 - ・商店
 - ・施設
- －その他の業務用及び専門的用途の建物、集合住宅の建物の一般的な（専門的でない）清掃活動

これらの活動はほとんどが内部清掃であるが、窓や通路といった関連する外部部分の清掃を含む場合がある。

この細分類は以下を除く。

- －煙突掃除、暖炉・ストーブ・かまど・焼却炉・ボイラー・換気ダクト・排気装置の掃除といった専門的な内部清掃活動（8129 参照）

8129 その他の建物及び産業清掃業

この細分類には以下の活動が含まれる。

- －オフィス、工場、商店、施設、その他の産業用及び専門的用途の建物、集合住宅の建物を含むあらゆるタイプの建物の外部清掃
- －窓拭き、煙突掃除、暖炉・ストーブ・かまど・焼却炉・ボイラー・換気ダクト・排気装置の掃除といった専門的な建物清掃活動
- －プールの清掃・維持サービス
- －産業用機械の清掃
- －瓶の洗浄
- －列車、バス、飛行機などの清掃
- －タンクローリー及びタンカーの内部清掃
- －消毒及び駆除活動
- －道路清掃並びに雪及び氷の除去
- －他に分類されないその他の建物及び産業清掃業

この細分類は以下を除く。

- －農業の害虫管理（0161 参照）
- －下水溝及び排水溝の清掃（3700 参照）
- －自動車の清掃、洗車（4520 参照）

813 景観手入れ・維持サービス業

細分類 8130 参照。

8130 景観手入れ・維持サービス業

この細分類には以下が含まれる。

- －以下の緑化、手入れ、維持
 - ・以下の公園及び庭園
 - ・個人及び公営の住宅
 - ・公共及び半公共の建物（学校、病院、行政上の建物、教会の建物など）
 - ・地方公共団体の敷地（公園、緑地、墓地など）
 - ・主要道路緑地帯（道路、鉄道・索道、水路、港）
 - ・商工業建物
 - ・以下の緑樹
 - ・建物用（屋上庭園、正面の緑地帯、屋内庭園）
 - ・運動場（たとえば、サッカー場、ゴルフコースなど）、遊技場、日光浴用の芝地、その他のレクリエーション用公園
 - ・静止水及び流水（ため池、交互に水が入る区域、池、プール、排水溝、水流、植物の下水利用設備）
 - ・防音、防風、浸食からの保護、視界遮蔽、めくらましのための植物

この細分類には以下も含まれる。

- －良い環境状態を維持することを目的とした土地の維持

この細分類は以下を除く。

- －植物、樹木の商業生産及び商業生産に向けた緑化（中分類 01、02 参照）
- －苗木栽培（林業用の苗床を除く。）（0130 参照）
- －農業利用に良好な状態を維持することを目的とした土地の維持（0161 参照）
- －造園目的の建設活動（大分類 F 参照）
- －景観設計・建築活動（7110 参照）
- －植物園の経営（9103 参照）

82 事務管理、事務支援及びその他の事業支援サービス業

この中分類は、幅広い日常事務管理サービス及び中断されない定例的な事業支援機能を請負制または料金制で他者に提供する活動を含む。

この中分類はまた、典型的には企業に提供される、他に分類されないあらゆる事業支援サービス活動を含む。

この中分類に分類される事業単位は、完全な企業運営を行うだけの作業スタッフを提供するものではない。

821 事務管理・支援業

この小分類は、財務企画、請求書作成及び記帳、人員配置及び物理的配置、後方支援業務といった幅広い日常の事務管理サービスを請負制または料金制で他者に提供する活動を含む。

この小分類にはまた、支援活動、つまり、伝統的には企業及び組織が自ら遂行する中断されない定例的な事業支援機能を、請負制または料金制で他者に提供する活動も含まれる。

この小分類に分類される事業単位は、完全な企業運営を行うだけの作業スタッフを提供するものではない。これらの活動のある特定の側面に従事する事業単位はその特定の活動に応じて分類される。

8211 総合事務管理サービス業

この細分類は、以下を含む。

受付、財務企画、請求書作成及び記帳、人事並びに物流（郵便物取扱）、ロジスティクスなどといった日常の事務管理サービスの組合せを請負制または料金制で他者に提供する活動

この細分類は以下を除く。

- －完全な企業運営を行うだけの作業スタッフの提供（遂行される事業・活動に応じた細分類参照）
- －これらの活動のある特定の側面だけの提供（その特定の活動に応じた細分類参照）

8219 コピー、文書作成、その他の専門事務支援業

この細分類は、多様な複写、文書作成及び専門事務支援活動を含む。ここに含まれる文書の複写・印刷活動は短期的な種類の印刷活動しかカバーしない。

この細分類には以下が含まれる。

- －文書作成
- －文書の編集または校正
- －タイプ、ワープロ入力、デスクトップ・パブリッシング
- －秘書的支援業務
- －文書の転写及びその他の秘書的な業務
- －手紙または要約の作成
- －レンタル郵便箱及びその他の郵送サービスの提供（ダイレクトメール広告を除く。）
- －コピー
- －複製
- －青写真撮影
- －オフセット印刷、スピード印刷、デジタル印刷、試し刷りサービスといった印刷サービスの提供を伴わないその他の文書コピーサービス

この細分類は以下を除く。

- －文書の印刷（オフセット印刷、スピード印刷など）（1811 参照）
- －ダイレクトメールによる広告（7310 参照）
- －法廷における報告書作成のような専門の速記サービス（8299 参照）
- －公共速記サービス（8299 参照）

822 コールセンター

細分類 8220 参照。

8220 コールセンター

この細分類には以下が含まれる。

- －人間のオペレーター、自動通話分配、コンピュータ電話統合、双方向音声対応システムまたは類似の方法を用いて、注文を受け付けたり、製品情報を提供したり、顧客の支援要請に対処したり、顧客の苦情に取り組むため、顧客からの電話に答える内向きのコールセンターの活動
- －類似の方法を用いて、潜在的な顧客に対する商品またはサービスの販売または営業、市場調査または世論調査、及び顧客向けの類似の活動に従事する外向きのコールセンターの活動

823 会議・見本市運営業

細分類 8230 参照。

8230 会議・見本市運営業

この細分類は、以下を含む。

－企業展示会及び見本市、大会、会議及び会合といった催しの運営、宣伝、管理の活動。この場合、これらの催しが行われる施設の管理運営及び作業スタッフの提供を含んでも含まなくてもよい。

829 他に分類されない事業支援サービス業

この小分類は、債権回収代理業、信用調査業及び他に分類されない典型的には企業に提供されるあらゆる支援活動を含む。

8291 債権回収及び信用調査業

この細分類は、以下を含む。

- －取り立てまたは債務回収サービス業といった、顧客のために行う請求支払額の回収及び顧客に対する回収支払額の送金
- －個人の信用及び職歴、企業の信用歴といった情報を集め作成する活動、及び、その情報を金融機関、小売業者、その他これらの人々及び企業の信用力を評価する必要がある者に提供する活動

8292 包装業

この細分類には以下が含まれる。

- －料金制または請負制による包装業務（自動化されたプロセスを含むかどうかは問わない。）
 - ・飲料及び食料を含む液体の瓶詰め
 - ・固体の包装（ブリスター包装、ホイル被覆など）
 - ・医薬調合品の厳重包装
 - ・ラベリング、スタンピング及び押印
 - ・小包の包装及びギフト品のラッピング

この細分類は以下を除く。

- －清涼飲料製造業及びミネラルウォーター生産業（1104 参照）
- －運輸に附随する包装業務（5229 参照）

8299 他に分類されないその他の事業支援サービス業

この細分類には以下が含まれる。

- －以下のような生の法廷審理状況の逐語報告書作成及び速記記録、その後の記録資料への転写
 - ・法廷における報告書作成または速記記録サービス
 - ・公共速記サービス
- －会議、集会の生テレビ演技におけるリアルタイムの（つまり、同時）クローズドキャプション制作
- －アドレスバーのコード化サービス

- －バーコード刻印サービス
- －請負制または料金制の募金団体サービス
- －郵便物の事前仕分けサービス
- －回収サービス
- －パーキングメーターの料金回収サービス
- －独立競売人の活動
- －忠誠プログラムの管理
- －典型的に企業に提供される他に分類されないその他の支援活動

この細分類は以下を除く。

- －文書転写サービスの提供（8219 参照）
- －フィルムまたはテープのキャプションまたは字幕制作サービスの提供（5912 参照）

O 公務及び国防、強制社会保障事業

この大分類は、通常、行政機関によって実施される政府的性格の活動を含む。これには法の制定と司法解釈並びにその後の規制、それに基づく事業計画の管理、立法活動、課税、国防、公共の秩序及び安全、出入国管理、外務、政府事業計画の管理が含まれる。この大分類にはまた強制社会保障活動も含まれる。

法的または制度的身分それ自体は、この大分類に属する活動の決定要素ではなく、むしろその活動は前段落に明記した性格のものである。これは I S I C で別の項目に分類されている活動は、公的機関によって実施されている場合でもこの大分類には含まれないことを意味する。例えば、学校制度の管理（つまり、規制、点検、履修課程）はこの大分類に含まれるが、教育自体は含まれず（大分類 P 参照）、監獄病院または軍事病院は保健衛生に分類される（大分類 Q 参照）。同様に、この大分類に記されるいくつかの活動は非政府事業単位によって実施されてもよい。

84 公務及び国防、強制社会保障事業

大分類 O 参照。

841 国家公務及び地域共同体の経済・社会政策業務

この小分類は、社会・経済生活の分野における一般公務（例えば、政府のあらゆるレベルにおける行政、立法、財政管理など）及び監督を含む。

8411 一般公務

この細分類には以下が含まれる。

- －中央機関、地方機関及び自治体機関による行政及び立法
- －財政問題の管理と監督
 - ・税制の運営
 - ・財貨に課せられる税の徴収と、脱税行為の調査
 - ・関税の管理
- －予算執行及び公共の資金と債務の管理
 - ・金銭の調達・受け取りとその支出の管理
- －全体的な（民間の）研究・開発政策及び関連基金の管理
- －政府の様々なレベルでの、経済・社会面の全体的企画及び統計サービスの管理運営

この細分類は以下を除く。

- －政府が保有または占有する建物の運営（6810、6820 参照）
- －人間の福祉の増大を目的とした研究・開発政策及び関連基金の管理（8412 参照）
- －経済動向及び競争力の向上を目的とした研究・開発政策の管理（8413 参照）
- －防衛関連の研究・開発政策及び関連基金の管理（8422 参照）
- －政府公文書館の運営（9101 参照）

8412 保健・教育・文化サービス及び社会保障を除くその他の社会サービス提供活動の規制

この細分類には以下が含まれる。

- －個人の福祉増進を目的とした事業計画の公的な管理
 - ・保健
 - ・教育
 - ・文化
 - ・スポーツ
 - ・レクリエーション
 - ・環境
 - ・住宅
 - ・社会事業
- －これらの分野における研究・開発政策及び関連基金の公的な管理

この細分類には以下も含まれる。

- －レクリエーション活動と文化的活動の後援
- －芸術家への公的補助金の交付
- －飲料水供給プログラムの管理
- －廃棄物の収集及び処分業務の管理
- －環境保護プログラムの管理
- －住宅供給プログラムの管理

この細分類は以下を除く。

- －下水、塵芥の処分及び浄化活動（中分類 37、38、39 参照）
- －強制社会保障事業（8430 参照）
- －教育事業（中分類 85 参照）
- －保健衛生関係の事業（中分類 86 参照）
- －図書館及び公文書館の事業（民間、公営、政府直営を含む）（9101 参照）
- －博物館及びその他の文化施設の運営（9102 参照）
- －スポーツ事業またはその他のレクリエーション事業（中分類 93 参照）

8413 企業の効率的運営に関する規制及び助成

この細分類には以下が含まれる。

- －多様な経済部門を対象とした、補助金の割当を含む公的な管理と規制
 - ・農業
 - ・土地利用
 - ・エネルギー及び鉱物資源
 - ・インフラストラクチャー
 - ・輸送
 - ・通信
 - ・ホテル及び観光
 - ・卸売業及び小売業
- －経済動向の向上に向けた研究・開発政策及び関連基金の管理
- －一般労働問題の管理

－例えば、失業を緩和するための地域開発政策措置の実施

この細分類は以下を除く。

－研究・実験開発活動（中分類 72 参照）

842 社会全体に対するサービスの提供

この小分類は、外務、国防、公共の秩序及び安全に関する事業を含む。

8421 外務

この細分類には以下が含まれる。

- －外務省、国外または国際機関の事務所に駐在している外交代表部及び領事館の管理と運営
- －国境を越えて広く提供しようとしている情報サービス及び文化的サービスの管理、運営及び支援
- －外国に対する援助（国際機関を通すか否かは問わない。）
- －外国への軍事援助の提供
- －外国貿易、国際金融問題、外国との間で起こる技術問題の管理

この細分類は以下を除く。

－国際的な災害または紛争による難民サービス（8890 参照）

8422 国防

この細分類には以下が含まれる。

- －軍事的な国防問題と陸軍、海軍、空軍及び宇宙国防力による次のような管理、監督及び運営
 - ・陸軍、海軍及び空軍の戦闘力
 - ・エンジニアリング、輸送、通信、情報活動、資材、職員その他の非戦闘力及び司令部
 - ・常備編成の予備軍と援助軍
 - ・軍事兵站業務（機械設備、構造物、器材などの供給）
 - ・戦地の軍関係者の保健衛生
- －民間国防力の管理、運営及び支援
- －不測の事態が発生した場合の計画の作成並びに民間機関及び民間人の参加する演習実施の援助
- －国防関係の研究・開発政策及び関連基金の管理

この細分類は以下を除く。

- －研究・実験開発活動（中分類 72 参照）
- －外国への軍事援助の提供（8421 参照）
- －軍事法廷の活動（8423 参照）
- －平時の災害に際して国内の非常時用の器材を提供すること（8423 参照）
- －軍の学校、カレッジ及び士官学校での教育事業（8530 参照）
- －軍事病院の活動（8610 参照）

8423 公共の秩序及び安全に関する事業

この細分類には以下が含まれる。

- －公的な権威に支えられた正規の警察力及び補助的な警察力、港湾・国境・沿岸警備隊並びに、交通規制、外国人登録、逮捕記録の維持を含むその他の特殊警察力の管理及び運営
- －消火及び防火

- ・防火、消火、人及び動物の救出、並びに市民災害、洪水、道路事故などへの支援における
正規の消防隊及び補助的な消防隊の管理・運営
- －行政、民事及び刑事裁判所、軍事法廷、並びに司法制度（政府に代わっての、あるいは政府
から現金またはサービスを提供されている場合の、法的な代理と助言を含む。）の管理・運
営
- －判決を下すこと及び法律を解釈すること
- －民事訴訟における仲裁
- －監獄の管理と、更生事業を含む懲治制度の運営（その管理と運営が政府事業単位によって実
施されているか、あるいは請負制または料金制で民間事業単位によって実施されているかを
問わない。）
- －平時の災害に際して国内の非常時用の器材を供給すること

この細分類は以下を除く。

- －森林防火・消防業務（0240 参照）
- －ガス田及び油田における消防（0910 参照）
- －空港における専門事業単位以外が提供する消防及び防火業務（5223 参照）
- －民事、刑事及びその他の訴訟での助言と代理（6910 参照）
- －警察の科学捜査研究所の運営（7120 参照）
- －軍隊の管理及び運営（8422 参照）
- －監獄学校の活動（中分類 85 参照）
- －監獄病院の活動（8610 参照）

843 強制社会保障事業

細分類 8430 参照。

8430 強制社会保障事業

この細分類には以下が含まれる。

- －政府の提供する社会保障事業の基金及び管理
 - ・疾病保険、労働災害保険及び失業保険
 - ・退職年金
 - ・母性、一時的労働不能、寡婦などによる所得の減少をカバーするプログラム

この細分類は以下を除く。

- －非強制的社会保障（6530 参照）
- －福祉サービス及び社会事業の提供（宿泊施設を伴わない。）（8810、8890 参照）

P 教育

この大分類は、口頭または文書による、そしてラジオ、テレビ、またはその他の通信手段を
通じて提供されるあらゆるレベルのあるいはあらゆる職業を対象とした教育を含む。正規学
校制度の別々のレベルにおける別々の教育機関による教育に加え、成人教育、識字プログラ
ムなどが含まれる。軍事学校や士官学校、監獄学校などもそれぞれのレベルに含まれる。こ
の大分類には、公教育と民間教育の双方が含まれる。

各レベルの初期教育細分類に、心身障害児向けの特別教育が含まれる。

この大分類のカテゴリーは、ISCED1997 で定められた教育レベルに基づいて分類されている。
ISCED のレベル 0 とレベル 1 に該当する教育機関の活動は小分類 851 に、ISCED のレベル 2
とレベル 3 に該当する教育機関の活動は小分類 852 に、ISCED のレベル 4、5、6 に該当する

教育機関の活動は小分類 853 に分類されている。

この大分類にはまた、ブリッジやゴルフのような主としてスポーツ及びレクリエーション活動に関わる教授並びに教育支援活動も含まれる。

85 教育

大分類 P 参照。

851 初等前教育及び初等教育

細分類 8510 参照。

8510 初等前教育及び初等教育

この細分類は、非常に年少の児童を学校という環境に慣れさせることを目的として設計された教育及び主に言葉による読み、書き、算数、及び歴史、地理、自然科学、社会科学、美術、音楽などのその他の科目に対する初歩的な理解を生徒に提供する教育を含む。このような教育は通常、児童に提供されるが、学校制度内外で行われ、内容的に初等教育プログラムと等しいが小学校に入学するには年を取りすぎていると考えられる人々を対象とする識字プログラムの提供も含まれる。教育上の特別のニーズがある児童に適した同等レベルのプログラムの提供も含まれる。教育は教室で提供されても、ラジオ、テレビ放送、インターネット、通信または自宅のいずれを用いて提供されてもよい。

この細分類には以下が含まれる。

- －初等前教育
- －初等教育

この細分類には以下も含まれる。

- －このレベルの障害のある生徒を対象とした特殊教育
- －成人向け識字プログラムの提供

この細分類は以下を除く。

- －小分類 854 に規定されるところの成人教育
- －託児所の活動（8890 参照）

852 中等教育

この小分類は、一般中等教育及び技術・職業中等教育の提供を含む。

8521 一般中等教育

この細分類は、生涯学習及び人間開発の基礎となり、教育機会を進めることのできる種類の教育の提供を含む。このような事業単位は、通常、より専門化した教師を用いたより科目指向型のプログラムを提供し、それぞれの専門分野における授業を行う複数の教師を雇用する場合が多い。教育は教室で提供されても、ラジオ・テレビ放送、インターネット、通信または自宅のいずれを用いて提供されてもよい。

このレベルからは、一般課程にある生徒たちの教育経験にさえ、学科の専門化がなにがしかの影響を与えるケースが少なくない。中等教育課程は、生徒たちに技術・職業教育を受ける

資格を持たせたり、あるいは特殊な学科の履修条件なしに入れる高等教育への入学資格を与えることを意図して行われる。

この細分類には以下が含まれる。

- －大体、義務教育期間にあたる前期中等レベルの一般学校教育
- －原則として高等教育へ進む資格を与える後期中等レベルの一般学校教育

この細分類には以下も含まれる。

- －このレベルの障害のある生徒を対象とした特殊教育

この細分類は以下を除く。

- －854 に規定されるところの成人教育

8522 技術・職業中等教育

一般に、この細分類は、学ぶ主題の専門化や、理論的背景と実際の技能（通常は、現在の仕事か将来携わる見込みの仕事に関係した技能）の両面にわたっての指導を重視する教育を含む。この課程の目的は、就職先が決定されない形での準備から、きわめて限定された職業に向けての準備まで、いろいろである。教育は、事業単位あるいは顧客の研修施設、教育機関、職場、自宅及び通信、テレビ放送、インターネットまたはその他の手段を用いて提供することができる。

この細分類には以下が含まれる。

- －853 に規定されるところの高等教育レベルよりも低い技術・職業教育

この細分類には以下も含まれる。

- －観光ガイド向けの指導
- －シェフ、ホテル経営、レストラン経営用の指導
- －このレベルの障害のある生徒を対象とした特殊教育
- －理容美容学校
- －コンピュータ修理訓練
- －例えば、トラック、バス、長距離バスといった職業運転手向けのドライビングスクール

この細分類は以下を除く。

- －中等教育後及び大学レベルの技術・職業教育（8530 参照）
- －854 に規定されるところの成人教育
- －娯楽、趣味、自己開発目的の実演芸術の教授（8542 参照）
- －職業運転手を対象としていない自動車学校（8549）
- －宿泊施設のない社会事業の一部を形成する職業訓練（8810、8890 参照）

853 高等教育

細分類 8530 参照。

8530 高等教育

この細分類は、学士、大学卒あるいは大学院卒レベルの学位の交付を含む、中等教育以降の非第3次及び第3次教育の提供を含む。少なくとも高校卒業証書または同等の一般学術訓練の取得が入学資格となる。教育は、教室で、あるいはラジオ、テレビ放送、インターネット、または通信により提供することができる。

- この細分類は以下を含む
- －中等教育以降の非第3次教育
 - －第3次教育の第1段階（上級の研究資格取得に至らない課程）
 - －第3次教育の第2段階（上級の研究資格取得に至る課程）

この細分類には以下も含まれる。

- －高等教育を提供する実演学校

この細分類は以下を除く。

- －854に規定されるところの成人教育

854 その他の教育

この小分類は、一般継続教育及びあらゆる職業を対象とした継続職業教育・訓練を含む。指導は口頭であっても文書であってもよく、教室で提供されてもラジオ、テレビ、インターネット、通信その他の通信手段を用いて提供されてもよい。この小分類には、集団または個人に対する運動活動上の指導の提供、外国語指導、芸術・演劇または音楽の指導、その他小分類851～853の教育に相当しない、特殊訓練または指導が含まれる。

この小分類は以下を除く

- －初等教育、中等教育あるいは高等教育の提供、小分類851、852、853を参照

8541 スポーツ・レクリエーション教育

この細分類は、キャンプや学校におけるような集団に対する運動活動上の指導の提供を含む。一泊及び日帰りのスポーツ指導キャンプも含まれる。この細分類は、学術的な学校、カレッジ、大学の活動は含まない。事業単位または顧客の訓練施設、教育機関またはその他の手段など指導は様々な環境で提供されてよい。この細分類で提供される指導は正式に系統立てて行われる。

この細分類には以下が含まれる。

- －スポーツ指導（野球、バスケットボール、クリケット、サッカーなど）
- －スポーツ指導キャンプ
- －チアリーダー指導
- －体操指導
- －乗馬指導、乗馬学院または乗馬学校
- －水泳指導
- －専門スポーツ指導員、教官、コーチ
- －武術指導
- －カードゲームの指導（ブリッジなど）
- －ヨガ指導

この細分類は以下を除く。

- －教養教育（8542参照）

8542 教養教育

この細分類には、芸術、演劇、音楽の指導の提供が含まれる。この種の指導を提供する事業単位は「スクール」、「スタジオ」、「クラス」などといった名称をもつかもしいない。主として趣味、レクリエーションまたは自己開発目的の正式に系統立てた指導が提供されるが、その指導は職業免状、学士号または卒業学位につながらない。

- この細分類には以下が含まれる。
- －ピアノ教師及びその他の音楽指導
 - －芸術指導
 - －ダンス指導及びダンススタジオ
 - －演劇学校（学術的なものを除く。）
 - －美術学校（学術的なものを除く。）
 - －実演学校（学術的なものを除く。）
 - －写真学校（学術的なものを除く。）

8549 他に分類されないその他の教育

この細分類は、一般に成人を対象とし、小分類 851～853 の一般教育に相当しない、特殊な訓練及び指導の提供を含む。この細分類は、学術的な学校、カレッジ、大学の活動は含まない。指導は、事業単位または顧客の訓練施設、教育機関、職場または自宅、さらには通信、ラジオ、テレビ、インターネット、教室、その他の手段といったような多様な環境で提供されてよい。その指導は高校卒業免状、学士号または卒業学位につながらない。

- この細分類には以下が含まれる。
- －レベルによって規定できない教育
 - －家庭教師サービス
 - －大学入学試験準備
 - －補習コースを提供する学習センター
 - －専門試験見直しコース
 - －語学指導及び会話力指導
 - －速読指導
 - －宗教指導

- この細分類には以下も含まれる。
- －自動車学校
 - －飛行学校
 - －救助員訓練
 - －サバイバル訓練
 - －人前で話すための訓練
 - －コンピュータ訓練

- この細分類は以下を除く。
- －成人識字プログラム（8510 参照）
 - －一般中等教育（8521 参照）
 - －職業運転手向けドライビングスクール（8522 参照）
 - －高等教育（8530 参照）
 - －教養教育（8542 参照）

855 教育支援サービス業

細分類 8550 参照。

8550 教育支援サービス業

- この細分類は、以下を含む。
- －教育プロセスまたは教育制度を支援する教授以外のサービスの提供

- ・教育コンサルタント業
- ・教育ガイダンス相談サービス
- ・教育試験評価サービス
- ・教育試験サービス
- ・学生交流プログラムの運営

この細分類は以下を除く。

－社会・人文科学研究・実験開発業（7220 参照）

Q 保健衛生及び社会事業

この大分類は、保健衛生及び社会事業の提供を含む。活動内容には、病院その他の施設において訓練を受けた医療専門職によって提供される保健医療からある程度の保健医療活動をなすおも伴う居住ケアサービス、そして保健医療専門職が関与しない社会事業活動に至るまで幅広い活動が含まれる。

86 保健衛生事業

この中分類は、短期または長期の病院、一般または専門の医療、外科、精神科及び物質乱用者用の病院、サナトリウム、予防所（プリベントリウム）、医療養護施設、収容所、精神病院施設、リハビリテーションセンター、らい病院及び入院施設を有し、幅広い医学的状態のいずれかにおける入院患者の診断及び医学的治療の提供に従事するその他の保健衛生機関の活動を含む。一般開業医、医療専門家、外科医による、一般医学及び専門医学の分野の診療及び治療・処置も含まれる。一般または専門的な性格の歯科医療業、歯科矯正活動も含まれる。この中分類にはさらに、保健衛生に係る事業で、病院または開業医ではなく、患者を治療することが法的に認められた準医療活動従事者によって行われる活動も含まれる。

861 病院事業

細分類 8610 参照。

8610 病院事業

この細分類には以下が含まれる。

－一般病院（例えば、地域・地方病院、非営利団体の病院、大学病院、軍事基地や監獄に設けられた病院）及び特殊病院（例えば、精神衛生及び物質乱用を扱う病院、伝染病病院、産院、特殊サナトリウム）の短期または長期病院活動、つまり、医療、診断、処置活動
活動は主として入院患者を対象に、医師の直接の監督の下に進められ、以下のものが含まれる。

- ・医療スタッフ及び準医療活動のスタッフによるサービス
- ・放射線関係や麻酔関係のサービスを含むラボラトリー及び専門技術施設によるサービス
- ・応急処置室で行われるサービス
- ・手術室サービス、薬局サービス、食事その他の病院サービスの提供
- ・宿泊設備を備え、不妊及び妊娠中絶といった医学的処置を提供する家族計画センターのサービス

この細分類は以下を除く。

－医学用を除く、あらゆる種類の材料及び製品の実験室における試験及び検査（7120 参照）

－獣医業（7500 参照）

－戦地で軍関係者のために行われる保健衛生事業（8422 参照）

－例えば歯学、歯内療法及び小児歯科、口腔病理学、歯科矯正活動といった一般または専門的

- な性格の歯科医療業（8620 参照）
- －入院患者に対するプライベート・コンサルタントのサービス（8620 参照）
- －医学ラボラトリーにおける試験業（8690 参照）
- －救急輸送活動（8690 参照）

862 医療業及び歯科医療業

細分類 8620 参照。

8620 医療業及び歯科医療業

この細分類には以下が含まれる。

- －一般開業医、医療専門家、外科医による、一般医学及び専門医学の分野の診療及び治療・処置
- －例えば歯学、歯内療法及び小児歯科、口腔病理学といった一般または専門的な性格の歯科医療業
- －歯科矯正活動
- －不妊及び妊娠中絶といった医学的処置を提供する宿泊設備のない家族計画センター

これらの活動は個人の診療所で行われる場合、集団の診療所で行われる場合、病院の外来診療所で行われる場合、並びに会社、学校、老人ホーム、労働団体及び共済組合などに付属した診療所で行われる場合、患者の自宅において行われる場合もある。

この細分類には以下も含まれる。

- －手術室における歯科医療
- －入院患者に対するプライベート・コンサルタントのサービス

この細分類は以下を除く。

- －歯科ラボラトリーにおける義歯、総義歯、補綴装具の生産（3250 参照）
- －入院施設のある病院の事業（8610 参照）
- －助産婦、看護婦、理学療法士などの準医療活動の業務（8690 参照）

869 その他の保健衛生事業

細分類 8690 参照。

8690 その他の保健衛生事業

この細分類には以下が含まれる。

- －保健衛生に係る事業で、病院、開業医または歯科医によって行われない活動
 - ・看護婦、助産婦、理学療法士、あるいは検眼、水治療法、メディカルマッサージ、作業療法、言語療法、手足治療、同毒療法、脊椎強制指圧療法、鍼療法などの分野に従業するその他の準医療活動に従業者によって行われる業務

これらの活動は、会社、学校、老人ホーム、労働団体及び共済組合に付属したヘルスクリニックや病院以外の入院施設のある保健施設、自分自身の診療室、患者の自宅その他の場所で行うことができる。これらの活動は医学的処置を伴わない。

この細分類には以下も含まれる。

- －デンタルセラピスト、学校歯科看護婦及び歯科衛生士といった歯科準医療職の業務。これらの人々は、歯科医とは別の場所で仕事をしてよいが、定期的に歯科医の監督を受けるもの

- とする。
- －以下のような医学ラボラトリーの活動
 - ・ X線ラボラトリー及びその他の診断イメージングセンター
 - ・ 血液分析ラボラトリー
 - －血液銀行、精液銀行、移植臓器銀行などの業務
 - －航空機を含むあらゆる輸送形態による患者の救急輸送活動。これらのサービスは救急医療時に提供される場合が多い。

- この細分類は以下を除く。
- －歯科ラボラトリーによって行われる義歯、総義歯及び補綴装具の生産（3250 参照）
 - －救命装置、医療隊員を伴わない患者の搬送（中分類 49、50、51 参照）
 - －医学ラボラトリー以外における試験業（7120 参照）
 - －食品衛生の分野における試験活動（7120 参照）
 - －病院事業（8610 参照）
 - －医療業及び歯科医療業（8620 参照）
 - －介護施設（8710 参照）

87 居住ケアサービス業

この中分類は、介護、監督またはその他の種類の入居者が求めるケアと組み合わせた居住ケアの提供を含む。施設は生産プロセスの相当の部分を占め、提供されるケアは保健衛生と社会事業を組み合わせたものであるが、介護サービスのかかなりの部分を保健衛生が占める。

871 居住介護施設

細分類 8710 参照。

8710 居住介護施設

この細分類には以下が含まれる。

- －以下の活動
 - ・ 介護付き高齢者ホーム
 - ・ 予後保養所
 - ・ 介護付き保養所
 - ・ 介護施設
 - ・ 私設療養院

- この細分類は以下を除く。
- －医療専門職が提供する在宅サービス（中分類 86 参照）
 - －最低限の介護しか提供されない、または全く提供されない高齢者ホームの活動（8730 参照）
 - －孤児院、児童の宿泊所及び養育院、ホームレス用臨時宿泊所といった宿泊施設のある社会事業（8790 参照）

872 知的障害、精神衛生及び薬物乱用者用居住ケアサービス業

細分類 8720 参照。

8720 知的障害、精神障害及び薬物乱用者用居住ケアサービス業

この細分類は、知的障害、精神疾患、物質乱用問題を抱える人々に対する居住ケア（認可された病院によるケアでない。）の提供を含む。施設は居室、賄い、保護的監督、カウンセリング及び一定の保健医療を提供する。この細分類はまた、精神病患者及び薬物乱用疾患を抱える患者に対する居住ケア及び治療の提供も含む。

この細分類には以下が含まれる。

－以下の活動

- ・アルコール中毒または薬物中毒治療施設
- ・精神病予後療養所
- ・精神不安定者用居住式グループホーム
- ・知的障害者用施設
- ・回復期にある精神病患者向けの社会復帰準備施設

この細分類は以下を除く。

－ホームレス用臨時宿泊所のような宿泊施設のある社会事業（8790 参照）

873 高齢者・障害者用居住ケアサービス業

細分類 8730 参照。

8730 高齢者・障害者用居住ケアサービス業

この細分類は、自分の身の回りの世話が完全にはできないか、独り暮らしを希望しないか、あるいはその両方である高齢者及び障害者に対する居住式の個人的なケアサービスの提供を含む。このケアは典型的には、居室、賄い、監督、そして家事サービスのような日常生活上の支援を含む。これらの事業単位は、別個の敷地内施設に住む入居者に高技能の介護を提供する場合もある。

この細分類には以下が含まれる。

－以下の活動

- ・生活支援施設
- ・継続的なケアを提供する老人専用住宅地
- ・最低限の介護しか提供されない高齢者ホーム
- ・介護のつかない保養所

この細分類は以下を除く。

－介護付き高齢者ホームの活動（8710 参照）

－医学的な処置または宿泊が重要な要素でない宿泊施設のある社会事業（8790 参照）

879 その他の居住ケアサービス業

細分類 8790 参照。

8790 その他の居住ケアサービス業

この細分類は、高齢者及び障害者を除き、自分の身の回りの世話が完全にはできないか、独り暮らしを希望しない人々に対する居住式の個人的なケアサービスの提供を含む。

この細分類には以下が含まれる。

－児童及び自分で自分の面倒を見る能力に限界がある特別なカテゴリーの人々に対して社会

扶助のため、昼夜の区別なく提供される事業で、医学的な処置や教育が重要要素ではない活動

- ・孤児院
- ・児童の宿泊所及び養育院
- ・ホームレス用臨時宿泊所
- ・未婚の母親及びその子供を世話する施設

これらの事業には、公的機関によって実施されるものもあれば、民間機関によるものもある。

この細分類は以下も含む

－以下の活動

- ・社会的あるいは個人的問題を抱えた人物の社会復帰のためのグループホーム
- ・非行者及び犯罪者の社会復帰のための施設
- ・訓練目的のキャンプ

この細分類は以下を除く。

- －強制社会保障事業の基金及び管理（8430 参照）
- －介護施設の活動（8710 参照）
- －知的障害、精神障害、薬物乱用者のための居住ケアの事業（8720 参照）
- －高齢者または障害者用の居住ケアサービス業（8730 参照）
- －養子縁組をまとめる事業（8890 参照）
- －災害被災者に短期避難所を提供する活動（8890 参照）

88 宿泊施設のない社会事業

この中分類は、利用者に対する多様な社会支援サービスの直接提供を含む。この中分類の活動は、一時的なものを除き、宿泊サービスを含まない。

881 宿泊施設のない高齢者・障害者向け社会事業

細分類 8810 参照。

8810 宿泊施設のない高齢者・障害者向け社会事業

この細分類には以下が含まれる。

- －高齢者及び障害者を対象にその自宅や他の場所で与えられ、公的機関、民間機関、全国レベルまたは地方レベルの自助組織、及びカウンセリング業務を提供する専門家によって実施される社会活動、カウンセリング、福祉、職業斡旋、その他これに類するサービス
 - ・高齢者及び障害者の訪問
 - ・高齢者または障害をもつ成人のデイケア活動
 - ・障害者の職業リハビリテーション及び社会復帰訓練（ただし、これらでは、教育的要素が小さな範囲に留まっていなければならない。）

この細分類は以下を除く。

- －強制社会保障事業の基金及び管理（8430 参照）
- －この細分類に挙げられているものに類する活動であるが、宿泊施設も提供されるもの（8730 参照）
- －障害のある児童のためのデイケア活動（8890 参照）

889 宿泊施設のないその他の社会事業

細分類 8890 参照。

8890 宿泊施設のないその他の社会事業

この細分類には以下が含まれる。

— 個人及び家庭を対象にその自宅や他の場所で与えられ、公的機関、民間機関、災害救援機関及び全国レベルまたは地方レベルの自助組織、並びにカウンセリング業務を提供する専門家によって実施される社会活動、カウンセリング、福祉、難民救済、職業斡旋及び類似のサービス

- ・ 児童及び青年に対する福祉・指導活動
- ・ 養子縁組、児童その他に対する虐待防止の活動
- ・ 家計に関するカウンセリング、結婚と家族計画の指導、信用及び債務相談サービス
- ・ コミュニティー及び地域の活動
- ・ 一時的または長期的な避難場所の提供を含む被災者、難民、移民などのための活動
- ・ 失業者の職業リハビリテーション及び社会復帰訓練（ただし、これらでは、教育的要素が小さな範囲に留まっていなければならない。）
- ・ 福祉援助、家賃・間代の補助、または食糧切符の支給を受ける資格の判定
- ・ 障害のある児童を含む児童のデイケア（託児所）
- ・ ホームレス及びその他の社会的弱者を対象とした宿泊設備をもたない福祉施設
- ・ 募金またはその他の社会事業を目的とした支援活動のような慈善事業

この細分類は以下を除く。

- 強制社会保障事業の基金及び管理（8430 参照）
- この細分類に挙げられているものに類する活動であるが、宿泊施設も提供されるもの（8790 参照）

R 芸術、娯楽、レクリエーション業

この大分類は、生の実演、博物館敷地の運営、ギャンブル、スポーツ及びレクリエーション活動を含む、一般大衆の多様な文化、娯楽、レクリエーションにおける関心を満たすための幅広い活動を含む。

90 創造的活動、芸術・娯楽活動

細分類 9000 参照。

900 創造的活動、芸術・娯楽活動

細分類 9000 参照。

9000 創造的活動、芸術・娯楽活動

この細分類は、顧客の文化及び娯楽における関心を満たすための施設の運営及びサービスの提供を含む。これには公衆に見せることを意図した生の演技・演奏、イベントまたは展示の制作、宣伝及びそれらへの参加、芸術作品及び生の演技・演奏の制作に向けた芸術的、創造的または技術的技術の提供が含まれる。

この細分類には以下が含まれる。

- 劇場公演、コンサート、オペラ、ダンスの制作、及びその他の舞台制作
 - ・ グループ、サーカスまたは一団、オーケストラやバンドの活動

- ・作家、俳優、監督、音楽家、講演者または演説者、舞台装置家及び大道具などの個人アーティスト・芸術家の活動
- －コンサートホール、シアターホール、その他のアート施設の運営
- －彫刻家、画家、マンガ家、版画家、エッチング作家などの活動
- －フィクション系の著述、技術系の著述などを含むあらゆる主題を扱う独立した著述家の活動
- －独立したジャーナリストの活動
- －絵画などの芸術作品の修復

この細分類には以下も含まれる。

- －施設保有の有無を問わず、アート・ライブ・イベントのプロデューサーまたは興行主の活動

この細分類は以下を除く。

- －ステンドグラス窓の修復 (2310 参照)
- －芸術家のオリジナル作品以外の彫像製造 (2396 参照)
- －オルガンその他の歴史的楽器の修復 (3319 参照)
- －史跡及び歴史的建築物の修復 (4100 参照)
- －映画及びビデオの制作 (5911、5912 参照)
- －映画館の運営 (5914 参照)
- －演劇または芸術用の個人エージェントまたはエージェンシーの活動 (7490 参照)
- －配役斡旋業 (7810 参照)
- －チケット代理店業 (7920 参照)
- －あらゆる種類の博物館の運営 (9102 参照)
- －スポーツ及び娯楽・レクリエーション活動 (中分類 93 参照)
- －家具修復 (博物館タイプの修復を除く。) (9524 参照)

91 図書館、公文書館、博物館及びその他の文化活動

この中分類は、図書館、公文書館の活動；あらゆる種類の博物館、植物園、動物園の運営；史跡運営；自然保護活動を含む。また、歴史的、文化的または教育的な意義のある物品、場所及び自然の不思議（例えば、世界遺産指定地など）の保存及び展示も含む。

この中分類は、海水浴場及びレクリエーションパークの運営といったスポーツ及び娯楽・レクリエーション活動 (中分類 93 参照) を除く。

910 図書館、公文書館、博物館及びその他の文化活動

中分類 91 参照。

9101 図書館及び公文書館

この細分類には以下が含まれる。

- －一般の人々または、学生、科学者、職員、会員といった特定の利用者にサービスを提供する、あらゆる種類の図書館、閲覧室、視聴室、公文書館の文書資料の分類整理活動と情報の供給活動、政府公文書館の運営
 - ・コレクションの組織（専門的に収集するかそうでないかを問わない。）
 - ・コレクションの目録作成
 - ・書籍、地図、定期刊行物、フィルム、レコード、テープ、芸術作品などの貸出及び保管
 - ・資料の求めなどに応じる検索活動
- －ストックフォトライブラリー及びそのサービス

9102 博物館及び史跡・歴史的建築物の運営

この細分類には以下が含まれる。

- －あらゆる種類の博物館の運営
 - ・美術館、並びに装身具、家具、服飾、陶磁器、銀器の各博物館
 - ・博物学、科学及び技術博物館、歴史博物館（軍事博物館を含む。）
 - ・その他の専門博物館
 - ・野外博物館
- －史跡及び歴史的建築物の運営

この細分類は以下を除く。

- －史跡及び歴史的建築物の修復及び復元（大分類 F 参照）
- －芸術作品及び博物館収蔵品の修復（9000 参照）
- －図書館及び公文書館の活動（9101 参照）

9103 植物園・動物園及び自然保護活動

この細分類には以下が含まれる。

- －子供動物園を含む動物園や植物園の運営
- －野生生物の保存などを含む自然保護区の運営

この細分類は以下を除く。

- －景観及び園芸サービス（8130 参照）
- －スポーツ用禁漁区・禁猟区の運営（9319 参照）

92 ギャンブル及び賭け事事業

この中分類は、カジノ、ビンゴホール及びテレビゲーム端末のようなギャンブル施設の運営並びに宝くじ及び場外馬券売り場のようなギャンブルサービスの提供を含む。

920 ギャンブル及び賭け事事業

細分類 9200 参照。

9200 ギャンブル及び賭け事事業

この細分類には、以下が含まれる。

- －私設馬券屋その他の賭け事の運営
- －場外馬券販売
- －「水上カジノ」を含むカジノの運営
- －宝くじの販売
- －コイン式ギャンブル機械の運営（利用）
- －バーチャル・ギャンブル・ウェブサイトの運営

この細分類は以下を除く。

- －コイン式ゲームの運営（利用）（9329 参照）

93 スポーツ及び娯楽・レクリエーション活動

この中分類は、レクリエーション、娯楽及びスポーツ活動の提供を含む（博物館、史跡保存、植物園・動物園及び自然保護区の活動、ギャンブル及び賭け事関連事業を除く。）。

この中分類は、劇場公演、コンサート、オペラ、ダンスの制作、及びその他の舞台制作といった演劇、音楽及びその他の芸術・娯楽業は除く（中分類 90 参照）。

931 スポーツサービス業

この小分類は、スポーツ施設の運営；主として料金を払って観覧する観衆の前で生のスポーツイベントに参加するスポーツチームまたはクラブの活動；料金を払って観覧する観衆の前で生のスポーツまたはレースイベントに参加する独立運動選手；自動車、犬、馬など競技に参加するものを保有し、主としてレースイベントまたはその他の観客のいるスポーツイベントにそれらの出場を登録することに従事する所有者；スポーツイベントまたは試合における参加者を支援する特別のサービスを提供するスポーツトレーナー；試合場及びスタジアムの運営者；他に分類されないその他のスポーツイベントの主催、宣伝、管理運営活動から構成される。

9311 スポーツ施設運營業

この細分類には以下が含まれる。

- －室内・屋外の、スポーツイベント用施設（野外の施設、閉じられた施設または屋根のある施設、観客席のあるものまたはないもの）の運営
 - ・サッカー場、ホッケー場、クリケット場、野球場、ハイアライ競技場
 - ・自動車レース場、犬レース場、競馬場
 - ・プール及びスタジアム
 - ・トラック競技及びフィールド競技用競技場
 - ・ウィンタースポーツのアリーナ及びスタジアム
 - ・アイスホッケー・アリーナ
 - ・ボクシング試合場
 - ・ゴルフコース
 - ・ボーリングレーン
 - ・フィットネスセンター
- －自前の施設を有する団体による室内・屋外の、プロまたはアマチュアを対象としたスポーツイベントの主催と運営

この細分類には、これらの施設の管理運営及び運営要員の提供も含まれる。

この細分類は以下を除く。

- －娯楽・スポーツ用品賃貸業（7721 参照）
- －スキーゲレンデの運営（9329 参照）
- －公園やビーチ関係の事業（9329 参照）

9312 スポーツクラブ

この細分類は、プロ、セミプロ、アマチュアのいずれのクラブであろうと、会員にスポーツ活動に従事する機会を提供するスポーツクラブの活動を含む。

この細分類には以下が含まれる。

- －スポーツクラブの運営
 - ・サッカークラブ
 - ・ボーリングクラブ

- ・スイミングクラブ
- ・ゴルフクラブ
- ・ボクシングクラブ
- ・ボディービルのクラブ
- ・ウインタースポーツクラブ
- ・チェスクラブ
- ・トラック及びフィールド競技のクラブ
- ・射撃クラブなど

この細分類は以下を除く。

- －個人教師、トレーナーによるスポーツ指導（8541 参照）
- －スポーツ施設の運営（9311 参照）
- －自前の施設を有するスポーツクラブによる室内・屋外の、プロまたはアマチュアを対象としたスポーツイベントの主催と運営（9311 参照）

9319 その他のスポーツサービス業

この細分類には以下が含まれる。

- －施設保有の有無を問わず、スポーツイベントのプロデューサーまたは興行主の活動
- －一人でスポーツをやっている独立のスポーツマンや運動家、レフェリー、審判、計時係などの人々の活動
- －スポーツ競技連盟及び規制団体の活動
- －スポーツイベントのプロモーションに関係した活動
- －競走馬の厩舎、犬の飼育・訓練所、ガレージの運営
- －スポーツ用禁漁区・禁猟区の運営
- －山岳ガイドの活動
- －スポーツまたはレクリエーションのための狩猟及び釣りの支援サービス業

この細分類は以下を除く。

- －競争馬の繁殖（0142 参照）
- －スポーツ用具のレンタル（7721 参照）
- －スポーツ学校、ゲーム学校の事業（8541 参照）
- －スポーツ指導員、教官、コーチといった人々の活動（8541 参照）
- －スポーツクラブ（自前の施設の有無を問わない。）による室内・屋外の、プロまたはアマチュアを対象としたスポーツイベントの主催と運営（9311、9312 参照）
- －公園やビーチ関係の事業（9329 参照）

932 その他の娯楽・レクリエーション活動

この小分類は、利用者の多様なレクリエーション上の関心を満たすため、施設を運営し、サービスを提供する幅広い事業単位の活動を含む。また、機械的な乗り物、水上・水中の乗り物、ゲーム、ショー、テーマ性を持った展示物、ピクニック場といった多様なアトラクションの運営が含まれる。

この小分類は以下を除く

- －スポーツサービス業（小分類 931 参照）
- －演劇、音楽及びその他の芸術・娯楽活動（9000 参照）

9321 遊園地・テーマパーク

この細分類は、以下を含む。

- －遊園地またはテーマパークの活動（機械的な乗り物、水上・水中の乗り物、ゲーム、ショー、テーマ性を持った展示物、ピクニック場といった多様なアトラクションの運営を含む。）

9329 他に分類されないその他の娯楽・レクリエーション活動

この細分類は、以下を含む。

- －更衣所、ロッカー、椅子などの設備のレンタルを含むレクリエーションパーク、ビーチ関連の事業
- －例えばマリナーなど、レクリエーション用交通施設の運営
- －スキーゲレンデの運営
- －レクリエーション施設の一部として一体化したレジヤー及び娯楽機器のレンタル
- －レクリエーション的性格の博覧会及びショーの運営
- －ディスコ及びダンスフロアの営業
- －コイン式ゲームの運営（利用）
- －他に分類されないその他の娯楽・レクリエーション活動（遊園地及びテーマパークを除く）

この細分類は、以下も含む。

- －施設保有の有無を問わず、アートイベントまたはスポーツイベントを除くライブイベントのプロデューサーまたは興行主の活動

この細分類は以下を除く。

- －遊漁船（5011、5021 参照）
- －レクリエーションパーク、森林及びキャンプ場における訪問客に対する短期滞在用空間及び施設の提供（5520 参照）
- －ディスコにおける飲料提供活動（5630 参照）
- －ハウストレーラ用キャンプ場、キャンプ場、レクリエーションキャンプ、狩猟及び釣り用のキャンプ、キャンプサイト及びキャンプ場（5520 参照）
- －レジヤー用及び娯楽用機械器具の賃貸（7721 参照）
- －コイン式ギャンブル機械の運営（利用）（9200 参照）
- －遊園地及びテーマパークの活動（9321 参照）

S その他のサービス業

（残りのカテゴリーとして）この大分類は、会員制団体の活動、コンピュータ及び個人・家庭用品修理業、そしてこの分類の他の箇所に網羅されていない多種多様な個人向けサービス業を含む。

94 会員制団体

この中分類は、特定集団の利益を代表するか、一般大衆に向けて考えを推進する団体の活動を含む。これらの団体は通常、構成会員を有するが、その活動は非会員も巻き込み、非会員にも恩恵を与えることがある。この中分類は主として、これらの団体が対象とする目的によって分類される。つまり、雇用主、自営の個人及び科学団体の利益のため（小分類 941）、従業員の利益のため（小分類 942）、あるいは宗教的、政治的、文化的、教育的または娯楽的な理念及び活動の推進のため（小分類 949）といった目的による分類である。

941 会員制企業・雇用主・職業団体

この小分類は、企業及び雇用主団体の会員の利益を推進する事業単位の活動を含む。職業団

体の場合、その職業の会員の職業上の利益を推進する活動も含まれる。

9411 会員制企業・雇用主団体

この細分類には以下が含まれる。

- －会員の関心の中心が、ある特定産業または特定業種（農業を含む。）における企業の発展と繁栄にあるような団体、あるいは個々の産業ではなしに、ある一定地域または行政区域の経済成長や経済環境に関心の中心があるような団体の活動
- －このような会員団体の連合組織
- －商業会議所、同業組合その他これに類する団体の活動
- －企業及び雇用主団体の情報の普及、政府機関に対して業界を代表すること、PR及び労使交渉

この細分類は以下を除く。

- －労働組合の活動（9420 参照）

9412 会員制職業団体

この細分類には以下が含まれる。

- －医学団体、弁護士団体、会計学団体、エンジニアリング団体、建築家団体などといった、会員の関心が主として、ある特定の科学的専門分野や、専門職の実践、または専門技術領域にあるような団体の活動
- －作家、画家、各種の実演家、ジャーナリストなどの団体といった文化的活動に従事する専門家の団体の活動
- －職業団体の情報の普及、職業実践のための基準の策定及び監督、政府機関に対して業界を代表すること及びPR活動

この細分類には以下も含まれる。

- －学会の活動

この細分類は以下を除く。

- －これらの団体による教育活動（中分類 85 参照）

942 労働団体

細分類 9420 参照。

9420 労働団体

この細分類には以下が含まれる。

- －組織化された労働者及び組合従業員の利益の推進

この細分類には以下も含まれる。

- －給与及び労働の条件についての自らの意見を表明することや、組織を通じて一致団結して行動することに主たる関心を寄せる従業員を構成員とする団体の活動
- －工場単位の組合や関連の支部を結合した組合、あるいは業種、地域、組織構造、その他の規準によって結集された関連の労働組合の連合組織の活動

この細分類は以下を除く。

- －このような団体によって提供される教育活動（中分類 85 参照）

949 その他の会員制団体

この小分類は、会員の利益を推進する事業単位の活動を含む（企業・雇用主団体、職業団体、労働団体は除く。）

9491 宗教団体

この細分類には以下が含まれる。

- －宗教団体の活動、あるいは教会、モスク、寺院、シナゴグ（ユダヤ教会堂）、その他の場所で礼拝者に直接サービスを行う個人の活動
- －修道院及び修道会の業務を提供する団体の活動
- －宗教的な隠遁所の活動

この細分類には以下も含まれる。

- －宗教的な葬儀サービス活動

この細分類は以下を除く。

- －このような団体によって提供される教育活動（中分類 85 参照）
- －このような団体によって行われる保健衛生関係の活動（中分類 86 参照）
- －このような団体による社会事業活動（中分類 87、88 参照）

9492 政治団体

この細分類には以下が含まれる。

- －政治団体及び、政党に結びついた青少年の団体などの補助組織の活動。これらの団体の主たる活動は、党員やその政党に同調する人々を政治的任務につかせることによって公共統治機関の意思決定に影響を与えることで、情報の普及、PR、資金調達などが含まれる。

9499 他に分類されないその他の会員制団体

この細分類には以下が含まれる。

- －公的な教育、政治的影響力、募金活動などによる国民運動または国民的事柄の助長・促進を行う、政党と直接関係していない団体の活動
 - ・市民主導運動または抗議運動
 - ・環境及びエコロジー運動
 - ・他に分類されないコミュニティ及び教育施設の支援団体
 - ・例えば少数民族や少数者集団といった特殊な集団の保護と地位向上を目指す団体
 - ・在郷軍人会を含む愛国的な目的を有する結社
- －消費者団体
- －自動車団体
- －ロータリークラブ、集会所など社交を目的とする団体
- －若者団体、学生組合、クラブ、男子学生社交クラブなどの青少年の団体
- －例えば詩や、文学や、読書のクラブ、歴史クラブ、園芸クラブ、映画及び写真クラブ、音楽及び芸術クラブ、手工芸及び収集家のクラブ、社交クラブ、カーニバル・クラブなど文化的活動やレクリエーション活動あるいは趣味（スポーツやゲームを除く。）を追求する団体

この細分類には以下も含まれる。

- －会員制団体その他による助成活動

この細分類は以下を除く。

- －専門芸術団体あるいは組織の活動（9000 参照）
- －スポーツクラブの活動（9312 参照）
- －会員制職業団体の活動（9412 参照）

95 コンピュータ及び個人・家庭用品修理業

この中分類は、デスクトップ、ラップトップ、コンピュータ端末、記憶装置及びプリンタといったコンピュータ周辺装置の修理及び保守業を含む。ファクス機械や送受信無線機といった通信機器、ラジオやテレビといった家庭用電子機器、芝刈り機や除雪車といった住宅・園芸用機械器具、履物及び皮革製品、家具及び家庭用調度品、衣類及び衣類付属品、スポーツ用品、楽器、趣味用品、その他の個人・家庭用品の修理業も含まれる。

医学的及び診断用イメージング装置、計測及び測量用の計器、実験器具、レーダー及びソナー装置の修理業はこの中分類から除外される（3313 参照）。

951 コンピュータ及び通信装置修理業

この小分類は、コンピュータ及び周辺装置並びに通信装置の修理及び保守業を含む。

9511 コンピュータ及び周辺装置修理業

この細分類は、コンピュータ、計算機械及び周辺装置といった電子機器の修理業を含む。

この細分類には以下が含まれる。

- －以下の修理・保守業
 - ・デスクトップコンピュータ
 - ・ラップトップコンピュータ
 - ・磁気ディスクドライブ、半導体ディスクドライブ及びその他の記憶装置
 - ・光ディスクドライブ（CD-RW、CD-ROM、DVD-ROM、DVD-RW）
 - ・プリンタ
 - ・モニター
 - ・キーボード
 - ・マウス、ジョイスティック、トラックボール付属品
 - ・内蔵式及び外付けのコンピュータモデム
 - ・専用コンピュータ端末
 - ・コンピュータサーバー
 - ・バーコードスキャナーを含むスキャナー
 - ・スマートカード読取機
 - ・バーチャルリアリティヘルメット
 - ・コンピュータ・プロジェクター

この細分類には以下も含まれる。

- －以下の修理・保守業
 - ・現金自動預け払い機（ATM）、販売時点情報管理（POS）端末のような機械で動くのでないコンピュータ端末
 - ・携帯コンピュータ（PDA）

この細分類は以下を除く。

- －搬送装置モデムの修理・保守（9512 参照）

9512 通信装置修理業

この細分類には以下を含む。

以下のような通信装置の修理・保守業

- コードレス電話
- 携帯電話
- 搬送装置モデム
- ファクス機械
- 通信伝送装置（例えばルーター、ブリッジ、モデム）
- 送受信無線機
- 業務用テレビカメラ及びビデオカメラ

952 個人・家庭用品修理業

この小分類は、個人・家庭用品の修理・アフターサービス業を含む。

9521 家庭用電子機器修理業

この細分類は、以下を含む。

- 家庭用電子機器の修理・整備業
 - ・テレビ、ラジオ受信装置
 - ・ビデオカセット・レコーダー（VCR）
 - ・CDプレーヤー
 - ・家庭用タイプのビデオカメラ

9522 家庭用電気製品、住宅・園芸用機械器具修理業

この細分類は、以下を含む。

- 家庭用電気製品の修理・アフターサービス業
 - ・冷蔵庫、ストーブ、洗濯機、衣類乾燥機、室内空気調整装置など
- 住宅・園芸用機械器具の修理・アフターサービス業
 - ・芝刈り機、縁刈り機、除雪車、リーフブロワー（落ち葉を集めるための機械）、刈り取るための道具など

この細分類は以下を除く。

- 手持ち式動力工具の修理（3312 参照）
- 集中式空調設備の修理（4322 参照）

9523 履物及び皮革製品修理業

この細分類は、以下を含む。

- 履物及び皮革製品の修理・整備業
 - ・靴、ブーツなど
- かかとの調整
- 皮革製品の修理と整備
 - ・鞆及びこれに類するもの

9524 家具及び家庭用調度品修理業

この細分類には以下が含まれる。

- －事務用家具を含む家具及び家庭用調度品の布などの張り替え、表面の再加工、修理、修復
- －自立式家具の組み立て

この細分類は以下を除く。

- －作り付け台所、店舗用の作り付け備品、及びこれに類する物の設置（4330 参照）

9529 その他の個人・家庭用品修理業

この細分類は、以下を含む。

- －自転車の修理
- －衣類の修繕及び手直し
- －装身具の修理及び手直し
- －あらゆる素材の時計並びにウォッチケースやハウジングといった時計部品、ムーブメント、クロノメーターなどの修理
- －スポーツ用品の修理（スポーツ用の銃を除く。）
- －書籍の補修
- －楽器の修理
- －おもちゃ及び類似品の修理
- －その他の個人・家庭用品の修理
- －ピアノの調律

この細分類は以下を除く。

- －金属の工業的彫刻（2592 参照）
- －スポーツ用及び娯楽用銃の修理（3311 参照）
- －手持ち式動力工具の修理（3312 参照）
- －タイムレコーダー、日付・時間のスタンプ、時間錠及び類似の計時装置の修理（3313 参照）

96 その他の個人向けサービス業

この中分類は、分類の他の場所で言及されていないあらゆるサービス活動を含む。とりわけ、織物及び毛皮製品の洗濯・（ドライ）クリーニング業、調髪その他の美容業、葬儀業及び関連サービス業が含まれる。

960 その他の個人向けサービス業

中分類 96 参照。

9601 織物及び毛皮製品洗濯・（ドライ）クリーニング業

この細分類には以下が含まれる。

- －あらゆる種類の衣服(毛皮を含む。)及び織物の機械設備や、手作業や、セルフサービスのコイン式機械による洗濯及びドライクリーニング、プレスなど（一般消費者を対象にするものか、商工業の顧客を対象にするものかは問わない。）
- －洗濯物の回収と配達
- －じゅうたん、敷物のシャンプー洗い及び垂れ幕やカーテンの洗濯（顧客のもとへ出向いて行うかどうかは問わない。）
- －洗濯業者によるリンネル類、作業用の制服及び関連品目の支給
- －おむつ供給業

この細分類には以下も含まれる。

－クリーニングと一緒に行われる、衣服その他の繊維品の修繕や軽微な直し

この細分類は以下を除く。

－作業用の制服を除く衣類の賃貸（これらの商品のクリーニングが事業の一部として一体である場合も含む。）（7730 参照）

－独立の事業として営まれる衣類などの修繕・直し（9529 参照）

9602 理容及びその他の美容サービス業

この細分類には以下が含まれる。

－男女を対象としての洗髪、調髪及びカット、セット、染め、着色、ウエービング、ストレートニング、及びこれに類する業務

－ひげそりやあごひげの刈り込み

－顔面マッサージ、マニキュア、ペディキュア、メーキャップなど

この細分類は以下を除く。

－かつらの製造（3290 参照）

9603 葬儀業及び関連サービス業

この細分類には以下が含まれる。

－人間または動物の死体埋葬及び焼却などの事業並びに関連事業

・埋葬または火葬用に行う死体の準備処理、防腐保存処理及び葬儀屋の各種サービス業務

・埋葬・火葬サービスの提供

・斎場設備を有するスペースのレンタル

－墓のレンタルまたは販売

－墓及び霊廟の維持

この細分類は以下を除く。

－宗教的な葬儀サービス（9491 参照）

9609 他に分類されないその他の個人向けサービス業

この細分類には以下が含まれる。

－トルコ風呂、サウナバス及びスチームバス、サニールーム、減量やスリムな体を作るためのサロン、マッサージサロンなどの活動

－占星術や霊感的な事業

－エスコートサービス、デートサービス、結婚相談所のサービスといった社交的な事業

－ペットのボーディング、ブラシかけ、一緒に留守番及び訓練といったペットの世話業務

－系図作成会社

－靴みがき、ポーター、駐車場のボーイなど

－コイン式の個人サービス機械の許可営業（フォトブース、体重計、血圧測定器、コイン式ロッカーなど）

この細分類は以下を除く。

－獣医業（7500 参照）

－フィットネスセンターの活動（9311 参照）

T 雇い主としての世帯活動、並びに世帯による自家利用のための分別不能な財及びサービス生産活動

97 家事要員の雇い主としての世帯活動

細分類 9700 参照。

970 家事要員の雇い主としての世帯活動

細分類 9700 参照。

9700 家事要員の雇い主としての世帯活動

この細分類は、以下を含む。

－メイド、コック、給仕、近侍、執事、洗濯女、庭師、門衛、馬屋番、お抱え運転手、管理入、住込み家庭教師、ベビーシッター、個人教師、秘書などの、芳香人の雇い主としての世帯の活動。

雇い主は個人であるが、雇われている奉公人は国勢調査やその他の調査で雇い主の活動を申告することができる。この活動で生産される生産物は雇い主である世帯によって消費される。

この細分類は以下を除く。

－独立したサービス提供者（企業または個人）による調理、園芸などといったサービスの提供（サービスの種類に応じた ISIC 細分類を参照）

98 個人世帯による自家利用のための分別不能な財及びサービス生産活動

この中分類は、世帯による暮らしのための、分別不能な財の生産及びサービス生産活動を含む。

世帯が暮らしのために行っている主たる活動が判別できない場合に限り、その世帯をここに分類すべきである。世帯が市場活動に従事している場合は、実行している主たる市場活動に従って分類すべきである。

981 個人世帯による自家利用のための分別不能な財生産活動

細分類 9810 参照。

9810 個人世帯による自家利用のための分別不能な財生産活動

この細分類は、以下を含む。

－世帯の暮らし用の、区別されない財生産活動、つまり、自らの暮らしのために財を生産する多様な活動に従事している世帯の活動。これには狩猟及び採集、農業、避難所及び衣服、並びに世帯が自らの暮らしのために生産するその他の財の生産が含まれる。

世帯が、市場で売買される財の生産にも従事している場合には、ISICの該当する財生産産業に分類される。

世帯が、主として暮らしのために特定の財生産活動に従事している場合は、ISICの該当

する財生産産業に分類される。

982 個人世帯による自家利用のための分別不能なサービス生産活動

細分類 9820 参照。

9820 個人世帯による自家利用のための分別不能なサービス生産活動

この細分類は、以下を含む。

—世帯の暮らし用の、区別されないサービス生産活動、すなわち、自分の暮らしのためのサービスを生産する多様な活動に従事している世帯の活動。これらの活動には、料理、教育、世帯員の世話及び世帯が自らの暮らしのために生産するその他のサービスが含まれる。

世帯が生計目的で多種の財の生産にも従事している場合、世帯の暮らしのための区別されない財生産活動に分類される。

U 治外法権機関及び団体の活動

細分類 9900 参照。

99 治外法権機関及び団体の活動

細分類 9900 参照。

990 治外法権機関及び団体の活動

細分類 9900 参照。

9900 治外法権機関及び団体の活動

この細分類には以下が含まれる。

—国際連合及び国際連合専門機関や地域機関など、国際通貨基金(IMF)、世界銀行、世界関税機関(WCO)、経済協力開発機構(OECD)、石油輸出国機構(OPEC)、欧州共同体(EC)、欧州自由貿易連合(EFTA)などといった国際機関の活動

この細分類には以下も含まれる。

—外交・領事使節の活動（自らが代表する国家よりも所在する国家によって決定されるとき）

第 4 部
補助分類

概要

199. 統計分類はどのようなものでも、多くの理論上の原則と実用上の問題が妥協し合った末に生まれた物である。したがって、I S I Cの既存構造を構成する複数のレベルを使って単純に分類したからといって、分類データを求めるあらゆるニーズに等しく対応できるわけではない。より複雑な構成の標準分類を必要とするニーズにこたえるために、I S I C第4版は、いくつかの補助分類を補足として加えている。これらの補助分類はどれも、基本的にユーザー側が定義し国際的に認められている標準的な分類区分にもとづき、I S I Cに従って分類されたデータの公表を希望するユーザー集団のニーズにこたえることを目的としたものである。
200. I S I Cの適用という点からみると、様々な現象の分析には、I S I Cの細分類を使っても完全には明らかにできない統計データを必要とする場合があると考えられる。これには、国際標準としてのI S I Cを適用すべき分類レベルに問題がある場合と、求められている情報がI S I Cの概念と異なる概念にもとづいている場合がある。後者の場合には、I S I Cの細分類の一部を利用し、補助分類という観点から定義を加えることが可能であるかもしれないが、実際のデータ変換には、補足情報が必要になる。
201. 本書第4部には、特定の目的のためにI S I Cにもとづいて開発することができる様々な種類の分類あるいは拡大構造に関する以下の4つの補助分類が含まれている。すなわち、
- (a) SNAのデータ報告のための補助分類とは、I S I Cの対象範囲はそのままにして、SNAの枠組みにおける分類に適するように、カテゴリーの数を絞りこんだ分類を意味している。新たな概念が追加されたり、定義されることはない。この分類は、I S I Cのすべての細分類で構成されているので、データの単純な合計が可能である。
 - (b) 情報経済のための補助分類では、新たな概念（ICT（情報通信技術）部門とコンテンツ及びメディア部門）が導入されており、完全に独立したI S I Cの細分類としてこれら概念の定義が示されている。
 - (c) インフォーマル・セクターに関するデータ報告のための補助分類は、活動分類を、インフォーマル・セクターの分析に適したものとするためのものである。この分類では、I S I Cのすべての細分類が対象となっているが、インフォーマル・セクターという概念は、I S I Cの中のひとつの細分類に属する単位のすべてが、インフォーマル・セクターに属していることを示しているわけではないことに留意しなければならない。特に、この補助分類は、インフォーマル・セクターの定義を表しているものではないことは明らかである。
 - (d) 非営利組織セクターに関するデータ報告のための補助分類は、非営利セクターの分析のために重要な活動を同じグループに分類する。インフォーマル・セクターの場合と同じく、この補助分類が、非営利組織セクターの定義を表しているわけではない。この補助分類は、I S I Cにおいて入手可能な情報のほかに、非営利組織セクターの分析の際に必要な可能性のある詳細情報を追加するものである。この補助分類は、標準化されたアプローチを提供することによって、より詳細なデータを必要とするデータ作成者及びデータユーザーのための指針として機能することができる。
202. 上記以外にも、I S I C細分類の全部あるいは一部を使った補助分類が、他の既存の枠組みの中で定義されてきている。原則的に、付属文書のリストは暫定的なものであり、国連統計委員会は、将来、ユーザー・ニーズに対応するために新たな付属文書の作成と発行を求める可能性が

ある。このような新しい補助分類は、国際連合統計部の分類に関するウェブサイト上に掲載される予定である。

A. SNAデータ報告のための2つの補助分類

203. I S I C第4版は、分類のトップレベルとして21の大分類を、次のレベルとして88の中分類を設定している。国民経済計算の担当者は、SNAの活動別の概要データ報告のためには、I S I Cの大分類レベルより上位の分類を設定する必要があることを認識してきた。これにもとづき、SNAの更新作業の過程で、10のカテゴリーで構成されるハイレベルの分類を設定することで合意に達した。さらに、さまざまな種類の国々がSNAデータを報告するために必要だと思われる38のカテゴリーからなる中間レベルの分類についても合意に達した。これらの2つのSNA/I S I C分類の構造は、それぞれ、A*10とA*38と名付けられている。以下にこの2つの分類について説明する。

1. ハイレベルSNA/I S I C分類

204. 活動分類を開発する場合には、活動をグループ分けするために様々な基準を利用することができる。たとえば、種々の経済間での国際比較を求めるニーズがある。また、生産の種々の段階を区別したいという、すなわち、サービス生産活動とは別に、原材料の生産から加工品の生産までの段階を区別するという点は、一般的な関心の強い問題である。さらに、市場生産、非市場生産、自家用生産を区別するという点に対する関心も高い。生産を各段階別に分割することは、一般的には可能であるが、I S I Cの枠組みの中では完全に分割することはできない。非市場生産に関しては、国によっても対象期間によってもその活動がまちまちであるので、この目的達成のためにI S I Cの補助分類を作成することは困難である。ハイレベルA*10の分類は、おもに、I S I C第4版の大分類をグループ別に分類したものであり、第4.1表のとおりである。

表 4.1

ハイレベルSNA/I S I C分類 (A*10)

	I S I C第4版大分類	内容
1	A	農林漁業
2	B, C, D 及び E	製造、鉱業、採石及びその他の工業活動
2a	C	その中の製造業
3	F	建設業
4	G, H 及び I	卸売と小売、輸送と保管、宿泊施設と飲食店
5	J	情報通信業
6	K	金融・保険業
7	L	不動産業 a
8	M 及び N	専門・科学技術・管理・支援サービス業
9	O, P 及び Q	公務・国防・教育・保健医療・社会福祉事業
10	R, S, T 及び U	その他のサービス活動

a. 持家の帰属家賃

205. 生産性分析のためには、持家の帰属家賃のデータは、経済活動別統計から除外されることが多い。しかし、持家サービスは、SNAの生産境界内に含まれ、したがって、A*10とA*38の分類の大分類L（不動産業）に含まれる。これらのサービスは市場で販売することを目的としたものではないので、その価値を帰属計算しなければならない。この理由から、また国民経済計算の中にこれに対応する労働力インプットがないことから、多くのアナリストは、生産性統計を作成する場合には帰属家賃を除外する方法を好んでいる。

206. 生産性分析を行うアナリストやその他の人々が、自分の統計から非市場生産を除外し、法人部門に焦点を合わせることを希望する場合があるが、法人部門は、国の経済によってまちまちである。また、公務員、教育、医療保健、社会福祉などのほとんどあるいは少なくとも一部が非市場活動である活動をひとつにまとめることも可能であるかもしれない。

207. 短期経済分析及び四半期国民経済計算報告のためには、ビジネス・サイクルが似通っている活動は、可能な限り、ひとつにまとめることが望ましい場合もある。

208. 分析のためには、継続性が確保された長期のデータシリーズを求める声が強い。I S I Cの前版（すなわち、I S I C第3.1版）では、SNAの質問票において国民経済計算のデータ報告用にI S I Cの多くの標準分類が利用された。I S I C第4版では、国際的な比較可能性と適切性の確保を優先し、I S I C第3.1版のいくつかの内容が大きく変更されている。したがって継続性が確保されている範囲は限定的であるが、I S I Cの多くの部分において引き続き継続性が確保されている。

2. 中間レベルのSNA/I S I C分類

209. 国際的に比較可能なSNAデータ報告のための38のI S I Cカテゴリーの標準的中間レベル分類は、SNAの更新作業の過程で合意された。これらのカテゴリーは、I S I Cの21の大分類と88の中分類の中間に位置する分類レベルである。中間レベルのA*38分類は表4.2のとおりであり、ここではI S I C第4版の中分類との関係も示されている。

第4.2表

中間SNA/I S I C分類 (A*38)

	A*38コード	説明	I S I C第4版コード
1	A	農林漁業	01から03
2	B	鉱業及び採石業	05から09
3	CA	食品、飲料、たばこ製品製造	10から12
4	CB	繊維、衣料品、皮革及び関連製品の製造	13から15
5	CC	木及び紙製品製造；印刷業及び記録媒体複製業	16から18
6	CD	コークス及び精錬石油製品の製造	19
7	CE	化学薬品及び化学製品の製造	20
8	CF	基礎薬品及び処方薬の製造	21
9	CG	ゴム及びプラスチック製品及びその他の非金属鉱物製品の製造	22+23
10	CH	基礎金属及び加工金属製品の製造（機械及び機器を除く）	24+25

11	CI	コンピュータ、電子製品、光学機械の製造	26
12	CJ	電気製品の製造	27
13	CK	機械及び機器の製造、他の分類に含まれない活動	28
14	CL	輸送機器の製造	29+30
15	CM	その他の製造；機械及び機器の修理と設置	31 から 33
16	D	電気、ガス、蒸気及び空調供給業	35
17	E	上下水道、廃棄物処理と環境浄化	36 から 39
18	F	建設	41 から 43
19	G	卸売及び小売；自動車及びオートバイの修理	45 から 47
20	H	輸送と保管	49 から 53
21	I	宿泊施設と飲食店	55+56
22	JA	宣伝、視聴覚及び放送	58 から 60
23	JB	電気通信	61
24	JC	I T とその他の情報サービス	62+63
25	K	金融及び保険	64 から 66
26	L	不動産業(a)	68
27	MA	法律、会計、経営、設計、工学、技術審査及び分析	69 から 71
28	MB	科学調査開発	72
29	MC	その他の専門、科学、技術活動	73 から 75
30	N	管理及びサポート・サービス	77 から 82
31	O	公務員及び国防；強制的社会保障	84
32	P	教育	85
33	QA	保健	86
34	QB	ケア施設と社会事業活動	87+88
35	R	芸術、娯楽	90 から 93
36	S	その他のサービス	94 から 96
37	T(b)	使用者としての世帯活動、世帯による自家用の区別されない財及びサービスの生産	97+98(b)
38	U(c)	治外法権組織及び機関の活動	99(c)

(a) 持家の帰属家賃を含む

(b) 中分類 98 の世帯によるサービス生産は、SNA 生産境界外である。

(c) これらの組織の活動は、所在国による報告の対象外である。

210. この分類では、継続性の確保を求める声が考慮されているが、しかし、I S I C 第 4 版における変更の程度を考えれば、継続性確保は限定的である。

211. この SNA データ報告のための A*38 分類では、ほとんどの先進国経済において I S I C 第 4 版の中で最大の分類である大分類 C（製造業）をいくつかに分割している。また、一部のサービス活動についても、それが特に重要な場合、あるいは異なる場合、あるいは政策上の注目度が高い場合には、いくつかに分割している。I S I C 第 4 版では、情報通信関連活動と一般サービス活動が加えられたが、A*38 分類では、サービス活動について 38 のカテゴリーから 20 を割り当てる際に、この変更が反映された。しかし、次の 3 つの理由から、製造業に関して適切な

分類レベルを維持することが重要であるとみなされた。

- (a) 数量データを含む製造業アウトプットのためのデータが、サービスのアウトプットのデータよりも、国際比較がしやすく、確実性が高く、分析に利用しやすい状況を維持することが必要である。
- (b) 第1次産業と第2次産業を代表するデータは、国によって開発程度が様々であっても、適切で比較可能であることが必要である。
- (c) I S I C第4版でかなり急進的な変更が加えられているが、適切な数の時系列を確保することが必要である。

212. I S I C第4版の製造業部門は、I S I C第3.1版の製造業部門とは全体の内容において異なっている。印刷業は、製造業から大分類J（情報通信）に移った。材料の再生利用/リサイクルは、製造業から環境関係の大分類である大分類E、特に、“廃棄物処理と環境浄化”というタイトルの中分類に移った。これらの変更点は、本書第5部に詳しく述べられている。

213. 医薬品、コンピュータ及び電子機器ならびに電気製品の製造を含む中分類は、ハイテクと情報通信技術（ICT）の観点から政策的に関心の高い分野であるとみなされ、この中間分類では独立させている。

214. 大分類J（情報通信業）は、この分野に対する政策上の関心の極めて高い状況が継続しているというのが全世界共通であることから、2つに分割された。電気通信事業は、第4版執筆時点では、多くの国々で最も成長の早い産業のひとつであり、今後何年間も人々の関心の中心になると考えられる。電気通信、放送、インターネット、情報通信サービスの境界線は、当面、流動的である可能性が高く、最新の技術開発が今後も続くと考えられる。したがって、大分類Jは、将来において分割することが難しくなる可能性があり、あるいは今とは異なる方法で分割する必要が生じるかもしれない。推奨される分割方法とは、中間レベルでICT（情報通信技術）を大まかにまとめることができ、同時に、情報コンテンツ産業の識別を可能とする方法である。

215. 不動産業は、大分類Lとして独立させているが、上記に説明している通り、生産性分析にとって有用となる可能性が高い。ただし、理想的には、持家の帰属家賃の部分は切り離すべきである。

216. 最後に、医療及び保健事業は、医療及び保健事業の規模及び、知識経済上の関心を含め、政策上の関心の高さから、独立させている。獣医の活動は、医療及び保健からは切り離し、大分類M（専門職、科学技術サービス）に移動した。

B. 情報経済のための補助分類

217. 最近、情報経済、すなわち、情報通信技術（ICT）といわゆる“コンテンツ”で構成される情報経済に関するデータの需要が高まっている。情報経済に係るすべての活動は、I S I Cの多くの中分類の中の細分類として設けられていたり、あるいは細分類の一部を構成しているが、情報経済を含む細分類及びその境界の解釈については、まだ議論の余地のある問題である。経済協力開発機構（OECD）は、ICTとコンテンツの部門の標準的な定義を定める取組みにおいて主導的な役割を果たしてきた。情報社会のための指標に関するワーキング・パーティーは、

従来から使用されてきた定義の見直しを行い、I S I C第4版に掲載されている詳細情報を使って新提案を行った²⁹。以下に示す表は、同ワーキング・パーティーが行った提案と一致している。

1. ICT（情報通信技術）部門の定義

218. この部門の定義は、ICTの財及びサービスの生産により発生する経済活動の部分を、国際的に比較可能な方法で測定するための統計の基礎となる。

219. 以下の一般原則（定義）は、ICT経済活動（産業）を特定するために使用されている。

“候補産業の（財及びサービスの）生産は、送受信及び表示を含む電子的方法による情報処理ならびに情報通信機能を満たす、あるいは可能とすることを主たる目的としたものでなければならない。”

220. ICT部門における活動（産業）は、ICT製造業、ICT取引、ICTサービスに分けることができる。上記の定義にもとづき分類されたI S I C第4版の産業は、第4.3表のとおりである。

第4.3表

ICT部門

ICT製造業	
2610	電子部品及び基板製造業
2620	コンピュータ及び周辺装置製造業
2630	通信装置製造業
2640	家庭用電子機器製造業
2680	磁気及び光媒体製造業
ICT取引	
4651	コンピュータ、コンピュータ周辺装置及びソフトウェア卸売業
4652	電子・電気通信機器及び部品卸売業
ICTサービス産業	
5820	ソフトウェア製作業
61	通信業
6110	有線通信業
6120	無線通信業
6130	衛星通信業
6190	その他の通信業
62	コンピュータ・プログラミング、コンサルタント及び関連業
6201	コンピュータ・プログラミング業
6202	コンピュータ・コンサルタント及びコンピュータ設備管理業

²⁹ 国際標準産業分類（I S I C 4）、OECDドキュメントD S T I / I C C P / I I S（2006）2 / F I N A Lにもとづく情報経済部門の定義を参照のこと。

6209	その他の情報技術及びコンピュータ・サービス業
631	データ処理、ホスティング及び関連業；ウェブ・ポータル
6311	データ処理、ホスティング及び関連業
6312	ウェブ・ポータル
951	コンピュータ及び通信装置修理業
9511	コンピュータ及び周辺装置修理業
9512	通信装置修理業

2. コンテンツ及びメディア部門の定義

221. 以下の一般原則（定義）は、コンテンツ及びメディア部門の活動を特定するために使用されている。

“候補産業の（財及びサービスの）生産は、マスメディアを使って、情報提供、教育及び/もしくは娯楽提供をおこなうことを主たる目的としたものでなければならない。これらの産業は、コンテンツ（情報、文化、娯楽用生産物）の生産、出版及び/もしくは販売に従事している。ただし、コンテンツが、人間を対象とした組織化されたメッセージである場合とする。”

222. この定義にもとづき分類された I S I C 第 4 版の産業リストは、表 4.4 のとおりである。

表 4.4

コンテンツ及びメディア部門

581	書籍、定期刊行物及びその他の出版業
5811	書籍出版業
5812	住所・人名録及びメーリングリスト出版業
5813	新聞、雑誌及び定期刊行物出版業
5819	その他の出版活動
591	映画、ビデオ及びテレビ番組業
5911	映画、ビデオ及びテレビ番組制作業
5912	映画、ビデオ及びテレビ番組ポストプロダクション業
5913	映画、ビデオ及びテレビ番組配給業
5914	映写業
592	音声録音・音楽出版業
60	番組編成・放送業
6010	ラジオ放送業
6020	テレビ番組編成・放送業
639	その他の情報サービス業
6391	通信社
6399	他に分類されないその他の情報サービス業

C. インフォーマル・セクターに関するデータ報告のための補助分類

223. インフォーマル・セクターの世帯企業は、多種多様な活動を行っている。インフォーマル・セクターの異質性を明らかにし、セグメントによって異なる雇用創出と所得創出可能性、制約及びその他の特徴を分析し、インフォーマル・セクターのための適切な対策を立案するために、政策立案者とアナリストは、インフォーマル・セクターの構造及び構成を明らかにするデータを必要としている。経済活動の種類は、インフォーマル・セクターを定義する場合の基準とはならないが、一方で、その特徴を明らかにする重要な変数である。したがって、経済活動の種類は、インフォーマル・セクターに関する統計に関して標準的な変数のひとつとして使用されている。また、代表的なサンプルを抽出する場合のインフォーマル・セクター内のセグメントの層化においても、変数としても使われることが多い。
224. インフォーマル・セクターの活動は、以下の大分類あるいはその一部に集中している傾向が強い。すなわち、大分類 A（農林漁業）、C（製造業）、F（建設業）、G（卸売及び小売業；自動車及びオートバイ修理業）、H（運輸・保管業）、I（宿泊・飲食業）、S（その他のサービス業）である。このことから、インフォーマル・セクターに関する統計に関しては、最上位の補助分類を導入することが望ましく、このためには、現行の I S I C 第 4 版の大分類のいくつかを統合し、カテゴリーの数を絞る必要がある。
225. インフォーマル・セクターにおいて、数の上で重要なのは、製造、修理サービスと商業である。これらの活動は、開発途上国のインフォーマル・セクターにおいて、さまざまな単位によって実施されており、これらの単位は、性別を含め、それに従事している人物の特徴という点でかなりまちまちである。したがって、これらの活動は、インフォーマル・セクターの生産単位に関する経済活動別統計を公表する場合に、いかなるレベルであれ、ひとつにまとめることは一般的に望ましくない。ここに示す補助分類では、これらの 3 つの活動を別々に表示している。さらに、製造業は、その重要性を考えて、カテゴリー II のサブ項目としている。同様に、店舗及びマーケットでの販売は、訪問販売及びその他の直接小売販売と同じく、インフォーマル・セクターにおけるその重要性から、カテゴリー IV のサブ項目として独立させている。
226. 機械及び機器の修理と設置は、他の製造業とともにカテゴリー II に分類されてきた。これは、これらの活動に従事する単位が、I S I C 中分類 95 に含まれる“修理及び保守”の生産活動に従事していることが理論上不可能だからである。自動車及びオートバイの保守及び修理は、カテゴリー V に分類されてきた。I S I C の細分類コードの分裂を避けるために、I S I C 細分類 4540（オートバイ及び関連部品・付属品販売・整備・修理業）全体が、この修理のカテゴリーに入れられた。これは、インフォーマル・セクターの活動に関しては、オートバイの販売は、修理に比べて小規模であるという事実を考慮した結果である。
227. インフォーマル・セクターの定義は、活動の具体的種類に言及するものではないので、原則的には、I S I C の分類対象であるすべての活動は、インフォーマル・セクターにおいて実施可能である。しかし、ケースによっては、活動の性格から、インフォーマル・セクターではほとんど実施されない活動がある。たとえば、公務員の活動（大分類 O）は、その活動の性格からインフォーマル・セクターの単位によって実施されることはない。同じことが、治外法権組織及び機関の活動（大分類 U）にもいえる。したがって、大分類 O と U は、この補助分類から除外されている。

228. インフォーマル・セクターの生産単位は、その定義にもとづき、販売あるいは交換のために財あるいはサービスの一部を生産していなければならないので、I S I Cの大分類 T（使用者としての世帯の活動；区別されていない財及びサービスの世帯による自家用生産）は、インフォーマル・セクターの対象範囲から外れている。したがって、I S I C大分類 T は、この補助分類には含まれていない。

229. 少なくとも I S I Cの構成部分（中分類、小分類または細分類）の一部が、インフォーマル・セクターの活動をカバーしている場合、一般的に I S I Cの大分類はこの補助分類の中に含まれている。このような大分類の中で、インフォーマル・セクターの活動をカバーしていない中分類、小分類あるいは細分類が存在する可能性は残っている。

230. たとえば、保険事業（I S I C中分類 65）は、基本的に、インフォーマルな単位によって実施されることはない。しかし、I S I C大分類 K（金融・保険業）に含まれるその他の活動は、インフォーマル・セクターの単位によって実施されることがある。この補助分類は、おもに、I S I Cの大分類レベルに基づいているので、中分類 65 を含む大分類 K 全体が、この補助分類に含まれている。同じことが、たとえば、細分類 6411（中央銀行）あるいは小分類 942（労働団体）にもいえる。

231. I S I C第4版のインフォーマル・セクターのための補助分類の最上位レベルは、11のカテゴリで構成されており、表4.5のとおり、ローマ数字のIからXIで示されている。

表 4.5

インフォーマル・セクターの統計の分析及び報告のための I S I C補助分類

カテゴリー	タイトル	ISIC 大分類	ISIC 中分類	ISIC 小分類	ISIC 細分類
I	農林漁業	A	01-03	011-032	0111-0322
II	鉱業と採石業、製造業、電気ガス水道、廃棄物処理	B,C,D,E	05-39	051-390	0510-3900
IIa	内：製造業	C	10-33	101-332	1010-3320
III	建設業	F	41-43	410-439	4100-4390
IV	卸売及び小売	G*	45,*46,47	451,453,461-479	4510,4530,4610-4799
IVa	内：店舗以外での小売 ^a	G*	47*	478,479*	4781-4789,4799
V	自動車及びオートバイの修理；コンピュータ及び個人ならびに家庭用品の修理	G,*S*	45,*95	452,454,951-952	4520,4540,9511-9529
VI	輸送と保管	H	49-53	491-532	4911-5320
VII	宿泊施設と飲食店	I	55-56	551-563	5510-5630
VIIa	内：レストラン、移動食品サービス及びイベント用ケータリング	I*	56*	561,562*	5610,5621
VIII	専門職、科学技術、管理及びサポートサービス、芸術、娯楽	M,N,R	69,82,90-93	691-829,900-932	6910-8299,9000-9329
IX	教育；医療保健及び社会事業	P,Q	85-88	851-889	8510-8890
X	その他の個人サービス	S:	96	960	9601-9609

XI	その他の活動	J,K,L,S*	58-68,94	581-682,941-949	5811-6920,9411-9499
----	--------	----------	----------	-----------------	---------------------

* 大分類、中分類あるいは小分類の分割を表す

a 通信小売販売あるいはインターネットによる小売販売を含まない

232. この補助分類は、インフォーマル・セクターの活動に関するデータを公表する標準的方法のためのツールとなることを目的として作られたものであり、I S I Cを通してインフォーマル・セクターを定義することを目的としたものではない。

D. 非営利組織セクターに関するデータ報告のための補助分類

233. “国民経済計算体系における非営利組織に関するハンドブック”³⁰は、国際連合統計部が、市民社会研究のためのジョーンズ・ホプキンス・センターの協力を得て進めた大規模なイニシアチブの成果として生まれたものである。このハンドブックは、各国がその経済統計の中で非営利組織、慈善活動及びボランティア活動の実態を明確にするために役立つことを目的としている。このハンドブックでは、非営利組織セクターを次のように定義している。

“したがって、非営利組織のサテライト勘定に関して、(a)組織であり、(b)非営利であり、また法にもとづきあるいは慣例的に、組織を所有または支配している人物に対して剰余金の分配を行わず、(c)政府とは関係をもたず制度的に独立しており、(d)自治組織であり、(e)非強制的である、という条件を満たすものを非営利セクターと定義する。³¹

234. 非営利組織の地位は、生産あるいは収入の特徴ではなく、法律上、構造上あるいは運営上の特徴によって決定されるので、N P I（非営利組織）セクターは、I S I C細分類の一部だけをまとめたものとして定義することはできない。非営利組織は、教育、医療保健、社会事業のような一部のサービスに集中しているが、原則的には、I S I C構造のあらゆる部分において非営利組織が見られる。さらに、特定のひとつのI S I C細分類の単位を取り上げた場合に、その大半が非営利組織である場合があるとしても、そのすべてが非営利組織であるわけではない。

235. このセクターは活動ラインに沿って分類するために、同ハンドブックは、特別分類、すなわち、非営利組織国際分類（ICNPO）を推奨している。この分類は、N P Iセクターに関する多くの統計プログラム及び分析においてこれまで使用されてきたし、今後も使用され続けると考えられる。このハンドブックを採用しているほとんどの国は、そのサテライト勘定において結果を報告するためにICNPOを使っている。さらに、各国のその他の統計プログラムにもICNPOは採用されている。その例として、寄付、ボランティア、参加に関するカナダ調査³²、非営利及びボランティア組織の全国調査³³、イタリアの非営利組織と協同組合に関するセンサス^{34,35}などがあり、これらはいずれもデータの分類にICNPOを使用している。

³⁰ スタティスティカル・ペーパー、シリーズF、No.91（国連刊行物、セールスナンバーE.03.XVII.9）

³¹ 上記スタティスティカル・ペーパーのパラグラフ2.14

³² カナダ統計局(2006) Caring Canadians, Involved Canadians ; Highlights from the Canada Survey of Giving, Volunteering and Participating カタログNo.71-542-XIE

³³ カナダ統計局（2005）、Cornerstones of Community : Highlights of the National Survey of Nonprofit and Voluntary Organizations カタログNo.61-533-XIE 改定版

³⁴ Istat（イタリア統計局）（2001）Istituzioni nonprofit in Italia

³⁵ Istat（イタリア統計局）（2006）Le cooperative sociali in Italia

236. ICNPOは、上記ハンドブックに組み込まれているが、これは、ISIC第3版では、会員制組織、宿泊を伴わない社会事業、及びその他の、非営利組織が主に活動している分野についての詳細な分類がほとんど不可能であったためである。³⁶ ISIC第4版は、第3版に比べれば、ICNPOへの転換の容易さという点で大幅な改善を見たが、ISICの2つの小分類に関しては、このセクターに関する過去の調査において特定されている非営利組織の種類の間での主な違いをすべて把握するために、また、ISIC細分類とICNPOの細分類の関係が1対多数である状況を回避するためには、十分な詳細度が確保されているとはいえない。この2つの小分類とは、ISIC小分類889（宿泊を伴わない社会事業）と949（その他の会員制組織の活動）である。

237. 北米産業分類システム（NAICS）は、この2つの分野について、より詳細なカテゴリーを提供している。表4.6及び4.7は、ISIC第4版の小分類889と949のそれぞれについて、NAICSを参考として構成された補助構造を示したものである。新しい細分類として提案されているものは、斜体で示されている。付属文書D.1とD.2は、小分類889と949の新しいサブカテゴリーの内容を説明するために必要な文言を示したものである。基本的に、これらの内容説明文は、現行のISIC第4版構造の細分類8890と9499において識別可能な複数の細々分類のための文言から抜粋したものであり、ISICの細分類とICNPOのカテゴリーが、1対1で対応できるように独立した複数の細分類に分割されている。

³⁶ スタティスティカル・ペーパー、シリーズF、No.91、パラグラフ3.10

表 4.6

I S I C 第 4 版小分類 889 (宿泊施設のない他に分類されないその他の社会事業) のための補助構造

大分類	中分類	小分類	細分類	内容
Q				保健衛生及び社会事業
	86			保健衛生事業
		861	8610	病院事業
			8620	医療業及び歯科医療業
		869	8690	その他の保健衛生事業
	87			居住ケアサービス業
		871	8710	居宅養護施設
			872	知的障害、精神障害及び薬物乱用者用居住ケアサービス業
			873	高齢者・障害者用居住ケアサービス業
			879	その他の居住ケアサービス業
	88			宿泊施設のない社会事業
		881	8810	宿泊施設のない高齢者・障害者向け社会事業
		889		宿泊施設のない他に分類されないその他の社会事業
			8891	青少年向けサービス業
			8892	その他の個人及び家族向けサービス業
			8893	飲食と住宅に関する地域社会のサービス業
			8894	一時的な避難所
			8895	緊急及び救助活動
			8896	職業復帰訓練及び社会適応訓練活動
			8897	児童のためのデイケア・サービス業
			8898	社会事業を目的とした慈善活動あるいはその他の支援活動
			8899	宿泊を伴わない他に分類されないその他の社会事業

表 4.7

I S I C 第 4 版小分類 949 (その他の会員制団体) のための補助構造

大分類	中分類	小分類	細分類	内容
S				その他のサービス業
	94			会員制企業・雇用主・職業団体
		941	9411	会員制企業・雇用主団体
			9412	会員制職業団体
		942	9420	労働団体
		949		その他の会員制団体
			9491	宗教団体
			9492	政治団体

9493	助成及び支援活動
9494	人権団体活動
9495	環境、保護及び野生生物団体の活動
9496	その他の社会支援団体の活動
9497	文化あるいは娯楽組合の活動（スポーツあるいは試合を除く）
9498	その他の文化社会団体の活動
9499	他に分類されないその他の会員制団体の活動

付属文書 D.1.

I S I C 第 4 版小分類 889 の補助細分類の内容説明

8891 青少年向けサービス業

この細分類には以下の活動が含まれている：

- －青少年のための福祉及び指導
- －養子縁組活動、児童及びその他を残酷行為から守る活動

8892 その他の個人及び家族向けサービス業

この細分類には以下の活動が含まれている：

- －家計相談、結婚及び家族問題に関する指導、金銭の貸借に関する相談
- －福祉、家賃補助、食料配給券に関係した資格審査

8893 飲食と住宅に関する地域社会のサービス業

この細分類には以下の活動が含まれている：

- －フードバンク、スープキッチン、配食プログラムなど、生活困窮者のための食糧集め、準備、配達に関する活動
- －低所得者及び世帯のための仮住まいの提供に関する活動
- －家の所有者に協力しての、ローコスト住宅のボランティアによる建設あるいは補修に関する活動。この場合、家の所有者も作業に参加することもある。

8894 一時的な避難所

この細分類には以下の活動が含まれている：

- －ドメスティック・バイオレンス、性的虐待、児童虐待の犠牲者のための短期の緊急避難所の提供に関する活動
- －ホームレスの個人あるいは家族、家出した青少年、重病の患者とその家族のための一時的な住居の提供に関する活動

8895 緊急及び救助活動

この細分類には以下の活動が含まれている：

- －災害被害者、難民、移民のための活動で、これらの人々の一時的あるいは拡大避難所を含む

8896 職業復帰訓練及び社会適応訓練活動

この細分類には以下の活動が含まれている：

- －教育部門が十分でない場合に、失業者に対して職業復帰訓練及び社会適応訓練を行う活動

8897 児童のためのデイケア・サービス業

この細分類には以下の活動が含まれている：

- －幼児あるいは児童のデイケアを提供する活動

8898 社会事業を目的とした慈善活動あるいはその他の支援活動

この細分類には以下の活動が含まれている：

－社会事業を目的とした資金調達あるいはその他の支援活動のような慈善活動

8899 宿泊を伴わない他に分類されないその他の社会事業

この細分類には以下の活動が含まれている：

- －その他の社会事業、カウンセリング、福祉、避難、紹介及びこれらに類する活動で、個人及び家族に対し、自宅もしくはその他の場所で、政府機関または民間組織、災害救助団体、国あるいは地域の自助団体、カウンセリング専門団体により実施される活動
- －飲食及び住宅に関する活動以外の地域社会及び近隣の活動
- －ホームレス及びその他の社会的弱者のためのデイケア施設

この細分類には以下の活動は含まれない：

- －強制的な社会保障プログラムの資金調達及び管理、8430 参照のこと
- －当細分類に含まれる活動と類似の活動であるが、宿泊を伴うもの、8790 を参照のこと
- －青少年向けサービス活動、8891 参照のこと
- －その他の個人及び家族向けサービス活動、8892 参照のこと
- －飲食と住宅に関する地域社会のサービス活動、8893 参照のこと
- －一時的な避難所、8894 参照のこと
- －緊急及び救助活動、8895 参照のこと
- －職業復帰訓練及び社会適応訓練活動、8896 参照のこと
- －児童のためのデイケア・サービス活動、8897 参照のこと
- －社会事業を目的とした慈善活動あるいはその他の支援活動、8898 参照のこと

付属文書 D.2.

I S I C 第 4 版小分類 949 の補助細分類の内容説明

9493 助成及び支援活動

この細分類には以下の活動が含まれる：

- －会員制組織あるいはその他による助成金提供活動

9494 人権団体活動

この細分類には以下の活動が含まれる：

- －市民運動あるいは抗議活動など、国民の啓蒙、政治的影響力、資金集めなどの方法によって、公的な問題を大きくとりあげる団体の活動、ただし、政党と直接の関係のない団体、及び、少数民族やマイノリティなどの特定グループの保護及び向上を求める団体の活動

9495 環境、保護及び野生生物団体の活動

この細分類には以下の活動が含まれる：

- －環境保護運動など、国民の啓蒙、政治的影響力、資金集めなどの方法によって、公的

な問題を大きくとりあげる団体の活動、ただし、政党と直接の関係のない団体

9496 その他の社会支援団体の活動

この細分類には以下の活動が含まれる：

－地域社会や教育機関、他の分類に含まれない活動を支援する組織ならびに服役軍人協会など愛国目的の組合など、国民の啓蒙、政治的影響力、資金集めなどの方法によって、公的な問題を大きくとりあげる団体の活動、ただし、政党と直接の関係のない団体

この細分類には以下の活動は含まれない

- －人権団体の活動、9494 参照のこと
- －環境、保護、野生生物の団体の活動、9495 を参照のこと

9497 文化あるいは娯楽組合の活動（スポーツあるいは試合を除く）

この細分類には以下の活動が含まれる

－（スポーツあるいは試合を除く）文化あるいは娯楽または趣味を追求するための活動。たとえば、詩作、文学、読書のクラブ、歴史クラブ、ガーデニング・クラブ、映画や写真クラブ、音楽や芸術のクラブ、クラフトやコレクターのクラブ、ソーシャル・クラブ、カーニバル・クラブなど

この細分類には以下の活動は含まれない

- －スポーツクラブの活動、9312 を参照のこと
- －創作、芸術、娯楽活動、9000 を参照のこと

9498 その他の文化社会団体の活動

この細分類には以下の活動が含まれる：

- －消費者団体
- －自動車協会
- －ロータリークラブ、集会所などの社交目的の組合
- －青少年団体、学生団体、クラブ、フラタニティ（大学、高校の男子学生クラブ）など

この細分類には以下の活動は含まれない：

- －スポーツクラブの活動、9312 を参照のこと
- －文化娯楽協会、9497 を参照のこと

9499 他に分類されないその他の会員制団体の活動

この細分類には以下の活動が含まれる：

－会員制組織の活動、他の分類に含まれない活動

この細分類には以下の活動は含まれない：

- －スポーツクラブの活動、9312 を参照のこと
- －専門職の会員制組織活動、9412 を参照のこと
- －助成及び支援活動、9493 を参照のこと
- －人権団体活動、9494 を参照のこと
- －環境、保護及び野生生物団体の活動、9495 を参照のこと
- －その他の社会支援団体の活動、9496 を参照のこと

- －文化あるいは娯楽組合の活動、9497を参照のこと
- －その他の文化社会組織の活動、9498を参照のこと

第5部
I S I C第4版における変更

I. 方法論に関する変更

238. I S I C 第 4 版の構造は、過去の I S I C とは大きく異なっているが、分類の対象範囲、展開、適用の基礎となる方法論的な側面はほとんど変わっていない。変更したと感じられるいくつかは、従来の I S I C でもすでに取り入れられていた概念あるいはルールを明確化した結果によるものである。
239. I S I C の対象範囲は、大分類 K（金融と保険業）の中に細分類 6420（持ち株会社の活動）と細分類 6430（トラスト、ファンド及び類似の金融主体）を加えたことで、わずかに拡大した。これは、国民経済計算体系の中で生産活動を行っている単位としてのこれらの単位に対する認識の高まりを反映したものである。しかし、明確に認識されていなかったかもしれないが、実用的な目的のために、これらの単位を各国のビジネス・レジスターの中で分類する必要があるという状況に対応するために、すでに従来の I S I C でも金融活動をカバーする大分類の中にこれらの単位が分類されていたことを指摘しておかなければならない。
240. I S I C の中の各カテゴリーの範囲の確定に関しては、基準を適用する場合に使用するウェイトは変更されているが、基準自身には変化がない。（詳細は、第 1 部の第 II .B.項を参照のこと）
241. I S I C を適用するためのルールに関して、明確に変更されたのはひとつだけである。すなわち、複数の活動を行っているケースの場合に、決定基準として付加価値を使用するという方法がすべてのケースに共通して適用されるようになったことである。言い換えれば、垂直的に統合された活動を例外として認めることがなくなったということである。
242. 単位の主たる活動を決定するためにトップダウン方式を利用するなどの、その他の全体的な適用ルールは、変更されていない。
243. しかし、I S I C 第 4 版の適用ルールは、次の 2 つのケースにおいて、従来の I S I C の適用ルールよりも明確になった。すなわち、卸売り及び小売へのトップダウン方式の採用、とアウトソーシングの取扱ルールである。I S I C 第 4 版は、この 2 つのケースに関しては、従来より詳細な部分までルールを明確化することを目指しているが、一方で、最初の趣旨を変更したわけではない。I S I C の従来版では、これらの内容説明において詳細な説明が欠けていたことを考えれば、これらのルールの過去の解釈の一部に関して、第 4 版の文言とは一致しない部分が生じる可能性がある。

II. 構造上の変更

244. I S I C 第 4 版は、最近、分類の全体構造と詳細を大幅に変更した国々からの多くの要請に応えたものである。分類の最上位レベルで新しい概念が導入され、また、種々の生産形態と新たに出現した産業を反映するために新しい詳細カテゴリーが取り入れられた。同時に、新しい概念にもとづく抜本的な変更が必要とならないように、あらゆる分野において従来の分類構造を維持させるための努力が行われた。
245. I S I C 第 4 版における細かい変更点は多すぎて、ここにそのすべてを示すことは不可能である。しかし、これらの変更理由はほとんど次の 3 つに分けることができる。すなわち、(a)最

上位レベルでの新しい概念の導入（たとえば、“情報通信”あるいは“廃棄物管理と環境浄化”など）；(b)変更によって取り残された活動を再分類するために必要な変更；(c)下位レベルでの概念の小規模な調整あるいは明確化。代表的なものとしては、比較可能性を向上させるために実施されたもの。

246. 刊行予定の I S I C と C P C のコンパニオン・ガイドには、これらの変更についてのもっと詳細な説明とその理由が示される予定であるが、今のところ、I S I C 第 4 版における最大の変更は以下の通りである。

247. I S I C 第 3.1 版の農業の大分類と水産業の大分類が統合され、I S I C 第 4 版大分類 A（農林漁業）は、第 3.1 版よりも詳細度が格段に向上した。これは、特に、多くの国にとって農業がその経済構造において重要な役割を果たしているという事実から、この分野の詳細度の拡大を求め続ける声に応えたものである。

248. 製造業では、中分類 21（医薬品、薬用化学品及び植物性薬品製造業）や中分類 26（コンピュータ、電子製品、光学製品製造業）など、新しく重要な産業を代表する中分類が新設された。中分類 26 の対象範囲は、I S I C 第 3.1 版の中分類 30（オフィス機器、計算機の製造）とは異なっており、ハイテク機器に関する統計に適したツールが提供されることになった。中分類 11（飲料製造業）や中分類 31（家具製造業）などの新しい中分類は、既存の中分類を分割したことによって発生したものであり、したがって、従来は小分類レベルであった部門が中分類レベルに格上げされたことになる。

249. 大分類 C（製造業）のその他の中分類はほとんどが無修正であったが、I S I C 第 3.1 版の中分類 22（出版、印刷、記録メディアの複製）と 37（リサイクル）については、その中の多くあるいはすべてが、I S I C 第 4 版では他の大分類に移動した。（下記も参照のこと）

250. 機械及び機器の修理及び設置は、これまでは、該当する機器の製造のカテゴリーに分類されていたが、中分類 33（機械器具修理・設置業）の中分類を新設し、独立して識別できるようになった。専門的な修理は、現行の I S I C でも他と切り離して分類可能であるが、“修理”という上位分類の項目は設けられていなかった。

251. 新しく大分類 E（水供給業、下水処理並びに廃棄物管理及び浄化活動）が導入され、I S I C 第 3.1 版の中分類 90 に分類されていた“衛生施設”、同じく中分類 41 に分類されていた“取水と配水”、おもに I S I C 第 3.1 版の中分類 37 に該当する“材料再生”が、この大分類 E に分類されるようになった。この大分類は、政策上の観点から見て共通の関心を集めている活動をまとめたものであるが、同時に、多くの国においてこれらの活動を実施している組織形態にもとづいている。これらの活動については、詳細度が大幅に向上した。

252. “専門的な建設”（“専門取引”ともいわれる）の概念は、建設プロセスの段階に合わせて、従来の I S I C の中分類構造に代えて、I S I C 第 4 版に導入された。

253. 家庭用品の修理は、大分類 G（卸売及び小売業；自動車及びオートバイの修理業）から除外

された。しかし、比較可能性と継続性を維持するために、自動車及びオートバイの売買と修理が、中分類 45（I S I C 第 3.1 版の中分類 50 に該当）に変則的に分類される場合もある。

254. 大分類 I（宿泊・飲食業）に関しては、実施されている活動の性格及び専門性が多様であることを反映するために、その詳細度が大幅に向上した。
255. 情報及び文化生産物の生産と販売；これらの生産物、データあるいはコミュニケーションの伝達または配信方法の提供；情報技術；データ処理及びその他の情報サービス、を結合させて大分類 J（情報通信業）が新設された。この大分類には、おもに、ソフトウェア出版を含む出版業（中分類 58）、録画と録音（中分類 59）、ラジオとテレビ放送ならびに番組制作（中分類 60）、電気通信（中分類 61）、情報技術（中分類 62）、その他の情報サービス（中分類 63）が含まれている。これらの活動は、I S I C 第 3.1 版では、大分類 D（製造業）、大分類 I（運輸、保管、通信）、大分類 K（不動産、賃貸及び事業活動）、大分類 O（その他の地域、社会、個人サービス）に分かれて分類されていたので、過去の I S I C との比較可能性という点で影響が大きい。しかし、情報通信の扱い方を新しくすることにより、これらの実際の活動が持つ特徴との整合性の高いアプローチが実現する。
256. 大分類 K（金融・保険業）においては、経済生産の部門において、従来の I S I C の対象範囲には入っていない 2 つの細分類が導入された。すなわち、細分類 6420（持ち株会社）と細分類 6430（信託、基金及び類似の金融機関）である。
257. I S I C 第 3.1 版において、“不動産、賃貸及び事業活動”というタイトルが付けられていた大分類は、I S I C 第 4 版では 3 つに分割された。不動産業は、国民経済計算におけるその規模と重要性を鑑み、独立した大分類（大分類 L）となった。その他の活動は、高度の訓練を必要とし、ユーザーに専門知識とスキルを提供する活動をその対象とする大分類 M（専門・科学・技術サービス業）と、一般事務のサポートを提供し、専門知識移転を伴わない活動をその対象とする大分類 N（管理・支援サービス業）の 2 つに分割された。コンピュータ及び関連活動（I S I C 第 3.1 版では中分類 72）は、第 4 版ではこの大分類に含まれない。コンピュータの修理は、大分類 S の家庭用品の修理に分類され、一方、ソフトウェアの出版及び IT は、新設の大分類 J に分類される。
258. 教育（大分類 P）が対象とする範囲は大きく変化し、専門的なスポーツ、文化及びその他の教育、また、専門のサポートサービスを含むようになった。
259. 大分類 Q（保健衛生及び社会事業）では詳細カテゴリーの数が増加し、I S I C の従来版では 1 つだった中分類が 3 つになった。さらに、“医療保健”に的を絞ることで、経済において重要なこの分野を測定するツールとして I S I C の利用価値が増した。その結果、獣医は、この大分類の対象外となり、大分類 M（専門・科学・技術サービス業）の中の中分類として独立した。
260. I S I C 第 3.1 版の大分類 O（その他の地域、社会、個人サービス）のほとんどが、I S I C 第 4 版では、上述したように、大分類 E（水供給業、下水処理並びに廃棄物管理及び浄化活動）と大分類 J（情報通信業）に移動した。その他の活動は、新たな大分類である、大分類 R（芸術、

娯楽、レクリエーション業)と大分類S(その他のサービス業)に再分類された。その結果、創作芸術、図書館、ギャンブルなどの活動は、中分類レベルに格上げされた。コンピュータ及び個人用品ならびに家庭用品の修理(ISC第3.1版では、細分類5260と細分類7250)は、第4版では、新設の大分類Sに分類される。